
岡山県環境白書
The Environment of Okayama
平成22年版
2010



はじめに

岡山県知事 石井 正弘

21世紀は「環境の世紀」と言われており、地球環境問題に対して様々な世界的取組が進められています。日本においては、温室効果ガスの排出を1990年比で2020年までに25%削減するという目標達成のため、「環境と経済の両立」の実現に向けた取組が進められています。また、昨年10月には「生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)」が名古屋市で開催され、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けての具体的な取組が各地で始まりつつあります。こうした中で、地域社会においても、私たち一人ひとりが環境保全について考え、実践し、協働の輪を広げていくことが求められています。

岡山県は、緑深い中国山地や穏やかな瀬戸内海、豊富な水量を誇る吉井川、旭川、高梁川の三大河川など、豊かで多様な自然に恵まれ、古くから独自の文化や特色ある産業を育んできました。健全で恵み豊かな環境を将来の世代へ引き継ぐために、社会情勢や環境問題を取り巻く状況の変化に対応しながら、環境負荷の低減や持続可能社会の構築、地球環境保全に向けて取り組んでいく必要があります。こうした中、県では“暮らしやすさ日本一”の岡山の実現を目指し、「新おかやま夢づくりプラン」の中で、「水と緑プログラム」「地球環境プログラム」などの戦略プログラムを重点的に推進しており、さらに、「新岡山県環境基本計画(エコビジョン2020)」に基づき「より良い環境に恵まれた持続可能な社会」に向けて、県民、事業者、環境NPOなどの参加と協働による快適な環境の保全と環境と経済が好循環する仕組みづくりを目標として、各種施策を総合的に推進しています。

この環境白書は、岡山県環境基本条例第8条に基づき、平成21年度における本県の環境の状況や環境保全のために講じた施策などを中心に掲載し、公表するものです。県民の皆様が環境問題を考え、研究や活動に取り組むためにご活用いただければ幸いです。

平成23年(2011年)2月

注記

- 1 本白書に掲載した資料、数値等は、原則として平成21年度末現在のものである。
- 2 本文中(※)を付した語は、資料編P229「環境用語の解説」に掲載している。
- 3 本白書全文は、岡山県環境文化部環境企画課ホームページ上
(http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=238)で公開している。

目 次

第1章 総合的環境保全

1 基本的な方針	1
(1)岡山県環境基本条例の概要	1
(2)岡山県環境基本計画	2
(3)グリーンオフィス推進プログラム	3
(4)環境マネジメントシステム	5
2 公害防止対策	6
(1)公害防止計画	6
(2)公害防止協定	7
(3)公害苦情処理	8
(4)公害防止管理者等	9
3 環境保全の推進体制等	10
(1)環境保全行政組織(平成22年度)	10
(2)環境審議会	11
(3)自然環境保全審議会	12
(4)岡山県環境保健センター	13
(5)岡山県環境保全基金	13

第2章 地域から取り組む地球環境の保全

1 地球温暖化対策	14
(1)地球温暖化の状況	14
(2)地球温暖化防止対策の推進	15
(3)星空観察の実施	17
(4)フロン類対策	18
2 酸性雨対策	19
3 国際貢献	19

第3章 循環型社会の形成

1 3Rの推進	20
(1)循環型社会形成推進条例の施行	20
(2)おかやま・もったいない運動の推進	20
(3)各種リサイクル法の推進	21
(4)岡山エコタウンの推進	22
2 一般廃棄物の状況と対策	23
(1)一般廃棄物の状況	23
(2)一般廃棄物の適正処理対策	26

3 産業廃棄物の状況と対策	28
(1)産業廃棄物の状況	28
(2)産業廃棄物の適正処理対策	30
(3)公共関与産業廃棄物処分場の建設	32
(4)焼却施設のダイオキシン対策	33
(5)ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理の推進	33
(6)農業用廃プラスチックの適正処理の推進	33

第4章 安全な生活環境の確保

1 大気環境の保全	34
(1)大気環境の概況	34
(2)平成21年度環境大気の常時監視結果	34
(3)大気保全対策	38
(4)アスベスト対策	44
2 水環境の保全	46
(1)水環境の状況	46
(2)水質保全対策	48
(3)瀬戸内海の水環境保全対策	51
(4)児島湖の水環境保全対策	53
(5)海域環境の修復・創造	54
3 騒音・振動・悪臭の防止	55
(1)騒音・振動の現状と対策	55
(2)工場・事業場の騒音・振動対策	56
(3)悪臭の状況と対策	56
4 土壌・地下水汚染対策	58
(1)地下水の状況	58
(2)土壌・地下水汚染の防止対策	58
5 有害物質対策	59
(1)ダイオキシン類対策	59
(2)有害大気汚染物質対策	60
(3)特定化学物質対策(PRTR)	61
(4)岡山県化学物質環境モニタリング調査	63
(5)化学物質環境実態調査	63
6 環境放射線の監視	64
(1)(独)日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターに係る環境保全協定の締結等	64

(2)原子力と安全対策	66
-------------	----

第5章 自然と共生した社会の形成

1 優れた自然環境の保全	67
(1)県自然環境保全地域等の指定と整備	67
(2)自然と調和した開発指導	67
(3)自然保護思想の普及等	68
(4)希少野生動植物の保護	68
(5)外来生物対策の推進	69
2 自然公園等の保護と利用	69
(1)自然公園の指定	69
(2)自然公園の保護と管理	73
(3)中国自然歩道	74
(4)自然公園等の施設整備	75
(5)温泉の保護と利用	75
3 野生鳥獣の保護と狩猟	76
(1)鳥獣保護思想の啓発	76
(2)狩猟の適正化	77
(3)野生鳥獣による被害対策	77
4 水とみどりの潤い空間の保全と創出	78
(1)水辺環境の保全と創出	78
(2)森林の保全	78
(3)身近なみどりの保全と創出	78

第6章 参加と協働による快適な環境の保全

1 協働による環境保全活動の促進	80
(1)環境パートナーシップの形成促進	80
(2)ソーシャルビジネスの育成支援	80
(3)アダプト事業の推進	80
(4)イベント等のエコ化の推進	80
(5)協働事業の実施状況	80
2 環境学習の充実	82
(1)岡山県環境学習の進め方の策定	82
(2)移動環境学習車「さんよう号」の活用	82
(3)NPO等環境団体との協働による 環境学習の推進	82
(4)こどもエコクラブ活動	82
(5)環境学習エコツアー事業	83
(6)環境学習拠点施設	83
(7)清流保全教育	83

(8)環境月間	83
(9)その他の普及啓発	83
(10)学校教育	84

3 景観の保全と創造	85
(1)大規模行為の届出	85
(2)景観モデル地区	85
(3)背景・借景の保全	86
(4)アドバイザーの活用	86
(5)市町村景観対策の推進	87
(6)普及啓発	87
4 快適な生活環境の保全	87

第7章 環境と経済が好循環する仕組みづくり

1 環境に配慮した事業者の育成・拡大	88
(1)環境マネジメントシステムの普及拡大	88
(2)企業の環境対策の促進	88
(3)環境保全のための費用負担意識の普及	88
2 環境ビジネスの拡大	89
(1)グリーン購入等の推進	89
(2)省エネルギー機器等の普及啓発	90
(3)安全・安心な農林水産物の生産	90
3 環境産業の創出・育成	91
(1)環境関連分野、バイオ関連分野等の 研究開発支援	91
(2)循環型産業クラスターの形成	91
(3)バイオマスの利活用推進	92
4 環境影響評価の推進	93

第1章 総合的環境保全

1 基本的な方針

(1) 岡山県環境基本条例の概要

国の「環境基本法」^(※)の理念その他の枠組みを踏まえつつ、地域におけるこれからの環境保全に関し基本となる枠組みと方向性を示す「岡山県環境基本条例」^(※)を平成8年10月に制定した。

環境基本条例では、環境の保全及び創造を図る上で、次の3点の基本理念が掲げられている。

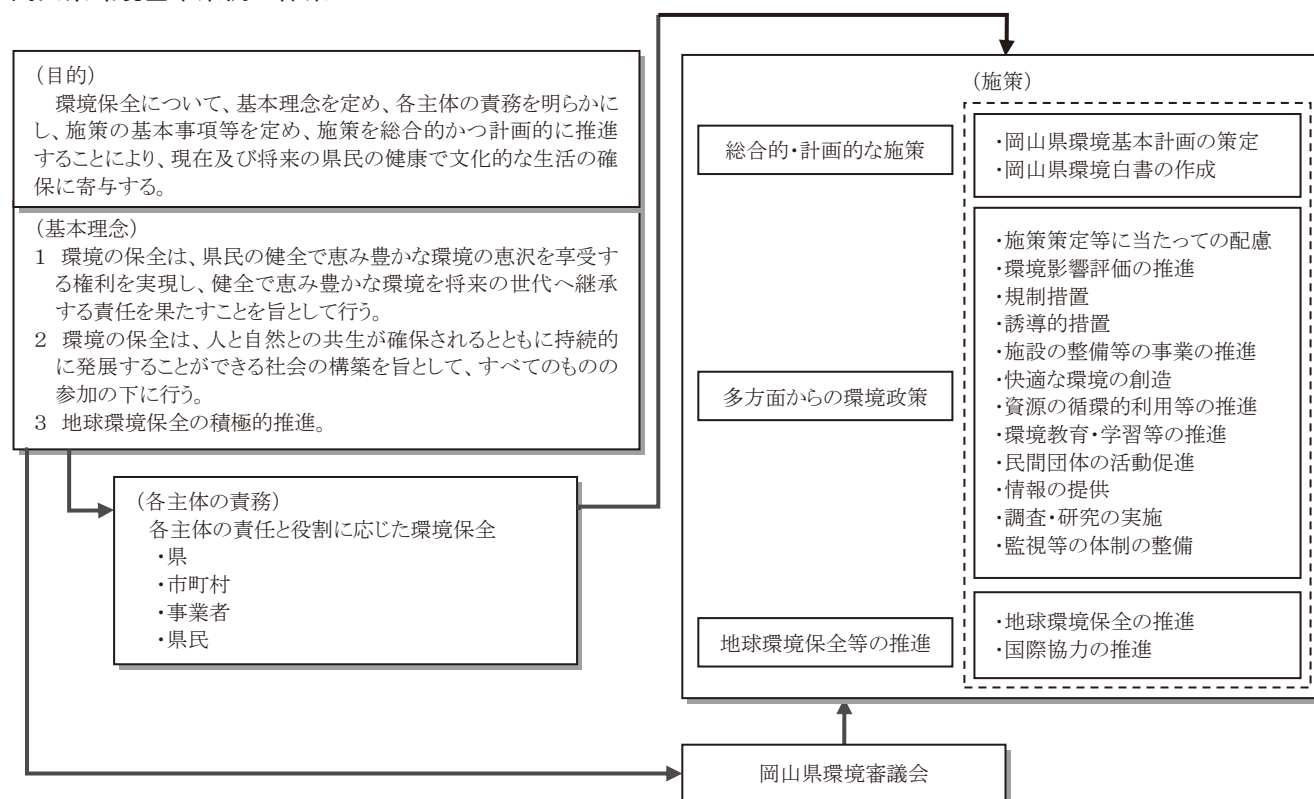
- ①健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受し、将来の世代へ継承すること
- ②環境への負荷を低減し、人と自然が共生する持続的発展が可能な社会の構築を、すべてのものの参加のもとに行うこと

③地球環境保全を積極的に推進すること

こうした基本理念にのっとり、県及び市町村は、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施するとともに、それぞれが実施する環境の保全に関する施策について、相互に支援又は協力するよう努めることとしている。事業者は、事業活動のすべての段階において環境の保全に配慮することを責務としている。県民についても、日常生活に伴う環境への負荷の低減と環境の保全に努めることを求めている。

(資料編 P95参照一条文掲載)

岡山県環境基本条例の体系



(2)岡山県環境基本計画^(※)

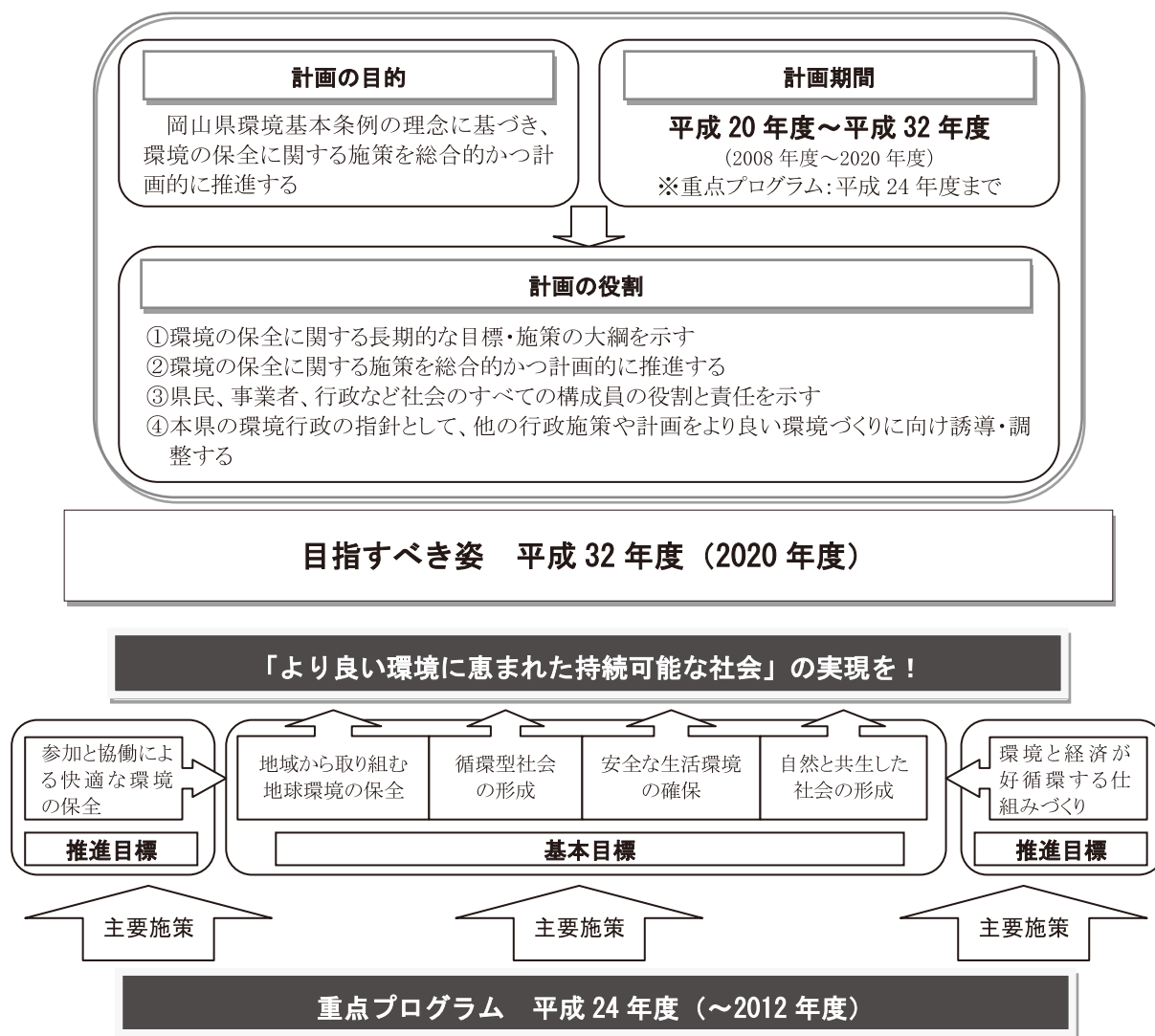
<計画の目的>

岡山県環境基本計画は、岡山県環境基本条例に基づき策定する、総合的かつ長期的な目標、施策の大綱である。環境基本計画は、県民が健全で恵み豊かな環境の恩恵を享受する権利を実現するとともに、それを将来の世代へ伝えていくという責任を果たすこと、行政だけでなく県民や事業者など社会のすべての構成員の参加のもと、社会経済活動等による環境への負荷をできる限り低減し、人と自然が共生する持続的発展が可能な社会を構築す

ること、地球環境保全を積極的に推進すること、という条例の基本理念の実現を図ることを目的としている。

平成10年3月、本県としては初めての環境基本計画である「岡山県環境基本計画(エコビジョン2010)」を策定、平成14年度において改訂を行い、平成20年2月には、社会情勢の変化や環境を取り巻く状況に対応するため、計画を全面的に見直し、新たに「新岡山県環境基本計画(エコビジョン2020)」を策定した。

新岡山県環境基本計画(エコビジョン2020)の概要



＜基本的な考え方＞

新環境基本計画では、2020年度までを計画期間とし、「より良い環境に恵まれた持続可能な社会」を目指し、環境の側面ごとにみると「省エネルギー」、「資源の循環」、「安全な生活環境」、「自然との共生」を実現するとともに、「中国山地エリア」、「吉備高原里山エリア」、「市街地・田園エリア」、「瀬戸内海エリア」ごとに実現すべきイメージを示している。また、目標の達成のため、「地域から取り組む地球環境の保全」「循環型社会の形成」「安全な生活環境の確保」「自然と共生した社会の形成」を基本目標に、「参加と協働による快適な環境の保全」「環境と経済が好循環する仕組みづくり」を推進目標として、環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を行うこととしている。

＜推進体制＞

計画の推進にあたっては、「計画の策定」、「施策の実施」、「進捗状況の把握」、「計画の見直し」の一連の手続を管理する環境マネジメントシステムの手法により、実効性を確保している。

また、県庁内に設置した「環境基本計画推進会議」により、計画を総合的かつ計画的に推進するとともに、関係団体(市町村を含む)、県民、県関係部局などで構成する「プロジェクト推進会議」などにより県民総ぐるみでの取組を推進している。

さらに、環境審議会に設置した「政策部会」により、計画の進捗状況等について必要な指導助言を受けている。

＜プロジェクト推進会議の状況＞

①岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会議

(平成12年4月設置)

【委員構成】 21名

学識経験者、事業者団体、NPO、義務教育関係者、市町村等

【事務局】 岡山県生活環境部循環型社会推進課

【事業】

廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用に関する計画の策定及び施策の企画立案等

【平成21年度における取組状況】

＜開催年月日＞

・全体会議

平成21年5月26日

・ワーキング

平成21年4月20日、平成22年1月8日

・レジ袋削減検討会

平成22年1月29日、

平成22年2月12日(市町村も参加)

＜内 容＞

マイバッグ運動、岡山県統一ノーレジ袋デー(仮称)の創設について、おかやま・もったいない運動推進事業等

②地球温暖化防止プロジェクト推進会議

(平成10年10月設置)

【会員構成】 17名

地球温暖化防止に関わる専門的な知識を持つ有識者と県民、事業者、行政の各種団体等の推薦する者

【事務局】 岡山県生活環境部環境政策課

【推進施策】

エコライフ・エコオフィスの推進、森林整備及び県民参加の森林づくりの推進、太陽光発電等の新エネルギーの活用等

【平成21年度における取組状況】

＜開催年月日＞ 平成22年3月18日

＜内 容＞

岡山県省エネルギービジョンの進捗状況について、「おかやまエコ&フードフェア2009」の共催等

＜環境基本計画の実施状況＞

計画目標ごとの達成状況等の取りまとめを毎年度行っている。(資料編 P100参照)

(3)グリーンオフィス推進プログラム

県は、環境保全施策を実施する行政機関としての役割を持つ一方で、事業者・消費者としての経済活動も行っており、組織の規模も大きいことから、オフィスワークを中心とした活動が環境に及ぼす影響は大きなものとなっている。

こうしたことから、平成10年11月に県の率先行動として「グリーンオフィス推進プログラム(通称：GOP)」を策定し、県のすべての組織で日常的な事務の実施における省資源・省エネルギー、グリーン購入^(※)、廃棄物の減量などを進めている。

平成13年3月には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体の温室効果ガスの

排出抑制等のための計画として位置づけ、平成17年度を目標年度として改正を行った(第2期計画)。

また、第2期計画期間の終了に伴い、平成18年3月には平成22年度における目標値などを設定し改正を行った(第3期計画)。

取組の状況

取組目標	目標 (平成22年度)	実績 (平成21年度)	備考
*自動車燃料使用量の節減	2,832,000L以下	2,608,401L	ガソリン・軽油
*庁舎用等燃料使用量の節減	1,998,000L以下	1,296,253L	灯油・A重油
*電力使用量の節減	92,739,000kWh以下	84,007,709kWh	道路照明、信号機、滑走路照明は除く
複写機用紙使用量の節減	105,806,000枚以下	112,289,097枚	
事務用封筒使用量の節減	681,000枚以下	466,005枚	角形一般文書用
水道水使用量の節減	1,208,000m ³ 以下	962,364m ³	
廃棄物の排出量の削減	2,189,000kg以下	2,610,902kg	
温室効果ガスの排出量	55,251t-CO ₂	73,649 48,029 t-CO ₂	

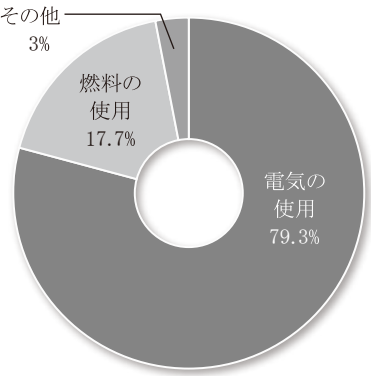
(注) 1 取組目標欄の*印は、直接的に温室効果ガスの削減に関する取組項目
2 道路照明、信号機、滑走路照明等の使用・維持により排出する温室効果ガスについては、排出量の把握は行いが、目標及び実績から除いている
3 温室効果ガスの排出量は、電力などのエネルギー使用量に係数を乗じて試算している。実績値の上段は「地球温暖化対策推進法」に定められた当該年度の係数、下段は「地球温暖化対策推進法」に定められた基準年(平成16年度)の係数を用いている。
4 温室効果ガスの排出量は、平成22年度において平成16年度対比4.2%削減を目標としている

県の事務事業に伴う温室効果ガスの排出状況

排出要因	ガスの種類	16年度	21年度	備考
燃料の使用	CO ₂ , CH ₄ , N ₂ O	19,510	13,002	△33.4%
電気の使用	CO ₂	35,488 43,546	58,427 68,837	64.6% 58.1%
その他	CO ₂ , CH ₄ , N ₂ O, HFC	2,702	2,220	△17.8%
合計		57,500 65,758	73,649 84,059	28.1% 27.8%

(注) 1 備考欄は、平成16年度との対比
2 「電気の使用」「合計」欄の下段は、道路照明、信号機、滑走路照明等の使用・維持分を含めた排出量
3 「その他」欄は、自動車の走行、カーエアコンの使用、農畜産物など

排出要因別温室効果ガスの構成割合(平成21年度)



(4)環境マネジメントシステム^(※)

地球温暖化など複雑多様化する環境問題がクローズアップされている中、企業等において、各種法令で定められている環境の規制基準の遵守のみにとどまらず、自主的に環境に対して与えている影響を低減させる取組が進められている。

これらの取組を進める体制、手順等を環境マネジメントシステム(EMS)といい、これについて国際標準化機構(ISO)が定めた規格がISO14001^(※)である。

ISO14001規格のEMSは、経営方針の中に環境方針を取り入れ、その環境方針に基づいて計画を立て、実施し、点検・是正を行い、システムの見直

しを行うという企業活動の展開の中で、企業の活動、製品またはサービスによる環境負荷^(※)(著しい環境影響)や環境リスクを低減し、発生を予防するための行動を継続的に改善していくことをその目的とする。

岡山県においては、平成10年3月に策定した環境基本計画(エコビジョン2010)をベースとして、県本庁舎の事務事業を対象とした環境マネジメントシステムを導入したが、より効果的かつ効率的な仕組みとするため、原則として対象を県立学校や警察署なども含めた全ての県組織に拡大した「新環境マネジメントシステム」の本格運用に向けての試行を実施した。

2 公害^(※)防止対策

公害の発生を防止するため、「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」、「岡山県環境への負荷の低減に関する条例^(※)」などに基づく規制、公害防止計画の策定と推進、県南主要企業との公害防止協定の締結など、各種の公害防止施策を実施している。また、工場立地時における公害防止対策の指導、緑地の保全、工場における公害防止組織の整備の指導など、関連する施策を推進してきた。

今後とも、法令等による規制基準の遵守、徹底を図るほか、監視体制の充実により未然に環境汚染の防止に努める。さらに公害防止計画^(※)策定地域にあっては、引き続き、関係自治体と連携を図りながら、計画に基づく総合的な公害防止対策を実施するほか、公害防止協定の締結による地域の実態に応じた公害防止対策を推進することとしている。

(1) 公害防止計画

< 公害防止計画策定地域の概要 >

① 岡山・倉敷地域公害防止計画

平成20年度から平成22年度までを計画期間とする第5次の「岡山・倉敷地域公害防止計画」を推進している。

この計画は、昭和46年度以来、倉敷市を対象とした「水島地域公害防止計画」及び昭和50年度以来の岡山市などを対象とした「岡山地域公害防止計画」の2つの公害防止計画を一本化したもので、対象地域としては、岡山市、倉敷市、玉野市及び早島町の3市1町となっている。

この地域では、汚染物質の排出の低減、排出総量の抑制などの公害防止に関連する諸施策を総合的に推進したことにより、長期的には改善の傾向が見られるものの、都市型公害の増大や廃棄物の適正処理の問題にみられるように公害が複雑・多様化してきている。

また、近年では山陽自動車道や国道2号などの幹線道路に起因する自動車交通公害、有害化学物

質^(※)の使用による新たな環境汚染の問題、生活排水による都市内河川や児島湖の水質悪化など新たな環境問題への対応が緊急の課題となっている。

このような状況のもと、産業活動に起因する公害防止対策を推進するとともに、ベンゼンによる大気汚染防止対策、自動車交通公害対策、都市内河川及び児島湖の水質汚濁^(※)対策を主要課題として位置づけた公害防止計画に盛り込まれた諸施策を総合的に推進した。

② 備後地域公害防止計画

平成16年度から平成22年度までを計画期間とする第7次の「備後地域公害防止計画」を推進している。平成20年度に、計画期間を当初の5カ年から7カ年とする変更計画を策定した。

この地域では、昭和49年度を初年度として平成15年度まで6次にわたって計画が策定され、それに基づき公害の防止に関する諸施策を実施した結果、環境質の状況が改善してきたため、平成16年度の環境大臣の策定指示では、2市1町(広島県側)が計画地域の対象外とされ、策定地域は、笠岡市、三原市、福山市の3市となっている。

しかし、浮遊粒子状物質^(※)及び光化学オキシダント^(※)による大気汚染^(※)、河川・海域における水質汚濁、自動車交通公害についてはさらに改善すべき問題が残されていることから、本計画で、自動車交通公害対策、備讃瀬戸の水質汚濁対策などを主要課題と位置づけ、公害防止計画に盛り込まれた諸施策を総合的に推進した。

< 公害防止計画の推進・進行管理 >

岡山・倉敷地域については、平成20年度、備後地域については平成16年度にそれぞれ新計画が承認され、前計画に引き続き、事業者、県及び関係市町において総合的な公害防止に係る施策を講じている(備後地域については、平成20年度に変更計画を策定)。特に、備後地域については広島県との県境地域であり広島県と連携を緊密にし、地域の総合的な公害防止対策を推進している。

なお、それぞれの地域における公害防止対策事業の進捗状況調査を毎年実施して公害防止計画の進行管理を行ってきた。(資料編 P106参照)

(2) 公害防止協定

< 公害防止協定の締結 >

県では、国の環境関係法令の規制基準を補完し、また、地域における公害防止対策を推進するため、企業と市町村との公害防止協定(環境保全協定)の締結を推進してきている。

締結に当たっては、原則的に市町村と企業が当事者となることとしているが、特にその影響が広域に及ぶと判断される大規模発生源を持つ企業、又は「電気事業法」等の規制を受け、知事権限が及ばない企業のうち、必要と認めるものは、県も当事者に加わっている。

県が当事者となっているものは、倉敷市水島地域の企業等9企業(グループ)との9協定で、これらの公害防止協定に基づき、新增設計画の事前審査、指導を行うなど協定のフォローを行っている。

平成21年度には、水島地域の企業等との協議が36件あり、環境保全等について審査指導を行った上で、これらの計画を了承している。

公害防止協定に基づく事前審査・指導件数の推移

年度	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
件数	47	18	24	52	49	25	50	54	47	36

< 市町村に対する指導 >

県では、市町村が独自に、地域住民から苦情のある工場や新規立地を行う企業と協定を締結する場合は、必要な指導を行っている。

県としては、昭和49年に定めた「企業立地に伴う環境保全指導マニュアル」(平成6年改訂)により協定のモデルを市町村に示しており、また、審査、協定への立会等について市町村から要望があるものについては、実態に即したきめ細かい協定を締結するよう指導している。

また、市町村等の要望に応じ、企業誘致に伴う事前審査を行い、立地に当たって事前に環境保全上

の配慮を求めることとしている。

企業誘致に伴う指導件数の推移

年度	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
件数	8	0	5	4	5	11	10	4	2	3

(3) 公害苦情処理

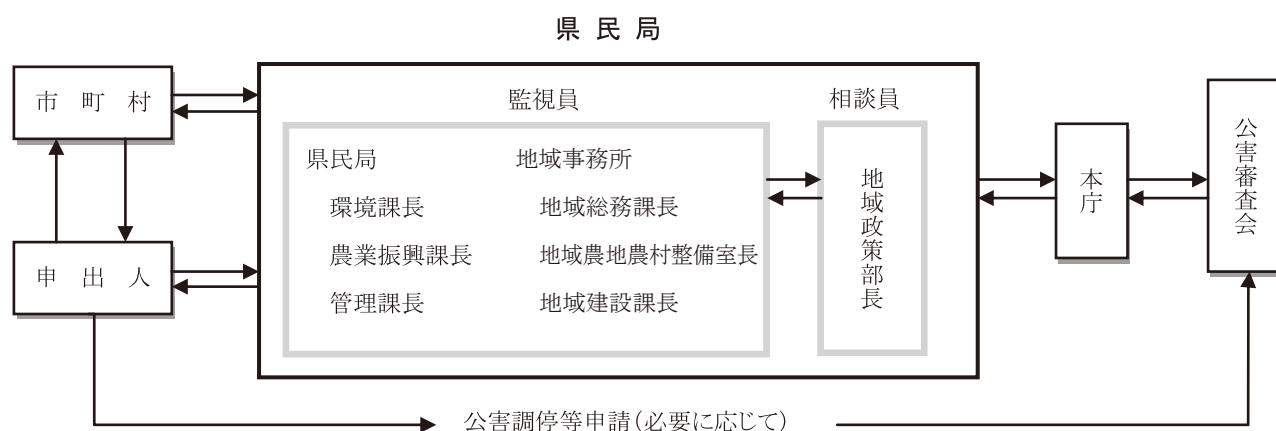
< 公害苦情の処理体制 >

公害苦情については、市町村が第1次苦情処理機関となるが、2つ以上の市町村にまたがる場合や内容が複雑で市町村において処理が困難である場合などは、県が処理することとしている。

苦情処理に当たっては、市町村等の関係機関と連携して処理を行うとともに、県に公害苦情相談員、公害監視員を設置し、適切な対応を図るようにしている。公害苦情相談員は、各部局に関係する問

題や難処理事案について、調整し、解決を図るために、本庁関係課及び各県民局に配置している。(平成22年3月末現在13人)。公害監視員については、公害苦情相談員と協力して、県下各地で発生する公害を速やかに把握し、その対策を迅速かつ適正に推進するために、各県民局、支局に配置している(平成22年3月末現在26人)。

また、専門的調査・分析については、必要に応じ環境保健センター等に協力を求めている。



< 公害苦情件数 >

公害苦情の件数は、昭和50年をピークに減少傾向を示し、昭和59年ごろから多少の増減はあるもののほぼ横ばいとなっていたが、平成8年度から増加傾向に転じたが、その後平成15年度からはほぼ横ばいである。

なお、全国の公害苦情件数も岡山県とほぼ同様の傾向を示している。

< 公害審査会 >

公害に関する紛争を解決するため、県では「公害紛争処理法」に基づき、「岡山県公害紛争処理条例」を昭和45年11月から施行しており、公害に係る紛争について、あっせん、調停及び仲裁を行う「岡山県公害審査会」を設けている。

近年の公害苦情受付件数の推移

種類 年度	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	その他	計
12年度	373	250	2	101	18	0	116	159	1,019
13年度	476	294	4	108	29	0	155	204	1,270
14年度	521	292	0	134	17	1	189	286	1,440
15年度	458	360	4	126	17	0	149	295	1,409
16年度	359	272	2	119	19	0	114	225	1,110
17年度	374	275	0	152	20	0	123	327	1,271
18年度	326	269	8	145	22	0	119	345	1,234
19年度	284	335	6	160	27	0	108	247	1,167
20年度	292	361	7	152	23	0	91	313	1,239
21年度	236	243	1	131	18	0	121	330	1,080

近年の公害調停等申請件数の推移

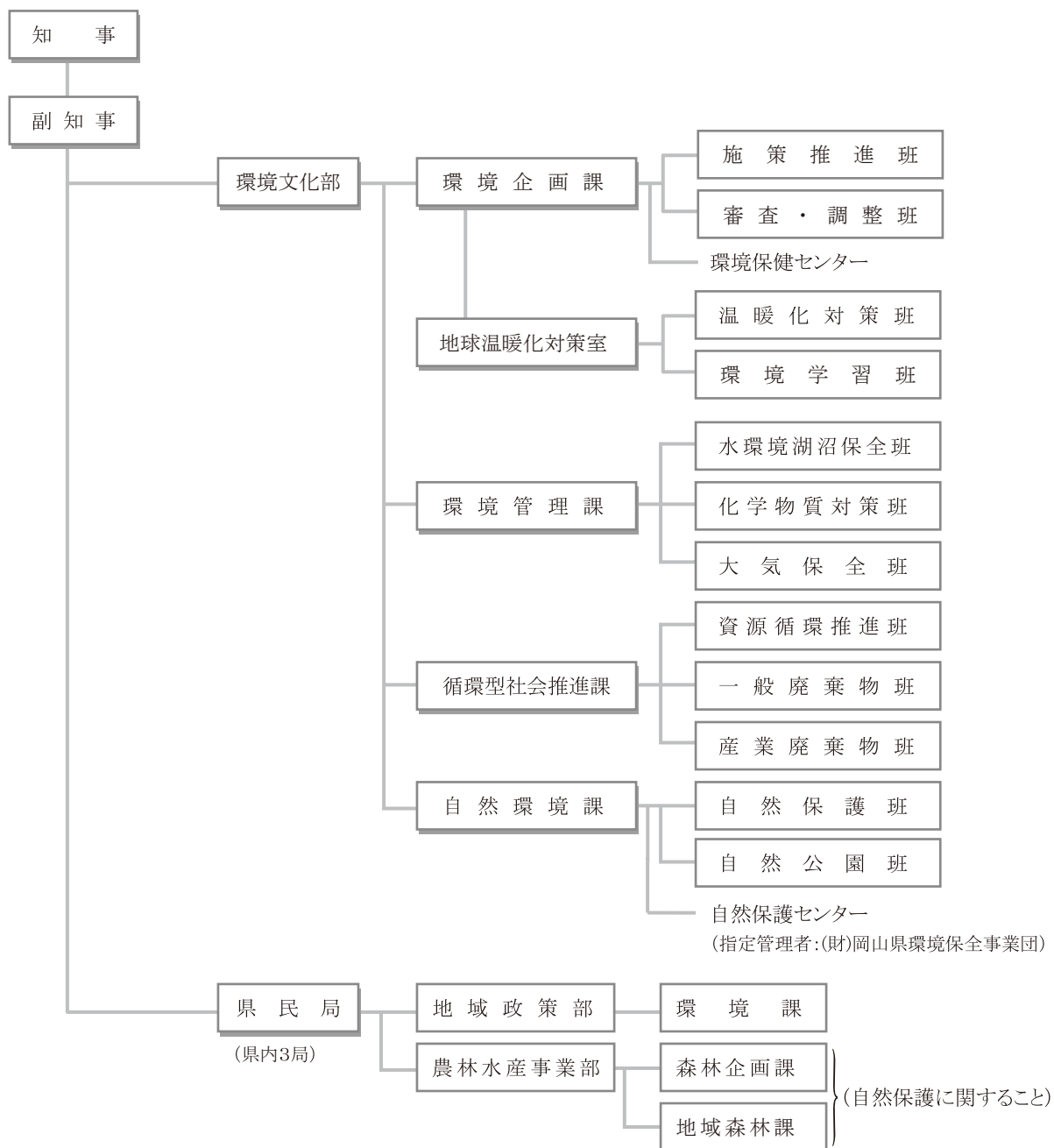
年度	14	15	16	17	18	19	20	21
件数	0	1	1	0	1	1	1	0

(4)公害防止管理者^(※)等

昭和46年に制定された「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」は、産業公害の発生源となる工場内に公害防止組織を整備し、公害防止に万全を期すことを目的にしている。製造業、電気供給業、ガス供給業等に属し、一定規模以上の特定のばい煙発生施設、汚水等排出施設、騒音・振動^(※)発生施設等を設置している工場が、この法律の適用を受けることになる。これらの工場を設置している事業者は、その規模に応じて、公害防止統括者、公害防止主任管理者、公害防止管理者等を選任し、知事又は市町村長に届け出ることとなっている。

3 環境保全の推進体制等

(1) 環境保全行政組織(平成22年度)



(2)環境審議会

「環境基本法」の規定に基づき、「岡山県環境審議会条例」を設け、「岡山県環境審議会」^(※)を設置している。

環境審議会は、環境の保全に関し基本的な事項について調査・審議するために設置されるもので、

国においては中央環境審議会^(※)が置かれている。

岡山県環境審議会は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員40人以内で構成され、政策部会、景観部会、水質部会、大気部会、廃棄物対策部会の5部会が置かれており、必要に応じ専門の事項を調査・審議している。(資料編 P106参照)

岡山県環境審議会委員名簿

(平成 22 年 3 月 31 日現在)

氏 名	所 属 部 会					所 属 等
	政 策	景 観	水 質	大 気	廃棄物対策	
今井 真貴子		○				(有)御園専務取締役
澁谷 俊彦		○				山陽学園短期大学総合人間学部生活心理学科教授
住吉 良久		○				岡山県議会議員
千葉 喬三	○	○				岡山大学学長
永富 真理		○				(有)祐之花建築プロデュース代表取締役
富士田 亮子	○	○				岡山大学大学院教育学研究科教授
沖 陽子			○			岡山大学大学院環境学研究科教授
河原 長美	○		○			岡山大学大学院環境学研究科教授
小林 秀司			○			岡山理科大学理学部動物学科准教授
鈴木 茂之			○			岡山大学大学院自然科学研究科准教授
飛山 美保			○			おもてまち法律事務所弁護士
逸見 眞理子			○			ノートルダム清心女子大学人間生活学部食品栄養学科准教授
大島 光子	○			○		岡山大学大学院自然科学研究科准教授
角南 重夫	○			○		川崎医療福祉大学医療技術学部教授
高橋 正徳				○		岡山大学大学院社会文化科学研究科准教授
谷口 守				○		筑波大学大学院システム情報工学研究科教授
中桐 佐智子				○		藍野大学医療保健学部学長
根岸 友恵				○		岡山大学大学院医歯薬学総合研究科准教授
森田 亜紀				○		倉敷芸術科学大学芸術学部教授
阿部 宏史					○	岡山大学大学院環境学研究科教授
井頭 昭子					○	吉備国際大学社会福祉学部非常勤講師
岡本 輝代志	○				○	岡山商科大学学長補佐
高瀬 喜与江					○	エコウェーブおかやま代表
内藤 はま子					○	環境カウンセラー
野上 祐作	○				○	岡山理科大学理学部教授
山下 広美					○	岡山県立大学保健福祉学部栄養学科教授
合計 26 名	7	6	6	7	7	

※順序は、部会ごとに 50 音順である。

特別委員	部 会	所属等
吉 田 浩 子	政 策	川崎医療福祉大学医療福祉学部医療福祉学科教授
宮 林 英 子	政 策	(財)日本鳥類保護連盟岡山県支部監事
高 橋 正 徳(再掲)	政 策	岡山大学大学院社会文化科学研究科准教授

(3) 自然環境保全審議会

「自然環境保全法」等の規定に基づき、「岡山県自然環境保全審議会条例」を設け、「岡山県自然環境保全審議会」を設置している。

自然環境保全審議会は、自然環境の保全に関す

る重要事項等を調査審議するために設置されているもので、学識経験のある者及び関係行政機関の職員で構成されており、現在25人。審議会の円滑な運営を図るため、自然保護部会、鳥獣部会、温泉部会の3部会を設置している。

(資料編 P204参照)

岡山県自然環境保全審議会委員名簿

(平成22年3月31日現在)

氏 名	所 属 部 会			所 属 ・ 職 業
	自然保護	鳥 獣	温 泉	
青 野 孝 昭	○			元倉敷市立自然史博物館館長
栗 野 諭 美	○			岡山天文博物館館長
伊 谷 原 一	○			(株)林原生物化学研究所類人猿研究センター所長
高 橋 正 徳	○			岡山大学大学院社会文化科学研究科准教授
千 葉 喬 三	○			岡山大学長
西 平 直 美	○			岡山県自然保護センター友の会幹事
波 田 善 夫	○			岡山理科大学学長
宮 林 英 子	○			(財)日本鳥類保護連盟岡山県支部監事
阿 蘇 品 勉	○			環境省中国四国地方環境事務所統括自然保護企画官
梅 川 博		○		(社)岡山県猟友会会長
高 橋 英 士		○		岡山県議会議員
忠政智登士		○		池田動物園副園長
林 秀 信		○		弁護士
藤原香代子		○		岡山県農業協同組合中央会生活福祉対策室長
丸 山 健 司		○		(財)日本野鳥の会岡山県支部長
森 野 真 理		○		九州保健福祉大学薬学部准教授
吉 田 浩 子		○		川崎医療福祉大学医療福祉学部教授
森 隆 繁		○		岡山森林管理署長
石 部 律 子			○	岡山県商工会女性部連合会相談役
工 藤 芳 子			○	岡山理科大学理学部講師
鈴 木 茂 之			○	岡山大学大学院自然科学研究科准教授
竹 内 真 理			○	岡山大学大学院社会文化科学研究科准教授
西 垣 誠			○	岡山大学大学院環境学研究科教授
野 口 信 行			○	前岡山県健康づくり財団理事・環境部長
古 江 ちづ子			○	岡山県薬剤師会理事
合 計 25 名	9	9	7	

(4)岡山県環境保健センター

岡山県環境保健センターは、環境、保健行政の基本を支える総合的試験研究機関として、環境保全と保健衛生に関する調査研究、試験検査、情報の提供・解析、研修・指導などを行っている。

(5)岡山県環境保全基金^(※)

地域に根ざした環境保全活動を展開し、潤いと安らぎのある快適な環境づくりを推進するため、基金の運用益収入を財源として、事業に活用することを目的に設立された。

基金の使途としては、環境保全普及啓発などのソフト事業の財源として活用され、平成21年度は4事業9,305千円を使用し、事業を展開した。

岡山県環境保全基金の状況 (単位:千円)

平成 21 年度末残高	うち累積寄付金
889,103	540,173

〈地域グリーンニューディール基金〉

地球温暖化対策や廃棄物処理の推進などの環境対策を実施することにより、当面の雇用創出と中長期的に持続可能な地域経済社会の構築を図るもので、国から平成21年度地域環境保全対策費等補助金(地域グリーンニューディール基金)の交付を受けて造成した。基金額は805百万円であり、平成21年度から平成23年度の3年間で、県や市町村の公共施設への太陽光発電等の設置やPCB対策等に活用する。

第2章 地域から取り組む地球環境の保全

1 地球温暖化対策

(1) 地球温暖化^(※)の状況

<二酸化炭素^(※)の排出状況>

大気中に微量に含まれる二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素などは、太陽から地球に降り注ぐ光(放射エネルギー)は素通しさせるが、暖まった地球から放射される熱(赤外線エネルギー)は吸収する性質を持っている。このように、地球を暖める性質を持つ気体を「温室効果ガス^(※)」と呼ぶ。温室効果ガスのうち、二酸化炭素は、主に化石燃料(石油、石炭等)の使用に伴って排出される。人間の活動が活発になるに従ってエネルギーの消費量は増大し、二酸化炭素排出量も増加を続けている。この結果、産業革命前は280ppm(ppmは容積比で百万分の1を表す単位)だったと考えられている大気中の二酸化炭素濃度は、平成20(2008)年には385ppmとなっている。

平成19(2007)年における世界全体のエネルギー起源二酸化炭素排出量は、約290億トンである。この内、日本は中国、アメリカ、ロシア、インドに次いで第5位となる4.3%を排出しており、この5か国だけで世界全体の半分以上を占める。

平成20年度(2008年度：環境省調査)の全国の一酸化炭素の排出量を部門別にみると、二酸化炭素の排出量の約34%を占める産業部門は、1990年度比で13.2%の減少、運輸部門は1990年度比で8.3%の増加、家庭部門は34.2%の増加、業務その他部門は43.0%の増加となっている。また、前年度と比べると、産業部門は10.4%の減少、運輸部門は4.1%の減少、家庭部門は4.9%の減少、業務その他部門は3.3%の減少となっている。前年度からの増減理由をみると、産業部門は製造業の生産量減少、運輸部門は燃費の改善等による自家用自動車からの排出量の減少、家庭部門及び業務その他

部門は、暖房需要の減少等により電力消費に伴う排出量が減少したことが主な要因である。

平成19年度(2007年度)の本県の温室効果ガス排出量は基準年度である平成2年度と比べて14.6%の増加となっている。

温室効果ガス排出量の98.2%を占める二酸化炭素の排出量を部門別にみると、全県の60.7%を占める産業部門は、基準年度から1.6%の増加、運輸部門は、26.3%の増加、また、民生部門は、63.9%の増加となっている。

増減理由をみると、産業部門は、製造業を中心として生産活動が活発であったため、運輸部門は、自動車保有台数が基準年度から34.9%増加したことなど、民生部門は、世帯数が基準年度から21.2%増加したことや、業務系施設の延べ床面積が基準年度から24.4%増加したことなどが、主な要因と考えられる。

<温暖化の影響>

地球の温暖化が進むと、海水の膨張や氷河などの融解により海面が上昇したり、気候メカニズムの変化により異常気象が頻発するおそれがあり、ひいては生態系や生活環境、農業などへの影響が懸念されている。

IPCC第4次評価報告書第1作業部会報告書によれば、過去100年間(1906～2005年)の地球の平均気温は0.74℃上昇しており、さらに、最近50年間(1956～2005年)の気温の上昇傾向は、過去100年間の傾向のほぼ2倍となっている。

また、今世紀末(2090～2099年)の平均気温上昇は、今後も化石燃料に依存しつつ高い経済成長を実現する社会では約4.0℃(2.4～6.4℃)にもなると予測されている。

(2)地球温暖化防止対策の推進

<岡山県地球温暖化防止行動計画の推進>

地球温暖化対策を地域レベルで計画的・体系的に推進するため、県内の温室効果ガスの排出量の削減目標を設定するとともに、県としての地球温暖化対策の全体像を明らかにし、さらに、県民、事業者、行政が取り組むべき行動を示した岡山県地球温暖化防止行動計画を平成14年3月に策定した。

【計画の基本事項】

<対象物質>二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等(ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄)

<基準年度>1990年

<目標年度>2010年

<温室効果ガス削減目標>6.5%

<岡山県省エネルギービジョン>

近年、本県の温室効果ガスの排出量は増加しており、その傾向は今後も継続するものと見込まれる。

こうした状況に対し、エネルギー起源二酸化炭素の排出抑制を図るため、県地球温暖化防止行動計画における省エネルギー分野の実施計画として、平成19年3月に「岡山県省エネルギービジョン」を策定した。本ビジョンに掲げた推進施策・重点プロジェクトの着実な実施により県民・事業者による自主的な省エネの取組を促進し、「省エネ型のライフスタイルの定着と社会システムの構築」の推進に努めた。

<地球温暖化防止プロジェクト推進会議>

環境基本計画においても、地球温暖化防止対策は、重点プロジェクトのひとつに位置づけられており、県民、事業者、行政で構成される「地球温暖化防止プロジェクト推進会議」を設置し、エコライフ実践活動の推進や新省エネルギー設備の導入等、各主体が一体となった取り組みの推進に努めた。

<岡山県地球温暖化防止活動推進センター>

岡山県地球温暖化防止活動推進員>

平成14年5月に、財団法人岡山県環境保全事業団を地球温暖化対策推進法に基づく地球温暖化防止活動推進センターとして指定し、センターは、地球温暖化の現状と対策の重要性のPR等の普及啓発や地球温暖化防止活動推進員等の活動の支援等を行っている。

また、平成14年8月に、地球温暖化防止活動推進員を委嘱し、推進員は、地域集会等を利用して、地球温暖化の現状などについて普及啓発、情報提供を行ったり、県、市町村、センターが実施する地球温暖化防止施策に協力している。

<エコパートナーシップおかやま>

県民、事業者、行政が、地球温暖化対策をはじめとする環境保全活動を協働して行うため、平成14年8月に、県民団体、事業者団体、行政等により構成される「エコパートナーシップおかやま」が設立され、地球温暖化防止活動や省資源・省エネルギー運動に取り組むとともに、それぞれの構成団体での自主的な実践活動を実施している。

<地球温暖化防止に係る普及啓発>

平成9(1997)年12月の地球温暖化防止京都会議(COP3)において採択された「京都議定書^(※)」が、平成17年2月に発効し、日本は、2008年から2012年の期間における温室効果ガス年平均排出量を基準年(1990年)比で6%削減することと設定された。

現在、2012年以降の温室効果ガス削減の枠組みである「ポスト京都議定書」についての議論が進められているところであるが、平成21年(2009)年9月の国連気候変動首脳級会合において、我が国においては2020年までに1990年比25%の削減を目指すことが鳩山内閣総理大臣より表明された。政府は国民運動「チャレンジ25キャンペーン^(※)」の発足など、温室効果ガス25%削減へ向けてより一層の温暖化対策への取り組みを進めている。

本県でも、地球温暖化問題を広く県民に周知し、温暖化防止に対する意識の高揚を図るため、12

月の「地球温暖化防止月間」を中心に、市町村、関係団体、地球温暖化防止活動推進員等と連携し普及啓発を行っている。また、県民運動として、夏の「クールビズ^(※)」、秋冬の「ウォームビズ^(※)」に取り組んでいる。

＜エコライフ実践活動の推進＞

地球温暖化を防止するためには、一人ひとりが、自動車や家電製品等の購入や使用に際し、環境に配慮すること（ライフスタイルを省エネルギー型・循環型に転換すること）により、二酸化炭素の排出量を削減することが重要であることから、家庭やオフィス等でできる温暖化防止対策の普及を図っている。

また、地球温暖化防止のための様々な環境負荷低減活動について、県民・事業者が自らの取組と目標を定め、実行する会員を募集、登録して、温暖化防止活動の普及を図っている「アースキーパーメンバーシップ制度^(※)」（平成14年9月創設）については、平成21年度末の会員数は9,793会員（県民版会員9,380、事業所版会員413）となっている。

平成21年度は、会員を対象に12月の「地球温暖化防止月間」に「アースキーパーのつどい」を実施した。

＜「みんなでエコライフ」の取組促進＞

町内会や子供会、学校等から、その構成員が一体となって実践するエコライフの取組を宣言してもらい、宣言を行った団体を「みんなでエコライフ」宣言団体として認定、登録する取り組みを推進した。

平成21年度末の宣言団体数は、31件であった。

＜エコドライブ教室・講習の開催＞

県民・事業者から、アイドリングストップや、急発進・急加速をしないなど、それぞれが実践できるエコドライブの内容を「おかやまエコドライブ宣言」として募集し、宣言をおこなった県民・事業者を登録した。

「エコドライブ」に関する座学講座や、自家用車に燃料分析・表示システム（簡易燃費計）を装着し

て走行する実地体験講習会の開催などにより、エコドライブ実践者の拡大を図った。

《平成21年度エコドライブ宣言者数》

・2,447名（累計8,120名）

《平成21年度エコドライブ講習会》

・参加回数 7回

・参加者 416名

＜電気自動車の普及促進＞

自動車利用に起因する二酸化炭素の排出削減に向けた電気自動車の普及のため、関係事業者、学識経験者などで構成される岡山県電気自動車等普及推進協議会を設置し、協議会会員それぞれが普及に向けた取り組みを実施することとした。また、電気自動車20台を県が公用車として導入したほか、県庁舎への急速充電器設置や、EV充電の利便性向上のため、EVサポートメンバー岡山の会員募集を開始した。

＜省エネ措置の届出制度等の周知＞

建築物の新築及び増改築等の時期に合わせて、「省エネルギー法」に基づく建築物の省エネ措置の届出制度の周知を図るとともに、有効な整備手法の導入を推進した。

市町村担当者会議において、市町村職員に省エネ措置の届出制度等の周知を行うとともに、建築士定期講習において、建築士に届出制度等の周知を行った。

＜壁面緑化等の普及促進＞

壁面緑化は、都市の緑化とともにヒートアイランド対策としても有効とされていることから、キャンペーンの実施等を通じ、アサガオの植栽等による手軽な壁面緑化を推進した。

クールビズ県民運動の広報等において、夏の軽装や空調機器の温度調整等と併せて、すだれや緑のカーテン（壁面緑化）による取組を呼びかけた。

＜温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度＞

事業活動に伴う温室効果ガス排出量削減の取組を推進するため、県内大量排出事業者による排出量の算定、排出削減計画の作成、実施に加え、県が

その内容を公表する温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度について、平成22年度の運用開始に向け、制度の周知を図った。

＜環境影響評価における指導＞

環境影響評価法及び岡山県環境影響評価等に関する条例の対象となる事業に対しては、温室効果ガスの排出抑制に向けた取り組みを推進した。

実施計画書の提出のあった案件について、温室効果ガスの排出抑制に努めるよう指導を行った。

＜公共交通機関等の利用促進＞

環境負荷の小さい鉄道、バス等の公共交通機関や自転車の利用促進により、CO₂や大気汚染物質等の排出を抑制するとともに、県民の日常生活における交通手段を確保するため、地域に適した生活交通の導入や公共交通機関の利便性の向上(ユニバーサルデザイン化の推進、LRTの研究等)などに努めた。平成21年度は「公共交通利用の日」(毎月最終金曜日)の広報啓発やモビリティ・マネジメントを行った。

＜交通円滑化の推進＞

道路交通による環境への負荷の低減を図るため、環状道路、バイパス等の整備、道路利用者に交通手段や経路等の変更を促す交通需要マネジメント施策の実施、交通状況等に対応してより細かな信号制御が可能となる高性能化した信号機に更新するなどの新交通管理システムの整備等により、交通の円滑化を図った。

環状道路、バイパス道路等の交通容量拡大策に加え、ソフト対策としてパークアンドバスライドに取り組んでいた県道岡山吉井線(赤磐市)において、高い利用需要を踏まえ、駐車場を大きく拡張した。

＜地産地消の推進＞

地産地消は、生産地と消費地が近くなることによりフードマイレージ(移動重量×移動距離)を減らし、輸送経費や交通機関の燃料をはじめとするエネルギーなどの節減につながることから、地産地消県民運動等の実施により、生産者と消費者の

相互理解を深め、県産農水産物の安定供給と消費拡大を図る。

平成20年度は地産地消おかやまフェアの実施等、県民運動としての地産地消の認知向上推進に努めた。

＜太陽光発電の導入促進＞

環境に優しく「晴れの国おかやま」にふさわしい太陽光発電の導入を促進するため、県独自の補助制度を設け、普及拡大を図った。

《平成21年度》

・補助事業 住宅用 3,052件、事業所等用 12件

＜グリーン電力証書システム等の普及＞

バイオマスや太陽光などの自然エネルギーで発電されたグリーン電力の普及を図るため、グリーン電力証書システム等についての広報啓発を行った。

おかやまエコ＆フードフェア2009において、3,000kwh分を購入するとともに、パンフレット等への掲載や「グリーン電力証書」の会場掲示等により啓発活動を行った。

＜温室効果ガス吸収源対策の推進＞

二酸化炭素の吸収源となる適正に管理された森林を確保するため、間伐等の森林整備や保安林等の保全・管理を行うとともに、森林整備による二酸化炭素吸収量の独自認証制度を活用した企業との協働の森づくりを推進した。

＜全国都市緑化フェアの開催＞

昭和58年から毎年開催されている全国都市緑化フェアを、平成21年3月20日から5月24日までの66日間開催し、緑豊かな環境に優しい暮らしへの取り組みなど、岡山の魅力を広く発信した。

今後は、県内市町村と連携しながら、豊かなまちづくりを後世に引き継いでいく。

(3) 星空観察の実施

身近な星空の観察を通じ、大気環境や地球環境問題^(※)に対する関心や認識を深めてもらうため、

関係市町村の協力を得て県民の参加を呼びかけ、昭和63年度から「スターウォッチング(星空継続観察)」を実施している。

平成21年度は、夏期はこと座、冬期はすばる星団の観察を実施し、9市町の20か所で延べ273人の参加を得た。

(4) フロン類^(※)対策

オゾン層を破壊する特定フロン^(※)は、モントリオール議定書^(※)に基づき、我が国を含む先進国では1995年末までにその製造等が全廃されるとともに、その他のフロンについても順次規制が課せられているところである。

さらに、地球温暖化防止の観点からは、特定フロンだけでなく代替フロン^(※)も大気への放出を防ぎ、回収を推進する必要がある。

このため、業務用冷凍空調機器については、平成13年6月に制定された「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収・破壊法)」に基づいて、機器廃棄時のフロン類^(※)の回収等が義務づけられていたが、平成18年には同法が改正(平成19年10月施行)され、業務用冷凍空調機器が廃棄又は整備される際により確実にフロン類回収が行われるよう行程管理制度^(※)の導入ほか、さらなる回収の推進が図られている。

なお、家庭用の冷蔵庫及びエアコンについては、特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に基づき、平成13年度から回収が開始された。また、使用済自動車のカーエアコンについては平成17年1月1日から全面施行された使用済自動車の再資源化に関する法律(自動車リサイクル法)に基づきフロン類の回収等が行われている。

県では、法の改正を受け登録回収業者への立入検査の実施やパンフレットの配布等によりフロン回収の必要性や改正フロン回収・破壊法の内容の周知に努めた。

フロン回収・破壊法に基づきフロン類の回収等を行う事業者は、同法に基づき知事の登録を受け

なければならないが、平成22年3月末日現在の登録事業者数は、表―1のとおりである。

また、平成21年度のフロン類回収量は、表―2のとおりである。

表―1: フロン回収破壊法に基づく登録事業者数

区 分		登 録 事業者	登 録 事業所
業務用冷凍空調機器関係	第一種フロン類回収業者	479	664

表―2: フロン類の回収量(平成21年度)

	業務用冷凍空調機器関係			
	整 備		廃 棄 等	
	回収台数 (台)	回収量 (t)	回収台数 (台)	回収量 (t)
CFC	104	0.7	1,348	0.5
HCFC ^(※)	1,666	11.9	7,306	24.0
HFC ^(※)	2,087	6.4	3,178	1.2
計	3,857	19.0	11,832	25.7

備考 四捨五入により、表内の数値と合計が一致しないことがある。

2 酸性雨^(※)対策

<酸性雨の状況>

酸性雨とは、化石燃料の燃焼に伴い、硫黄酸化物や窒素酸化物が環境大気中に放出され、これが上空で移動する間に酸化されて硫酸や硝酸となり、強い酸性を示す降雨又は乾いた粒子状物質として降下する現象をいう。

酸性の強さを示す尺度としては、通常pHが用いられる。pH7が中性で、数値が低いほど酸性が強くなる。ただし、雨水には空気中の二酸化炭素が溶け込んでおり、汚染物質が含まれていない場合でもpH5.6程度の酸性を示している。したがって、一般に酸性雨とはpH5.6以下のものを指している。

酸性雨は、土壌や水質を酸性化することにより、森林や湖沼の水生生物に悪影響を与えるとされている。また、歴史的な石造建造物や芸術作品などに対する被害も心配されている。

<県内の酸性雨の状況>

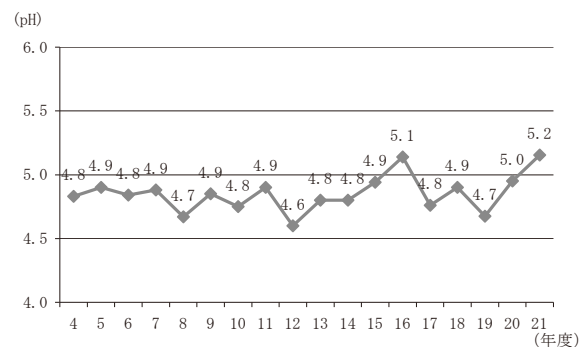
岡山県では、平成2年度から酸性雨の調査を行っており、平成21年度の調査結果については、次表のとおりであった。

なお、環境省が実施した酸性雨長期モニタリング(平成15年度～平成19年度)における全国のpHの年平均值は4.51～4.95であった。

酸性雨の原因物質は、大気中を拡散し、国境や海洋を越えて移動するため、国内で一層の汚染物質の削減に努めるとともに、国際環境協力^(※)にも今後積極的に取り組んでいく必要がある。

(資料編 P107参照―詳細データ掲載)

県下の酸性雨の状況



平成21年度酸性雨測定結果(年平均值)

調査地点	平成21年度調査結果	過去の測定結果 (平成2年度～20年度)
備中県民局井笠地域事務所	5.6	4.6～5.5
美作県民局	4.7	4.4～5.0

3 国際貢献

岡山県では、従来から岡山県環境保健センター等における研修員の受入れや職員の海外派遣等を実施し、これまでの公害対策等を通じて蓄積してきた環境保全に関する技術指導や、低農薬による有機野菜栽培技術の移転を図ってきた。

平成21年度は、中国江西省環境観測センター職員を岡山県環境保健センターへ海外技術研究員として受け入れた。

第3章 循環型社会^(※)の形成

1 3Rの推進

我が国では、戦後の経済発展の過程で大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会システムが構築され、経済的な豊かさを享受してきた。一方、最終処分場^(※)等の廃棄物処理施設は地域住民の理解が得られにくく、その建設が困難となった。

この結果、ごみ処理コストの高騰や不法投棄の懸念など、廃棄物対策は大きな社会問題となり、この問題を抜本的に解決するためには、従来のごみ処理中心の対策から、生産、流通、消費、処理といったそれぞれの段階での発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル^(※))を行う循環型社会を構築することが不可欠となった。

こうした中、国においては、循環型社会形成推進基本法をはじめとして、各種リサイクル関連法を整備してきた。

本県としても、このような中で循環型社会の構築を具体的に早期に実現するため、岡山県循環型社会形成推進条例^(※)を制定した。(平成14年4月1日施行(一部平成14年10月1日施行))

この条例では、廃棄物処理やリサイクルの優先順位、県民、事業者、県の役割や岡山県エコ製品の認定など県として具体的に取る施策などを定めている。

(1) 循環型社会形成推進条例の施行

<グリーン調達推進>

県における環境に配慮した製品やサービスの調達方針を定めた「グリーン調達ガイドライン」に基づき、全庁的(教育庁、警察本部を含む。)に、グリーン調達を推進した。

(資料編 P108参照—調達実績掲載)

<再生品使用促進事業>

リサイクル製品の需要を喚起するため、「岡山県

再生品の使用促進に関する指針^(※)」の周知徹底を図るとともに、「岡山県エコ製品^(※)」の認定及びPR事業を実施した。

(資料編 P109参照—認定状況掲載)

<環境にやさしい企業づくり事業>

環境にやさしい企業づくりを促進するため、平成16年2月に創設した「岡山エコ事業所認定制度」により、再生品の使用・販売の促進及びゼロエミッション^(※)等に積極的に取り組んでいる267事業所(平成22年3月31日現在)を認定している。

(資料編 P116参照—認定状況掲載)

<循環資源情報提供システム整備事業>

循環資源に関する県内の情報を網羅したデータベース機能と情報の受発信機能を有するシステムを構築し、岡山県循環資源総合情報支援センターから情報提供を行った。

(2) おかやま・もったいない運動の推進

ごみの発生抑制やリサイクル活動は、行政だけでなく事業者、県民が一体となって推進する必要がある。3Rについて県民の意識改革と実践行動を促すため、「もったいない」をキーワードとして、「もったいないフォーラム」をはじめとした各種イベントの開催やPR活動など、全県的な「おかやま・もったいない運動」を展開している。さらに、平成11年に設置した「岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会議」において、再生品の利用促進、「岡山県統一ノーレジ袋デー」の取組など、減量化・リサイクルの一層の促進を図る事業を実施している。

(第1章、1、(2)参照)

(3) 各種リサイクル法の推進

< 容器包装リサイクル法^(※)の推進 >

平成7年6月16日に「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)」が公布、平成9年4月1日から本格施行され、平成12年4月1日からは、完全施行されている。

この法律は、市町村が分別収集計画を作成し、消費者が分別排出に協力、市町村が収集、事業者が再商品化(リサイクル)を実施し、それぞれの責任分担に基づき、リサイクルを推進するものである。

県としては、市町村が作成した第5期の計画(平成20年度～24年度)を取りまとめ、分別収集促進計画を策定し、市町村における体制整備等を助言等している。

(資料編 P123参照—分別収集計画一部掲載)

< 家電リサイクル法の推進 >

平成10年6月5日に「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」が公布、平成13年4月1日から施行されている。

この法律は、使用済家電製品(ブラウン管テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、液晶テレビ・プラズマテレビ、衣類乾燥機)について、消費者(排出者)には廃棄の際に収集運搬料金とリサイクル料金の支払い、小売業者には引き取り、製造業者等(製造業者、輸入業者)には再商品化等(リサイクル)を義務付けており、それぞれの役割分担に基づき、廃家電のリサイクルを推進するものである。

この法律の運用は経済産業省が行っているところであり、県としては、パンフレットの配布等により県民へ制度の周知徹底を図るとともに、市町村に対して廃家電の不法投棄対策等について助言等している。

< 建設リサイクル法の推進 >

建築物等の分別解体と解体物等のリサイクルを促進するため、平成12年5月31日に「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」が公布され、平成14年5月30日から全面

施行された。

県は、平成14年3月に「岡山県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針」を策定し、平成22年度の再資源化等率の目標を、コンクリート塊100%、建設発生木材95%、アスファルト・コンクリート塊100%と定めた。

また、建設リサイクル法に基づく分別解体・再資源化等の実施状況の把握及び周知を目的に環境部局・土木部局合同で県下一斉パトロールを実施した。

< 自動車リサイクル法の推進 >

全国的に最終処分場の残存容量が逼迫する中で、使用済自動車の処理過程で発生するシュレッダーダストの処分費用が高騰し、有価物として流れていた使用済自動車の逆有償化現象が起り、不法投棄等不適正処理が増加する懸念が生じたため、使用済自動車から発生する廃棄物のリサイクルシステムを構築することを目的として、「使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」が平成14年7月12日に公布され、平成17年1月1日から全面施行されている。県としては、各種広報媒体を活用してリサイクルシステムの周知徹底を図るとともに、解体業、引取業等の許可・登録事務、立入検査等を実施した。

平成21年度末の登録・許可の状況は次表のとおりである。

自動車リサイクル法登録・許可業者の状況

区 分		平成21年度末 登録・許可業者
登 録	引 取 業 者	418
	フロン類回収業者	146
許 可	解 体 業 者	50
	破 砕 業 者	12
合 計		626

注) 岡山市・倉敷市内分の登録・許可業者は除く

(4)岡山エコタウンの推進

「岡山エコタウン^(※)プラン」は、「岡山県循環型社会形成推進条例」の実行行動計画(アクションプラン)となる基本構想であるとともに、環境ビジネスを地域産業の基軸とし、先進的な環境と経済が調和したまちづくりを推進するために、平成15年度に策定したものである。当プランは、平成16年3月29日に、経済産業省・環境省の承認を受けた。

ハード事業として支援した「木質系廃棄物の炭化技術によるリサイクル施設」及び「倉敷市・資源循環型廃棄物処理施設」が平成17年4月から稼働した。

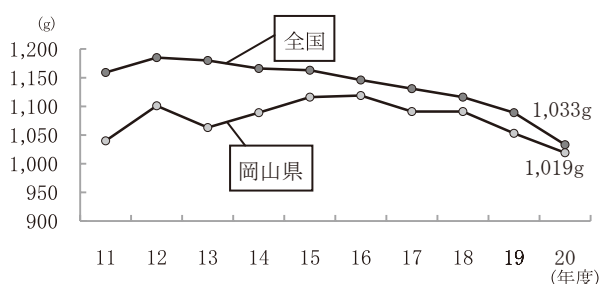
2 一般廃棄物の状況と対策

(1) 一般廃棄物の状況

ごみの排出量は平成16年度をピークに漸減傾向にある。

埋立処分量は、平成12年度に一時的に増加したが、平成13年度以降は再び減少傾向にある。

1人1日当たりのごみ排出量



<ごみ処理の状況>

ごみ処理の方法は、直接焼却、直接埋立、資源化等及び自家処理に大別できる。

平成20年度の総排出量のうち、市町村による処理が92.0%、集団回収により直接資源となるものが8.0%となっている。市町村処理の内訳は、直接焼却が87.5% (1,612 t/日)、直接埋立が2.3% (42

t/日)、資源化等が10.2% (188 t/日)となっている。
(資料編 P125参照)

<ごみ処理施設の状況>

焼却施設は平成21年度末では27施設が稼働しており、合計処理能力は2,822 t/日、粗大ごみ処理施設は9施設が稼働中で合計処理能力は329 t/日となっている。

また、再生利用施設として、リサイクルセンター、リサイクルプラザ等18施設が稼働中で、合計処理能力は183.9 t/日となっている。

最終処分地施設は平成21年度末で27施設が稼働しており、合計埋立面積は338,761m²、合計埋立容量は2,461,770m³となっている。

また、平成20年度末の残存容量は約108万m³で、今後、新たな最終処分場が整備されないと仮定すれば約14.9年で満杯となることが予想される。

(資料編 P127参照)

ごみ排出量及び処理状況

区分	年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
総人口(人)		1,962,970	1,963,178	1,962,867	1,962,676	1,962,175	1,961,498	1,958,589	1,957,701	1,961,480	1,965,300
総排出量(t/日)		2,041	2,179	2,086	2,138	2,190	2,194	2,137	2,135	2,065	2,003
市町村処理量(t/日)		1,886	2,012	1,914	1,966	2,031	2,025	1,964	1,964	1,903	1,842
直接焼却(t/日)		1,530	1,591	1,622	1,662	1,737	1,735	1,685	1,694	1,651	1,612
資源化等(t/日)		208	243	200	220	219	208	209	154	150	188
直接埋立(t/日)		148	178	91	84	75	82	69	57	52	42
自家処理量(t/日)		17	9	10	14	11	1	1	2	2	2
資源化量(t/日)		150	178	151	186	198	186	377	370	345	312
集団回収量(t/日)		161	167	172	172	165	169	173	171	162	160
焼却量(t/日)		1,548	1,615	1,645	1,666	1,761	1,758	1,709	1,721	1,678	1,637
最終処分量(t/日)		389	434	323	296	293	303	214	193	187	162

※総排出量＝市町村処理量(収集量＋直接搬入量)＋集団回収量

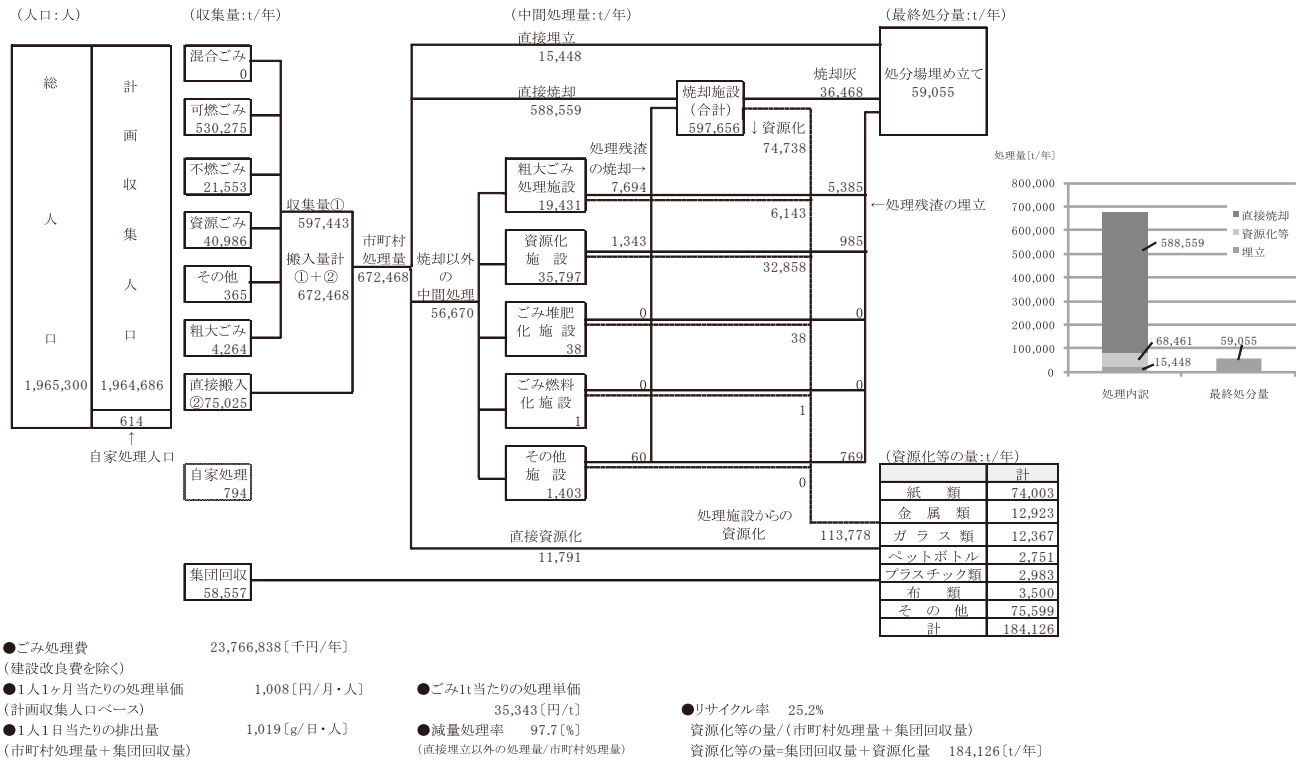
※資源化等は、粗大ごみ処理施設や資源化施設での中間処理等をいう。

※資源化量は、市町村が資源化施設で資源化する量をいい、集団回収量は、住民団体等が自ら回収する資源の量をいう。

※焼却量は、直接焼却量及び中間処理残さの焼却量をいう。

※最終処分量は、直接埋立量並びに焼却残さ及び中間処理残さの埋立量をいう。

岡山県におけるごみ処理フローシート(平成 20 年度)



＜リサイクルの推進状況＞

平成20年度のリサイクル率は25.2%であり、全国平均の20.3%を上回っている。

なお、リサイクル率とは、市町村で資源化された量(125,569 t)と町内会などの集団回収で資源化された量(58,557 t)の合計(184,126 t)を市町

村処理量と集団回収量の合計(731,025 t)で割った値(25.2%)である。

一般廃棄物のリサイクルの推進については、容器包装リサイクル法に基づく分別収集などに関して市町村に対して必要な助言を行った。

注)()内は平成20年度における値である。

リサイクル率の推移

年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
リサイクル率(%)	15.2	15.9	15.5	16.7	16.5	16.2	25.8	25.4	24.6	25.2

分別収集の状況(平成21年度末)

区 分	市 町 村 名	区 分	市 町 村 名
20種以上	赤磐市、美作市	12種分別	吉備中央町
19種分別	勝央町、西粟倉村	11種分別	
18種分別	早島町	10種分別	玉野市、高梁市
17種分別	奈義町	9種分別	津山市
16種分別	笠岡市、総社市、新見市、矢掛町	8種分別	美咲町
15種分別	岡山市、瀬戸内市、浅口市	7種分別	備前市
14種分別	倉敷市、真庭市、新庄村、久米南町	6種分別	
13種分別	井原市、和気町、里庄町	5種分別	鏡野町

(注)市町村内の地域によって分別数が異なる場合には、主たる分別数としている。

＜し尿の処理状況＞

し尿及び浄化槽汚泥の処理方法は、し尿処理施設、下水道投入に大別される。

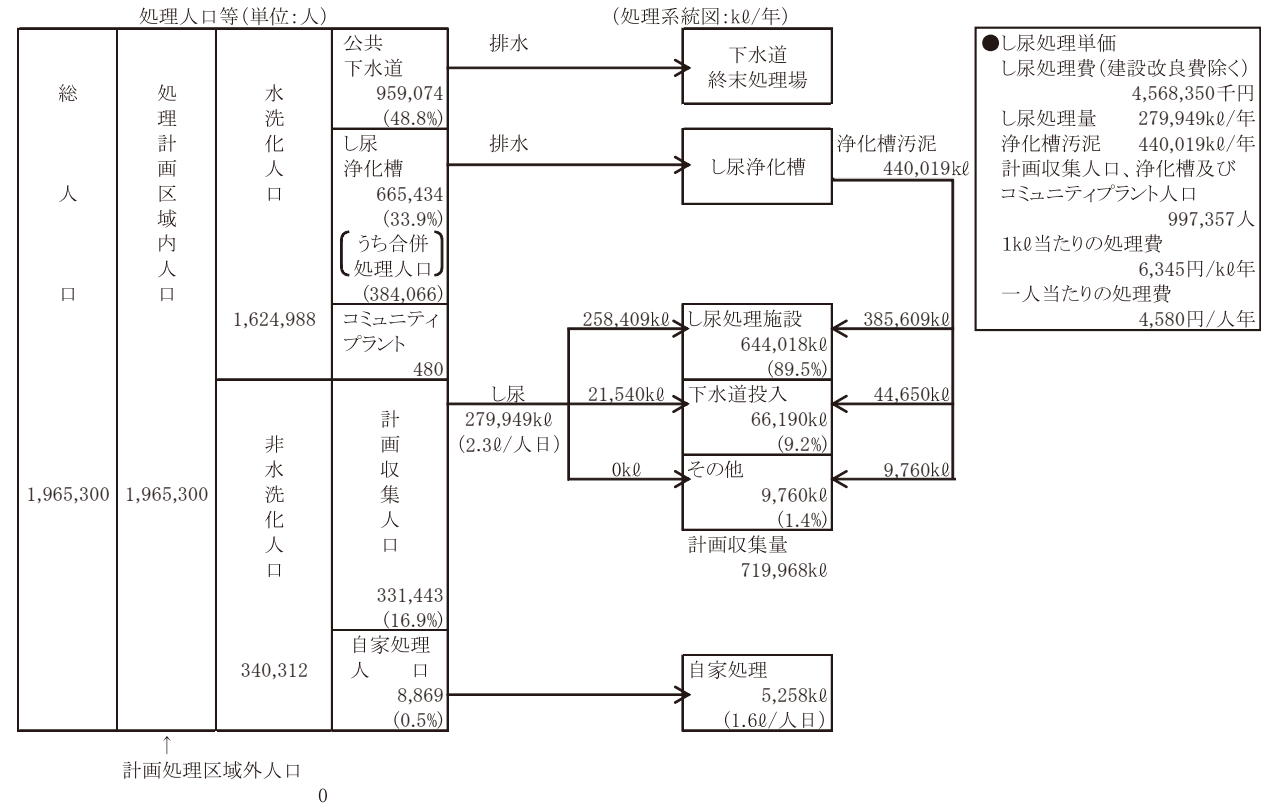
平成20年度の総排出量のうち99.3% (720千 kl) が市町村で処理されており、自家処理が0.7% (5千 kl) となっている。市町村処理の内訳は、し尿処理施設での処理が89.5% (644千 kl)、下水道投入が9.2% (66千 kl)、その他が1.4% (10千 kl) となっ

ている。なお、平成21年度末現在で稼働中のし尿処理施設は、22施設となっている。

し尿及び浄化槽汚泥の排出量は、下水道の整備が年々進んでいるため減少傾向にある。なお、平成20年度におけるし尿の排出量は280千 kl で、1人1日当たりの排出量は2.3 l である。

(資料編 P132参照―詳細データ掲載)

岡山県におけるし尿処理の状況(平成 20 年度実績)



＜浄化槽の状況＞

浄化槽の設置基数は、平成21年度末現在で約18万2千基である。内訳は、単独処理浄化槽が約48.0%で、し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽が約52.0%となっている。

平成21年度に新設の届出のあった浄化槽は、3,725基であった。

また、平成21年度末における生活排水^(※)の汚水処理人口普及率は、下水道が58.8%、集落排水が2.6%、合併処理浄化槽等が16.4%となっている。

浄化槽の設置状況

年 度	15	16	17	18	19	20	21
単独処理浄化槽	134,416	129,960	117,021	108,818	105,653	91,541	87,091
合併処理浄化槽	79,221	83,017	87,003	89,106	92,826	93,107	94,577
計(基)	213,637	212,977	204,024	197,924	198,479	184,648	181,668

（２）一般廃棄物の適正処理対策

近年の生活水準の向上などにより、廃棄物の質の多様化は著しいものがあり、施設整備及び能率アップの必要性が高まっている。加えて、昭和50年代に施設整備を行った施設が更新時期を迎えている。

このため、市町村が効率的な清掃事業の実施に努めるとともに、一般廃棄物の適正な処理が行えるよう助言及び技術的支援を行っている。また、一般廃棄物の減量を図るため、住民の自主的な活動を推進している。

さらに、平成18年度に策定した「新岡山県ごみ処理広域化計画」に基づき、市町村の「一般廃棄物処理計画」を見直し、計画的な施設整備を行うよう助言等を行っている。

また、廃棄物処理法等の遵守や平成9年1月に国が示した「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」に沿った対策など、一般廃棄物処理施設の適正な維持管理を徹底するよう助言等を行っている。（資料編 P133参照）

＜一般廃棄物処理施設の立入検査＞

一般廃棄物処理施設の適正な維持管理を指導するため、平成21年度は、ごみ処理施設10件、再生利用施設3件、し尿処理施設7件、埋立処分地施設6件の立入検査を実施した。

＜浄化槽の適正な設置と管理＞

浄化槽の機能を維持するためには、適正な設置と定期的な保守点検等が必要である。

平成21年度末における浄化槽保守点検業者等は、浄化槽工事業者が727業者、浄化槽保守点検業者が38業者、浄化槽清掃業者が38業者となっており、これらの業者を対象に、「浄化槽法」、「浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例」等関係法令の周知徹底及び技術指導を行っている。

また、県は浄化槽法に基づく指定検査機関として、(社)岡山環境検査センター、(社)倉敷環境検査センター及び(財)岡山県健康づくり財団の3機関を指定し、水質検査を実施している。平成21年度では、7条検査は100%、11条検査は約79.0%の実施率となっており、検査結果に基づく改善指導を行っている。

また、法定検査で不適正と判定された浄化槽及び新設浄化槽を対象に、適正な管理や使用方法を指導するための立入検査等を実施している。平成21年度は、251基の浄化槽の立入検査を実施した。

（資料編 P134参照）

浄化槽法定検査結果

区分 年度	7条検査	適 正		おおむね適正		不 適 正	
	11条検査	件	%	件	%	件	%
平成17年	5,902	4,699	79.6	1,116	18.9	87	1.5
	159,923	116,616	72.9	37,503	23.5	5,804	3.6
平成18年	5,148	4,049	78.7	1,033	20.1	66	1.3
	159,933	118,588	74.1	35,726	22.3	5,619	3.5
平成19年	4,846	3,871	79.9	945	19.5	30	0.6
	159,271	119,023	74.7	34,892	21.9	5,356	3.4
平成20年	4,762	3,991	83.8	728	15.3	43	0.9
	158,329	119,764	75.6	33,491	21.2	5,074	3.2
平成21年	4,269	3,323	77.8	909	21.3	37	0.9
	156,846	114,026	72.7	38,409	24.5	4,411	2.8

＜浄化槽設置促進事業＞

浄化槽は、今や、下水道や集落排水施設とともに、市町村における生活排水対策の柱となっている。

このため、国においては、昭和62年度から浄化槽の設置に対する国庫補助制度(浄化槽設置整備事業)を創設し、さらに平成17年度からは、循環型社会形成推進交付金及び汚水処理施設整備交付金の制度を創設し、その普及を図っている。また、本県においても、昭和63年度に国に準じて補助金を交付する制度を創設しており、現在までに73,439基に対して補助を行っている。さらに、平成21年度末現在、新見市、真庭市、美作市及び奈義町においては、浄化槽市町村整備推進事業に取り組み、市町村自らが設置者となり面的な整備を図っている。

浄化槽設置整備事業の実施状況

(単位: 千円)

年 度	市町村数	設置 基数	総事業費	国 庫 補助金	県 費 補助金
S62～H16	59	59,296	39,085,823	10,615,791	9,921,504
H17	24	3,537	1,551,725	520,663	403,683
H18	20	3,179	1,418,222	413,931	354,849
H19	19	2,993	1,161,211	417,745	319,797
H20	19	2,853	1,094,659	337,961	301,884
H21	19	1,581	619,615	213,859	186,503
合 計		73,439	44,931,255	12,519,950	11,488,220

※平成21年度から、政令市(岡山市)は県費補助金の補助対象外としている。

3 産業廃棄物^(※)の状況と対策

(1) 産業廃棄物の状況

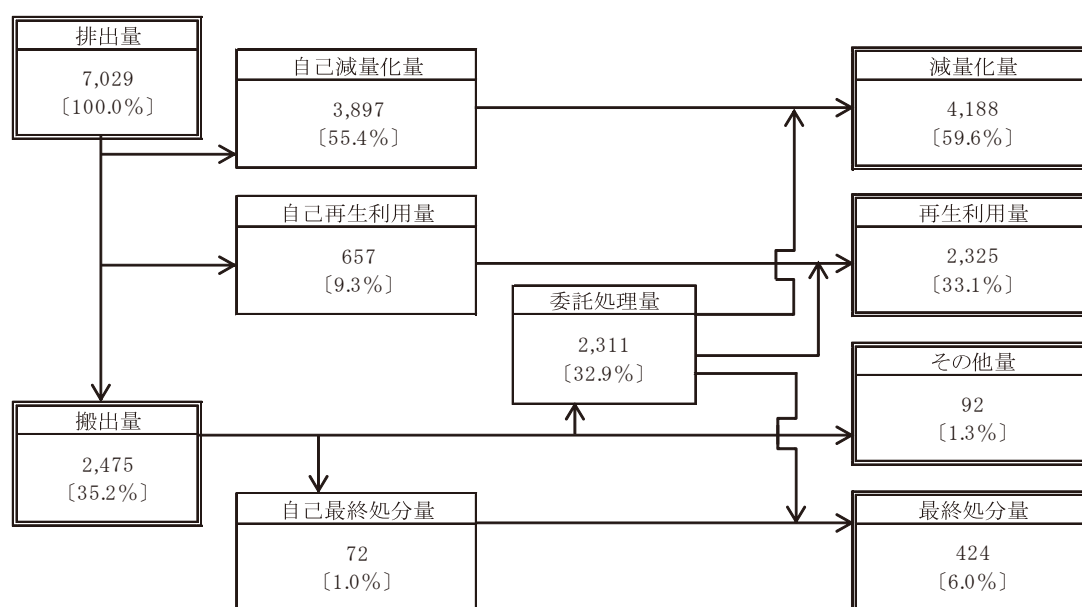
社会経済の発展に伴い、産業廃棄物の排出量が増大し、質的にも多様化している。平成21年度に実施した「岡山県産業廃棄物ミニ実態調査」によると、平成20年度の県内排出量は、702.9万トン/年で、前回調査の平成19年度の排出量に比べると28.0万トン/年(3.8%)減少している。また、最終処分量は42.4万トン/年で、前回調査に比較し、1.1万トン(2.5%)の減少となっている。

このことは、排出事業者の適正処理意識の高まりや処理・リサイクル技術が着実に進展していることを意味するものであるが、一方依然として不法投棄や野焼きなどの不適正処理もみられる。また、廃棄物を適正に処理するために必要な最終処分場等の処理施設の確保の課題があるとともに、高度な処理技術が必要な産業廃棄物の増大、産業廃棄物の広域的な移動などの問題が生じてきている。

(資料編 P135参照—岡山県産業廃棄物実態調査掲載)

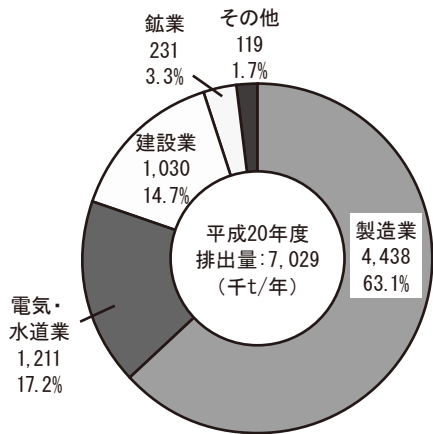
産業廃棄物の発生及び処理状況の概要(平成20年度)

(単位:千t/年)

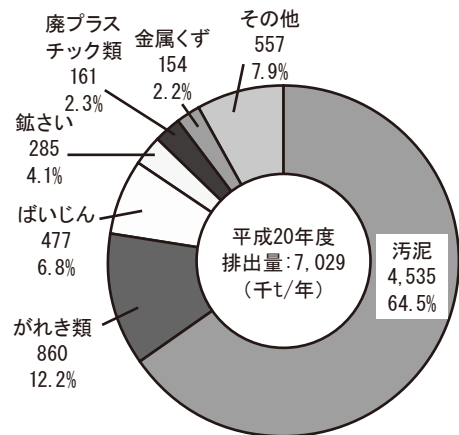


[]内の数値は、排出量に対する割合

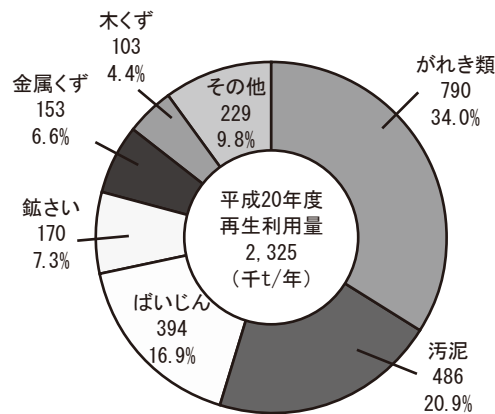
産業廃棄物の業種別排出量（平成20年度）



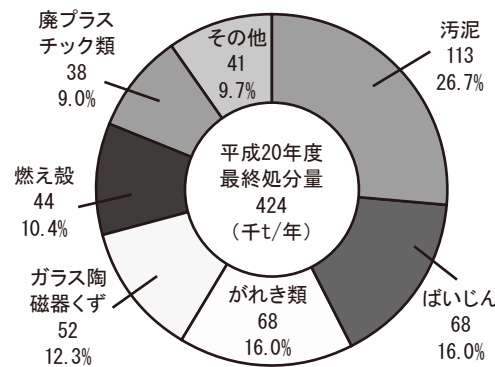
産業廃棄物の種類別排出量（平成20年度）



産業廃棄物の種類別再生利用量（平成20年度）



産業廃棄物の種類別最終処分量（平成20年度）



＜産業廃棄物処理業の許可等＞

産業廃棄物の処理は、排出者が自ら実施することが原則であるが、自ら実施できない場合には、産業廃棄物処理業の許可を受けた業者に委託することができる。これら産業廃棄物処理業者の許可に当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に基づき厳正な審査を行っている。

平成21年度末の許可状況は次表のとおりである。

産業廃棄物処理業の許可状況

産 業 廃 棄 物 処 理 業 の 種 別			平成21年度末 許可業者数
産 業 廃 棄 物	収 集 運 搬 業		2,504 (161)
	処 分 業	中 間 処 理	140 (7)
		最 終 処 分	3 (0)
		中間処理・最終処分場	3 (0)
	計		2,650 (168)
特 別 管 理 産 業 廃 棄 物	収 集 運 搬 業		340 (23)
	処 分 業	中 間 処 理	4 (0)
		最 終 処 分	1 (0)
		中間処理・最終処分場	0 (0)
	計		345 (23)
総 計			2,995 (191)

注1 ()は、平成21年度の新規許可件数

注2 岡山市、倉敷市内分の許可業者は除く。

＜産業廃棄物処理施設の状況＞

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、知事の設置許可を受けている産業廃棄物処理施設は、次表のとおりである。

なお、産業廃棄物処理施設の設置に当たっては、生活環境影響調査の実施、申請書等の告示・縦覧、関係市町村長の意見の聴取等の許可手続が規定されており、この手続を厳正に運用し、周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされた施設の設置を進めていくことが必要である。

産業廃棄物処理施設の状況

施設の区分	施設の種類	平成21年度末施設数
中間処理施設	汚泥の脱水施設	20
	汚泥の乾燥施設	6
	汚泥の焼却施設	2
	廃油の油水分離施設	2
	廃油の焼却施設	2
	廃プラスチック類の破碎施設	11
	廃プラスチック類の焼却施設	4
	木くず、がれき類の破碎施設	100
	産業廃棄物の焼却施設	11
	小計	158
最終処分場	安定型処分場	12
	管理型処分場	10
	小計	22
合計		180

注)岡山市、倉敷市内の施設は除く。

＜産業廃棄物の最終(埋立)処分＞

県内で発生する産業廃棄物の最終(埋立)処分量は、実態調査を実施した昭和58年度1,660千t、平成4年度1,880千t、平成9年度1,498千t、平成12年度1,005千t、平成16年度510千tとなっており、減量化が進んできているが、なお、一層促進する必要がある。

＜多量排出事業者の状況＞

廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、産業廃棄物の多量排出事業者には、産業廃棄物処理計画等の提出が義務付けられている。

平成21年度の提出状況は、次のとおりである。

産業廃棄物処理計画	104件
特別管理産業廃棄物処理計画	22件

＜(財)岡山県環境保全事業団の産業廃棄物処分場＞

第三セクターとして設立された(財)岡山県環境保全事業団の産業廃棄物処分場は、昭和54年に営業を開始して以来28年を経過し、平成21年度末における埋立処分累計は17,636千tとなっている。

また、昭和58年度から平成10年度までは、下水道汚泥などのコンクリート固化処理、平成11年度からは、下水道汚泥、廃プラスチック類の焼却処理による中間処理事業を実施しており、県下の産業

廃棄物適正処理体制の中核的な存在である。

なお、平成18年度に建設に着手した第2処分場は、平成21年4月から利用を開始している。

(財)岡山県環境保全事業団の最終処分場の概要

処分場の位置	倉敷市水島川崎1丁目地先	
名称	第1処分場	第2処分場
埋立面積	962,580m ²	229,000m ²
埋立容量	12,691,000m ³	2,400,000m ²
埋立開始	昭和54年4月	平成21年4月
建設費	137億円	107億円

(財)岡山県環境保全事業団の中間処理及び最終処分の状況

(単位:千t)

年度	S54～ H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	累計
中間処理量	698.04	70.6	74.5	70.7	67.7	66.3	64.7	1,112.34
最終処分量	16,228	216	235	238	281	263	175	17,636

注)四捨五入のため年度計と累計は一致しない。

(2)産業廃棄物の適正処理対策

産業廃棄物は、事業者がその処理責任に基づき適正処理することが原則となっており、あらゆる機会を通じてこの原則を徹底させるよう努めている。

また、平成19年3月に「第2次岡山県廃棄物処理計画」を策定しており、産業廃棄物に関する基本的な施策として、①排出者(事業者)責任の徹底・強化、②排出抑制と循環的利用の推進、③適正処理の推進、④廃棄物処理施設の計画的な整備の促進、⑤廃棄物情報の共有化と相互理解を定めている。

(資料編 P136参照)

＜処理業者の育成・指導＞

処理業者の産業廃棄物の適正処理に関する認識は向上してきているが、一部の者による不法投棄や委託基準違反などの不適正処理の事例もあり、このような行為が産業廃棄物の処理に対する住民

の不信感を招いている状況にある。

このため、講習会や立入検査を実施するとともに、関係業界団体などと協力し、処理業者の適正処理意識の向上や処理技術の向上を図っていく。

平成21年度においては、不法投棄や不適正な保管などを防止するため、産業廃棄物排出事業者、処理業者等、981件の立入検査を実施し、適正処理について指導するとともに、違反業者に対しては厳正に対応し、16業者を許可取消し処分とした。

＜不法投棄等不適正処理の防止＞

平成15年度に導入した産業廃棄物処理税の税収を活用し、不法投棄等の不適正処理に対処するため、産業廃棄物監視指導員（9名）の配置、夜間・休日の監視業務の民間委託、不法投棄110番の設置、不法投棄監視カメラの各県民局への配置、不法投棄等発見通報協定の締結等の監視体制強化事業を実施するとともに、リーフレット配布及びラジオスポット等による啓発事業を実施している。

平成21年度においては、民間委託による監視出動は387回、不法投棄110番及び発見通報協定締結先の通報等は71件であった。また、ヘリコプターによる監視を4回、産業廃棄物運搬車両の路上検問を1回（延べ3か所）実施した。併せて、市町村が実施する不法投棄監視、不法投棄防止対策事業などに対する助成（17市町村）を行った。

不法投棄等の行為者に対し、市町村等と連携して撤去等の指導を行うとともに、平成19年8月に「不法投棄防止ネットワークおかやま」を設立することにより、行政と民間団体が一体となって監視や情報等提供を行う体制の充実を図った。

また、ボランティアによる清掃活動など、地域美化を推進することによって、不法投棄などの不適正処理をさせない地域づくりを進めている。

不法投棄発見通報協定の締結状況

締結年月日	発見通報協定締結先
平成15年5月30日	岡山県農業協同組合中央会 岡山県森林組合連合会 中国電力(株)岡山支社
平成15年12月17日	岡山県石油商業組合
平成16年8月23日	(社)岡山県トラック協会
平成17年7月7日	(社)岡山県タクシー協会
平成18年7月24日	(社)岡山県バス協会

＜電子マニフェストの普及促進＞

産業廃棄物の処理に関する情報の合理化・透明化や不適正処理の防止に効果のある電子マニフェストシステムの普及を推進するため、平成18年度から平成20年度までの間電子マニフェスト普及促進事業を実施し、その結果をふまえて平成21年度は研修会を開催するとともにアンケート調査等を行った。

＜排出抑制と再生利用＞

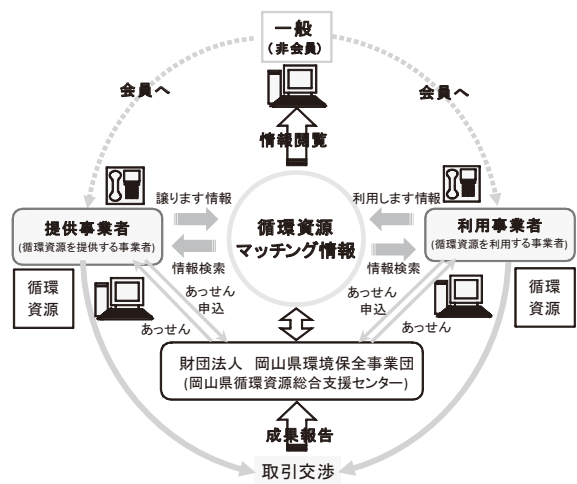
平成21年度に実施した「岡山県産業廃棄物ミニ実態調査」によると、平成20年度は、平成19年度に比べ、産業廃棄物の排出量は3.8%、最終処分量は2.5%減少している。

今後とも排出事業者に対し、廃棄物の排出量の抑制と再生利用に向けた取組をより一層促していく。

具体的な対策としては、多量排出事業者への指導の徹底や、循環型産業クラスターの形成推進など再生利用に取り組む事業者への支援を行っていく。

また、循環資源の利用促進を図ることを目的に、従来、書類で行っていた「廃棄物交換情報制度」に替わり、岡山県循環資源総合情報支援センターに指定されている(財)岡山県環境保全事業団が、インターネットによる「循環資源マッチングシステム」を整備し、平成18年度から実施している。このシステムは、事業活動に伴って生じる循環資源を提供する事業者と、利用する事業者をマッチング（あっせん）することにより、循環資源の有効活用を図るものである。

循環資源マッチングシステムの流れ



循環資源マッチングシステムによる紹介・あっせん状況

年 度	紹 介 ・ 斡 旋	取 引 成 立
S62～H17	577件	47件
H18	54件	13件
H19	31件	7件
H20	23件	10件
H21	19件	4件

※S62～H17までは廃棄物交換情報制度によるもの

＜ 3 R に関する技術導入等に対する支援等＞

先進性を有し、産業廃棄物を再資源化する事業について、循環型社会形成推進モデル事業施設整備費補助金等により施設整備や技術開発を支援し、事業化を促進した。

＜産業廃棄物の広域移動の対策＞

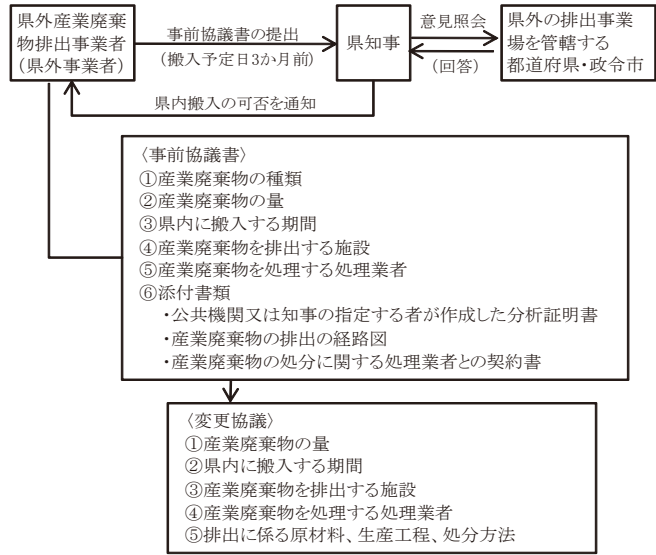
産業廃棄物の県内への搬入については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則」(昭和52年岡山県規則第61号)に基づき、県内に持ち込む3か月前までに県外の排出事業者から知事に事前協議を行う制度を設けており、搬入できる期間は2年間(更新可)としている。

事前協議に当たっては、廃棄物の種類、処理量、排出施設等を申請させるとともに、公的な測定機関等による有害物質等の分析証明書を添付させ、安全性などの確認を行っているところであり、今後とも厳正な運用を図っていく。

事前協議件数は、次のとおりとなっている。

年 度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
件 数	663	689	506	754	724	1,001	739	736

事前協議制度



＜苦情処理＞

産業廃棄物の不法投棄及び不適正処理に関する苦情処理件数は次のとおりであり、関係機関と協力し、苦情の解決に努めている。

主な苦情内容は、不法投棄、野外焼却、大気汚染、水質汚濁などである。

年 度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
苦情処理件数	263	192	157	195	190	87	90	161

(3)公共関与産業廃棄物処分場の建設

産業廃棄物の最終処分場は、施設に対する住民の不安などから民間での設置が困難となっている。このため、安全面や環境保全などに万全を期したモデル的な処分場の整備を公共関与で進めていくこととし、その整備場所を現在の(財)岡山県環境保全事業団水島処分場に隣接する泊地とすることを設置検討委員会の検討結果を踏まえて決定した。

平成18年度に、事業主体である(財)岡山県環境保

全事業団と連携し、公有水面埋立免許の他、各種法令手続き等の支援を行い最終処分場建設工事に着手し、平成21年4月から利用を開始した。

(4) 焼却施設のダイオキシン対策

ダイオキシン類については、焼却施設からの発生が大部分を占めるといわれている。廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令、施行規則の改正(平成9年12月施行)に伴う規制強化に対応し、基準の遵守、ダイオキシン類の測定の実施などについて、焼却炉の設置者に対し強力に指導している。

なお、平成21年度末現在で稼働中の施設は、9施設(岡山市、倉敷市を除く)であるが、ダイオキシン類の排出濃度の自主測定の結果、基準を超えた施設はなかった。

(5) ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理の推進

平成13年7月15日に施行された「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により、高圧トランス、コンデンサ等、ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物を保管している事業者は、その保管状況等について毎年度の届出が義務づけられたため、法の周知徹底を図るとともに届出指導及び適正保管等の指導を行った。

また、これらのPCB廃棄物の処理については、平成13年11月1日に環境大臣の認可を受けた「北九州ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業実施計画」に基づき、日本環境安全事業株式会社(旧：環境事業団)が平成16年12月から北九州市若松区響灘地区に処理施設を稼働させており、岡山県はこの施設の処理対象区域となっている。このため、岡山県の区域内に存在するPCB廃棄物の処理に関し、法に基づき平成20年3月に「岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」を策定し、今後はこの計画に基づき、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を進めていく。

平成21年度ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管等届出状況

届出事業場数		453事業場
種類	保管	使用
高圧トランス	172台	16台
低圧トランス	7台	0台
高圧コンデンサ	1,357台	63台
低圧コンデンサ	1,024台	0台
安定器	8,682個 1,680kg	754個
ポリ塩化ビフェニル	25.03kg	0kg
PCBを含む油	7,671.01kg、4,048L、8本	0kg
ウエス	159.55kg	0kg
その他機器	391台、24,165kg	39台
その他	11個、1,128.4kg	0kg

(6) 農業用廃プラスチックの適正処理の推進

市町村、農協等で組織される岡山県農業用廃プラスチック適正処理推進協議会と連携し、果樹、野菜、花きのハウス、雨よけ施設等に使用されている農業用廃プラスチックの回収・処理についての地域における体制の一層の充実、再生処理を主体とした適正処理の推進を図る。

第4章 安全な生活環境の確保

1 大気環境の保全

(1) 大気環境の概況

岡山県では、大気汚染に係る環境基準が定められている二酸化硫黄(SO₂)^(※)、一酸化炭素(CO)^(※)、浮遊粒子状物質(SPM)、光化学オキシダント(O₃)^(※)及び二酸化窒素(NO₂)^(※)の大気環境濃度等について、県南を中心に設置している69の環境大気測定局(平成22年3月31日現在)で測定している。このうち、光化学オキシダントについては、平成20年度から県北の3地点(新見、久世、津山)においても測定を開始している。平成21年度、県北においてオキシダント濃度が高濃度になることが確認された。

一方、県中部については測定局が配置されておらず、オキシダント濃度の把握ができていない状況である為、県中部の4地点(高梁、熊山、美作、吉備高原)に測定局を新設する等、測定局の再配置を行った。(測定は平成22年度開始。)

二酸化硫黄及び一酸化炭素の濃度については、規制の強化、発生源対策の実施などの様々な対策が講じられたことにより昭和40年代をピークに著しく低下し、二酸化硫黄の濃度は昭和60年頃から、一酸化炭素の濃度は昭和56年頃から横ばいで推移している。また、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度も近年ほぼ横ばいで推移している。

(2) 平成21年度環境大気の常時監視結果

<常時監視地点>

岡山県の環境大気について、県、岡山市、倉敷市、玉野市及び備前市が協力して、一般環境大気測定局(以下「一般局」という。)55局、自動車排出ガス測定局(以下「自排局」という。)11局、移動測定局2局、気象観測局1局及び県センター(参考)の合

計70測定局で監視を行った。

<常時監視結果の概要>

二酸化硫黄については、46測定局で測定を行い、評価の対象となる45測定局すべてで環境基準を達成した。

一酸化炭素については、8測定局で測定を行い、評価の対象となる8測定局すべてで環境基準を達成した。

浮遊粒子状物質については、57測定局で測定を行い、評価の対象となる56測定局すべてで環境基準を達成した。

光化学オキシダントについては、40測定局で測定を行い、評価の対象となる40測定局すべてで環境基準を達成せず、情報が58回(17日)、注意報が12回(4日)発令された。

二酸化窒素については、56測定局で測定を行い、評価の対象となる56測定局すべてで環境基準を達成した。

また、環境基準が定められていない非メタン炭化水素については、14測定局で測定を行い、13測定局で指針値の上限値を超える日が出現した。

(資料編 P140参照—環境基準掲載)

(資料編 P144参照—環境基準の達成状況の推移掲載)

<二酸化硫黄(SO₂)の状況>

①測定結果の評価

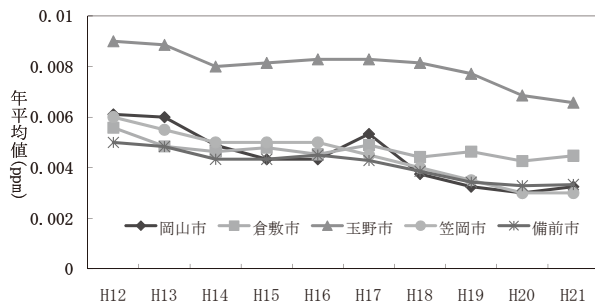
評価の対象となる45測定局について、長期的評価では、前年度に続いてすべての測定局で環境基準を達成した。また、短期的評価では、日平均値はすべての測定局で環境基準に適合したが、1時間値は3測定局が適合しなかった。

②年平均値の経年変化

過去10年間(平成12～21年度)継続して測定している42測定局における年平均値の推移は図の

とおりであり、ほぼ横ばいであった。

二酸化硫黄濃度の地域別年平均値の推移（一般局）



<一酸化炭素(CO)>

①測定結果の評価

評価の対象となる8測定局について、長期的評価では、前年度に続いてすべての測定局で環境基準を達成した。また、短期的評価では、日平均値及び8時間平均値ともに環境基準に適合した。

<浮遊粒子状物質(SPM)>

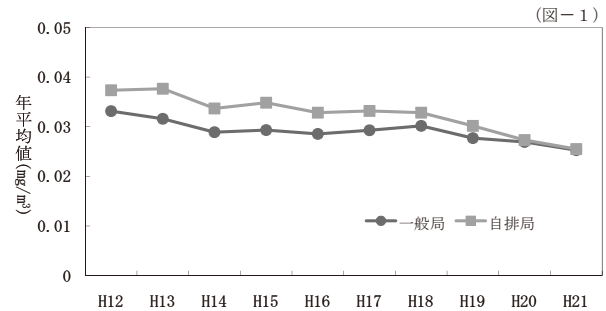
①測定結果の評価

評価の対象となる56測定局について、長期的評価では、前年度に続いてすべての測定局で環境基準を達成した。また、短期的評価では、環境基準に適合しなかった測定局は52局あり、これらのうち、1時間値が適合しなかった測定局は1局、1時間値及び日平均値ともに適合しなかった測定局が51局であった。

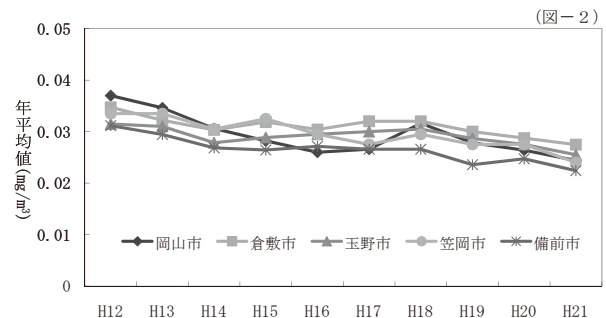
②年平均値の経年変化

過去10年間(平成12～21年度)継続して測定している50測定局における年平均値の推移は図－1のとおりであり、ほぼ横ばいの状態である。また、一般局における地域別の年平均値の推移は図－2のとおりであり、前年度に比べてほぼ横ばいであった。

過去10年間における浮遊粒子状物質濃度の年平均値の推移



浮遊粒子状物質濃度の地域別年平均値の推移（一般局）



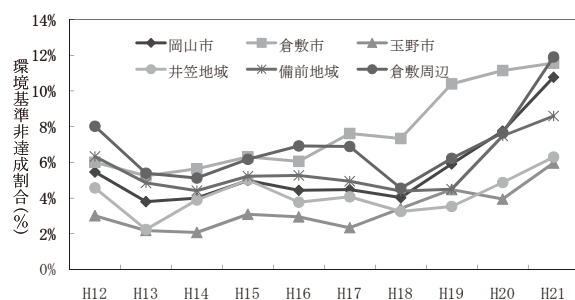
<光化学オキシダント(O_x)>

①環境基準の達成状況

評価の対象となる40測定局について、前年度に続いてすべての測定局で環境基準を達成しなかった。

一般局について、年間における昼間(5時～20時)の環境基準を達成していない(1時間値が0.06ppmを超過した)時間数(以下「非達成時間数」という。)を地域別に見ると、図のとおりであり、前年度に比べてすべての地域で環境基準非達成割合が増加した。また、地域別の1局当たりの非達成時間数は倉敷周辺が最も多かった。

光化学オキシダントの昼間の地域別環境基準非達成時間数の割合の推移（一般局）



②高濃度出現状況

大気汚染防止法第23条の規定による光化学オ

キシダントの緊急時(注意報)の発令基準である1時間値が0.12ppm以上の地域別延時間数は次表のとおりであった。

光化学オキシダントの地域別の1時間値が0.12ppm以上の延時間数

(一般局)(単位:時間)						
地域	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	測定局数
岡山市	0	9	3	0	0	8
倉敷市	0	65	25	19	9	14
玉野市	0	0	1	0	0	2
備前市	1	9	3	0	2	3
井笠地域	0	1	3	0	0	2
倉敷周辺地域	0	2	1	1	2	5
県北地域	—	—	—	0	3	2
合計	1	86	36	20	16	36

注) 1 平成17年度以降における井笠地域とは笠岡市及び井原市を、倉敷周辺地域とは総社市、浅口市及び早島町をいう。
(市町村合併により平成17年度から地域区分が変更されている。)
2 測定局数とは、平成21年度における評価の対象となる一般局数をいう。

<二酸化窒素(NO₂)>

①測定結果の評価

評価の対象となる56測定局について、環境基準達成状況は次表のとおりであり、すべての測定局で環境基準を達成した。

また、環境基準のゾーン内(日平均値の年間98%値が0.04～0.06ppmの範囲)にある測定局は2局、ゾーン未満(日平均値の年間98%値が0.04未満)の測定局は54局であった。ゾーン内の測定局は、自排局の長津局(早島町)、青江局(岡山市)の計2局であった。

二酸化窒素の環境基準達成状況

区 分		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
測定局	局 数	54(44)	57(46)	59(46)	58(45)	56(43)
	達成局数	53(44)	56(46)	58(46)	58(45)	56(43)
	ゾーン内局数	5(1)	4(0)	3(0)	3(0)	2(0)
達成率	岡山県	98.1%	98.2%	98.3%	100%	100%
	全 国	99.9%	100%	100%	100%	—

注) 1 年間測定時間が6,000時間未満の局を除く。
2 ()内は一般局に係るもので内数である。
3 全国達成率は一般局に係るものである。

②地域評価

二酸化窒素の環境基準に基づく地域評価では、次表のとおりであり、前年度に続いてすべての地

域でゾーン未満であった。

二酸化窒素の地域区分別評価

(単位: ppm)

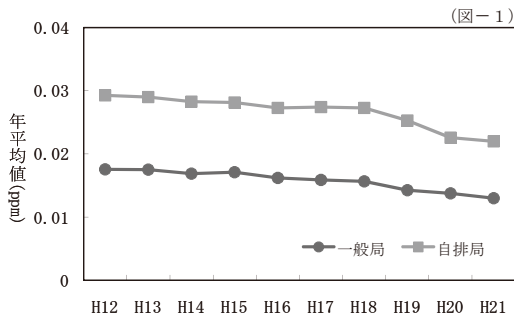
地域	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
岡山市	0.034	0.035	0.033	0.030	0.031
倉敷市	0.036	0.038	0.035	0.034	0.036
玉野市	0.038	0.037	0.033	0.031	0.032
備前市	0.032	0.031	0.029	0.029	0.026

③年平均値の経年変化

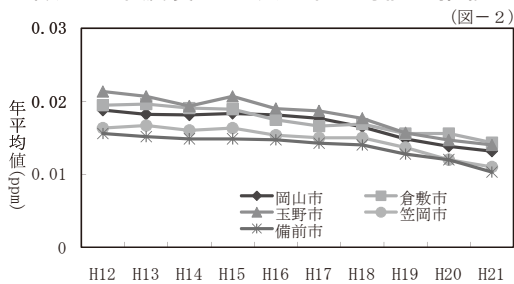
過去10年間(平成12～21年度)継続して測定している45測定局(一般局38局及び自排局7局)における年平均値の推移は図-1のとおりであり、ほぼ横ばいの状態である。

また、地域別の一般局における年平均値の推移は図-2のとおりであり、前年度に比べてほぼ横ばいであった。

過去10年間における二酸化窒素濃度年平均値の推移



二酸化窒素濃度の地域別年平均値の推移



④濃度上位測定局

年平均値及び日平均値の年間98%値の上位局は次表のとおりであり、一般局では年平均値は出石局(岡山市)が、日平均値の年間98%値は春日局(倉敷市)が最も高く、自排局では年平均値は青江局(岡山市)が日平均値の年間98%値は長津局(早島町)が最も高かった。

二酸化窒素の年平均値及び日平均値の年間98%値の上位測定局(H21年度)

①一般局

年平均値			日平均値の年間98%値		
地域	測定局	濃度(ppm)	地域	測定局	濃度(ppm)
岡山市	出石	0.017	倉敷市	春日	0.038
倉敷市	松江	0.017	倉敷市	松江	0.036
倉敷市	塩生	0.017	倉敷市	倉敷美和	0.035
倉敷市	豊洲	0.017	倉敷市	豊洲	0.035
岡山市	南輝	0.016	玉野市	宇野	0.035
倉敷市	春日	0.016	倉敷市	監視センター	0.033
倉敷市	倉敷美和	0.016	倉敷市	塩生	0.033
倉敷市	児島	0.016	岡山市	南輝	0.032
倉敷市	連島	0.015	岡山市	出石	0.032
倉敷市	玉島	0.015	倉敷市	連島	0.032
玉野市	宇野	0.015	倉敷市	児島	0.032
備前市	三石	0.015			
浅口市	金光	0.015			
早島町	早島	0.015			

②自排局

年平均値			日平均値の年間98%値		
地域	測定局	濃度(ppm)	地域	測定局	濃度(ppm)
岡山市	青江	0.029	早島町	長津	0.046
早島町	長津	0.028	岡山市	青江	0.045
備前市	伊部	0.023	備前市	伊部	0.037
倉敷市	駅前	0.020	倉敷市	駅前	0.035
笠岡市	大磯	0.020	倉敷市	大高	0.035
倉敷市	大高	0.018	笠岡市	大磯	0.035
岡山市	西祖	0.017	岡山市	西祖	0.032
玉野市	用吉	0.017	玉野市	用吉	0.032
倉敷市	西坂	0.017	倉敷市	西坂	0.032
岡山市	南方	0.016	岡山市	南方	0.030

<非メタン炭化水素(NMHC)>

①測定結果の評価

炭化水素の環境基準は定められていないが、大気中の炭化水素濃度の指針値と対比すると、測定を行った14測定局について、久世局(真庭市)を除く13局において、指針値の上限値(0.31ppmC)を超える日が出現した。

②年平均値の経年変化

非メタン炭化水素の代表的な測定局における年平均値の推移は表のとおりであり、前年度に比べて1測定局でやや増加し、他の測定局では横ばいあるいは減少した。

非メタン炭化水素の年平均値の推移

(単位: ppmC)

地域	測定局	区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
岡山市	興除	一般局	0.17	0.16	0.15	0.15	0.11
	青江	自排局	0.28	0.30	0.31	0.32	0.27
倉敷市	監視センター	一般局	0.20	0.20	0.19	0.19	0.17
	駅前	自排局	0.24	0.24	0.27	0.21	0.19
玉野市	用吉	自排局	0.15	0.14	0.13	0.12	0.14
笠岡市	大磯	自排局	0.24	0.22	0.15	0.14	0.15
備前市	伊部	自排局	0.11	0.14	0.12	0.11	0.11

(3)大気保全対策

<大気環境の監視>

①大気環境の常時監視

大気汚染状況の監視は、環境基準の達成状況の把握、大気汚染防止対策の確立等のために不可欠で、大気保全行政の基盤をなすものであり、岡山県、岡山市及び倉敷市等関係4市は、県内70の測定局において大気汚染の状況を常時監視している。その内訳は、一般環境大気測定局55局、自動車排出ガス測定局11局、気象観測局1局、県センター（参考）1局及び倉敷市が有するコンテナ局（移動測定局）2局で、このうち69局が大気汚染監視テレメータシステムに接続されている。

このテレメータシステムは平成17年度に更新しており、テレメータシステムに接続された69測定局の測定結果は、テレメータ装置により1時間ごとに中央局（県、岡山市、倉敷市）に集められ、即

時にデータ処理が行われるとともに、測定結果はインターネットに随時公表される。光化学オキシダントが高濃度になった際には、県民への周知や工場等に対し大気汚染物質排出量の削減の要請など、緊急時の迅速な対応が可能となっている。

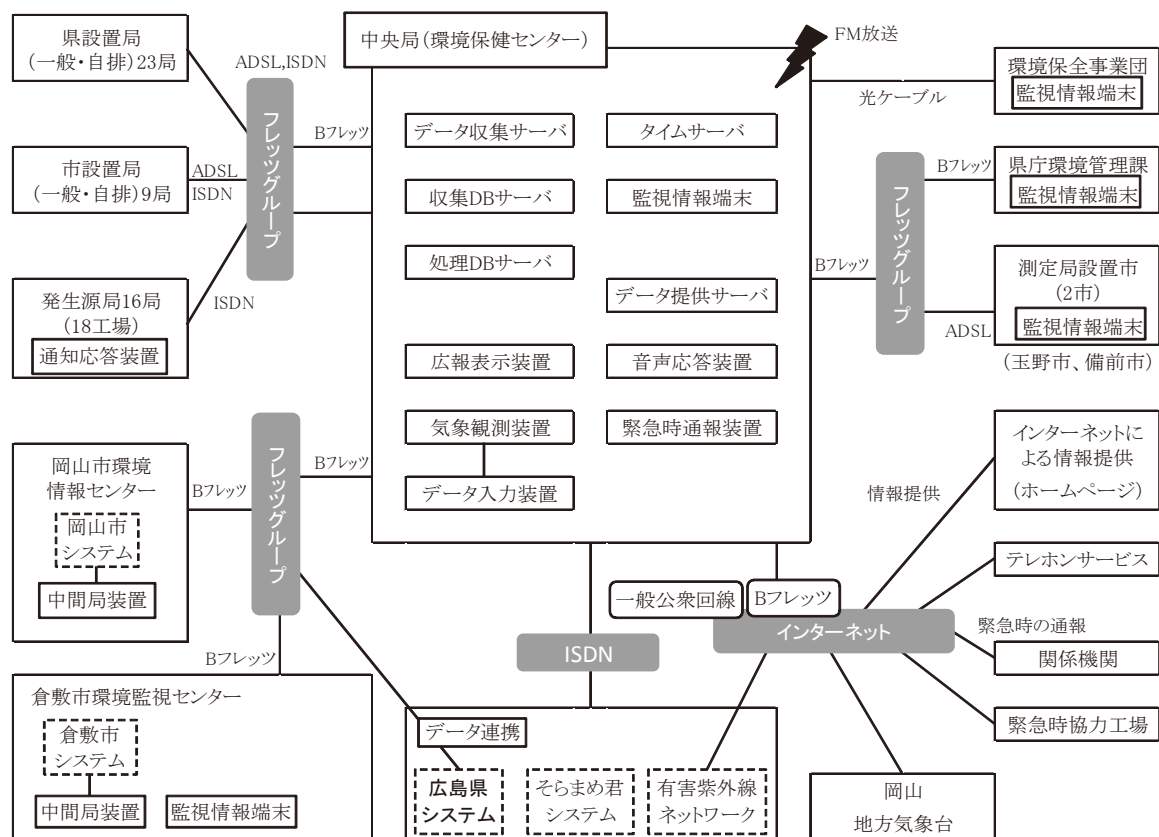
また、収集したデータは、瞬時に演算処理され、1時間ごとに測定結果がインターネットを介して一般に公表されている。

このシステムは、昭和48年10月に導入したもので、平成17年度に最新の通信・情報処理技術を取り入れて3回目の更新を行っている。今回の更新により、通信網のADSLへの切り替え、データ収集・処理の迅速化、インターネット等によるデータ配信及び緊急通報時の効率化が図られている。

また、大気環境自動測定機の高度化、効率化に対応して、逐次、測定機の整備、更新を行っている。

（資料編 P141測定項目掲載、P143監視網掲載）

大気汚染監視システムの概要



②大気汚染等情報システム

適切な大気保全対策を実施するために、大気汚染防止法等に基づき届出された施設を管理するとともに、工場や自動車等から排出される大気汚染物質排出量を的確に把握し、あわせて大気汚染の状況等との関連を解析する総合的なシステムを整備している。

その構成内容は、大気汚染防止法等届出データ管理・大気汚染物質排出量集計等の大気関連データ処理システム、大気シミュレーションシステム、地図情報システム、社会情報管理システムからなっている。

＜大気汚染緊急時対策＞

①通年対策

大気の汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生じるおそれがある事態が発生したときは、大気汚染防止法第23条、岡山県大気汚染緊急時対策実施要綱及び岡山県中北部大気汚染緊急時対策実施要領に基づき、県内の27市町村に対し光化学オキシダント情報等を発令し、こうした事態の発生を周知するとともに、主要企業に対して大気汚染物質排出量の削減要請などを行い、人体被害及び農作物被害の未然防止に努めている。

なお、硫黄酸化物の情報・注意報については昭和56年度以降発令していない。

また、光化学オキシダント濃度は、依然として、全国ほとんどの地域で環境基準を超え、気象条件によっては注意報が発令される事態が生じていることから、今後とも、汚染状況の推移を的確に把握し、適切な対策を講じていく必要がある。

さらに、県際間の大気汚染防止対策について、隣接する香川県、広島県及び兵庫県との間で、それぞれ県際間の協力体制をとっている。

②大気汚染防止夏期対策

光化学オキシダントが高濃度になりやすい夏期（5月10日～9月10日）には、岡山県大気汚染防止夏期対策本部（本部長：副知事）を設置し、光化学オキシダント汚染の未然防止に重点を置いた岡山

県大気汚染防止夏期対策を実施している。

対策期間中は、緊急時協力工場に対し大気汚染物質削減の協力要請を行うとともに、自動車排出ガス低減のために、懸垂幕の掲示、ラジオスポット等により、マイカー使用自粛等の啓発を行った。

また、平成21年度から、オキシダント情報等の発令情報をメール配信することによる県民への情報提供サービスを開始した。

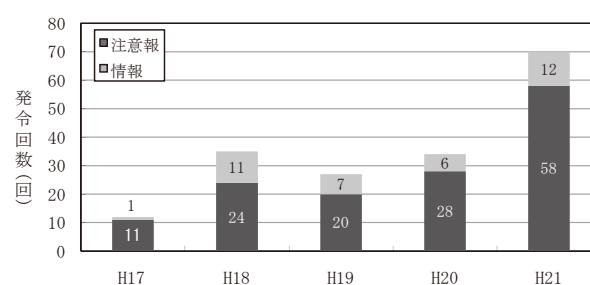
平成21年度は、オキシダント情報を58回（17日）発令し、オキシダント注意報を12回（4日）発令した。平成20年度に比べ情報と注意報を合わせた総発令回数は36回多く、総発令日数は2日少なかった。被害の発生については、農作物被害は昭和60年度に届出があつて以来届出はないが、健康被害は18年度から3年連続で届出があつた。平成21年度は届出はなかった。（資料編 P144、P145参照）

更に、平成21年度は、エコドライブ講習会を行い、工場からの大気汚染物質の排出抑制やマイカー使用自粛、アイドリング・ストップ^(※)運動等の大気汚染防止の普及啓発を行った。

主な普及啓発

- ・広報誌による啓発
- ・テレビ、ラジオ及びインターネットによる周知
- ・発令情報のメール配信

光化学オキシダント情報・注意報発令状況（回数）



＜工場・事業場の大気規制＞

①大気汚染防止法等に基づく規制

大気汚染防止法に基づき、ばい煙発生施設については、硫黄酸化物、ばいじん^(※)及び有害物質（窒素酸化物、カドミウム等の8物質）に関して規制を行い、揮発性有機化合物排出施設については、揮発性有機化合物に関して、粉じん発生施設については、一般粉じん及び特定粉じん（石綿）^(※)に関して

規制を行っている。

また、吹付け石綿等を使用した建築物等の解体作業の特定粉じん(石綿)及びベンゼン等3物質を排出する指定物質排出施設の有害大気汚染物質などに関して規制を行っている。

さらに、大気汚染防止法の適用を受けないばい煙・粉じん発生施設及び有害ガス発生施設等については、岡山県環境への負荷の低減に関する条例により、硫黄酸化物、ばいじん、有害物質及び有害ガスに関して規制を行っている。

このほか、倉敷市水島地区の大規模工場に対しては、県及び倉敷市が公害防止協定等に基づく行政指導により、窒素酸化物の総量規制を実施するなど、法令を補完する形で排出抑制対策を行っている。

②硫黄酸化物^(※)対策

(i) 排出規制

硫黄酸化物の排出規制については、法に基づいて施設単位の排出基準及び工場単位の総量規制が実施されている。

施設単位の排出基準による規制は、K値規制と呼ばれ、地域ごとに定められた定数Kの値(Kの値が小さいほど厳しい)に応じて硫黄酸化物排出量の許容限度が定められている。Kの値は、昭和43年度以降昭和51年度の第8次基準改定に至るまで段階的に強化されている。本県については、3.5～17.5の5ランクとして地域ごとのK値が設定されている。なお、倉敷市水島地区において昭和49年4月1日以降に設置される施設については、大気汚染防止法第3条第3項の規定による特別排出基準としてK値1.75が適用される。また、ベンガラ製造の用に供する焙焼炉については、岡山県環境への負荷の低減に関する条例で県下一律にK値17.5を設定している。

〔K値〕

- 3.5 <倉敷市(旧倉敷市区域)>
- <備前市(旧備前市区域)>
- 6.0 <岡山市(旧岡山市区域)>
- 6.42 <笠岡市>
- 13.0 <玉野市>

17.5 <その他の地域>

大気汚染防止法では、工場又は事業場が集合している地域で、施設単位の排出基準のみでは環境基準の確保が困難であると認められる地域を総量規制地域として指定することとしている。本県では、倉敷市及び備前市が硫黄酸化物に係る総量規制地域として指定され、昭和53年3月31日から燃料・原料使用能力が0.5kL/h以上の工場、事業場については総量規制、0.5kL/h未満の工場、事業場については燃料使用規制(使用燃料中の硫黄含有率規制)が行われている。地域別の1時間当たりの硫黄酸化物排出許容総量は倉敷市水島地区約2,226Nm³、水島地区以外の地区約291Nm³、備前市片上地区約85Nm³、三石地区約21Nm³である。

また、笠岡市については、広島県との協議に基づいて、昭和52年5月6日に笠岡・福山地域の地区別硫黄酸化物排出許容量(笠岡市243Nm³/H、福山市2,139Nm³/H)を設定し、昭和53年度当初から総量管理を実施している。

(ii) 硫黄酸化物排出低減対策

法令等に基づく排出規制及び排出抑制指導により、脱硫された重油の使用などの低硫黄燃料や低硫黄原料(鉄鉱石、コークス等)の使用などの燃・原料対策及び排ガス中の硫黄酸化物を除去する排煙脱硫装置の設置など、硫黄酸化物対策が着実に進められた。これにより、県下の硫黄酸化物の排出量は法令の規定が十分に整備される前の昭和48年度と比較して、昭和53年度で約28%となり、その後も逐次減少し、近年は約10数%の水準となるなど、大幅に低下し、その後横ばいで推移している。

③窒素酸化物対策

(i) 排出規制

窒素酸化物の排出規制については、大気汚染防止法に基づいて、ばい煙発生施設の種類及び規模ごとに、排出基準(濃度)として定められており、昭和48年の第1次規制から昭和58年の第5次規制まで順次、対象施設の拡大と排出基準の強化がなされてきている。この後も、ディーゼル機関、ガスタービン等の窒素酸化物の排出量が多い施設につ

いて、新たにばい煙発生施設に追加されるとともに排出基準が設定されている。これらの排出基準は、全県一律に適用される。

ピクリン酸製造施設のうち反応施設及び金属の表面処理施設については、岡山県環境への負荷の低減に関する条例で規制基準(濃度)を設定している。

工場単位の総量規制については、本県には大気汚染防止法に基づく総量規制地域は指定されていない。

倉敷市については、大規模な工場が立地することから、昭和49年度以降県及び市において公害防止協定等による行政指導により、主要な工場に対して暫定的な排出抑制指導を行ってきた。しかし、昭和53年7月に二酸化窒素に係る環境基準が改定されたことなどを契機に、昭和56年6月に県独自の対策として「倉敷地域窒素酸化物総量削減計画」を策定し、昭和60年度当初に水島地区の大規模工場等が達成すべき窒素酸化物の排出許容総量を、1時間当たり約2,900Nm³と設定している。これに基づいて、主要工場においては、年次的な排出量削減計画を作成し、所期の計画どおり達成し、現在に至っている。

また、笠岡市については、広島県との協議に基づいて、昭和56年2月24日に笠岡・福山地域の地区別窒素酸化物排出許容量(笠岡市：337Nm³/H、福山市：2,427Nm³/H)を設定し、昭和60年度末から総量管理を実施している。

(ii) 窒素酸化物排出低減対策

法令等に基づく排出規制及び排出抑制指導により、脱窒された重油の使用やガス燃料などの良質燃料や低窒素原料(コークス等)の使用などの燃・原料対策、低NO_x燃焼技術(二段燃焼法、排ガス再循環、低NO_xバーナー等)、排ガス中の窒素酸化物を除去する排煙脱硝装置(乾式接触還元法、無触媒脱硝法)の設置など、窒素酸化物対策が着実に進められた。これにより、県下の窒素酸化物の排出量は、環境基準が設定された昭和53年度の値と比較してみると、昭和60年度で約76%と減少し、その後はほぼ横ばい傾向にある。

④ばいじん及び粉じん対策

浮遊粒子状物質の発生源は、工場などの産業活動に関係するもののほか、自動車排出ガスやタイヤの巻き上げなど自動車の運行に伴うものや、土壌粒子の舞い上がりなどの自然現象、さらには大気汚染物質の大気中での反応生成物によるものがあるとされている。これらのうち、工場・事業場から発生するものについては、大気汚染防止法に基づき、燃料その他の物の燃焼に伴い発生する物質を「ばいじん」として、物の破碎、選別その他の機械的処理などに伴い発生する物質を「粉じん」として規制されている。

ばいじんについては、施設の種類及び規模ごとに排出基準(濃度)が定められており、さらに、施設が密集し汚染の著しい地域においては、新設の施設に対して、より厳しい特別排出基準が定められている。本県においては、倉敷市水島地区に設置される施設に特別排出基準が適用されるほか、昭和46年6月23日以前に設置された施設については、県条例による上乗せ基準が適用される。なお、法の排出基準については、昭和57年度に大幅な改定強化が行われ、さらに、平成10年には廃棄物焼却炉のばいじんの基準が強化された。また、小規模なベンガラ製造の用に供する焙焼炉について、岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づき規制基準を設定している。

法令等に基づく排出規制により、ばいじんの発生源対策として、良質燃料への転換、適切な燃焼管理などのほか、集じん装置(電気集じん機、バグフィルタ、スクラバー等)の設置が進められた。

一般粉じん(「粉じん」の内「特定粉じん」(石綿)以外のもの)については、大気汚染防止法により堆積場、コンベアなどの一般粉じん発生施設の構造、使用及び管理に関する基準が定められ、散水、施設の密閉化、集じん装置の設置などの対策が行われているほか、岡山県環境への負荷の低減に関する条例においても、セメントサイロ等に対して法と同様に管理基準を定めている。

特定粉じん(石綿)については、大気汚染防止法により、特定粉じん発生施設を設置している工

場・事業場の敷地境界における規制基準が定められているとともに、特定粉じん排出等作業における作業基準が定められている。

⑤有害物質対策

大気汚染防止法において、有害物質としてカドミウム及びその化合物、塩素、塩化水素、ふっ素、ふっ化水素、ふっ化珪素、鉛及びその化合物、窒素酸化物の8種類の物質が定められ、排出基準(濃度)が有害物質の種類及びばい煙発生施設の種類のごとに定められている。

大気汚染防止法の対象とならない小規模な施設については、岡山県環境への負荷の低減に関する条例により有害物質の種類及び施設の種類のごとに規制基準を定めている。

また、倉敷市水島地区において石油コンビナートが形成されており、大気汚染防止法の規制対象とならない有害ガスの排出規制を実施する必要がある。

あったため、昭和48年度から公害防止条例(現：岡山県環境への負荷の低減に関する条例)により有害ガスに係る特定施設を定め、10種類の有害ガス(ホルムアルデヒド、シアン、塩化ビニル、ベンゼン等)について規制基準(濃度)を設定している。

＜工場・事業場の審査、指導＞

①ばい煙発生施設等の設置状況

平成21年度末における大気汚染防止法及び岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づくばい煙発生施設等の設置状況は、表－1、表－2のとおりである。

②届出の状況

平成21年度における、法令に基づくばい煙発生施設等の届出の状況は次表のとおりである。

(資料編 P146—148参照—関連データ掲載)

表－1 大気汚染防止法に基づく施設の所管別・法区分別内訳

	ばい煙発生施設		VOC排出施設		一般粉じん発生施設		特定粉じん発生施設		合計	
	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数
岡山県	647	1,570	10	16	101	653	0	0	758	2,239
岡山市	429	1,025	9	45	42	203	0	0	480	1,273
倉敷市	342	1,422	13	57	19	1,573	0	0	374	3,052
新見市	36	65	0	0	3	17	0	0	39	82
合計	1,454	4,082	32	118	165	2,446	0	0	1,651	6,646

表－2 岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づくばい煙発生施設等の所管状況

	ばい煙発生施設		粉じん発生施設		有害ガス発生施設		合計	
	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数
岡山県	21	28	59	139	144	1,686	224	1,853
岡山市	1	1	22	51	95	611	118	663
倉敷市	7	25	20	57	65	950	92	1,032
新見市	0	0	5	8	5	66	10	74
合計	29	54	106	255	309	3,313	444	3,622

ばい煙発生施設等の届出状況

施設の種類	設置届	使用届	変更届	その他届	計
大気汚染防止法	62	0	89	188	167
低減条例	130	0	39	112	538
合計	192	0	128	300	705

注)岡山市、倉敷市及び新見市を除く。

③煙道排ガスの常時監視

岡山市、倉敷市及び玉野市に立地する主要18工場について、大気汚染監視テレメータシステムのサブシステムである発生源監視テレメータシステムによるばい煙(硫黄酸化物、窒素酸化物)量の常時監視を行っており、法又は公害防止協定等に基づく総量規制値の遵守について確認した。

また、発生源監視テレメータシステムに接続されているばい煙(SO_x、NO_x)自動測定機(SO_x測定機61、NO_x測定機59)の精度検査については、事業者からの自主検査報告により正常に作動していることの指導を行った。

発生源監視テレメータシステムによる監視対象工場

地 域	工 場 名
倉 敷 市	新日本石油精製、ジャパンエナジー、中国電力(水島)、中国電力(玉島)、三菱化学、JFEスチール、瀬戸内共同火力、旭化成ケミカルズ、日清オイリオ、三菱瓦斯化学、東京製鉄、ペトロコックス、クラレ倉敷(玉島)
岡 山 市	クラレ(岡山)、テイカ、日本エスクリン工業
玉 野 市	パンパシフィック・カップパー、日比共同製錬

④監視・指導

大気汚染防止法及び岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づき、ばい煙発生施設等を設置する工場、事業場の立入検査を実施し、ばい煙発生施設等の設置状況、排ガス自主検査結果を確認し、排ガス処理施設の適正な管理、適切な燃料の使用等の指導を行っている。特に、新規に設置された施設や規模の比較的大きい施設等へ重点的に立入検査を実施している。

立入検査に合わせて使用燃料の抜取り検査を行い、燃料中の硫黄含有率を分析するほか、煙道排ガスに含まれるばいじん、窒素酸化物等の濃度検査を実施するなど、排出基準の遵守状況を確認している。

なお、検査の結果、排出基準違反等が確認された場合は、当該事業者には違反内容を通知し、その原因について事情聴取するとともに、原因の究明及び改善対策の報告を求めた上で、改善後の状況を確認するなど、厳正な指導を行っている。

ばい煙発生施設の指導の実施件数(平成21年度)

指 導 内 容	件 数
排 出 基 準 の 遵 守	5
使用燃料中の硫黄分の低減	3
そ の 他	227
合 計	235

注) 岡山市、倉敷市及び新見市の実施件数は除く。

粉じん発生施設の指導の実施件数(平成21年度)

指 導 内 容	件 数
管 理 基 準 の 遵 守	0
そ の 他	46
合 計	46

注) 岡山市、倉敷市及び新見市の実施件数は除く。

立入検査等の実施件数(平成21年度)

項 目		件 数
延立入検査事業所数		304
(内訳)法	ばい煙発生施設	229
	VOC排出施設	10
	一般粉じん発生施設	19
	特定粉じん発生施設	0
	特定粉じん排出等作業	26
条例	ばい煙発生施設	1
	粉じん発生施設	2
	有害ガス発生施設	17
延立入検査施設数		1025
(内訳)法	ばい煙発生施設	576
	VOC排出施設	19
	一般粉じん発生施設	292
	特定粉じん発生施設	0
	特定粉じん排出等作業	26
条例	ばい煙発生施設	1
	粉じん発生施設	6
	有害ガス発生施設	105
実測検査	ばいじん	11
	窒素酸化物	11
	塩化水素	3
	特定粉じん(排出等作業)	14
	燃料中の硫黄含有率	12
	有害ガス	6
	VOC	18
合計		75

注) 岡山市、倉敷市及び新見市の実施件数は除く。

＜自動車排出ガス対策＞

①自動車排出ガス対策の推進

近年の自動車交通量の増加に伴い、自動車排出ガスによる大気汚染が一部の地域で顕在化しており、自動車排出ガス対策が重要な課題となっている。このため、環境基本計画において、自動車公害対策を重点プロジェクトに位置付け、自動車に関わり深い17団体で構成する「岡山県自動車公害対策プロジェクト推進会議」を設立し、県民、事業者、行政が一体的に取り組む組織作りを行い、自動車公害防止手法の検討、アイドリング・ストップ運動等の実践活動を実施している。(第1章、1、(2)参照)

また、岡山県環境への負荷の低減に関する条例により、低公害車^(※)の使用に努める等自動車排出ガスの負荷の低減のための取組を義務付けるとともに、不要なアイドリングを禁止する規定を定めた。(平成14年10月1日施行)

ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の削減を目的として、この条例に基づく粒子状物質削減規定を、平成17年4月1日に施行した。これにより、特定事業者は、粒子状物質削減に係る年次計画書及び実施状況報告書の提出を行うこととした。

②低公害車の導入と普及啓発

自動車排出ガスについては、昭和48年度以降、法の規制強化が行われ、自動車構造の改善等により大気汚染物質の排出量が大幅に削減されてきているが、中でも、対策の遅れていたディーゼル自動車の規制が順次強化されている状況であり、今後は、最新規制適合車に可能な限り早く代替することが必要である。

また、低公害車(電気自動車^(※)、ハイブリッド自動車^(※)、天然ガス自動車^(※)、燃料電池^(※)自動車、メタノール自動車^(※)及び低燃費かつ低排出ガス自動車)の普及は自動車公害問題の解決を図る上で極めて有効であり、各自動車メーカーにおいては排出ガス低減のための技術開発や、低価格化による普及の拡大に向けて、積極的な取組が行われている。

県においても、低公害車の普及を推進するため、ハイブリッド車及び天然ガス自動車を率先して導入しているほか、マイカーの使用自粛、アイドリング・ストップのPR等(大気汚染防止夏期対策を参照)を行うなど、自動車の上手な使い方を含めた普及啓発を行っている。

県内の低公害車導入状況 (平成22年3月末現在)

車 種 別	県内全体	公 用 車	
		県	市町村
電 気	1	20	22
ハ イ ブ リ ッ ド	15,448	64	88
天 然 ガ ス 等 ^{注)}	255	4	0
低燃費かつ低排出ガス	329,359	726	1,483
合 計	345,063	814	1,593

数字は環境省調査及び中国運輸局統計による。

注) 天然ガス等にはLPG貨物を含む。

(4)アスベスト^(※)対策

＜岡山県アスベスト対策協議会の運営＞

平成17年7月に設置した行政機関の対策連絡会議(県、労働局、地方環境事務所、岡山市、倉敷市等で構成)に建設業協会や医師会など民間団体を加えた「岡山県アスベスト対策協議会」を平成18年1月に設立し、アスベスト対策を総合的に推進している。

岡山県アスベスト対策協議会(平成18年1月27日設置)

【構 成】

＜議 長＞

副知事

＜構 成 員＞

県(環境文化部、保健福祉部、産業労働部、土木部、教育庁、警察本部)

国(岡山労働局、中国四国地方環境事務所)

市町村(市長会、町村会、岡山市、倉敷市、玉野市)

＜関係団体＞10団体

建設団体(建設業協会、建築士会)

商工団体(商工会議所連合会、商工会連合会等)

廃棄物団体(産業廃棄物協会)

医療・労災団体(医師会、病院協会、労災病院等)

【事務局】

岡山県環境文化部環境管理課

【所掌事務】

アスベストの飛散による被害防止、情報提供、相談窓口体制の整備等

【平成21年度における取組状況】

開催年月日：平成22年2月3日

内 容：石綿に係る健康管理手帳の周知、
「石綿による健康被害に係る医学的事項に関する検討会報告書」の周知、石綿肺に関する情報の周知等。

<飛散防止対策>

一般大気環境中のアスベスト濃度について、県内14地点において測定調査を行った。測定結果は、表-1のとおりであった。

表-1 一般大気環境のアスベスト濃度(平成 21 年度)

調 査 場 所	濃度(本/L)	調 査 場 所	濃度(本/L)
津山市山下	不検出	新見市新見	不検出
津山市椿高下	不検出	備前市東片上	不検出
玉野市玉	不検出	備前市西片上	不検出
玉野市和田	不検出	早島町早島	不検出
笠岡市六番町	不検出	早島町前潟	不検出
笠岡市笠岡	不検出	吉備中央町吉川	不検出
新見市高尾	不検出	吉備中央町吉川	不検出

<啓発>

県民の不安を解消するため、アスベスト専用サイトやリーフレット等によるアスベストに関する情報提供を行った。

平成21年度に実施した普及啓発事業

【相談窓口の設置】

64か所

【国への要望等】

平成21年7月17日に実施したほか、中国地方知事会でも実施

【県民への広報】

リーフレット配付

ハンドブック配付

2 水環境の保全

(1) 水環境の状況

<河川及び海域の状況>

県下には、豊かな水量を誇る高梁川、旭川、吉井川の三大河川をはじめとする大小数多くの河川があり、さらに清流といわれる河川も数多く存在している。都市近郊を流れる中小河川などでは、汚濁が進行した状態が継続しているが、近年は改善傾向にある。

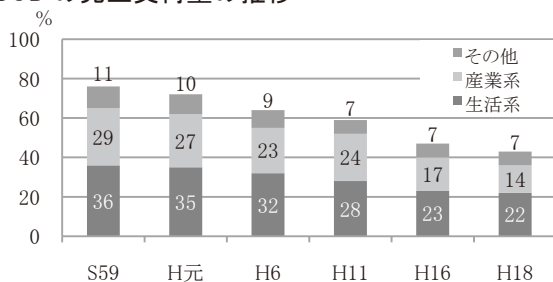
瀬戸内海は、東京湾や伊勢湾と同様に閉鎖性が強く、陸域と海洋の両方からの影響を受けやすく、汚濁も顕在化しやすい海域で、「水質汚濁防止法」や「瀬戸内海環境保全特別措置法」等に基づく工場・事業場に対する排水規制や下水道等の整備により、一定の汚濁負荷の削減が図られてきたが、水質は横ばいの状況である。

①水質汚濁の主な原因

河川等の公共用水域^(※)における水質汚濁の原因となる汚濁物質の発生源は、工場・事業場などの産業系、一般家庭の生活系及び山林・農地などの自然系に大別される。これら発生源から排出される汚濁物質が、河川などが本来持っている浄化能力を超えて流入したときに水質汚濁が発生する。

化学的酸素要求量(COD)^(※)等の発生負荷量は、水質汚濁防止法等による規制や指導などの結果、産業系が減少し、都市化の進展による人口の集中や生活様式の変化などにより、生活系の占める割合が最大となっている。

CODの発生負荷量の推移



②環境基準の達成状況

水質汚濁に係る環境基準については、人の健康の保護に関する項目(健康項目)と生活環境の保全に関する項目(生活環境項目)があり、それぞれの項目について基準値が設けられている。

健康項目については、カドミウム等26項目あり、全国一律の基準値が定められている。

また、生活環境項目については、河川・湖沼・海域別に利用目的に応じた「水域類型」が設定されており、その類型ごとに水素イオン濃度(pH)、生物化学的酸素要求量(BOD)^(※)等の基準項目と基準値が定められている。

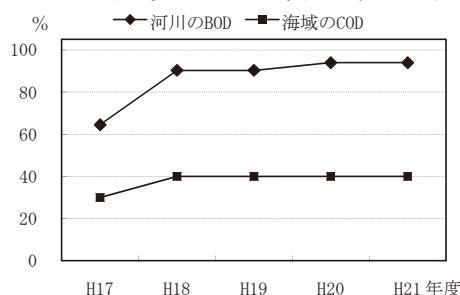
(資料編 P149参照—環境基準掲載)

平成21年度における環境基準の達成状況を見ると、健康項目は、前年度と同様、河川及び海域全てで達成した。河川のBODは、31水域のうち29水域で達成した。達成率は94%であった。

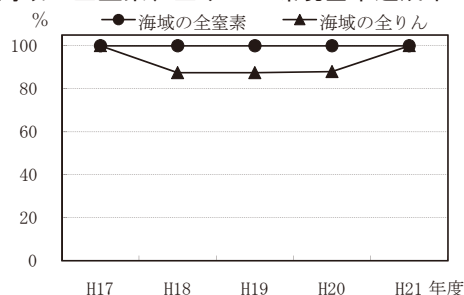
また、環境基準に準ずる要監視項目については、ウランが海域9地点で国の指針値を超過したが、この原因として自然由来が考えられるので、今後水質監視を継続するとともに知見の収集に努めることとしている。

(資料編 P154参照—環境基準達成状況掲載)

河川のBOD、海域のCODの環境基準達成率の経年変化



海域の全窒素、全りん環境基準達成率の経年変化



＜児島湖の状況＞

児島湖は、沿岸農用地の干害、塩害を一掃するとともに、低湿地の排水強化及び干拓堤防の安全を確保するため、国営児島湾沿岸農業水利（締切堤防）事業により、児島湾を締め切ってきた人造湖である。

締切堤防建設工事は、農林省（現農林水産省）により昭和26年2月に着手され、昭和37年3月に完成した。

児島湖には、笹ヶ瀬川、倉敷川、鴨川の3つの二級河川が流れ込んでおり、その流域は、岡山市、倉敷市、玉野市、総社市、早島町及び吉備中央町の6市町にわたっている。

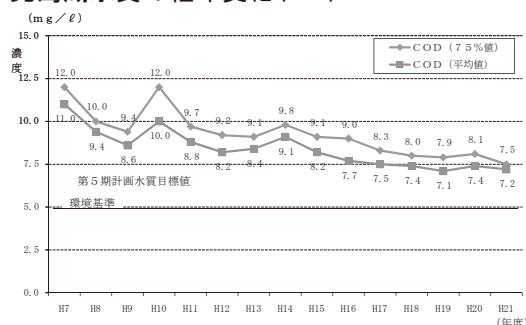
児島湖は閉鎖性水域^(※)であるため、元来、富栄養化^(※)や汚濁が進行しやすい特性を持っている上に、流域の都市化や生活様式の変化などにより水質が悪化し、その改善が求められており、平成18年度に策定した湖沼水質保全計画（第5期）に基づき各種対策を実施しているところである。

平成21年度の測定結果は、COD(75%値)が7.5mg/Lであり、依然として環境基準(5.0mg/L)は上回っているものの改善傾向にある。なお、健康項目については、2地点で検体について測定した結果、2地点とも環境基準を達成していた。

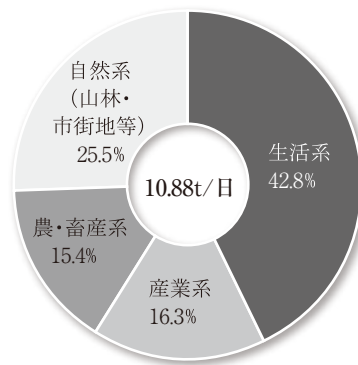
児島湖の水質の経年変化 (mg/L)

	S60	2	7	12	17	18	19	20	21
COD (75%値)	10	10	12	9.2	8.3	8.0	7.9	8.1	7.5
COD (平均値)	10	10	11	8.2	7.5	7.4	7.1	7.4	7.2
全窒素 (μ)	1.9	1.8	2.0	1.6	1.3	1.3	1.3	1.3	1.0
全りん (μ)	0.20	0.24	0.20	0.18	0.20	0.21	0.21	0.21	0.18

児島湖水質の経年変化(COD)



児島湖の平成20年度発生源別COD発生負荷量

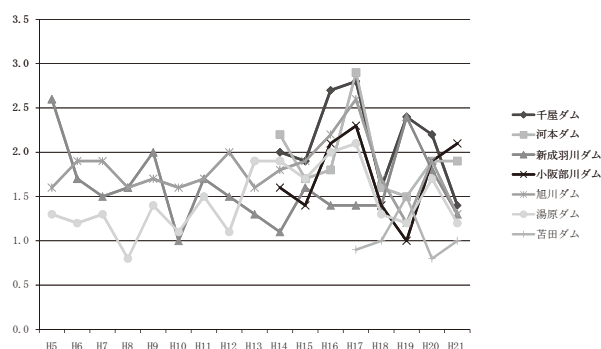


＜ダム湖の状況＞

旭川ダム、湯原ダム、新成羽川ダム、千屋ダムなどのダム湖においては、富栄養化が原因となっており、ある種のプランクトンが異常に増殖して水面の色を変えてしまう現象(アオコ^(※)、淡水赤潮、水の華と呼ばれる)が確認されることがある。

こうしたアオコ等は、水にカビ臭をつけたり毒性物質を生産するものがあるため、各ダム湖管理者及び周辺市町村では、定期的な監視や水質調査、曝気装置の運転等により、発生抑制と利水被害の防止に努めている。

ダム湖水質経年変化(BOD:75%値)



(2) 水質保全対策

<環境水質の監視>

環境水質の監視については、水質汚濁防止法に基づく公共用水域及び地下水の水質汚濁の常時監視のほか、海水浴場の水質検査や水質汚濁事象に関する水質調査などを行い、その実態把握に努めるとともに、必要な対策を実施している。

①公共用水域の常時監視

公共用水域については、水質汚濁防止法に基づいて作成した測定計画により、岡山県、国土交通省、岡山市及び倉敷市が分担して常時監視している。

平成21年度に実施した測定地点数及び測定項目は、次のとおりである。

調査水域数及び調査担当機関別調査地点数

水域区分	調査対象水域数	調査地点数				
		岡山県	国土交通省	岡山市	倉敷市	計
河川	41	51	15	16	4	86
湖沼	1	-	-	4	-	4
海域	10	35	-	13	21	69
計	52	86	15	33	25	159

測定項目

区 分	項 目
健 康 項 目	カドミウム等の重金属類、トリクロロエチレン等の揮発性有機化合物及びシマジン等の農薬類等26項目
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)、生物化学的酸素要求量(BOD)、浮遊物質(SS)等10項目
要 監 視 項 目	クロロホルム、トルエン、ニッケル等29項目
特 殊 項 目	銅、溶解性鉄、溶解性マンガン、総クロムの4項目
そ の 他 項 目	栄養塩類、塩素量等5項目

②地下水の常時監視

地下水については、水質汚濁防止法に基づいて作成した測定計画により、岡山県、国土交通省、岡山市及び倉敷市が分担して常時監視している。

平成21年度に実施した測定地点数及び測定項目は、次のとおりである。

調査担当機関別調査地点数

調査機関名	岡山県	国土交通省	岡山市	倉敷市	計
概況調査	19	4	6	6	35
定期モニタリング調査	1	1	3	4	9
計	20	5	9	10	44

測定項目

区 分	項 目
健 康 項 目	カドミウム等の重金属類、トリクロロエチレン等の揮発性有機化合物及びシマジン等の農薬類等26項目
要監視項目	クロロホルム、トルエン、ニッケル等27項目

③海水浴場の水質検査

水浴の適否を確認するため、主要海水浴場を対象に、関係市の協力を得て、毎年海水浴場開設前(5月上旬～6月上旬)及び開設中(7月中旬～8月上旬)に水質検査を実施している。

平成21年度は、14の海水浴場を対象にCOD、ふん便性大腸菌群数、透明度及び油膜の有無について検査を行った結果、いずれの海水浴場も水浴上問題ないことが確認された。また、同時にO-157の検査を実施したが、すべての海水浴場で検出されなかった。(資料編 P160参照)

④水質汚濁事象の発生状況

平成21年度に発生した突発的な水質汚濁事故等は73件で、水質検査等を迅速かつ適切に実施し、対応した。

水質汚濁事象の発生状況

(環境管理課調べ)

区 分	発生件数	備 考
魚のへい死	13(4)	事故2件、不明11件
油の流出	45(2)	
そ の 他	15(2)	白濁水等の流出、泡の発生、汚水の流出
計	73(8)	

()内は、報道発表した件数(再掲)

⑤広域総合水質調査

瀬戸内海における水質汚濁の深刻化、広域化に対処するため、総合的な水質汚濁防止対策を実施しているが、その効果を把握するために、環境省の委託を受けて関係府県が一斉に瀬戸内海の水質汚濁の実態調査を行っている。

- ・調査場所：8地点
- ・調査回数：年4回
- ・調査項目：

水温、塩分、色相、透明度、pH、DO、COD、全窒素、全りん、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素、りん酸態りん、クロロフィルa、プランクトン

＜工場・事業場の排水規制＞

①水質汚濁防止法による規制

水質汚濁防止法では、汚水・廃液を排出する施設(特定施設)を定め、特定施設を設置する工場・事業場(特定事業場)に届出の義務を課し、排出水の濃度等について基準を定めて規制している。

国の定めた排水基準(一律排水基準)では、人の健康に被害を及ぼすおそれがある「有害物質」と、生活環境に被害を及ぼすおそれがある「生活環境項目」に区分されており、有害物質については、カドミウム、シアン等27項目がすべての特定事業場に適用され、生活環境項目については、pH、COD、SS等15項目が日平均排水量50m³以上の特定事業場に適用されている。

(資料編 P161参照—特定事業場数掲載)

②上乗せ排水基準条例による規制

水質汚濁防止法では、都道府県の実情に応じ、条例により国が定めた排水基準(一律排水基準)よりも厳しい基準(上乗せ排水基準)を定めることができる。本県では、全県を対象に日最大排水量が50m³以上の事業場に対してCOD等により厳しい排水基準を設定するとともに、生コンクリート製造業など19業種については、日最大排水量が50m³未満の事業場に対しても基準を設けて規制している。

また、児島湖が昭和60年12月に「湖沼水質保全特別措置法」に基づく指定湖沼に指定されたことから、児島湖流域内の特定事業場については、昭和62年3月、旅館、試験研究機関など18業種(日最大排水量が50m³以上のもの)について上乗せ排水基準を設定している。

さらに、児島湖流域内の特定事業場については、

平成4年4月から、日最大排水量が50m³未満の事業場に対し油分等の規制を強化するとともに、日平均排水量が20m³以上の小規模な特定事業場のうち、78業種を新たに規制対象とした。また平成5年4月から、日平均排水量が20m³以上の特定事業場に対して、窒素及びりんの上乗せ排水基準が適用されている。

③瀬戸内海環境保全特別措置法による規制

瀬戸内海環境保全特別措置法では、日最大排水量が50m³以上である特定事業場が特定施設を設置(変更)する場合は、環境影響事前評価を実施し、許可申請を行うことになっている。特に、汚濁負荷量が増加する場合には、詳細な環境影響事前評価を実施することとなっており、本県では、汚濁負荷量の削減を図るため高度処理の導入など、適正な施設整備について指導している。

(資料編 P161参照—特定施設の許可件数掲載)

④湖沼水質保全特別措置法による規制

児島湖が湖沼水質保全特別措置法による指定湖沼に指定されたことに伴い、湖沼特定事業場(日平均排水量が50m³以上)は、COD、窒素及びりんに係る汚濁負荷量規制基準が適用される。平成21年3月には規制基準を改正し、規制対象を広げるとともに、既設の事業場にかかる規制基準をより厳しく設定している。また、小規模畜舎などにも、指定施設として届出が義務付けられるとともに、構造及び使用の方法に関する基準が適用される。

⑤岡山県環境への負荷の低減に関する条例

(環境負荷低減条例)による規制

岡山県環境への負荷の低減に関する条例では、全県を対象に、水質汚濁防止法で規制されていない業種のうち、比較的汚濁負荷量の多い12種類を対象に特定施設を指定し、規制基準を設けて規制している。

また、児島湖流域内の事業場については、水質汚濁防止法の規制対象規模未満のものうち、飲食店など8種類の施設を特定施設に別途指定している。

さらに、同条例では産業型公害への規制に加え、土壌及び地下水の浄化対策の推進や廃食用油の公

共用水域への排出の禁止等を内容に盛り込んでいる。
(資料編 P161参照—特定事業場数掲載)

<工場・事業場の審査、指導>

①届出及び許可の状況

平成21年度における特定施設の設置などに関する水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法及び環境負荷低減条例に基づく届出又は許可の状況は、次のとおりである。

特定施設の設置等届出等状況 (岡山市所管分、新見市除く)

	設置	変更	その他	計
水 質 汚 濁 防 止 法	42	41	117	200
瀬戸内海環境保全特別措置法	18	33	30	81
環 境 負 荷 低 減 条 例	2	1	3	6

②監視、指導

水質汚濁防止法及び環境負荷低減条例に基づく特定事業場等を対象に立入検査を実施し、特定施設の設置状況の確認、排水処理施設の適正な維持管理の指導を行っている。特に、日最大排水量が50m³以上の特定事業場については、重点的に立入検査を実施している。

また、排水基準が適用される特定事業場については、立入検査に合わせて排水検査による排水基準監視を行っている。さらに、総量規制基準が適用される特定事業場(日平均排水量が50m³以上)については、汚濁負荷量測定状況の報告を求めるとともに、自動測定装置の設置が義務付けられている事業場(日平均排水量が400m³以上)については、現地に立ち入り、総量規制基準の遵守状況を監視している。

なお、立入検査の結果、排水基準の違反などが確認された場合は、当該事業場に違反内容を通知し、その原因について責任者から事情聴取するとともに、原因の究明及び改善対策について報告を求め、今後違反を起こすことのないよう厳重に指導している。さらに、改善後の内容を確認するため、排水検査等を実施している。

工場・事業場の排水基準監視結果(平成 21 年度)

(岡山市所管分)

区 分	対 象 事業場数	延べ採水 事業場数	延べ違反 事業場数
水 質 汚 濁 防 止 法	1,270	353	28
環境負荷低減条例	4	2	0
計	1,274	355	28

<有害化学物質対策>

水質汚濁に係る有害化学物質については、シアン、カドミウム等26項目について環境基準が設定されているほか、クロロホルム、トルエン等27項目が要監視項目に指定されている。そのほかにも、未規制の有害化学物質が数多くあり、これらによる環境汚染が懸念されている。

このため、水質汚濁防止法に基づき実施している共用水域等の監視や工場・事業場の発生源監視に加え、ゴルフ場などから排出される農薬の調査を実施している。さらに、環境省の委託などを受けて、各種の有害化学物質について環境調査を実施し、これら有害化学物による汚染の実態把握に努めている。

①ゴルフ場周辺水質調査

ゴルフ場で使用される農薬が河川等へ及ぼす影響を把握し、必要な対策を講ずるため、昭和63年度から、ゴルフ場の排水口及びゴルフ場下流の河川において、環境省が「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針値」を定めている農薬について調査を実施している。

平成21年度は、岡山市及び倉敷市の実施分を除く県下13ゴルフ場の排水口13地点とゴルフ場下流の河川 6 地点で40種類の農薬について調査した結果、ゴルフ場の排水口においては13ゴルフ場の排水口 9 地点で、フルトラニル等11種類の農薬が検出されたが、いずれも暫定指導指針値以下であった。なお、河川については、6 地点中 3 地点でイソプロチオラン等 3 種類の農薬が検出されたが、いずれも指針値等と比べて十分低い値であった。
(資料編 P162参照)

<ダム湖の水質保全対策>

ダム湖における富栄養化防止を図るため、旭川、

湯原の各ダム湖を含む「旭川上・中流域水質浄化対策推進協議会」と、新成羽川ダム湖を含む「成羽川流域水質浄化対策推進協議会」を平成5年7月に設立し、流域の市町村等が一体となって浄化対策を推進している。

<生活排水対策>

①生活排水対策重点地域の指定等

水質汚濁防止法の規定により、知事は、環境基準が確保されていない等、生活排水対策の実施を推進することが特に必要であると認められる地域を、生活排水対策重点地域に指定しなければならないとされている。

本県では、これまでに児島湖流域をはじめとして重点地域の指定を行っている。

生活排水対策重点地域の指定の状況(市町村名は当時)

平成3年度…岡山市

平成4年度…倉敷市

平成5年度…玉野市、総社市、灘崎町、井原市

平成6年度…湯原町、川上村、八束村、中和村

②普及啓発事業

普及啓発資材の作成・配布などにより、生活排水対策について県民に広く普及啓発を行った。

平成21年度における実績は、次のとおりである。

・普及啓発資材の作成・配布

クリーンネット……5,000個

③生活排水対策推進事業

生活排水対策を推進するため、平成14年度から市町村等が実施する廃食用油燃料化施設設置事業等に対して補助を行っている。

<平成14年度>

廃食用油燃料化施設設置

…玉野市、大佐町各1ヶ所

回収車両の整備…大佐町1台

<平成15年度>

廃食用油燃料化施設設置及び回収車両の整備

…岡山県中部環境施設組合 1ヶ所・1台

<平成16年度>

廃食用油燃料化施設設置…倉敷市 1ヶ所

<平成17年度>

回収車両の整備…玉野市、矢掛町各1台

<平成18年度>

廃食用油燃料化施設設置及び回収車両の整備

…美作市 1ヶ所・1台

廃食用油燃料化施設の改良…倉敷市 1ヶ所

(3)瀬戸内海的环境保全対策

<総量規制の実施>

瀬戸内海におけるCOD、窒素及びりん第6次総量削減基本方針に定められた削減目標量を達成するため、平成21年度を目標年度とした第6次の総量削減計画を平成19年度に策定した。

計画の主な内容及び削減目標量は、次のとおり。

- ・発生源(生活排水、産業排水、その他排水)別に目標量を定める。
- ・生活排水対策として下水道、集落排水施設、合併処理浄化槽^(※)等の整備の促進を図る。
- ・産業排水対策として工場・事業場に対する総量規制基準の設定等、汚濁負荷量削減のための総合的な対策を推進する。
- ・生態系に配慮し、「人工海浜、干潟等の造成、保全」等を推進する。

第6次総量削減計画を策定したことに伴い、瀬戸内海的环境保全に関する岡山県計画を平成20年6月に変更した。

発生源別の汚濁負荷量の現状と削減目標量

①COD

(単位:t/日)

区 分	岡 山 県							瀬戸内海全 域
	S54年度における量	S59年度における量	H1年度における量	H6年度における量	H11年度における量	H16年度における量	削減目標量H21年度	削減目標量H21年度
生活排水	39	36	35	32	28	23	19	237
産業排水	68	29	27	23	24	17	17	247
そ の 他	12	11	10	9	7	7	7	53
計	119	76	72	64	59	47	43	537

②窒素

(単位:t/日)

区 分	岡 山 県			瀬戸内海全域
	H11年度における量	H16年度における量	削減目標量H21年度	削減目標量H21年度
生活排水	13	11	10	152
産業排水	24	10	10	116
そ の 他	24	22	22	197
計	61	43	42	465

③りん

(単位:t/日)

区 分	岡 山 県			瀬戸内海全域
	H11年度における量	H16年度における量	削減目標量H21年度	削減目標量H21年度
生活排水	1.3	1.1	1.0	11.6
産業排水	1.4	0.8	0.8	7.7
そ の 他	0.7	0.6	0.6	10.2
計	3.4	2.5	2.4	29.5

<富栄養化防止対策>

瀬戸内海では、産業や人口の集中による栄養塩類などの流入に伴って藻類が大量に増殖するという富栄養化の状況を呈している。富栄養化現象の一つである赤潮^(※)の発生は、岡山県海域においては少ないが、瀬戸内海全体では毎年100件程度発生しており、広域的な取組が必要となっている。

そのため、工場・事業場における窒素及びりん

の削減指導を立入検査時に併せて実施した。

き地区指定を行い、看板の設置や海浜の清掃作業などの環境美化活動を通じ、県民に海浜の保全の必要性について周知徹底を図っている。

また、埋立の協議に当たっては、「瀬戸内海の埋立は厳に抑制すべき」との考え方を基本として、埋立申請の審査を厳重に実施するとともに、やむを得ず埋立を承認する場合については、人工干潟の造成など代替措置を指導している。

<自然海浜の保全等>

(資料編 P163参照一保全地区指定状況掲載)

自然海浜は、海水浴、潮干狩りなどの海洋性レクリエーションの場や地域住民の憩いの場として多くの人びとに利用され、県民の健康で文化的な生活を保護するために必要不可欠なものとなっているが、近年の各種開発の進展に伴い減少する傾向にある。

このため、できるだけその利用に好適な状態で保全されるよう、「自然海浜保全地区条例」に基づ

(4) 児島湖の環境保全対策

＜湖沼水質保全計画に基づく水質保全対策＞

児島湖は、昭和60年12月に湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼の指定を受けて以来、5年ごとに策定する湖沼水質保全計画に基づき、国、県、市町、県民、事業者等が一体となり、下水道や合併処理浄化槽の整備等の生活排水対策、湖底のしゅんせつ、水生植物の適正管理、アダプト推進事業などハード・ソフト両面にわたる対策を総合的かつ計画的に実施している。

第5期計画の4年目となる平成21年度の水質は、COD7.5mg/L、全窒素1.0mg/L、全りん0.18mg/Lで、全窒素については初めて環境基準を達成した。COD及び全りんについては、環境基準は達成しなかったものの、前年に比べて改善傾向にある。

＜児島湖環境保全条例の施行＞

児島湖流域の環境保全に関し、県、市町、住民及び事業者の責務を明らかにするとともに、児島湖流域の良好な環境を維持、回復及び創造することを目的とした児島湖環境保全条例を平成3年に制定している。この条例に基づき、生活排水対策や工場、事業場の排水対策等の水質保全、水辺環境の整備、普及啓発等の総合的な環境保全を推進している。

＜普及啓発事業＞

児島湖流域の環境保全を推進していくことを目的として、毎年9月を「児島湖流域環境保全推進月間」と定め、国、県、市町及び民間団体などが一体となり、流域住民の理解と協力のもとに各種行事を実施している。

平成21年度に実施した主な月間行事は、次のとおりである。

□児島湖流域環境保全フェア

小・中学生を対象とした児島湖流域環境保全推進ポスターコンクールの入賞者の表彰式、啓発キャンペーン(平成21年9月12日開催、約70人参加)及びポスター・パネル展(平成21年9月15～

20日開催)を行った。

□児島湖流域清掃大作戦

9月6日(日)、児島湖流域10か所で約6,000人の参加を得て、一斉清掃を行った。

□児島湖クリーンアップキャンペーン

新聞、テレビ、ラジオ等を通じて県民への啓発活動を行った。(平成21年9月)

□ポスター、パンフレットの作成・配布

ポスター1,000枚、パンフレット3,000冊を作成し、啓発資材として活用した。

＜浄化用水導入事業＞

児島湖の水質改善のため、用水路に水量の少ない非かんがい期に、農作物などに被害を及ぼさないよう配慮しながら、旭川から旭川合同用水路、高梁川から十二箇郷用水路と八ヶ郷合同用水路を通して、浄化用水(清水)の導入(63.6万m³/日)を行った。

＜ヨシ原管理事業＞

枯れたヨシは水中沈下により汚濁原因となるため、児島湖畔に自生しているヨシ原約42,300m²の刈り取りを行うとともに、刈り取ったヨシをすべて再利用した。

＜流出水対策事業＞

湖沼水質保全特別措置法に基づき、流出水対策地区に指定している岡山市南区北七区において、流出水による汚濁負荷の低減を重点的に実施するため、専門家及び関係機関で構成する児島湖流出水対策研究会を開催した。

＜児島湖環境影響負荷調査事業＞

児島湖の水質はCOD及び全窒素は改善がみられるものの、全りんは改善の兆しがみられず、水質汚濁メカニズムの解明を図るため児島湖や流入河川の底泥調査を実施した。

＜ユスリカ対策事業＞

児島湖周辺に大発生するユスリカ対策として、関係市の誘蛾灯設置費用に対する補助制度(補助率1/2)を継続するとともに、大学へのユスリカ調

査・研究の委託や、関係機関で構成する児島湖周辺ユスリカ対策研究会を開催した。

<児島湖水辺環境整備基本計画の推進>

平成8年度に、児島湖を中心にその周辺を含めた一帯を自然豊かな県民の憩い楽しむ場とするため、「児島湖水辺環境整備基本計画」を策定し、護岸整備や親水公園の整備などその実現に努めている。

<児島湖流域水質保全基金(児島湖クリーン基金)>

流域住民の水質浄化意識の高揚を図るとともに、地域特性に応じたきめ細かな水質浄化実践活動を支援していくことを目的として、「財団法人児島湖流域水質保全基金」(児島湖クリーン基金)を設立している。平成元年から3か年で基金を造成し、その運用益で普及啓発事業や水質浄化対策を推進するための助成事業などを実施している。

平成21年度は、啓発ビデオを制作し、流域市町の小学校等に配布した。また、環境美化推進実践活動など27件に対し合計1,584,229円を助成した。

児島湖流域水質保全基金造成状況(平成21年度)

(単位:千円)

県出捐金	流域市町出捐金	募金等	合計
100,000	80,000	57,325	237,325

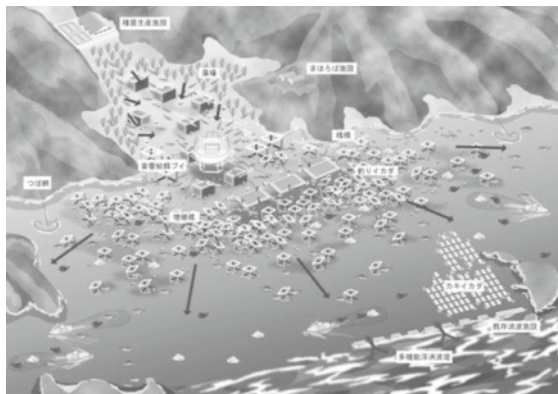
(5)海域環境の修復・創造

「藻場」や「干潟」は、多くの魚介類を育む「海のゆりかご」としての役割を持つほかに、水質の浄化に役立つなど重要な機能を有している。

しかし、今までに行われてきた沿岸開発や水質汚濁の影響等によって、その大半が消滅し、これが水産資源減少の大きな要因と考えられていることから、岡山の海と川の豊かな恵みを回復させるため、瀬戸内海的环境保全や魅力ある海辺づくり、藻場・干潟などの自然環境の修復を進め、水産資源の増大を図る。

<海の森づくり>

漁業生産の基盤である藻場の再生・拡大を核とした漁場の総合的な整備を行い、有用魚介類の資源供給基地を創出している。



<干潟の整備>

干拓事業等による干潟の消滅が著しい県西部海域において、人工干潟の造成を行い、二枚貝類やエビ・カニ類の増産と水質浄化機能の増大を目指している。

3 騒音・振動・悪臭の防止

(1) 騒音^(※)・振動^(※)の現状と対策

騒音や振動は、悪臭と同様に「感覚公害」といわれ、物的被害を生ずることはまれで、多くの場合は心理的、精神的な影響が主体となっており、その影響範囲も発生源の近隣地域となっている。特に騒音については、工場騒音からピアノ、ペットなどの近隣騒音^(※)まで、その発生源も多種多様である。

平成21年度、県及び市町村によせられた苦情は、騒音に係るものが131件、振動に係るものが18件であり、発生源の内訳は、図－1及び図－2のとおりで、騒音、振動とも、工場・事業場、建設作業、道路交通に関するものが主体となっている。

また、「騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度」が平成12年3月に改正されたのに伴い指定地域の区域区分等の変更を行い平成12年4月から施行している。（資料編 P164参照—環境基準等掲載）

図-1 騒音苦情の状況

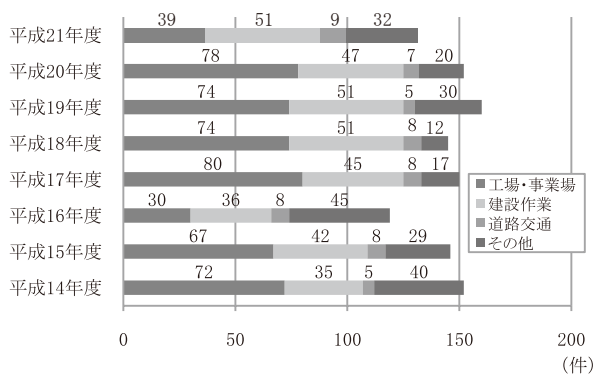
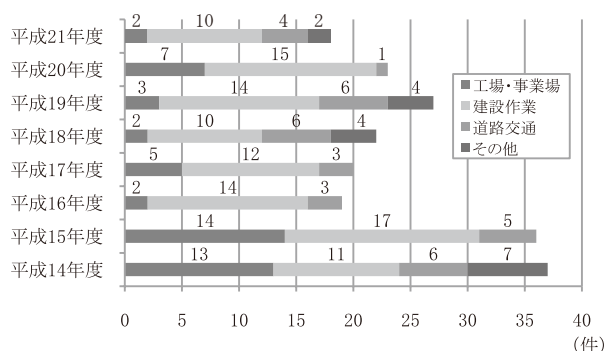


図-2 振動苦情の状況



<一般環境騒音・振動の状況>

騒音規制法・振動規制法では、市町村長は規制地域内の騒音・振動の大きさを測定することとされている。また、市町村長は、規制地域内において、自動車騒音や道路交通振動が一定の限度（要請限度^(※)）を超え、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認める場合は、県公安委員会に対し道路交通規制の要請や、道路管理者に対し道路構造の改善等の意見を述べるなどができることとされている。

平成21年度の一般地域における環境騒音の測定結果は、図－3のとおりである。すべての時間帯で環境基準が達成されている割合は100%であった。

道路に面する地域の騒音測定は、点的評価として55地点で行い、面的評価として44区間で9,833戸の住宅等を対象に評価を行い、結果は図－4のとおりである。

すべての時間帯で環境基準を達成している割合は、点的評価で52.7%（29地点）であり、面的評価では94.2%（4,264戸）であった。

道路交通振動については、9地点で測定を行ったが、全ての地点で要請限度を超過していなかった。（資料編 P167参照）

図-3 一般地域の騒音環境基準達成状況

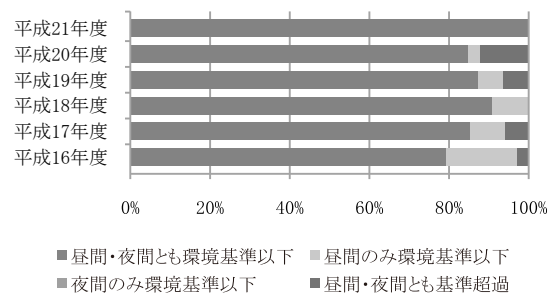
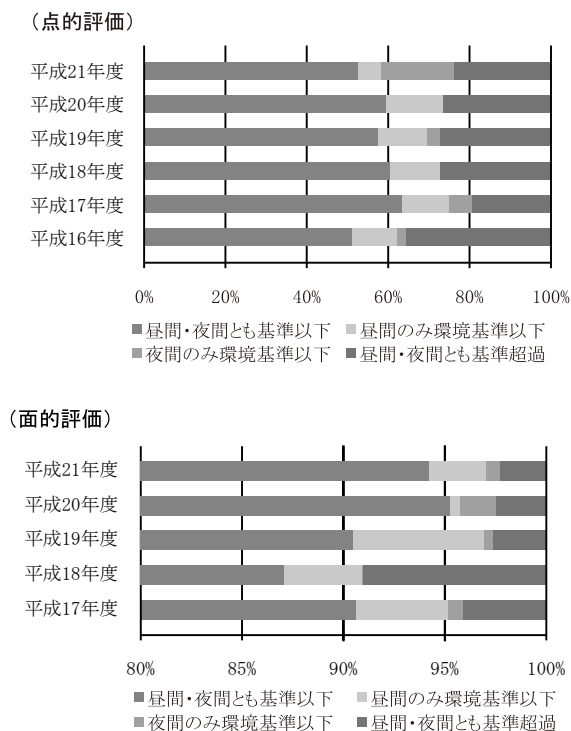


図-4 道路に面する地域の騒音環境基準達成状況



＜新幹線鉄道騒音・振動^(※)の状況＞

新幹線鉄道では、騒音については環境基準が定められており、振動については新幹線鉄道振動指針値(70デシベル)が設けられている。

平成21年度の測定結果では、騒音については測定地点8か所のうち7か所で環境基準を超えており、振動についてはすべて指針値以下であった。

在来線鉄道については、平成7年12月、新設又は大規模改良に際して騒音対策の指針が示されている。瀬戸大橋の列車騒音については、倉敷市が監視測定を行っているが、平成21年度の結果では努力目標(80dB)以下であった。(資料編 P169参照)

(2)工場・事業場の騒音・振動対策

＜規制地域の指定＞

騒音規制法、振動規制法により、知事が指定する地域(規制地域)において特定施設を設置する工場・事業場に対し、騒音、振動の規制基準が設けられている。

平成22年4月1日現在の規制地域は、騒音が22市町、振動が22市町である。また、平成21年度末での規制対象工場・事業場数は、騒音関係が3,318

(特定施設数30,005)、振動関係が2,051(特定施設数19,421)である。

建設作業については、規制地域において施工される特定建設作業に対し、改善基準が定められている。平成21年度に届出のあった特定建設作業は、騒音関係が501件、振動関係が289件であった。

(資料編 P171参照—規制地域等掲載)

＜立入検査等＞

工場・事業場や建設作業に対する立入検査などの規制業務は、騒音規制法及び振動規制法に基づき、市町村が所管している。

市町村長は、工場・事業場から発生する騒音、振動が規制基準に適合しないことにより周辺の生活環境が損なわれていると認める場合、改善勧告などの措置をすることができるとされている。平成21年度の立入検査は、騒音関係が15件、振動関係が1件であり、改善勧告などの法的措置はなかった。

また、建設作業に伴う騒音・振動についても、工場・事業場と同様な規制が設けられている。平成21年度の立入検査は、騒音関係が9件、振動関係が7件であり、改善勧告などの法的措置はなかった。

＜研修会の開催＞

騒音、振動、および悪臭をはじめとする複雑多様化している生活環境問題に第一義的に対処している市町村職員及び県の窓口である県民局・支局職員を対象に、「環境対策研修会」を開催し、生活公害に関する専門知識の研修を行っている。

平成21年度は、7月、10月、11月及び1月に研修会を開催した。

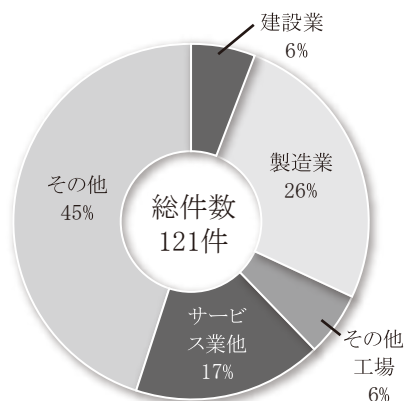
(3)悪臭の状況と対策

＜悪臭^(※)の状況＞

悪臭は、「感覚公害」といわれ、物的被害を生ずることはまれである。多くの場合は心理的、精神的な影響が主体となっており、その発生源は工場・事業場から家庭生活まで多種多様となっている。

平成21年度は、市町村に寄せられた悪臭に係る苦情は121件であり、発生源の内訳は、図のとおりである。

平成 21 年度悪臭苦情件数



<悪臭対策>

①規制地域の指定

工場・事業場から発生する悪臭は「悪臭防止法」に基づき、知事が指定する地域(指定地域)において悪臭原因物(悪臭の原因となる物質を含む気体または水)の排出が規制されている。

規制地域については、「特定悪臭物質」の濃度規制を行う地域と「臭気指数^(※)」による規制を行う地域があり、市町村長の意向を踏まえて順次拡大を図り、現在までにそれぞれ21市町、4市町が指定されている(4市町は両方の規制地域あり)。

(資料編 P182参照—規制地域及び規制基準掲載)

②嗅覚測定法による規制(臭気指数規制)

平成7年の悪臭防止法の改正により、従来の特定悪臭物質(22物質)の濃度を規制する方法に加えて、人の嗅覚を用いて悪臭を測定する方法による規制方式(臭気指数規制)が導入された。これにより、物質濃度規制では十分対応できなかった複合臭の問題や、悪臭の原因となる多種多様な未規制物質への実効性のある対応が可能となった。

今後の臭気指数による規制方式の指定の拡大に向けて、環境省主催の研修会への参加や市町村担当職員を対象とした説明会の開催などを行った。

③立入検査等

悪臭防止法では、工場・事業場から排出される

悪臭が規制基準に適合せず、住民の生活環境が損なわれていると認められる場合、市町村長は、当該工場・事業場に対し改善勧告などを行うことができるとされている。

平成21年度、規制地域の市町村長が、工場・事業場に対して行った立入検査は41件であり、このうち測定を行ったものは7件であった。

また、行政指導を行ったものが3件で、改善勧告(命令)はなかった。

④研修会の開催

「環境対策研修会」(前頁参照)について、平成21年度は、7月、10月、11月及び1月に研修会を開催した。

4 土壌・地下水汚染対策

農薬や硝酸性窒素など、地下水に係る環境基準項目及び要監視項目について計画的に監視測定を実施するとともに、定期モニタリング地点について環境基準達成を目指す。

また、法や条例に基づき土壌地下水汚染の報告のあった事例については、浄化対策の実施状況や汚染の改善状況等を定期的に把握するとともに、汚染解消と基準達成のための事業者等への指導を行う。

(1) 地下水の状況

地下水は、水質が良好で比較的安定しており、水温の変化が少なく容易で安価に利用できることから、飲用はもとより農業用水や工業用水など、身近にある貴重な水資源として広く活用されている。また、湧水や伏流水として河川の源にもなっている。

しかしながら、近年、新たな化学物質による地下水汚染が懸念されるようになったため、平成元年の水質汚濁防止法の一部改正により、カドミウム等11種類の健康項目について評価基準が設定(平成5年の改正により23種類)されるとともに、常時監視することが義務付けられた。平成9年3月には、これらの物質について環境基本法に基づき「地下水の水質汚濁に係る環境基準」が設定され、さらに平成11年2月には、3項目、平成21年11月には3項目が追加され、全28項目に基準値が定められている。

平成21年度に県下44地点で測定した結果によると、概況調査(35地点、906項目)により、鉛が3地点で、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が2地点で、ひ素が1地点、ふっ素が1地点で環境基準を超過した。

周辺調査の結果、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素並びにひ素については施肥や畜産排水又は生活排水の影響と推定された。その他、鉛及びふっ素については調査中である。

また、要監視項目は2地点で測定したが、いずれの地点においても検出されなかった。

また、過去の概況調査等により確認された汚染の継続的なモニタリングとして実施する定期モニタリング調査(9地点、85項目)においては、環境基準を達成したのは、3地点であり、6地点では環境基準を超過した。

環境基準を超過している項目は、事業場由来のテトラクロロエチレン、自然由来と推定される鉛、ひ素及びふっ素、生活排水由来の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の計5項目であった。

今後も引き続き関係機関と協力して水質測定を行うとともに、知見の収集に努めることとしている。
(資料編 P158参照)

(2) 土壌・地下水汚染の防止対策

事業場において使用される有害物質による土壌汚染については、汚染土壌の直接摂取や、飲用地下水に溶け出した汚染物質の間接摂取による健康被害を防止するため、平成15年に土壌汚染対策法が施行されている。土壌汚染対策法では有害物質使用特定施設廃止時等に土壌汚染状況調査を義務づけているが、さらに、岡山県環境への負荷の低減に関する条例では有害物質取扱事業者に対し土壌・地下水汚染発見時の報告等を義務づけている。

平成21年度末までに法に基づく指定区域を1区域指定している。条例に基づく汚染の報告事例については、必要に応じ浄化計画の策定などを指導するとともに、定期的な汚染状況の把握を行っている。

また、有害物質取扱事業者に対して化学物質等の適正な管理など汚染の未然防止対策について指導している。

5 有害物質対策

(1) ダイオキシン類^(※)対策

<概要>

ダイオキシン類は、人の生命や健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、ダイオキシン類による環境の汚染の防止やその除去等を行うため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準を定めるとともに、必要な規制、汚染土壤に係る措置等を定めた「ダイオキシン類対策特別措置法」(以下「ダイオキシン法」という。)が平成11年7月16日に公布され、平成12年1月15日に施行された。

このため、ダイオキシン法に基づく常時監視に係る環境調査を平成12年度から本格的に実施するとともに、ダイオキシン法に基づく工場・事業場に対する指導・監視を行った。

<環境調査>

①環境基準

ダイオキシン法に基づき、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準が次のとおり定められている。

ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準

媒 体	基 準 値
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水 質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L以下
水 底 の 底 質	150pg-TEQ/g以下
土 壌	1,000pg-TEQ/g以下

②環境調査結果

ダイオキシン法に基づき、県、岡山市、倉敷市、国土交通省及び環境省が平成21年度に実施した環境中におけるダイオキシン類による汚染状況の調査結果の概要は、次のとおりである。

(資料編 P186参照)

調査主体別の調査地点数

環境媒体	調査地点数					
	岡山県	岡山市	倉敷市	国土交通省	環境省	計
大 気	8	3	2	－	1	14
公 共 用 水域水質	31	15	16	3	－	65
公 共 用 水域底質	20	15	16	3	－	54
地下水質	19	6	2	－	－	27
土 壌	19	10	8	－	－	37

調査結果の概要

環境媒体	調査地点数	平均値	濃 度 範 囲	環境基準	単 位
大 気	14	0.035	0.0061 ～0.24	0.6以下	pg-TEQ/m ³
公 共 用 水域水質	65	0.11	0.053 ～0.57	1以下	pg-TEQ/L
公 共 用 水域底質	54	5.1	0.13 ～31	150以下	pg-TEQ/g
地下水質	27	0.044	0.022 ～0.07	1以下	pg-TEQ/L
土 壌	37	0.44	0.0063 ～8.8	1,000以下	pg-TEQ/g

調査結果の評価

環境媒体	評 価
大 気	調査地点14地点すべてにおいて環境基準を達成した。
公 共 用 水域水質	調査地点65地点すべてにおいて環境基準を達成した。
公 共 用 水域底質	調査地点54地点すべてにおいて環境基準を達成した。
地下水質	調査地点27地点すべてにおいて環境基準を達成した。
土 壌	調査地点37地点すべてにおいて環境基準を達成した。

<発生源対策>

①特定施設等の設置状況

ダイオキシン法の規制対象となる特定施設を設置する事業者は、届出を行う必要があるが、届出がなされた平成21年度末の特定施設等の状況は、次のとおりである。

特定施設等の設置状況

区 分		事業 所数	特 定 施 設 数		
			新 設	既 設	新設+既設
適大 用気 施基 設準	アルミニウム合金 製 造 施 設	1	1	2	3
	廃棄物焼却炉	99	37	95	132
	小 計	100	38	97	135
対水 象質 施基 設準	アセチレン洗浄施設	1	0	1	1
	廃棄物焼却炉の 係 る 施 設	18	3	26	29
	下 水 道 終 末 処 理 施 設	1	0	1	1
	小 計	20	3	28	31
合 計		120	41	125	166

備考1 「新設」とは、ダイオキシン法施行日(平成12年1月15日)以降に設置された施設をいい、「既設」とは、ダイオキシン法施行日前に設置されている施設及びダイオキシン法施行後特定施設に追加された施設であって法の適用日前に設置されている施設をいう。
2 「事業所数」は、1事業所で複数の種類の特定施設を設置しているものがあるため、小計及び合計が一致しない。
3 岡山市及び倉敷市の区域に設置される特定施設は含まない。

②監視・指導

ダイオキシン法に基づき、特定施設を設置する工場又は事業場の立入検査を実施し、特定施設の設置及び使用の状況、発生ガス及び汚水等の処理状況等を確認するとともに、ダイオキシン類に係る自主測定結果を確認する等、特定施設及び処理施設の適正な管理及び運転、排出ガス及び排出水に係る排出基準の遵守等について指導した。

また、立入検査の結果、排出基準の不適合等不適正な実態が確認された場合には、その原因について事情を聴取するとともに、原因の究明及び改善対策の報告を求めた上で、改善後の状況を確認する等、厳正な指導を行うこととしているが、平成21年度には、該当施設はなかった。

ダイオキシン法においては、特定施設の設置者は、ダイオキシン類に係る自主測定を実施し、その結果を県に報告することとされ、さらに県は、その結果を公表することとされていることから、当該測定の実施及び結果の報告について、各種届出時、立入検査時等あらゆる機会をとらえ、また、必要に応じ文書でも指導を行う等、徹底を行った。

平成21年度に報告された自主測定結果においては、排出基準を超過した施設が1件あったため、改善措置を指導した。

立入検査の実施件数(平成21年度)

区 分		事業所数	特定施設数
適大 用気 施基 設準	アルミニウム合金製造施設	1	2
	廃棄物焼却炉	23	33
	計	24	35
対水 象質 施基 設準	アセチレン洗浄施設	0	0
	廃棄物焼却炉に係る施設	4	8
	下水道終末処理施設	1	1
	計	5	9
合 計		29	44

備考1 「事業所数」は、1事業所で複数の種類の特定施設を設置しているものがある。
2 岡山市及び倉敷市の区域に設置される特定施設は含まない。

(2)有害大気汚染物質対策

<概要>

大気汚染防止法が平成8年5月に改正され、有害大気汚染物質による大気汚染状況を把握することが地方自治体の責務とされた(平成9年4月1日施行)。また、平成9年1月、大気汚染防止法に基づき、ベンゼン、トリクロロエチレン^(※)及びテトラクロロエチレンを指定物質(有害大気汚染物質のうち人の健康に係る被害を防止するため、その排出又は飛散を早急に抑制しなければならない物質)に指定し、指定物質排出施設を定めるとともに、同年2月には指定物質抑制基準及び環境基本法第16条に基づく環境基準が設定された。(ベンゼン：0.003mg/m³以下、トリクロロエチレン：0.2mg/m³以下、テトラクロロエチレン：0.2mg/m³以下)

なお、平成13年4月にはジクロロメタンに係る環境基準、平成15年9月にはアクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びニッケル化合物に係る指針値(環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値)が設定された。さらに平成18年12月には、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエンに係る指針値が設定された。(ジクロロメタン：0.15mg/m³以下、アクリロニトリル 2 μg/m³以下、塩化ビニルモノマー：10 μg/m³以下、水銀：0.04 μgHg/m³以下、ニッケル化合物：0.025 μgNi/m³以下、クロロホルム18 μg/m³以下、1,2

ージクロロエタン $1.6\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下、1,3-ブタジエン $2.5\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下)

<環境調査>

岡山県内の有害大気汚染物質による大気汚染状況を把握するため、岡山市及び倉敷市等と連携して県下12地点においてアクリロニトリル、ベンゼン等19物質を対象に環境調査を実施した。

その結果、平成21年度においては、ジクロロメタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びベンゼンについて、12地点すべてにおいて環境基準を達成した。(資料編 P191参照)

<発生源対策>

ベンゼンについては、倉敷市水島地区において環境基準値の超過が継続していることから、平成14年10月に同地区を岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づき、「ベンゼン等の大気中への排出又は飛散に伴う環境への負荷が著しいと認められる地域」に指定し、ベンゼンの製造・使用を行う事業者に対して、排出施設設置の届出、削減計画の作成、排出抑制対策の実施などを義務付けており、倉敷市と連携し、関係事業者及び関係団体に対し指導を行うことなどにより、一層の排出抑制対策の推進を図った。

なお、指定地域内においてベンゼン排出施設を設置する事業所からの平成21年度のベンゼン排出量は 7.8389 t/年 であり、平成20年度の 11.0287 t/年 に比べ 3.1898 t/年 減少した。

岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づくベンゼン等排出施設の届出状況(平成21年度末)

ベンゼン等排出施設	施設数
ベンゼン製造施設	12
化学物質等製造施設	17
貯蔵施設	70
出荷施設	5
蒸留施設	21
コークス炉	12
合計	137

(3)特定化学物質対策(PRTR^(※))

現在、製造等が行われている化学物質は、非常に種類が多く、人の健康や生態系への影響に関して十分な科学的知見を整備するためには、きわめて長い時間と膨大な費用を要するため、規制を中心とした従来の法律による対応には限界があることが指摘されてきた。このような状況を踏まえ、化学物質が、どのような発生源からどれくらい環境中に排出されたかを把握・集計し、公表する仕組み(PRTR制度)を定めた「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(PRTR法)が平成11年7月に公布され、平成14年度から本格施行された。

PRTR法では、一定の要件を満たす事業者は、毎年度自らが取り扱った化学物質の前年度における環境中への排出量等を把握し、県を経由して、国に届け出ることとなっており、平成21年度においては、平成20年度の化学物質の排出量等については、全国で39,472事業所、岡山県内では935事業所(岡山・倉敷・新見市分を含む)から届出があった。

岡山県では、届出された化学物質の排出量等について物質別、地域別等で詳細に集計し、その結果をホームページ、冊子等で公表することなどにより、事業者による化学物質の自主管理の促進を図った。

集計結果の概要は、次のとおりである。

PRTR集計概要

	岡山県(全国順位:%)	全国
届出事業所数(箇所)	935(17位:2.4%)	39,472
届出排出量(a)(t/年)	5,600(16位:2.8%)	199,195
届出移動量(b)(t/年)	8,192(10位:4.1%)	200,814
届出排出・移動量(a)+(b)(t/年)	13,792(13位:3.4%)	400,008
届出外排出量(推計値)(c)(t/年)	4,737(24位:1.6%)	290,872
合計排出量(a)+(c)(t/年)	10,337(19位:2.1%)	490,067

備考 四捨五入により表内の数値と合計が一致しないことがある。

物質別排出量の概要

順位	物質名	排出量 (t/年)	内 訳	
			届出排出量 (t/年)	届出外排出量 (推計値:t/年)
1	トルエン	3,236	2,254	982
2	キシレン	2,157	1,260	897
3	エチルベンゼン	711	464	247
4	ポリ(オキシエチレン)＝アルキルエーテル	561	1	560
5	ジクロロメタン(別名塩化メチレン)	499	477	22
上位5物質の合計		7,164	4,456	2,708
その他の物質		3,173	1,144	2,029
合 計		10,337	5,600	4,737

備考 四捨五入により表内の数値と合計が一致しないことがある。

地域別の届出排出量等の概要

地域名	届出事業所数	届出物質数	届出排出量(t/年)	届出排出量の多い物質
岡山地域	309 ※1	121	1,327	トルエン、キシレン、N,N-ジメチルホルムアミド
東備地域	68	54	267	エチレングリコール、フェノール、ジクロロメタン(別名塩化メチレン)
倉敷地域	238 ※2	122	2,339	キシレン、トルエン、エチルベンゼン
井笠地域	73	63	1,137	トルエン、クロロエタン、ジクロロメタン(別名塩化メチレン)
高梁地域	34	42	48	ジクロロメタン(別名塩化メチレン)、トリクロロエチレン、キシレン
新見地域	32 ※3	36	7	ジクロロメタン(別名塩化メチレン)、トルエン、ふっ化水素及びその水溶性塩
津山地域	90	54	317	ジクロロメタン(別名塩化メチレン)、トルエン、トリクロロエチレン
真庭地域	30	38	13	ジクロロメタン(別名塩化メチレン)、キシレン、HCFC-225
勝英地域	61	68	145	トルエン、ジクロロメタン(別名塩化メチレン)、キシレン
県全体	935	172	5,600	

備考 四捨五入により表内の数値と合計が一致しないことがある。

※1 岡山市届出分250事業所分含む。

※2 倉敷市届出分194事業所分含む。

※3 新見地域は、新見市届出分のみ数値である。

(4)岡山県化学物質環境モニタリング調査

近年、化学物質等の使用の増大に伴って、有害性が疑われるさまざまな化学物質が水環境中から検出されていることから、これらの化学物質の公共用水域における存在状況を把握するため、平成11年度から環境調査を実施している。

平成21年度は、26物質(群)を対象に、平成19～21年度に計画している25地点(固定点：10地点、準固定点：15地点)のうち、15地点(河川11地点、湖沼1点、海域3地点)で調査を実施した。

水質調査ではビスフェノールA等11物質が、底質調査ではベンゾ(a)ピレン等21物質が検出された。

化学物質の人への作用の程度やメカニズムは未解明な部分が多く、評価を行える状況にはないが、今回の調査結果は、全国調査結果の範囲内であった。

なお、環境省が、魚類に対する内分泌攪乱作用があるとしているノニルフェノール、4-オクチルフェノール、ビスフェノールA及びDDTについては、今回の調査結果は、いずれも、魚類への内分泌攪乱作用がないとされている水質濃度(ノニルフェノール：0.608 μ g/L以下、4-オクチルフェノール：0.992 μ g/L以下、ビスフェノールA：24.7 μ g/L以下、DDT：0.0145 μ g/L以下)であった。

また、県では、超微量化学物質分析施設の活用等による調査体制の充実や調査の継続によりデータの蓄積を図るとともに、新たな知見の収集に努め、環境リスク低減のための対応を検討していくこととしている。
(資料編 P192参照)

(5)化学物質環境実態調査

化学物質による環境汚染を未然に防止するための基礎資料を得るため、昭和51年度から国の委託を受けて、分析精度等、環境調査に求められる分析法が確立されていない物質の分析法開発及び環境中における化学物質の濃度レベルの把握等の調査を実施している。

平成21年度は、POPs(残留性有機汚染物質)等48種類の化学物質について水島沖の海域及び旭川乙井手堰の水質及び底質における残留状況、蓄積状況等の調査を実施するとともに、O-トルイジン等8物質の水質系及びLC/MS分析法等の開発調査を実施した。

なお、調査結果については、国において取りまとめている。

6 環境放射線の監視

(1)(独)日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターに係る環境保全協定の締結等

苫田郡鏡野町上齋原の人形峠には、独立行政法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターが立地し、ウランの製錬転換、濃縮等に関する研究開発が行われてきた。

県、鏡野町(当時の上齋原村)及び当時の動力炉・核燃料開発事業団(以下「動燃」という。)の三者は、昭和54年7月「動力炉・核燃料開発事業団人形峠事業所(現在の日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター)周辺環境保全等に関する協定書(環境保全協定)」を締結した。

県では、この環境保全協定に基づき、日本原子力研究開発機構に対し放射性物質等の放出の管理等を求めるとともに、昭和54年から日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター周辺の環境を保全するため、環境放射線等の監視測定を行っている。

また、昭和63年8月に報道され問題となった捨石堆積場についても、当時の動燃に対して恒久対策を実施させるとともに、平成元年3月に捨石堆積場を環境保全協定の対象とする確認書を交わし、事業所周辺と同様に環境放射線等の監視測定を実施している。

この他、「回収ウラン転換実用化試験」について、県は「環境放射線等専門家会議」の意見を聴いた上で、平成5年3月に了解し、これらの試験に関連して、回収ウラン中に含まれるプルトニウム等の監視測定も実施している。

さらに、鳥取県東郷鉾山方面地区から出たウラン残土(方面ウラン残土)について、日本原子力研究開発機構では、これをレンガに加工するため、平成18年8月に岡山県境付近の鳥取県三朝町木地山地内へ搬入した。これに先立ち、周辺環境保全に関する確認書を交わし、平成18年度から、レンガ加工場周辺の監視測定も実施している。

これらの監視測定の結果は、学識経験者で構成される「岡山県環境放射線等測定技術委員会」において詳細に検討され、次のとおり、事業所等の周辺は平常な状態であるとされている。

<協定に基づく事前協議・事前指導>

環境保全協定第5条の規定に基づく、新增設の協議は、平成21年度は、0件であった。

事前審査・指導件数の推移

年度	13	14	15	16	17	18	19	20	21
件数	8	2	7	6	3	1	7	6	0

<事業所周辺の環境放射線等の監視測定>

日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター周辺の監視測定については、鏡野町内の「人形峠」「赤和瀬」「天王」の3か所の観測局で空間ガンマ線線量率等の連続測定を実施している。これらの観測局は岡山市の県環境保健センターとテレメータシステムで接続されており、常時監視がなされている。

また、大気、河川水、土壌等の各種試料についても採取、測定を実施している。(図-1参照)

これらの測定の結果、空間ガンマ線線量率等管理目標値の設けられている項目はいずれも管理目標値以下であり、それ以外の項目については、従来とほぼ同じレベルで異常は認められなかった。

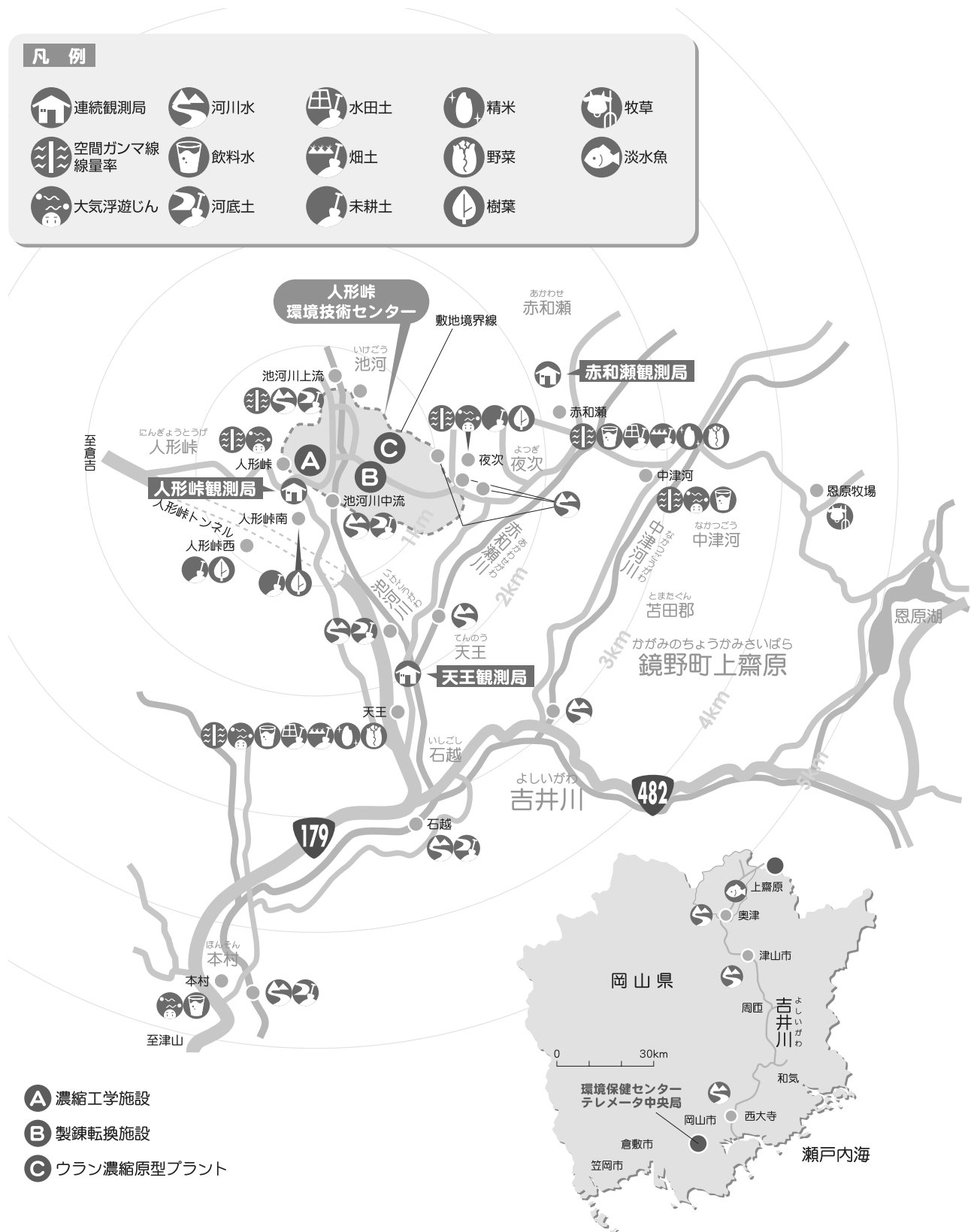
(資料編 P198参照)

<中津河捨石堆積場周辺の監視測定>

中津河捨石堆積場周辺の監視測定の結果については、管理目標値の設けられている項目はいずれも目標値以下であり、それ以外の項目については、従来とほぼ同じレベルで異常は認められなかった。

(資料編 P200参照)

図-1 連続観測局およびサンプリング地点



＜プルトニウム等に係る監視測定＞

回収ウランの製錬転換実用化試験実施に伴うプルトニウム等監視測定は図－２に示す地点で行っている。測定結果はいずれの核種項目でも文献による参考値の範囲内にあり異常は認められなかった。

なお、土壌(畑土、水田土)からプルトニウム(239+240)が検出されたが、これらのプルトニウムはその検出レベル及びその同位体比から過去に大気圏内で行われた核実験によるものであると考えられている。(資料編 P201参照)

＜レンガ加工場周辺の監視測定＞

レンガ加工場周辺の監視測定の結果については、県内他地域の調査結果の範囲内であり、残土搬入中及び搬入後の測定結果は搬入前と比較してもほぼ同じレベルであり、異常は認められなかった。

(資料編 P202参照)

(2)原子力と安全対策

日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターに関連して、原子力に関する正しい知識や安全対策等県の施策について広く県民に広報した。

主な内容は、次のとおりである。

- ・県民を対象とした人形峠施設見学会の開催
- ・人形峠アトムサイエンス館の原子力広報展示物の維持
- ・環境監視のあらましに関するパンフレットの作成、配布

図－２ プルトニウム等の環境測定地点



第5章 自然と共生した社会の形成

1 優れた自然環境の保全

かけがえのない郷土の自然や生態系を守るため、先人の知恵を受け継ぎつつ、適正な利用を図り、自然との共生をめざしながらそれを後世に引き継いでいくことは、現代に生きる我々の重要な責務といえる。

国においては、平成7年に、生物多様性^(※)国家戦略を策定し、平成20年には生物多様性基本法を制定、平成22年には同法に基づく初めての国家戦略となる生物多様性国家戦略2010を策定している。

本県では、昭和46年に「岡山県自然保護条例」を制定し、これに基づき昭和47年から「自然保護基本計画」を策定し、自然環境の保全に努めてきたところであるが、自然環境をとりまく諸情勢の変化に対応すべく、10か年計画として、平成13年3月に新しい自然保護基本計画を策定し、「人と自然の共生関係の構築」を目標として自然環境の保全に係る諸施策を推進している。

(1) 県自然環境保全地域等の指定と整備

岡山県自然保護条例に基づき、優れた自然の地域などを県自然環境保全地域等に指定し、その保護に努めている。

現在までに、「県自然環境保全地域」として、天然林や野生動物の生息地など優れた自然の地域(面積10ha以上)を3地域、「環境緑地保護地域」として、都市周辺の良い生活環境を形成する緑地の地域(面積5ha以上)を2地域、「郷土自然保護地域」として、自然と一体となって郷土色豊かな風土を形成し、県民に親しまれている地域(面積2ha以上)を37地域、また「郷土記念物」として、樹木及び地質鉱物で、県民に親しまれているもの又は由緒あるものを39件指定している。

県自然環境保全地域等に指定した地域については、解説板や案内板を設置することとしている。

(資料編 P205参照)

<大規模天然林の保全>

真庭郡新庄村の毛無山一帯は、100年生前後のブナを中心とする天然林が広がる、県下でも貴重な森林であるとともに、多様な植生からなる、希少な動物及び昆虫の生息地であり、学術的にも貴重な存在である。

県では、この貴重な森林を保護するためその一部約264haを公有化(平成5年度約191ha、7年度約3ha、14年度約70ha)し、保全に努めている。

<自然保護のための土地の公有化>

自然公園や自然環境保全地域などに指定されている地域等、自然保護上、特に重要な地域の公有化を行っている。

(資料編 P206参照)

(2) 自然と調和した開発指導

無秩序な開発を防止し、開発と自然環境保全との調和を図るため、岡山県自然保護条例に基づき、工場敷地やゴルフ場の造成などの大規模な開発(10ha以上)に際しては、県、市町村、事業者との間で自然保護協定を締結し、現存植生の保全や改変地の緑化などについて指導を行っている。

また、10ha未満の開発については、市町村と事業者において協定を締結するよう要請している。

平成21年度末現在で、自然保護協定の締結実績は、ゴルフ場48件、住宅団地19件、別荘団地4件、工場敷地9件、その他(総合的レジャー団地等)10件の合計90件である。

(3) 自然保護思想の普及等

かけがえのない郷土の自然を後世に伝えていくためには、何よりも県民一人ひとりが自然の重要性を認識し、その保全への理解を深め、実践を行うことが重要である。このため、自然保護センターの活用を図るとともに、自然保護推進員等のボランティアによる活動を通じて、自然保護思想の普及啓発に努めている。

また、平成14年度には、「おかやまの自然百選」のホームページを開設し、県内の優れた自然107件をPRするとともに自然の保護と適切な利用促進を呼びかけている。

<岡山県自然保護センター>

自然を観察し、自然のしくみを学ぶ場として多くの人に利用していただき、また、自然保護に関する普及啓発、指導者の育成、研究調査、情報の収集・提供を行う機関として、平成3年11月、和気郡和気町(旧佐伯町)に開設した。

各種自然観察会、一般研修会をはじめ、指導者やボランティアを対象とした研修会を開催するほか、要請に応じ、講師の派遣を行っている。

さらに自然学習リーダー養成講座を開設し、自然とのつきあい方や里山の現状について学び、自然学習のリーダーとして活動ができる人材の育成に努めている。

- ・ 自然観察会(昆虫、野草、野鳥の観察等)
- ・ 自然学習リーダー養成講座
- ・ 講師派遣
- ・ 「自然保護センターだより」の発行
- ・ 自然保護センター友の会の育成
- ・ 特別天然記念物タンチョウの飼育(平成21年度末現在48羽)
- ・ 傷病鳥獣の保護
- ・ 入場者 33,346人(平成21年度)
- ・ 管理形態

指定管理者：(財)岡山県環境保全事業団
(平成22年度～26年度)

<鷺羽山ビジターセンター>

瀬戸内海国立公園指定50周年記念事業及び瀬戸大橋架橋記念事業の一環として鷺羽山山頂の一角に整備したもので、昭和60年7月に開館し、瀬戸内の歴史や自然の仕組みに関する展示、解説を行ってきたが、平成21年度末をもって倉敷市に譲渡した。

(4) 希少野生動植物の保護

岡山県は豊かで多様な自然環境に恵まれ、多様な野生生物が生息・生育しているが、近年、様々な人間活動の影響等を受けて、多くの野生動植物が絶滅の危機に瀕しており、その多様性を維持することが重要な課題となっている。

このため、平成15年3月に「岡山県版レッドデータブック」を発刊、平成22年3月には改訂版である「岡山県版レッドデータブック2009^(※)」を発刊し、環境アセスメントの審査や、開発行為と自然保護との調整を図る上での基礎資料として、また、野生生物の保護対策を講じる上での基礎資料として活用している。

また、平成15年12月に岡山県希少野生動植物保護条例を制定し、特に保護を図る必要のあるものは、捕獲等を規制するとともに、県民等と協働して保護を図るなど、自然環境保全意識の高揚に努めている。

(資料編 P206参照)

指定希少野生動植物の指定状況

種別	指定希少野生動植物名	指定年月日
動物	フサヒゲルリカミキリ	H16.7.16
植物	マルバノキ(ベニマンサク)	
	ミズアオイ	
	エヒメアヤメ	H17.8.26
	サクラソウ	H21.4.14
	ミチノクフクジュソウ	

さらに、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく国内希少野生動植物種に指定されているスイゲンゼニタナゴ及びアユモドキについて、生息状況の調査、関係者の連絡調整会議等を国の委託を受けて平成16年度から実施している。

(5) 外来生物対策の推進

近年、本来の生息・生育地以外の場所から人為によって意図的・非意図的に導入された「外来生物」が、地域固有の生物相や生態系に深刻な影響を及ぼしている。

こうしたことから、平成17年6月に「特定外来生物^(※)による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(外来生物法^(※))が施行され、生態系、人の生命・身体、農林水産業に悪影響を及ぼすもの、及ぼすおそれのある侵略的な外来生物を、特定外来生物として指定し、飼育、販売、輸入などを規制するとともに、野外での防除などを行って被害防止を目指すこととなった。

県では、法律の施行に伴い、外来生物対策について、県民の正しい理解と協力を得るために普及啓発等に努めている。

2 自然公園等の保護と利用

(1) 自然公園^(※)の指定

自然は、一度破壊されれば復旧することがきわめて困難なものであり、できる限り自然のままの姿を存続させなければならない。特に、すぐれた風景地は天与の宝ともいえるべきものであり、こうしたすばらしい自然の保護と適正な利用を図るため、自然公園法及び岡山県立自然公園条例により、国立・国定公園及び県立自然公園の指定を行っている。

全国では、国立公園29地域、国定公園56地域、都道府県立自然公園312地域が指定されており、これらの合計面積は国土面積の約14%を占めている。

本県には、国立公園2地域、国定公園1地域、県立自然公園7地域があり、その面積は県土面積の約11%を占めている。こうした自然公園は、自然の風景地の保護に資するとともに、自然系環境学習や野外レクリエーションの場として重要な役割を果たしている。
(資料編 P207参照)

<国立公園>

国立公園は、わが国の風景を代表するに足る傑出した自然の風景地で、環境大臣が指定する。

①瀬戸内海国立公園

わが国最初の国立公園の一つとして昭和9年に指定されたものであり、内海多島海という特異な景観を形成している。

本県の公園区域は、日生諸島、笠岡諸島等の島々、夕立受山、牛窓、貝殻山、金甲山、十禅寺山、渋川海岸、王子が岳、由加山、鷺羽山、通仙園、御嶽山等の展望の優れた陸地部並びに海面区域である。

指定区域内において、自然公園法に基づく行為規制等により、関係機関と連携しながら、優れた自然景観の保全に努めている。

②大山隠岐国立公園

昭和38年に大山国立公園が拡張された際に、蒜山地区と三瓶山、島根半島、隠岐島を区域編入し、大山隠岐国立公園となった。また平成14年3月に、毛無山、宝仏山地区が新たに編入された。

本県の公園地域は、トロイデ型火山地形の蒜山三座とその山麓の高原、三平山、朝鍋鷲ヶ山、郷原及び新庄村の毛無山一帯である。皆ヶ山のふもとは休暇村蒜山高原があり、家族連れで気軽に利用できるレクリエーションセンターとしてにぎわっている。

<国定公園>

国定公園は、国立公園に準ずる優れた自然の風景地で、都道府県の申し出により環境大臣が指定する。

・氷ノ山後山那岐山国定公園

岡山、鳥取、兵庫の3県境に位置し、東中国山地を代表する山岳景観を主体とする公園である。この公園は、ブナやミズナラなどの天然林を訪ねる登山、高原のスキーとキャンプ、溪谷と滝のハイキングなど、四季を通じて変化に富むレクリエーションの場となっている。

本県の公園区域は、後山山系、那岐山系、袴ヶ山、大ヶ山、黒岩高原、恩原高原の地域からなっている。とりわけ後山山系は、若杉、日名倉山、後山を含む山岳からなり、特に後山は県下最高峰(1,345m)を誇り、修験道の霊山として広く知られている。

<県立自然公園>

県立自然公園は、国立、国定公園に次ぐ優れた自然の風景地で、県知事が指定する。

①高梁川上流県立自然公園

高梁川上流部の阿哲台地一帯と、高梁川支流の成羽川流域に広がるカルスト地形を中心とする地域及び学術参考保護林に指定されている臥牛山等からなっている。

この公園の主要な地点としては、井倉溪、井倉洞、満奇洞、羅生門、備中松山城と臥牛山、羽山溪、磐窟溪と磐窟洞、大賀デッケン、神野台、弥高山、穴

門山神社の社叢、天神峡等がある。

②吉備史跡県立自然公園

岡山市、倉敷市及び総社市にまたがり、いわゆる吉備高原の南端部に位置している。この公園区域には、古墳を中心とする埋蔵文化財をはじめ、吉備津神社、吉備津彦神社、高松城跡、高松最上稲荷、鬼ノ城遺跡、岩屋寺、井山宝福寺などの歴史的な優れた郷土景観を有する地域が多い。

なお、昭和53年12月には、吉備中山の南部地域を編入し、平成18年3月には、鬼ノ城一帯を特別地域に指定している。

③湯原奥津県立自然公園

旭川上流の湯原ダム湖を中心とする一帯と吉井川上流の奥津溪を中心とする一帯からなり、1,000m級の山岳と深い溪谷を特徴とする地域である。主要景観としては、湯原ダム湖、山乗溪谷、津黒高原、奥津溪、神庭の滝等がある。

また、本県の代表的な温泉地である湯原温泉、奥津温泉がある。

④吉備路風土記の丘県立自然公園

吉備地方の埋蔵文化財を中心とする文化的遺跡が集積している地域であり、備中国分寺、国分尼寺跡、こうもり塚古墳、造山古墳などは、その代表的なものである。特に備中国分寺は、なだらかな松林を背景にした田園風景の中に、五重塔とともに、いにしへの姿をそのままにとどめており、吉備路のシンボルとなっている。

⑤備作山地県立自然公園

高梁川と旭川の源流部に当たる花見山や二子山等の標高1,000m級の山岳地域、野原スキー場や千屋スキー場のある高原地域、さらに御洞の滝を中心とした山麓部の溪流などからなっている。この地域は、登山、ハイキング、スキーなど年間を通じて野外レクリエーションの場として利用されている。

⑥吉備清流県立自然公園

旭川中流域の旭川ダム、宇甘溪の溪谷と円城、両山寺等の吉備高原地域からなっている。この地域は、古くから文化が開け、志呂神社、円城寺、両山寺などの神社仏閣が多数あり、特に円城一帯では、優

れたふるさと景観が見られる。

また、宇甘溪は、県南の代表的なモミジの名所である。

⑦吉井川中流県立自然公園

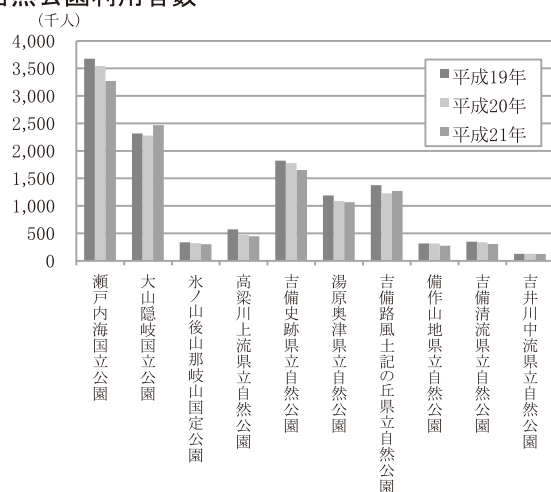
吉井川中流域を中心に、吉備高原東部地域の真木山、八塔寺、和意谷の自然林、大滝山等の地域からなっている。この地域には、山上仏教の面影を今に伝える本山寺、長福寺、国指定史跡の池田家の墓所、県下で最初に指定された八塔寺ふるさと村などがあり、河川景観、人文景観、文化財などが多くある優れた地域となっている。

また、地域の西端には、自然保護センターが設置されている。

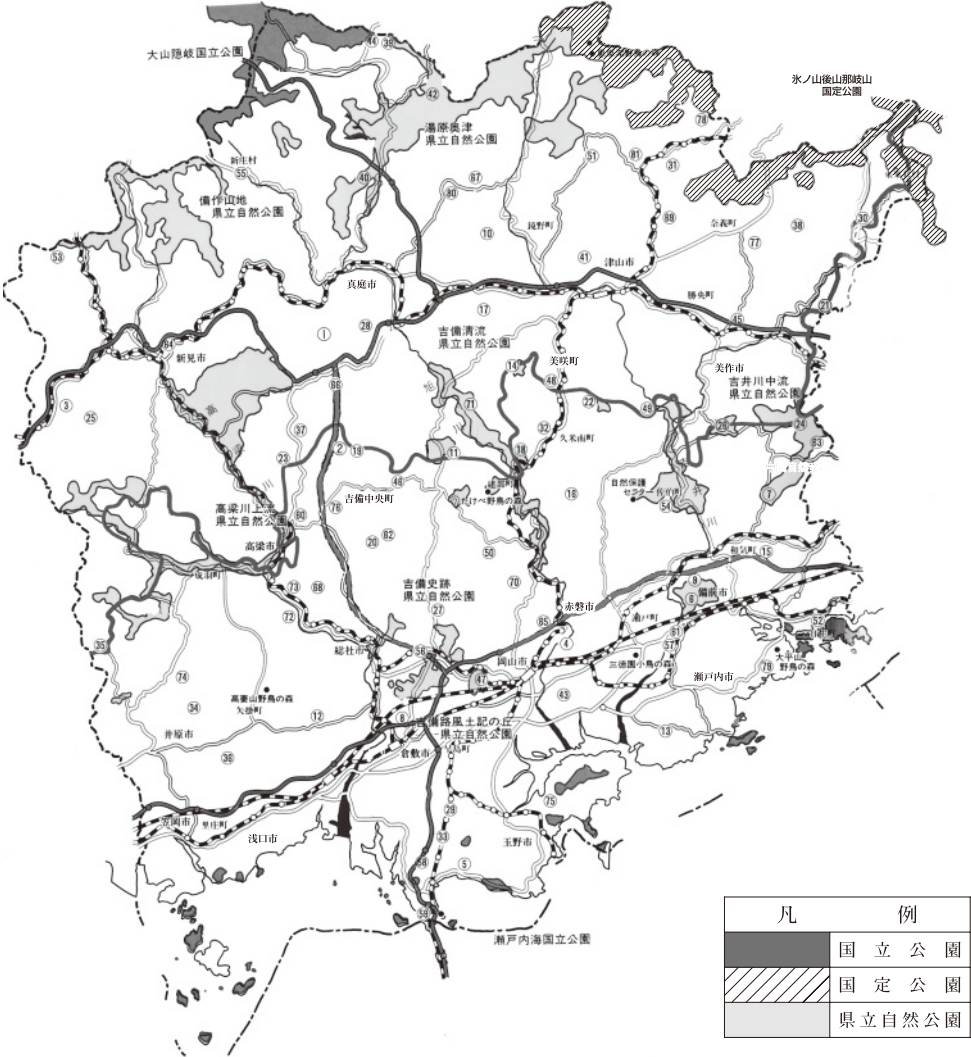
岡山県の実然公園

公園別	名 称	面積 (ha)	県土面積に 対する割合	指 定 年月日
国立 公園	瀬戸内海	4,963	0.70%	S 9. 3.16
	大山隠岐	6,534	0.92%	S38.4.10
	小 計	11,497	1.62%	
国定 公園	氷ノ山後山 那 岐 山	15,024	2.11%	S44. 4.10
県立 自然 公園	高梁川上流	13,478	1.89%	S41. 3.25
	吉備史跡	2,524	0.35%	S41. 3.25
	湯原奥津	16,537	2.32%	S45. 5. 1
	吉 備 路 風土記の丘	888	0.12%	S47. 1.11
	備作山地	8,176	1.15%	S54.12.25
	吉備清流	4,428	0.62%	S58. 3.29
	吉井川中流	8,112	1.14%	H3. 3.30
	小 計	54,143	7.61%	
自然公園合計		80,664	11.34%	

自然公園利用者数



自然公園・県自然環境保全地域等位置図



①	塩滝県自然環境保全地域	②②	波多	〃	④③	郷土記念物・曹源寺の松並木	⑥④	〃	龍頭のアデツマンサク		
②	太平山・権現山	〃	②③	祇園山	〃	④④	〃	畝の松並木	⑥⑤	〃	金山八幡宮の社叢
③	鯉が窪	〃	②④	八塔寺	〃	④⑤	〃	笠懸の森	⑥⑥	〃	宮地天神社の社叢
④	滝の口環境緑地保護地域	②⑤	荒戸山	〃	④⑥	〃	加茂総社宮の社叢	⑥⑦	〃	布施神社の社叢	
⑤	田の口	〃	②⑥	真木山	〃	④⑦	〃	吉備津の松並木	⑥⑧	〃	御前神社の社叢
⑥	大滝山郷土自然保護地域	②⑦	大井宮山	〃	④⑧	〃	西幸神社の社叢	⑥⑨	〃	山形八幡神社の森	
⑦	和意谷	〃	②⑧	木山	〃	④⑨	〃	宗形神社の社叢	⑦⑦	〃	徳蔵神社の樹林
⑧	浅原	〃	②⑨	新熊野・蟻宮	〃	⑤⑦	〃	九谷の樹林	⑦⑧	〃	四之宮八幡の森
⑨	熊山・奥吉原	〃	③⑦	大原神社	〃	⑤⑧	〃	岩屋の森	⑦⑨	〃	水内八幡の森
⑩	檜山	〃	③⑧	矢筈山	〃	⑤⑨	〃	高良八幡の森	⑧⑦	〃	高間熊野神社の森
⑪	化気	〃	③⑨	仏教寺	〃	⑥⑦	〃	野原の松並木	⑧⑧	〃	星尾神社の社叢
⑫	箭田	〃	④⑦	稗田八幡宮	〃	⑥⑧	〃	かしらの森	⑧⑨	〃	両児山の樹林
⑬	安仁神社	〃	④⑧	千住院	〃	⑥⑨	〃	がいせん桜	⑨⑦	〃	大村寺のクロマツ
⑭	両山寺	〃	④⑨	高原	〃	⑦⑦	〃	矢喰の岩	⑨⑧	〃	皆木のマンサク
⑮	松尾山	〃	⑤⑦	甲弩神社	〃	⑦⑧	〃	福岡城址の丘	⑨⑨	〃	物見神社の社叢
⑯	布都美	〃	⑤⑧	高岡神社	〃	⑦⑨	〃	柳田八幡の森	⑩⑦	〃	善福寺のツバキ
⑰	幻住寺	〃	⑤⑨	梶並神社	〃	⑧⑦	〃	下津井祇園神社叢	⑩⑧	〃	神田神社の社叢
⑱	三樹山	〃	⑥⑦	東湿原	〃	⑧⑧	〃	津川のタブノキ	⑩⑨	〃	宝蔵寺の森
⑲	天福寺	〃	⑥⑧	天狗の森	〃	⑧⑨	〃	天王社刀剣の森			
⑳	具足山	〃	⑥⑨	中山神社の社叢	〃	⑨⑦	〃	吉川八幡の森			
㉑	恵龍山	〃	⑥⑨	津黒	〃	⑨⑧	〃	滝谷神社の樹林			

(2) 自然公園の保護と管理

<各種行為の規制>

自然公園の保護の適正化を図るために、自然公園法、県立自然公園条例に基づき特別保護地区及び特別地域を指定し、一定の行為を許可制としている。また、普通地域での特定の行為に対しては事前届出制とし、その保全を図っている。

これらの管理については、国立公園は原則として国が行うこととなっており、環境省の出先機関として「中国四国地方環境事務所」(岡山市北区桑田町)が設置されている。国立、国定公園内では、ボランティアの自然公園指導員(42人)が、環境省の委嘱を受けて主要地域での指導に当たっている。

また、国立公園の法定受託事務及び国定公園や県立自然公園は、所轄県民局が管理に当たっている。

<自然公園内違反行為防止対策>

自然公園内における無断開発などの違反行為を防止するため、国、県、市町村の行政機関と、自然公園指導員、自然保護推進員等のボランティアとの間で積極的な情報交換に努めている。

<国立公園清掃活動事業>

国、県、市町村及び関係諸団体が協力し、国立公園の主要利用地域のうち、特に重点的に美化清掃を行う必要のある地域で清掃活動事業を実施している。

本県では、瀬戸内海国立公園の主要な利用地域である倉敷市の鷺羽山、由加山一帯の地域と玉野市の渋川海岸、十禅寺山、王子が岳一帯の地域において、美化清掃活動を実施する団体「倉敷玉野地域国立公園美化推進協議会」に対し、昭和56年度から事業費の一部を補助し、美化清掃活動を実施している。

自然公園内の規制の概要

行 為 の 内 容	特別地域	普 通 地 域
工作物の新築、改築、増築	許 可	届出(一定基準以上)
木竹の伐採	許 可	-
鉱物の掘採、土石の採取	許 可	届出
河川、湖沼等の水位・水量の増減	許 可	届出(特別地域内へ影響を及ぼす場合)
広告物等の掲出、設置、工作物等への表示	許 可	届出
水面の埋め立て、干拓	許 可	届出
土地の開墾、形状変更	許 可	届出
環境大臣(知事)が指定する物の屋外への集積、貯蔵	許 可	-
環境大臣(知事)が指定する動物の捕獲、卵の採取等	許 可	-
環境大臣(知事)が指定する植物の採取、損傷	許 可	-
屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管等の色彩の変更	許 可	-
湿原その他環境大臣(知事)が指定する区域への立入り	許 可	-

(3)中国自然歩道

自然公園をはじめ、高原や溪流などの景勝地、あるいは文化財などの人文景観を有機的に結び、中国地方を一周する長距離の自然歩道である「中国自然歩道」は全長が約2,200kmあるが、このうち岡山県内ルートは11市町村を通っており、その距離は約320kmである。昭和52年度から整備を始め、昭和58年3月に完成している。

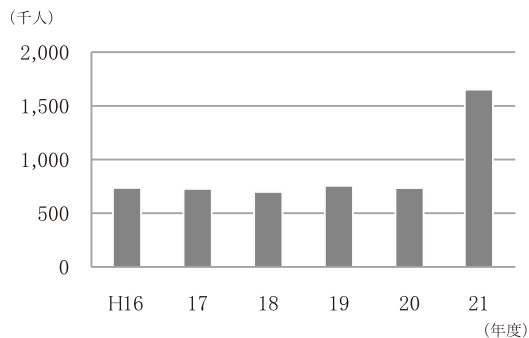
また、平成18年4月には、既存ルートの高梁市の「高梁美しい森」から倉敷市の「鷺羽山ビジターセンター」までの約140kmを延長して四国自然歩道に至るルートが追加指定され、平成18年度から21年度までの4か年で整備を行った。

中国自然歩道の利用希望者には、パンフレットを配布しており、利用者の好みに合ったルート選

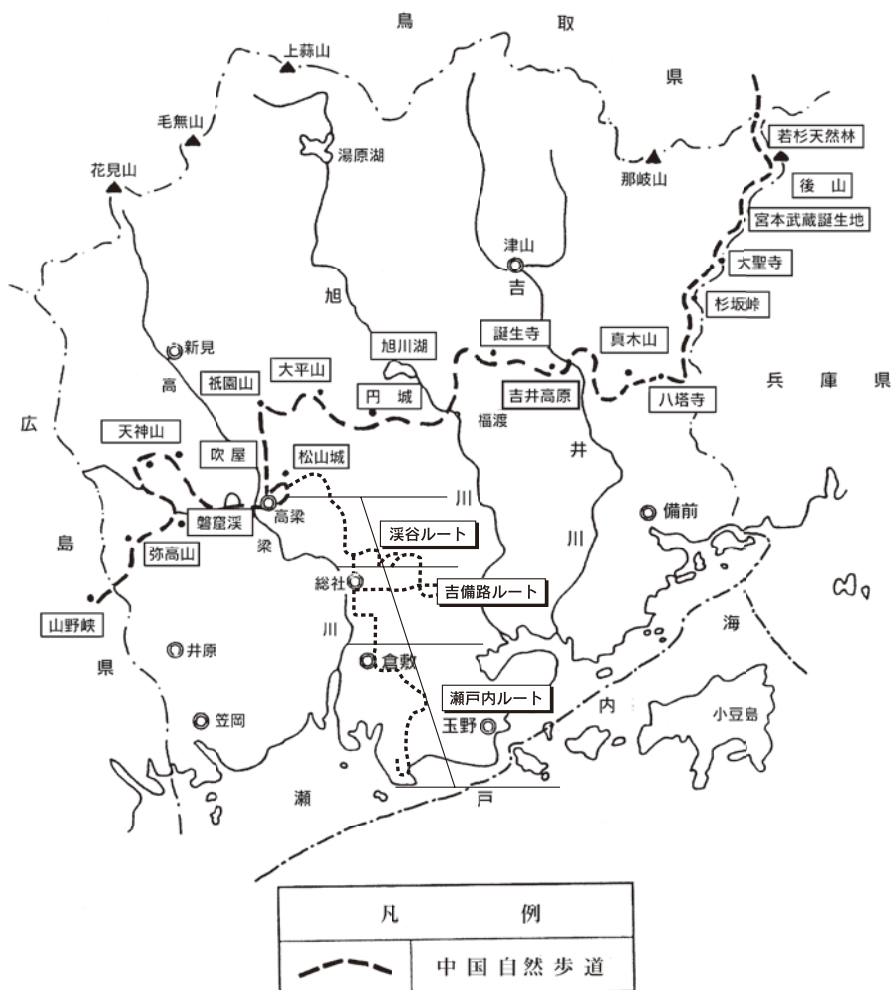
びに供している。

また、毎年10月を「全国・自然歩道を歩こう月間」とし、歩くことを通じて自然とのふれあいを深めていくことを目的に「自然歩道を歩こう大会」が全国各地で実施されている。（資料編 P000参照）

中国自然歩道利用状況



中国自然歩道路線図(岡山県分)



(4) 自然公園等の施設整備

自然公園は、優れた自然景観を保護する一方、これを健全な野外レクリエーション活動や自然教育の場として活用することを目的としている。このため、自然公園の利用施設として、園地、キャンプ場、休憩所、遊歩道などの整備を進めている。

(5) 温泉の保護と利用

温泉は、天然資源として極めて重要なものであり、古くから保養、療養に広く利用されてきている。岡山県には、特に美作三湯として有名な3つの温泉地があるが、そのほかにも多くの泉源がある。平成21年度末現在、県内の温泉ゆう出泉源数は220か所(うち利用数113か所)あり、平成21年度における温泉利用施設の宿泊者数は約80万人にのぼるなど、その温度、泉質に応じた利用がなされている。

温泉は、温泉地の発達や乱掘によりゆう出量が減少又は枯渇する場合があるので、貴重な資源である温泉を保護し、安全で適正な利用を図る必要がある。このため、温泉法に基づき、その掘削、増掘、動力装置、採取、利用に係る指導、許可などを行っている。

3 野生鳥獣の保護と狩猟

人と野生鳥獣との共生の確保及び生物多様性の保全を図るためには、長期的な見地から計画性のある鳥獣保護管理施策を積極的に推進することが必要であり、法律の規定により、平成18年度に「第10次岡山県鳥獣保護事業計画」(平成19年度～平成23年度)を策定し、この計画に基づいて鳥獣保護行政を推進している。

また、ツキノワグマ保護管理計画を策定し、絶滅が危惧されるツキノワグマの捕獲を禁止する一方、農林水産業被害が深刻化しているニホンジカ及びイノシシについても保護管理計画を策定し、狩猟期間を延長するなど、人と野生鳥獣との共生を基本とした保護管理対策を強力に推進している。

(1) 鳥獣保護思想の啓発

野生鳥獣の保護は、一般県民の参加による理解と協力が必要であり、鳥獣保護団体の育成指導を行うなど、保護思想の普及啓発に取り組んでいる。

県内組織として日本鳥類保護連盟岡山県支部があり、野鳥の会も県下の8地域で結成されている。

また、傷ついた野生鳥獣の保護看護のため、県内2か所の施設を鳥獣保護センターとして指定し、救護活動を実施している。

鳥獣保護センター

名 称	岡山県自然保護 センター	(株)池田動物園
所在地	和気郡和気町	岡山市北区京山

<愛鳥週間行事>

5月10日から16日までの愛鳥週間^(※)を中心に、次の行事を積極的に展開し、愛鳥思想の普及を図っている。

・愛鳥ポスターの募集

県下の小・中・高等学校の児童、生徒から愛鳥に関するポスターの募集を行い、制作過程を通じて、愛鳥思想の高揚を図る。平成22年度は、476点の応募があり、その内25点を入賞作品と決定した。

<鳥獣生息状況調査>

野生鳥獣の保護管理対策の基礎資料とするため、生息分布調査や希少鳥獣の生息調査などを毎年実施している。

・鳥獣保護管理対策調査

- 鳥獣生息分布調査
- ガン・カモ科鳥類一斉調査
- ・狩猟対策基礎調査
- 放鳥効果調査

<鳥獣保護区等の指定>

野生鳥獣の保護繁殖、狩猟の危険防止などのため、鳥獣保護区等を指定するとともに、食餌木の植栽により、野生鳥獣の生息環境の整備を図っている。

鳥獣保護区等の指定状況(平成21年度末)

区 分	箇所数	面積(ha)
鳥 獣 保 護 区	68	28,713
(特 別 保 護 地 区)	(11)	(1,220)
国 指 定 鳥 獣 保 護 区	1	662
休 猟 区	1	1,890
特定猟獣使用禁止区域(銃)	58	30,191
計	128	61,456

(2) 狩猟の適正化

狩猟は、厳しい法規制の下に許されている。このため、特に人身事故の絶滅、法令違反の絶無、マナーの確立を重点目標として指導するとともに、狩猟の維持を図るため、計画的に放鳥を行っている。

< 狩猟免許試験及び更新検査 >

狩猟免許を受けようとする者に対して、狩猟免許試験及び更新検査を実施し、狩猟免許を交付している。(資料編 P209参照)

< 狩猟者登録 >

法定猟具を使用して狩猟を行う者に対して、厳正な審査を行い狩猟者登録証を交付している。(資料編 P209参照)

< キジの放鳥 >

鳥獣保護区、休猟区等にキジの増殖を図るため、放鳥を実施している。

キジ放鳥状況

年 度	19	20	21
120 日 齢	1,000	2,200	3,200
成 鳥	2,200	1,000	—

< 指導、取締り >

司法警察員(25人)及び鳥獣保護員(89人)などの鳥獣行政関係職員を中心に、人身事故の絶滅、法令の遵守、マナーの確立を目標として、狩猟者に適正な狩猟の指導を行うとともに、狩猟者の法令違反、密猟者及び違法飼育者の取締りを実施している。

(3) 野生鳥獣による被害対策

農林水産物に被害を及ぼす鳥獣については、迅速かつ適確に駆除するため、捕獲許可の権限を知事から市町村長に委譲している。

権限委譲した捕獲対象種は、次のとおりである。

キジバト、ニュウナイスズメ、スズメ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ノウサギ、イノシシ、ヌー

トリア(昭和56年度から)、ドバト、ニホンザル(昭和61年度から)、ヒヨドリ、タヌキ、ニホンジカ(平成8年度から)、カワウ、ゴイサギ、ダイサギ、コサギ、アオサギ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヒドリガモ、トビ(平成18年度から) (資料編 P210参照)

< 駆除班による駆除の推進 >

適正な駆除を行うとともに駆除効果を高めるため共同駆除を推進している。県下に結成されている駆除班に対し、活動奨励補助金(30,000円以内/班：21年度163班)及び同活動実績加算補助金(20,000円以内/班：21年度87班)を市町村を通じて交付している。(資料編 P210参照)

< 有害獣捕獲柵の設置 >

イノシシ、シカ等の有害獣を捕獲し個体数を調整するため、平成11年度から捕獲柵の設置に対して助成をしている。

【事業主体】市町村

【事業対象】有害獣を確実に捕獲できる構造を有する柵

【補助率】補助基本額(190千円)の1/3以内

有害獣捕獲柵設置状況

年 度	H19	H20	H21
捕獲柵設置数量	52	59	49

4 水とみどりの潤い空間の保全と創出

(1) 水辺環境の保全と創出

安らぎと潤いのある水辺環境を確保するため、多様な動植物、親水、景観等に配慮した河川、港湾、海岸、農業水利施設等の整備や保全を図った。

河川については、行政と地域住民が協働して河川環境整備に取り組み、ふれあいの川づくり空間の整備を推進した。

<環境に配慮した水辺づくり>

「出会いとふれあいの水辺づくりモデル事業」を通じて、行政と地域住民が協働して河川環境整備に取り組み、ふれあいの川づくり空間の整備を推進した。また、協働による取組が安全な河川環境の確保、地域住民の自然への親しみ、関心の高まりへとつながった。

(2) 森林の保全

水源のかん養、県土の保全、地球温暖化の防止等の森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させるため、間伐や下刈りなどによる森林の適正な整備や針広混交林の育成等により多様で健全な森林を育成する。

また、木材を利用することは地球温暖化の防止や、森林の保全・整備につながることから、県産材の幅広い利用を促進する。

<公益的機能を高めるための森づくりの推進>

森林の持つ公益的機能を高めるため、間伐の推進、伐期の長期化、広葉樹林・針広混交林への誘導、林道等の路網の整備等により、多様で健全な森林を育成する。また「おかやま森づくり県民税」や「森林整備地域活動支援交付金」を活用して、森林の適正な管理を推進する。

<里山ふれあいの森づくり>

森林所有者や地域住民、NPO等幅広い関係者の連携を図り、森林・林業体験や活動を支援する指導者の育成、ボランティアを対象とした技術指導研修の実施などにより県民参加による森づくりや企業との協働による森づくりを推進するとともに、身近な森林景観の適切な保全、多様な利活用を継続的に推進する。また、これらの取組を通して、森林環境の保全の重要性について県民への普及啓発を図る。

(3) 身近なみどりの保全と創出

本県では、平成13年3月に策定した「岡山県みどりの総合基本計画」に基づき、市町村をはじめ関係機関などと連携を密にしながら総合的な緑化推進を行っている。

<緑化運動の展開>

緑に対する意識の高揚を図るため、市町村をはじめ、(社)岡山県緑化推進協会等推進団体との連携により、県民総参加による運動を実施している。

毎年4月1日から5月31日の「春のみどりの月間」では、街頭募金や企業・団体などからの募金により緑化推進の協力を呼びかける緑の募金運動をはじめ、緑化運動ポスターコンクールなどを実施している。

毎年10月1日から31日の「秋のみどりの月間」では、自然体験プログラム等を通じて、みどりについて学ぶため「岡山県みどりの大会」を開催している。

また、一人当たりの都市公園面積は増加した。

<「みどりの少年隊」の育成>

次代を担う少年たちを対象に、緑の必要性や重要性についての普及啓発を図り、地域の緑化推進の先駆けとなる「みどりの少年隊」の育成及び新規少年隊の結成を促進している。

平成21年度末において、「みどりの少年隊」は44

隊(岡山県緑の少年隊連絡協議会加入)が結成されている。
(資料編 P211参照)

＜農地・農業用水等の保全＞

県下約9,800haの農振農用地において、地域ぐるみでの保全活動が実施された。

＜里地サポート活動の推進＞

交流・定住ポータルサイト「おかやま晴れの国ぐらし」内に、農村里地におけるボランティア情報を提供するコンテンツを設置し(平成21年3月)、支援を求める中山間地域の情報を都市住民等に提供した。

第6章 参加と協働による快適な環境の保全

1 協働による環境保全活動の促進

私たちの生活に身近な環境の保全には、県内各地の地域コミュニティが大きな役割を果たしてきた。しかし、急速な少子・高齢化等に伴う人口減少の進行に伴い、これまで地域活動の重要な担い手であった地域コミュニティの活力低下が懸念されるようになってきた。住み慣れた地域において、これからもきれいで快適な環境の中、安心した生活を送っていくためには、地域社会の活力や地域住民のきずなを一層強化し、地域コミュニティの力を高めていくことが重要となる。

また併せて、地球温暖化対策や3Rのように、一人ひとりの着実な実践が最も重要となる課題については、県民、事業者、環境NPO、ボランティア等多様な主体と行政が、それぞれの役割と責任を果たしつつ、緊密に連携・協働しながら取り組んでいくことが必要となっている。

(1) 環境パートナーシップの形成促進

「岡山県地球温暖化防止行動計画」に基づく地球温暖化防止活動をはじめとする環境保全活動に、県民団体、事業者団体、行政が協働して取り組むことを目的とする「エコパートナーシップおかやま」の活動をより広範に展開し、環境パートナーシップの形成を促進した。

(2) ソーシャルビジネスの育成支援

環境問題など、地域や社会の課題に地域住民等がビジネス手法で取り組み解決するソーシャルビジネスの育成を図るため、先進事例の調査や普及啓発、起業・経営セミナー等を実施した。

(3) アダプト事業の推進

住民グループ等と県、市町村との協働による道路や河川、海岸、公園等の環境美化活動(アダプト事業)を推進することにより、美しい空間の創造や環境保全意識の高揚を図った。

<児島湖畔環境保全アダプト推進事業>

児島湖の環境保全を推進するため、平成14年度から児島湖畔環境保全アダプト推進事業として、湖畔の清掃美化活動等を行う住民等の19団体に対して、関係市町とともに支援を行った。

(4) イベント等のエコ化の推進

地域や事業所で開催される各種イベントが企画の段階からごみの減量、公共交通の利用、騒音の抑制等、環境に配慮した取組が行われるよう、平成21年10月に「グリーンイベントガイドラインおかやま」を策定し、グリーンイベントの普及を図っている。

(5) 協働事業の実施状況

平成21年度に各県民局で実施した協働事業は、次のとおりである。

① 備前県民局

平成21年12月、NPOやボランティア団体等の間で情報交流を行う場として、シンポジウム『「水と緑の循環」から流域環境を考える～里山・里川・里海づくりでコラボしませんか～』をNPOと協働で開催し、活動発表会や交流会等を実施した。

また、低炭素社会への移行を目指すための取り組みとして、小学生を対象とした環境授業「自然エ

エネルギーキャラバン」の開催、および県民を対象とする「省エネ相談所」の開設をNPOとの協働により実施した。

②備中県民局

平成21年6月、環境月間における啓発事業として、環境団体との協働により、環境セミナー「みんなでSTOP温暖化 井原線DE・もっとエコ」を井原市で開催し、地球温暖化防止に関する講演会やパネル展示を行った。併せて、CO₂排出削減の観点から、井原鉄道株式会社とも連携し、参加者に公共交通機関による来場を呼び掛けた。

また、平成21年9月～11月、高梁川流域の環境保全意識の高揚を図るため、環境団体等との協働により、上流域の小学生が下流域を、下流域の小学生が上流域を訪れ、体験型の環境学習を行う「備中発！まると環境体験ツアー」を実施した。

③美作県民局

平成21年6月、地球温暖化防止など環境問題に対する啓発事業として、NPO及び各種ボランティア団体との協働により、子供から高齢者まで幅広い年齢層の方が楽しく参加できる「親子エコフェスタ2009」を津山市で開催した。

また、平成19年3月にNPOとの協働で作成した「イベントエコマニュアル」を活用しての環境への負荷に配慮したイベントづくりの普及啓発や、平成20年度からNPOと協働実施している「リユース食器の貸し出し事業」の普及促進に努めた。

2 環境学習^(※)の充実

温暖化をはじめとする地球環境問題が大きくクローズアップされ、国民一人一人の地球的視野に立った環境問題への取組が求められる中、環境に対する意識の高揚と自主的・主体的な行動を促す手段として、ESDの考え方を踏まえた環境学習の重要性が高まっている。

県ではこれまで、環境学習リーダーなどの人材養成、環境保健センターや自然保護センター等の環境学習施設の整備・充実、環境に関する情報提供や体験型環境学習の機会の提供など、様々な角度から環境学習に取り組んできたが、環境学習のテーマや対象、実施主体は多岐にわたっており、効果的な環境学習を行っていくためには、今後、施策の充実に加えて、横断的な推進体制を整備する必要がある。

(1) 岡山県環境学習の進め方の策定

平成21年2月、環境学習を効果的に推進していくための指針として、「岡山県環境学習の進め方」を策定した。これは、環境学習や環境保全活動を進める上で、学校、活動団体、事業者、行政等の各主体が共有すべき基本的な考え方や目標、また、具体的な方策例や取組事例、行動へのヒントも加え、手引き書としても利用できるよう工夫している。

(2) 移動環境学習車「さんよう号」の活用

平成21年3月に山陽新聞社及び山陽会から寄贈を受けた移動環境学習車「さんよう号」は、現在、県環境保健センターにて管理・運営を行っている。当県の環境学習事業のシンボリックな存在として堅調な運用実績を上げており、導入初年度となる平成21年度は合計36回の稼働回数があった。

2 tトラックがベース車両である移動環境学習車には、多種多様な体験学習を可能にする様々な環境学習機材を搭載しており、環境保健センター職員による環境学習出前講座への出動や各種環境

啓発イベント等への出展PRのほか、学校、公民館、市町村、またNPOなどの地域団体等への貸出などを行っている。

対象地域や年齢を問わず活用できる利点を有しているため、引き続き幅広い活用に努めていく。

(3) NPO等環境団体との協働による環境学習の推進

環境保全活動に取り組むNPO等の団体・学校・企業等が集い、効果的な環境学習を協働して推進する場として設置した「岡山県環境学習協働推進広場」では、参加約30団体が環境に関する情報交換・共有を行ったり、幅広いアイデアや知恵を出し合い、効果的な環境学習についての事業企画を県に提案する等の活動を行った。

また、広場関係団体を講師とした環境学習出前講座を、移動環境学習車を活用しながら実施した。

(4) こどもエコクラブ^(※)活動

こどもエコクラブは、地球の環境について楽しく学び活動する、子どもたちの、子どもたちによる、子どもたちのための環境保全活動クラブである。クラブは、数人から20人程度の子どものメンバーとサポーター（大人の指導者）により構成される。

平成21年度岡山県内で、2,557名(クラブ数71クラブ)の参加があった。

県では、募集ポスターを市町村、県民局、教育事務所などへ掲示、ラジオや広報誌を利用し、こどもエコクラブ会員の募集を行うとともに、各種の活動支援事業を実施している。

平成21年度は、2月13日に岡山市、(社)岡山東法人会との協働により、県内のこどもエコクラブが日頃の活動を発表する「こどもエコクラブinおかやま活動発表会」を開催した。

(5)環境学習エコツアー事業

環境問題に対する理解と環境保全意識の高揚、普及啓発を図るため、平成16年度から、資源循環を推進している先進企業や廃棄物処理施設等の環境関係施設を実際に見学体験する「環境学習エコツアー」を実施しており、平成21年度は4,819名の参加があった。

(6)環境学習拠点施設

環境学習の拠点施設として、平成10年度末に環境保健センターと自然保護センターを指定した。環境保健センターでは、学校や地域での環境学習を支援するため環境学習出前講座を、自然保護センターでは、各種の自然観察会や研修会を実施している。また、各施設とも環境学習資器材や図書の貸出を行っている。

(7)清流保全教育

県では、清流保全のための長期的かつ総合的な取組の方向を体系的に示し、県民、事業者及び行政が一体となって、地域にふさわしい清流保全対策を積極的に推進するため、「岡山県清流保全総合指針」(おかやま清流ガイドライン)を平成9年3月に策定し、インターネット等を通じ、普及啓発に努めるとともに、行政、県民、事業者が一体となった実践活動への取組や清流保全教育への支援を推進している。

<清流保全総合バンクの運営>

清流や環境を守る活動団体のネットワーク化を図るとともに、団体や人に関する情報等を蓄積し、発信するため、平成11年3月に設立した清流保全総合バンクの運営を図った。('人'14名、'団体'62団体)

<清流保全教育の支援>

身近な川健康診断

小学校5年生を対象に、県下18か所で水生生物

の調査や水質検査等を行い、清流保全意識の高揚を図った。

(8)環境月間^(※)

1972年6月、ストックホルムで開催された「国連人間環境会議」^(※)において、人類とその子孫のために人間環境の保全と改善を世界共通の努力目標とし、その実現の意思を表明するため「人間環境宣言」が採択され、併せて6月5日を「世界環境デー」とすることが定められた。

わが国では、「環境基本法」により6月5日が「環境の日」と定められ、また6月1日から30日までの1か月間を「環境月間」として、全国で環境の保全についての関心と理解を深めるための各種行事が行われている。

本県でも、地域における環境問題についての理解と認識を深め、環境保全意識の一層の高揚と積極的な取組の推進を図ることを目的とした「環境セミナー」を県内3会場で開催したほか、各種イベントに移動環境学習車が出動するなど様々な関連行事を行った。

(9)その他の普及啓発

地球温暖化対策や循環型社会の形成、食料自給率の向上等をテーマとした、「おかやまエコ&フードフェア2009」を開催し、環境や食に対する意識高揚を図り、環境にやさしいライフスタイルの取組を促進した。

また、環境学習施設や出前講座等の情報を掲載した冊子「環境学習プログラム集」を作成し、県内全小学校への配付及びホームページでの公開により、様々な環境学習体験メニューの情報提供を行った。

さらに、環境関連ビデオの購入・貸出を行い、環境意識の普及啓発に努めた。

(10) 学校教育

学校教育では、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等において、地域の特色を生かした環境教育・学習を充実するとともに、児童生徒の発達段階に応じて、問題解決的な学習や体験的な学習を重視するように努めている。

小学校では、各教科や、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等において、相互の関連を図りながら、環境の保全にかかわる内容を教育計画の中に位置付けている。また、水生生物による水質調査など、地域の自然と触れ合ったり、クリーン作戦への参加など、地域社会との連携を図ったりしながら、自然を大切にしようとする心情や態度を育てることを目指した教育を推進している学校もある。

中学校では、例えば「社会」において瀬戸内工業地域と環境との関係を取り上げた学習、「理科」において身の回りの水環境を調査研究する学習などのように、身近な環境を取り入れた取組や各教科の特色を生かした取組を実践している学校がある。また、総合的な学習の時間、学級活動、生徒会活動等において環境保全活動への参加意識の向上を目指す取組も行っている。

高等学校では、普通科目における「現代社会」「理科総合A」「理科総合B」や、専門高校における「課題研究」、工業科の「地球環境化学」、農業科の「環境科学基礎」などのように、学科の特色を生かした教科・科目の指導において、環境問題やエネルギー問題への関心や理解を高める工夫をしている学校があるほか、環境問題をテーマにしたホームルーム活動、生徒会活動、身近な環境調査等を研究課題にした部活動など、特別活動や、総合的な学習の時間における取組も見られる。

<環境教育に関する教員研修>

①環境学習研修講座

県総合教育センターでは、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教員を対象に、環境及び環境問題に対する関心を高めるとともに、環境学習を推進する上での実践的指導力の向上を図ることを

目的に研修講座を開催している。

平成21年度は、「自然と人間のかかわりに重点を置いた環境教育」をテーマに、カブトガニ博物館と周辺の干潟を会場として実施した。

②経験年数別研修における環境教育に関する研修

新規採用教員を対象とする初任者研修では、岡山県自然保護センター等を会場として、環境教育の進め方について講義を行い、自然観察を中心にした体験的な研修を行った。

また、教職6年目及び11年目の教員を対象とした教職経験者研修では、上述の環境学習研修講座を希望型の講座に位置づけている。

<スーパーエンパイロメントハイスクール研究開発事業>

廃棄物のリサイクル技術の研究・開発などに重点的に取り組む学校において、実践的な研究を行うとともに、各種啓発活動を実施するなど、環境問題を正しく理解し、環境保全に積極的に取り組むことのできる人材の育成を図った。

<<平成21年度指定校>>

・東岡山工業高校

シュレッターダストから酵素を用いたアルコール(エタノール)の製造及び残渣成分による苗ポットの製作

<高校生「県産材活用」UD整備事業>

<高校生「エコ広場」UD整備事業>

学習・活動の場である学校を温かみのある快適な空間として整備するとともに、高校生が森林保全や循環型社会の形成、ユニバーサルデザイン等に関して理解を深めるための学習機会とするため、高校生自らの企画・提案による県産材やエコ製品を活用し、ユニバーサルデザインを取り入れた居室や広場の整備を行った。

<<平成21年度整備校>>

「県産材活用」：津山商業高校

「エコ広場」：岡山工業高校

3 景観の保全と創造

私たちのふるさと岡山は、白砂青松の瀬戸内海や優美で緑あふれる山々など美しい自然に恵まれるとともに、吉備文化をはじめとする数多くの歴史的遺産や落ち着いたたたずまいを見せる街並みなど優れた景観を有している。

このような快適で文化の薫り高い岡山の景観を守り育て、さらに創造し、より優れたものとして次代に引き継いでいくため、昭和63年3月「岡山県景観条例」を制定し、条例に基づいて総合的な景観対策に取り組んでいる。

平成19年9月には景観法に基づき「晴れの国おかやま景観計画」を策定し、岡山県景観条例の改正を行った。

(1) 大規模行為の届出

景観法・景観条例に基づき、周囲の景観に大きな影響を与える大規模な建築物の新築などの大規模行為について、事前の届出を義務付けている。

県は、大規模行為と周囲の景観の調和を図るために定めた「景観形成基準」により届出内容を審査し、必要に応じて届出者との協議を行い、また指導、助言、勧告等を行うことを通じ、周囲との調和のとれた景観づくりを進めている。

平成21年度の届出件数は273件であった。

(資料編 P212参照)

(2) 景観モデル地区

県内にある多くの優れた景観を有する地域の中でも、特に県民に親しまれ県民の誇りとなる地域や、新たに優れた景観づくりを行うべき地域を「景観モデル地区」として指定している。現在までに「高梁地区」、「吉備高原都市地区」、「渋川・王子が岳地区」の3地区をモデル地区として指定している。

景観モデル地区の指定状況

名 称	市町村名	指 定 年 月 日
高梁景観モデル地区	高梁市	平成2年1月9日
吉備高原都市景観モデル地区	吉 備 中央町	平成5年6月15日
		平成8年3月8日拡張
		平成9年7月25日拡張
渋川・王子が岳景観モデル地区	玉野市	平成6年7月29日

<行為の届出>

景観モデル地区内では、景観に影響を与えるおそれのある建築行為等について届出を受け、指導、助言、要請を行うことを通じ、優れた景観づくりを進めている。

平成21年度各モデル地区届出件数

- ・高梁景観モデル地区：5件
- ・吉備高原都市景観モデル地区：11件
- ・渋川・王子が岳景観モデル地区：0件

岡山県景観条例に基づく指定地区位置図



(3)背景・借景の保全

歴史的・文化的に優れた施設等の背景・借景を保全するため、「背景保全地区」として「吹屋地区」、「閑谷地区」の2地区を平成4年6月2日に指定し、大規模行為の計画構想段階からの事前指導により、景観誘導を行っている。(前記(2)図参照)

平成21年度各背景保全地区事前指導申出件数

- ・吹屋背景保全地区：0件
- ・閑谷背景保全地区：2件

(4)アドバイザーの活用

望ましい景観づくりのため「景観アドバイザー」を設置し、建築、広告、デザイン等に専門的な知識を有する者5人を委嘱し、大規模行為の指導等を行う上で必要がある場合にアドバイスを受けている。

(5) 市町村景観対策の推進

地域における景観づくりを積極的に推進するため、景観法に基づき景観行政団体に移行しようとする市町村に対し、必要な技術的支援を行っている。

平成22年3月末時点で県内の景観行政団体は、県及び岡山市、倉敷市、瀬戸内市、早島町、新庄村の5市町村である。

(6) 普及啓発

県民、事業者に対し、ホームページ等により景観形成施策の普及啓発を行っている。

また、平成21年4月に「晴れの国おかやま景観百選」を選定・公表した。

4 快適な生活環境の保全

県では、きれいで快適な環境づくりを推進するため、平成14年4月に制定した「岡山県快適な環境の確保に関する条例^(※)」に基づき、美観や清潔さを損なう落書きや空き缶等の投棄、自動車等の放置及び光害を禁止している。

<落書きに対する措置>

- ・落書きを禁止し、違反者への罰則を規定。
(5万円以下の罰金)
- ・県管理の施設については消去を命令。

<空き缶等の投棄に対する措置>

- ・空き缶等の投棄を禁止。

<自動車等の放置に対する措置>

- ・自動車等の放置を禁止。
- ・県が所有又は管理する土地へ放置された自動車等を迅速な手続きにより撤去し、所有者等へ処分費用等を請求。

<光害の防止に関する措置>

- ・屋外照明設置の際の光害防止を規定。
- ・屋外においてサーチライト等の投光器を、特定対象物を照射する目的以外で使用することを原則禁止。違反者に対する使用停止命令及び命令違反者への罰則を規定。(5万円以下の過料)

第7章 環境と経済が好循環する仕組みづくり

1 環境に配慮した事業者の育成・拡大

経済のグローバル化により事業者の活動規模や領域は大きく広がっており、事業活動が環境に与える影響も拡大している。しかしながら、地球全体の環境負荷の許容量には限度があり、私たちの生活を支える財やサービスの提供が環境負荷の増大につながらないよう事業者は環境に配慮した事業活動に努める必要がある。

こうした中、コンプライアンス(法令遵守)はもちろんのこと、「企業は経済面だけでなく、社会や環境の面などにも責任を持つべきである」というCSR(企業の社会的責任)の考え方にに基づき、環境に配慮した事業活動を行っていることを社会的に評価する動きが急速に高まりつつある。本県でも環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の県内認証組織数は、平成12年3月の38組織が平成22年3月には299組織に大きく増大しており、また、中小企業等でも取り組みやすい環境マネジメントシステムとして、エコアクション21の普及も進みつつある。

(1) 環境マネジメントシステムの普及拡大

<ISO14001等認証関係>

ISO14001等環境マネジメントシステムについては、製造業をはじめとする事業者に対し、広く認知が進んできている。

また、認証企業には、県の公共工事や物品調達等での入札資格審査において優遇措置(付与数値に加点)を講じるとともに、「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度」において優良性評価項目の一つとするなどにより、認証・登録者の増加を図った。

<エコアクション21認証・登録の推進>

エコアクション21については、認証・登録者には、県の公共工事や物品調達等での入札資格審査において優遇措置(付与数値に加点)を講じるとともに、「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度」において優良性評価項目の一つとするなどにより、認証・登録者の増加を図った。

(2) 企業の環境対策の促進

<中小企業向け融資制度>

岡山県中小企業者向け融資制度(環境保全資金)により、県内中小企業者等の公害防止施設の整備や省エネルギー施設・自然エネルギー導入施設の設置等に必要な資金を融資する。

(3) 環境保全のための費用負担意識の普及

日常生活や事業活動などにより生じる環境汚染など、環境問題の解決のためには費用がかかるという意識の浸透を図る。

また、そうした社会的費用を、市場のメカニズムを通じて適正に反映させ、効率的に環境の保全を図るため、産業廃棄物処理税や森づくり県民税などのいわゆる環境税^(※)について、その浸透と有効活用を努める。

<岡山県産業廃棄物処理税^(※)>

循環型社会の形成を目指し、産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用その他適正な処理を促進するため、平成15年4月1日から産業廃棄物処理税(法定外目的税)を導入している。

税収は、「産業活動の支援」、「適正処理の推進」、「意識の改革」を3つの柱として、循環型社会の形成推進に資する事業に活用している。これまで、不法投棄の早期発見・未然防止、リサイクルの取組推進、環境教育等の推進、ごみ減量化対策の推進等の面で大きな役割を果たしている。

なお、平成22年3月末現在、本県を含め27道府県及び1政令市が産業廃棄物税を導入している。

＜おかやま森づくり県民税＞

すべての県民が恩恵を受ける森林を保全するための財源として平成16年度に「おかやま森づくり県民税」を導入し、各種の森林保全事業を実施してきたが、引き続き森林保全に努める必要があることから、課税期間を平成21年4月から5年間延長し、「森林のもつ公益的機能を高める森づくり」、「担い手の確保と木材の利用促進」、「各種情報の提供と森づくり活動の推進」を3つの柱として、森林保全に関する施策を推進している。

なお、平成22年3月末現在、本県も含め30県が森林保全のための超過課税を導入している。

2 環境ビジネスの拡大

環境に配慮した事業活動を社会や市場が正当に評価することが、事業者の取組を促進するためには効果的である。消費者が環境への負荷が少ない製品やサービスを積極的に選択し、利用することにより、需要や市場は拡大する。その結果、環境ビジネスが発展し、さらに環境改善が進むことが期待できる。

このため県では、家電製品の省エネ性能を分かりやすく表示した「統一省エネラベル」等の認知度を高め、より省エネ性能の高い製品の購入を促すとともに、CO₂の排出量が少なく、グリーン税制等の対象となる低公害車(天然ガス自動車、電気自動車、ハイブリッド自動車、メタノール自動車及び低排出ガス認定車)の普及啓発を図り、導入を促進していく。

また、「岡山県循環型社会形成推進条例」に基づき、環境に配慮した製品やサービスの調達方針を定めた「岡山県グリーン調達ガイドライン」を定め、県が率先して再生品等の積極的な調達に取り組むとともに、県内で生産されているリサイクル製品等を「岡山県エコ製品」として認定・公表したり、グリーン調達やゼロエミッションに積極的に取り組んでいる県内事業所を「岡山エコ事業所」として認定・公表することにより、県内におけるグリーン購入等の一層の普及拡大に取り組んでいる。

(1) グリーン購入等の推進

＜「岡山県グリーン調達ガイドライン」に基づく取組の推進＞

毎年度、新たな製品等に対応した「岡山県グリーン調達ガイドライン」を定め、県が率先してグリーン調達に努めることにより、県内の事業者等のグリーン購入を促進した。

＜「岡山県エコ製品」の認定・公表＞

県内で生産されているリサイクル製品等を「岡山県エコ製品」として認定・公表するとともに、これらの製品を積極的に展示・PRし、県内における

グリーン購入等の一層の普及拡大に努めた。

安心な農産物の生産に取り組む。

＜「岡山エコ事業所」の認定・公表＞

グリーン調達やゼロエミッションに積極的な県内事業所を「岡山エコ事業所」として認定・公表するとともに、県民や事業者、市町村等への積極的なPRに努め、環境にやさしい事業所づくりを推進した。

（２）省エネルギー機器等の普及啓発

＜省エネ住宅の普及拡大＞

省エネ対策（性能）の度合いなどを評価し表示する住宅性能表示制度の認知度の向上を図るため、住宅フェアやインターネットなどで情報発信し、省エネルギーに配慮した住宅づくりを普及啓発した。

＜省エネ家電製品の普及拡大＞

家庭におけるエネルギー消費量を削減するため、消費者、家電量販店、行政等の関係者を会員として設立した「岡山県省エネ家電普及促進協議会」を中心に、家電製品の省エネ性能を分かりやすく表示した「統一省エネラベル」の認知度を高めるなどにより、家庭における白熱電球から電球型蛍光灯への交換や、冷蔵庫、エアコン等の買い換え時の省エネ型機器の積極的な選択を促す。

（３）安全・安心な農林水産物の生産

＜有機無農薬農産物等の生産振興＞

農薬・化学肥料を一切使わない「おかやま有機無農薬農産物」や農薬・化学肥料の使用を減らした特別栽培農産物等の環境にやさしい農業を推進するとともに、栽培に取り組む農業者の育成や農産物の販路拡大・PR活動に努める。

＜農業生産工程管理(GAP)手法の導入＞

土壌、水、大気等の環境に配慮し、農業生産の工程を改善するGAP手法の導入を図るため、「岡山県GAP推進協議会」による研修会の開催や指導者の育成等により、産地への導入支援を進め、安全・

3 環境産業の創出・育成

本県では、環境に配慮した新しい価値観に基づく知的付加価値の高い新たな産業の創出を図っている。特に、「バイオ」「環境」の分野は、重点的に発展させていくべき産業の重点分野と位置付けられており、再生可能な生物由来のバイオマスや、汚泥、銹さい、ばいじん、燃え殻など循環資源の利活用を産学官連携の下で積極的に推進している。

(1) 環境関連分野、バイオ関連分野等の研究開発支援

<研究者の支援>

大学等の研究者が行う重点4分野(環境関連分野、バイオ関連分野、超精密生産技術分野、医療・福祉・健康関連分野)を中心とした研究開発を支援することにより、産業界の新事業創出、企業の新事業展開を支援した。

<産学官連携等による共同開発支援>

産学官連携等による共同研究グループが行う事業化を指向した重点4分野を中心とする研究開発事業を支援することにより、新産業、新事業の創出を目指し、「岡山版産業クラスター」の形成を促進した。

(2) 循環型産業クラスターの形成

<広域ネットワークの形成>

循環型社会の形成促進と県内環境産業の振興を図るため、産学官で構成する中四国環境ビジネスネット(B-net)を設置し、企業や大学等の技術シーズと県内企業ニーズとのビジネスマッチングに取り組み、中四国地域を視野に入れた広域での循環型産業クラスターの形成を推進した。

・環境サポーター

財団法人岡山県産業振興財団内に環境サポーターを設置し、中四国環境ビジネスネットの運営、環境産業に係る情報の収集・提供や事業化に向けた産学官のマッチングを推進した。

ビジネスマッチング件数 17件

・環境産業推進員

財団法人岡山県産業振興財団内に環境産業推進員2名を設置し、県内企業等を訪問し、企業間、企業と大学等とのビジネスマッチングに必要なシーズ・ニーズ情報等の基礎データの収集・蓄積を行った。

企業訪問件数 263社

・中四国環境ビジネスネット(B-net)フォーラム

中国四国地域から環境関連企業、研究者等が集まり、新技術やビジネスモデル、資源に関する各種ニーズ等について、情報交換や商談等を行うフォーラムを開催した。

開催日 平成21年10月2日

会場 ピュアリティまきび

来場者数 150人

<循環資源の利用促進>

環境産業推進員が企業訪問等により収集した県内企業等のシーズ・ニーズ情報、ホームページ等を活用して収集した広域の企業情報、大学発シーズ等を基に、セクション会議を開催し、環境サポーターが中心となって、新商品の研究開発、事業化に向けたビジネスマッチングを行った。

・セクション会議開催回数 5回

<循環型社会形成推進モデル事業の推進>

循環型社会の形成を推進すると認められる先進的なリサイクル関係施設等の整備や新たなリサイクル技術の開発等について、事業の承認を行い経費の一部を補助することにより、地域における環境産業の振興を図った。

・事業承認件数：2件

・補助件数：2件

・補助金額：10,000千円

<おかやま新環境技術アセスメントシステム事業の推進>

県内の産業廃棄物を活用して新たに開発されたりリサイクル素材等について、公共工事等において試験的に利用し、評価検証を行い、市場形成への誘

導を図った。

・採択件数 3件

(3) バイオマスの利活用推進

＜セルロース系バイオマス資源の利活用拡大＞

食糧と競合しない「セルロース系バイオマス資源」を原料とした、強度が高く軽量で耐久性等に優れた新素材の開発に向けた取組を支援した。

・研究委託 6件

＜エネルギー作物等の利用の促進＞

市町村等と連携し、ナタネ、ヒマワリなど地域の景観形成だけでなくエネルギーとして利用できる作物を栽培し、地域でバイオマスエネルギーとして活用する資源循環システムの構築を支援した。

＜バイオガスを活用したエネルギー利用技術の検討＞

家畜排せつ物や地域から排出される生ごみ等を貴重なエネルギー資源として着目し、これらを原料とするバイオガスシステムによるエネルギーの利用技術等を検討する。

4 環境影響評価^(※)の推進

環境影響評価は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業に関し、その事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業者自らが事前に調査、予測及び評価を行うとともに、その結果を公表して、関係地域住民等の意見を聴き、十分な環境保全対策を講じようとするものである。

国においては、「環境影響評価実施要綱」(以下「国要綱」という。)(昭和59年8月28日閣議決定)に基づいて環境影響評価が実施されてきたが、平成11年6月12日から環境影響評価法(以下「法」という。))が全面施行され、国の許認可等を受けて行われる大規模事業を対象に環境影響評価が実施されている。

本県においては、昭和54年1月1日から施行した「環境保全に関する環境影響評価指導要綱」(以下「県要綱」という。))に基づいて審査等を行ってきたが、住民参加の機会の充実、審査の透明性の確保、対象事業の拡充等を図るため、法の施行に併せ

て「岡山県環境影響評価等に関する条例^(※)」(以下「条例」という。))を施行し、環境影響評価制度の一層の充実を図っている。

<環境影響評価の審査>

平成21年度は、法・条例に基づくものではないが、風力発電施設1件(自主：実施計画書)について審査を実施した。

平成21年度末までの審査件数の累計は140件(内訳：県要綱・条例122件、国要綱・法18件)である。

環境影響評価の審査に当たっては、学識経験者10人で構成する岡山県環境影響評価技術審査委員会の意見を聴き、対象事業に係る環境影響評価等の指導及び審査を厳正に実施するとともに、環境影響評価の手続について一層の周知を図ることとしている。(資料編 P213参照—処理状況掲載)

環境影響評価の審査状況

事業の種類	年度	S52～ H10年度	H11～18年度		H19年度		H20年度		H21年度	
			方法書等	準備書	方法書等	準備書	方法書等	準備書	方法書等	準備書
道	路	3(2)	1	1(2)						
鉄	道	1	2	1						
工 業 団 地・工 場		20	4	1	1	2				
住 宅 団 地		3(1)								
ダ ム ・ 堰		(1)	(1)							
公 有 水 面 埋 立		3	(2)	(2)						
発電所・電気工作物		1	(2)	(1)						
飛 行 場		1(2)								
レクリエーション施設		35	1	1						
廃棄物処理施設		1	2(1)	2(1)		1	1			
下水道終末処理施設		12	3	※3						
そ の 他		14		1						
計		94(6)	13(6)	10(6)	1	3	1			

注1 ()内は、国要綱・法等による処理件数(外数)

2 S52～H10年度は、国要綱・県要綱に基づく処理件数

3 H11年度以降は、法・条例に基づく処理件数。ただし、※はH11年度に県要綱に基づき処理した1件を含む。

岡山県環境影響評価技術審査委員会委員名簿

(平成21年4月1日現在)

氏 名	専 門 等	所 属 等
大 島 光 子	環 境 分 析	岡山大学大学院自然科学研究科(理学)准教授
奥 島 雄 一	昆 虫	倉敷市立自然史博物館学芸員
河 原 長 美	水 環 境 学	岡山大学大学院環境学研究科教授
小 林 秀 司	動 物	岡山理科大学理学部准教授
角 南 重 夫	健 康 科 学	川崎医療福祉大学医療技術学部臨床栄養学科教授
根 岸 友 恵	化 学 物 質	岡山大学大学院医歯薬学総合研究科(薬学)准教授
波 田 善 夫	植 物	岡山理科大学学長
森 田 亜 紀	芸 術 学	倉敷芸術科学大学芸術学部教授
山 本 悦 世	考 古 学	岡山大学埋蔵文化財調査研究センター教授
横 山 崇	環 境 化 学	岡山理科大学理学部教授

(任期)平成20年4月1日～平成23年3月31日

<監視・指導>

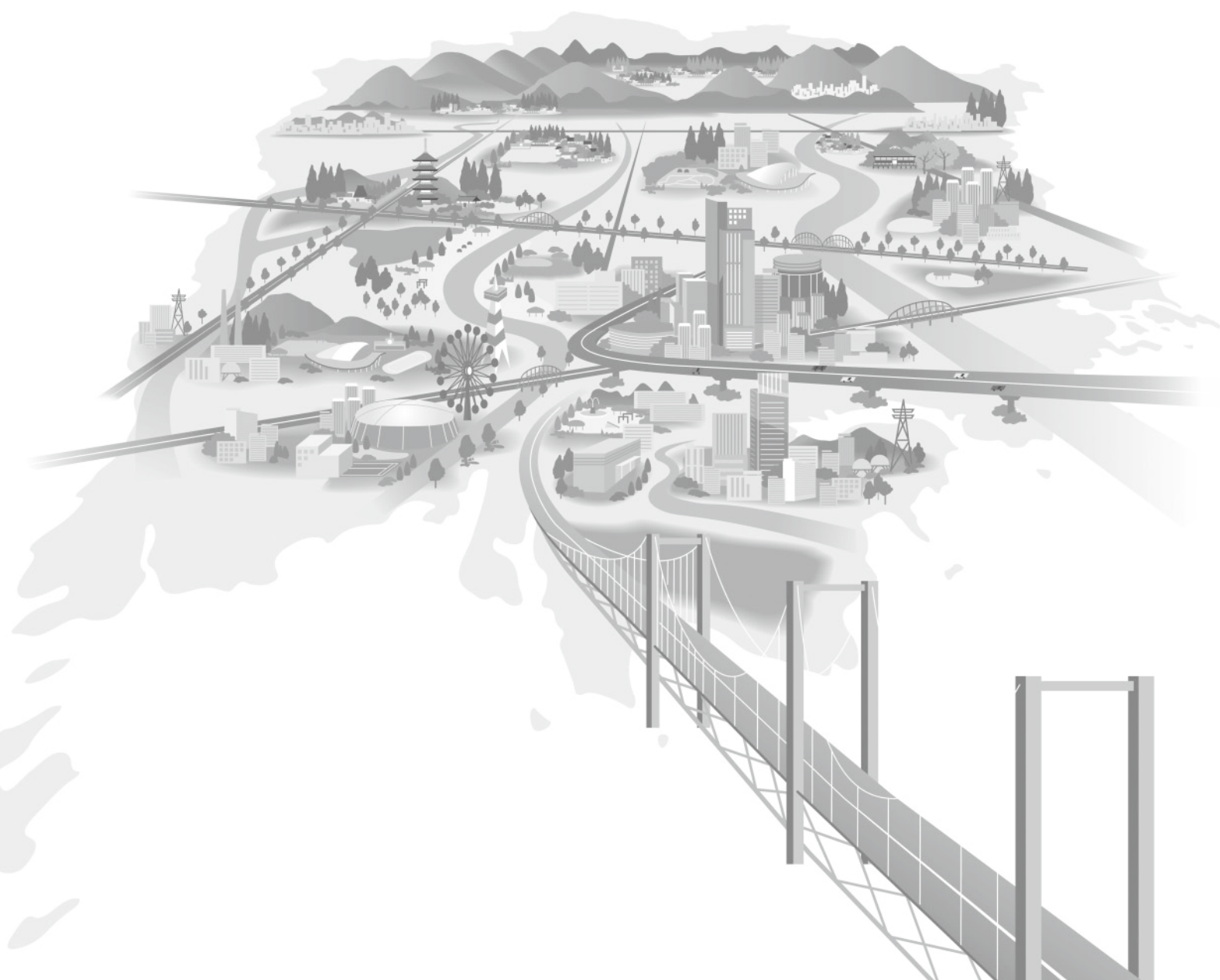
事業者の事務所若しくは対象事業実施区域に立ち入り、対象事業の実施状況若しくは対象事業に係る環境影響評価、環境管理その他の手続等の実

施状況を調査し、事業実施に伴う環境影響の回避・低減に一層努めるよう指導を行った。

(平成21年度立入調査実施件数5件)

資料編

岡山県環境白書
2010



資料編目次

1 総合的環境保全関係

- (1) 岡山県環境基本条例 95
- (2) 平成21年度新岡山県環境基本計画の
実施状況 100
- (3) 公害防止計画策定状況 106
- (4) 岡山県環境審議会への提言及び
調査審議の状況 106

2 地域から取り組む地球環境の保全関係

- (1) 酸性雨調査結果 107

3 循環型社会の形成関係

- (1) グリーン調達ガイドラインに基づく
平成21年度調達実績 108
- (2) 岡山県エコ製品品目別認定件数 109
- (3) 岡山県エコ製品事業者別一覧 111
- (4) 岡山エコ事業所一覧 116
- (5) 容器包装リサイクル法に基づく分別収集
実施市町村 122
- (6) 平成22年度の市町村別の分別収集見込み量
..... 123
- (7) ごみ処理の推移 124
- (8) ごみ処理の状況 125
- (9) ごみ処理の有料化の状況 126
- (10) 市町村(一部事務組合)の一般廃棄物焼却
施設 127
- (11) し尿処理の推移 132
- (12) し尿処理の状況 132
- (13) 市町村一般廃棄物焼却施設概要一覧表 133
- (14) 浄化槽保守点検業の岡山県知事
登録状況 134
- (15) 産業廃棄物の実態 135
- (16) 第2次岡山県廃棄物処理計画の概要 136

4 大気環境関係(安全な生活環境の確保)

- (1) 大気汚染に係る環境基準 140

- (2) 環境大気測定局一覧 141
- (3) 大気環境監視網 143
- (4) 環境基準の達成状況の推移 144
- (5) オキシダント情報・注意報の発令日数 144
- (6) オキシダント情報・注意報の発令回数 145
- (7) 大気汚染防止法及び岡山県環境への負荷の
低減に関する条例に基づく設置届出等件数 146
- (8) 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設・
揮発性有機化合物排出施設及び粉じん発生
施設の種別別設置状況 147
- (9) 岡山県環境への負荷の低減に関する条例に
基づく特定施設の設置状況 148
- (10) 大気汚染防止法に基づく施設の所管別、法
区分別内訳 148
- (11) 岡山県環境への負荷の低減に関する条例に
基づく施設の所管別・法区分別内訳 148

5 水環境関係(安全な生活環境の確保)

- (1) 水質の環境基準 149
- (2) 県下水域の環境基準類計の指定概略図 153
- (3) 水域区分別の環境基準達成状況 154
- (4) 項目別の環境基準適合状況 154
- (5) 環境基準点における水質の経年変化 155
- (6) 全窒素、全りんの実測結果 157
- (7) 地下水質の実測項目別検出状況 158
- (8) 海水浴場水質調査結果 160
- (9) 海水浴場位置図 161
- (10) 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数 161
- (11) 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定
施設の許可申請等の件数 161
- (12) 岡山県環境への負荷の低減に関する条例に
基づく特定事業場数 161
- (13) 調査農薬別の検出状況 162
- (14) 自然海浜保全地区指定状況 163

6 騒音・振動・悪臭関係(安全な生活環境の確保)

(1) 騒音に係る環境基準	164
(2) 騒音に係る環境基準のあてはめ地域	165
(3) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準とあてはめ地域	166
(4) 航空機騒音に係る環境基準とあてはめ地域	166
(5) 一般地域の騒音測定結果	167
(6) 道路に面する地域における騒音測定結果	168
(7) 新幹線鉄道騒音・振動調査結果	169
(8) 瀬戸大橋線列車騒音測定結果の推移	170
(9) 騒音規制法・振動規制法に基づく指定地域と区域区分	171
(10) 騒音規制法・振動規制法に基づく自動車騒音及び道路交通振動に係る区域区分	174
(11) 騒音規制法施行状況調査(工場・事業場数)	177
(12) 騒音規制法施行状況調査(施設数)	178
(13) 振動規制法施行状況調査(工場・事業場数)	179
(14) 振動規制法施行状況調査(施設数)	180
(15) 工場・事業場に係る騒音・振動の規制基準	181
(16) 特定建設作業に係る騒音・振動の規制基準	181
(17) 要請限度(自動車騒音・道路交通振動の規制)	181
(18) 悪臭防止法に基づく規制地域と区域の区分	182
(19) 悪臭の規制基準	183

7 有害化学物質関係(安全な生活環境の確保)

(1) ダイオキシン類環境調査結果	186
(2) 有害大気汚染物質環境調査結果	191
(3) 岡山県化学物質環境モニタリング調査	192

8 その他環境関係(安全な生活環境の確保)

(1) (独) 日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター周辺に係る監視測定結果	198
---	-----

(2) 中津河捨石堆積場周辺に係る監視測定結果	200
(3) 回収ウラン転換実用化試験に係るプルトニウム監視測定結果	201
(4) レンガ製造等に係る周辺環境保全確認書に基づく監視測定結果	202
(5) 管理目標値	203

9 自然環境関係

(1) 自然環境保全審議会開催状況(平成21年度)	204
(2) 自然保護基礎調査の実績	204
(3) 県自然環境保全地域等の指定	205
(4) 公有化の状況	206
(5) 「岡山県版レッドデータブック」選定種のカテゴリ別集計表	206
(6) 自然公園の許可申請、届出件数一覧表	207
(7) 中国自然歩道岡山県ルートの興味地点	208
(8) 中国自然歩道の整備概要	209
(9) 狩猟免許者の推移	209
(10) 狩猟者登録数の推移	209
(11) 鳥獣による農林水産業被害状況	210
(12) 鳥獣捕獲数(狩猟及び有害鳥獣捕獲)	210
(13) みどりの少年隊結成状況	211

10 参加と協働による快適な環境の保全関係

(1) 岡山県景観条例に基づく届出等件数	212
----------------------	-----

11 経済と環境が好循環する社会関係

(1) 環境影響評価に関する処理状況	213
--------------------	-----

環境関係年表	214 ～ 229
--------	-----------

環境用語の解説	230 ～ 244
---------	-----------

1 総合的環境保全関係

(1)岡山県環境基本条例

(平成8年10月1日 岡山県条例第30号)

(平成9年4月1日 施行)

目 次

第1章 総則(第1条―第8条)

第2章 環境の保全に関する基本的施策

第1節 施策の策定等に係る指針(第9条)

第2節 岡山県環境基本計画(第10条)

第3節 県が講ずる環境の保全のための施策等
(第11条―第22条)

第4節 地球環境保全及び国際協力の推進(第
23条・第24条)

第3章 岡山県環境審議会への提言(第25条―第
27条)

第4章 雑則(第28条)

第1章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、本県の恵まれた環境が県民共有の財産であることにかんがみ、環境の保全について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質

が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。))及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。第9条第1号及び第13条第4項において同じ。))に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、県民の健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受する権利を実現し、健全で恵み豊かな環境を将来の世代へ継承する責任を果たすことを旨として、行われなければならない。

2 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動により、人と自然との共生が確保されとともに持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として、すべてのものの参加の下に行われなければならない。

3 地球環境保全(人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全をいう。第23条において同じ。))は、人類共通の課題であるとともに県民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、積極的に推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める環境の保全についての基本理念(以下「基本理念」という。))にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、基本理念にのっとり、市町村が実施する

環境の保全に関する施策について支援又は協力するように努めなければならない。

(市町村の責務)

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、当該市町村の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市町村は、基本理念にのっとり、県が実施する環境の保全に関する施策に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前二項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努め、その保有する環境への負荷に関する情報を広く提供するとともに、県又は市町村が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(県民の責務)

第7条 県民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う

環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、県民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(岡山県環境白書)

第8条 知事は、毎年、環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策等を明らかにした岡山県環境白書を作成し、公表しなければならない。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

第1節 施策の策定等に係る指針

第9条 この章に定める環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行われなければならない。

一 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

二 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。

三 人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。

第2節 岡山県環境基本計画

第10条 知事は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、岡山県環境基本計画(以下この条において「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関

する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、県民、事業者及び市町村の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、その基本的な事項について、あらかじめ、環境基本法(平成5年法律第91号)第43条第1項の規定による岡山県環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3節 県が講ずる環境の保全のための施策等

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減に資する措置その他の環境の保全のために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境影響評価の推進)

第12条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、環境影響評価に関する手続等の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第13条 県は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

- 2 県は、自然環境を保全することが特に必要な区域における土地の形状の変更、工作物の新設、木竹の伐採その他の自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障

を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

- 3 県は、採取、損傷その他の行為であって、保護することが必要な自然物の適正な保護に支障を及ぼすおそれがあるものに関し、その支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

- 4 前三項に定めるもののほか、県は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(誘導的措置)

第14条 県は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動(以下この条において「負荷活動」という。)を行う者がその負荷活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることとなるよう誘導するため、必要かつ適正な経済的な助成その他の措置を講ずるように努めるものとする。

- 2 県は、負荷活動を行う者がその負荷活動に係る環境への負荷を低減させることとなるよう誘導するため、その負荷活動を行う者に適正かつ公平な経済的な負担を課する措置について調査及び研究を行い、その結果、その措置が必要である場合には、そのために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)

第15条 県は、環境の保全に関する公共施設及び公共的施設の整備を図るために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、県は、河川、湖沼等の水質の浄化その他の環境の保全に関する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(快適な環境の創造)

第16条 県は、快適な環境を創造するため、優れた自然景観の形成その他の必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的利用等の推進)

第17条 県は、環境への負荷の低減を図るため、

市町村、事業者及び県民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、環境への負荷の低減を図るため、県の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めるものとする。
(環境の保全に関する教育、学習等)

第18条 県は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実により、事業者及び県民が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)

第19条 県は、事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体(次条において「民間団体等」という。)が自発的に行う環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第20条 県は、第18条の環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人その他の団体の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査及び研究の実施)

第21条 県は、環境の保全に関する施策を策定し、及び適正に実施するため、公害の防止、自然環境の保全その他の環境の保全に関する事項について、必要な調査及び研究を行うものとする。
(監視等の体制の整備)

第22条 県は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

第4節 地球環境保全及び国際協力の推進

(地球環境保全の推進)

第23条 県は、すべての日常生活及び事業活動において地球環境保全が積極的に推進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、県は、地球環境保全に資する施策を推進するものとする。

(国際協力の推進)

第24条 県は、環境の保全に関する技術の移転、研修の実施、情報の提供等により、国際協力の推進に努めるものとする。

第3章 岡山県環境審議会への提言

(環境の保全に関する提言)

第25条 県民参加の下に環境の保全を図るため、次に掲げるものは、審議会に対して、知事その他の県の執行機関及び公営企業管理者(以下この条及び第27条において「知事等」という。)の施策について、環境の保全に関する提言を行うことができる。

- 一 県内に住所を有する者
- 二 県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- 三 県内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- 四 県内に存する学校に在学する者
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事等の施策に利害関係を有するもの

(適用除外)

第26条 次に掲げる事項に関する提言については、前条の規定は、適用しない。

- 一 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項
- 二 裁判所で係争中の事項又は行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づき不服申立てを行っている事項
- 三 公害紛争処理法(昭和45年法律第108号)に基づきあっせん、調停、仲裁又は裁定の申請を行っている事項

四 地方自治法(昭和22年法律第67号)第75条第1項の規定により監査の請求を行っている事項又は同法第242条第1項の規定により住民監査請求を行っている事項

五 地方自治法第124条の規定により岡山県議会に請願を行っている事項

六 その他法令(告示を含む。)の規定により意見の申立て等の手続を行っている事項
(提言及び調査審議の手続)

第27条 第25条の規定による提言は、その趣旨及び理由その他規則で定める事項を記載した書面により行わなければならない。

2 審議会は、提言の内容が環境の保全に関するものと認められないこと等により提言についての調査審議を行わないこととしたときは、提言を行ったもの(以下この条において「提言者」という。)に対し、速やかに、書面によりその旨を通知しなければならない。

3 前項の通知には、理由を付さなければならない。

4 審議会は、提言についての調査審議を行うこととしたときは、その旨を知事等に通知しなければならない。

5 審議会は、調査審議のため必要があると認めるときは、知事等若しくは提言者に対し説明若しくは必要な資料の提出を求め、又は実地調査を行うことができる。

6 審議会は、調査審議の結果、必要があると認めるときは、知事等に対し、施策の是正その他の措置を講ずべき旨の意見書を提出することができる。

7 知事等は、前項の意見書の提出を受けたときは、これを尊重しなければならない。

8 審議会は、提言者に対し、速やかに、書面により調査審議の結果を通知しなければならない。

9 審議会は、毎年、提言及び調査審議の状況を公表しなければならない。

第4章 雑則

(規則への委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(2)平成21年度新潟県環境基本計画の実施状況

基本目標1：地域から取り組む地球環境の保全

重点プログラム			項 目	計画時点 (H18年度)	努力目標 (H24年度)	実績	平成21年度の努力目標の達成 状況に対する評価、問題点等	所管課
地球温暖化対策	省エネルギーの推進	信号灯器のLED化	信号灯器のLED化率 (%)	16	50	33.8	努力目標(H24年度)の達成に 向け、信号灯器のLED化に重点 的に取り組んだ。	交通規制課
		温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制 度の創設	◎製造品出荷額当たりの エネルギー消費量(GJ/百万円)(※)	(H16年度) 77.4	67.5	(H19年度) 63.0	温室効果ガス大量排出事業者 からの排出削減計画等の報告 を公表する「温室効果ガス排 出量算定・報告・公表制度」の 運用開始に向け、制度の周知 を図った。	地球温暖 化対策室
			CO ₂ 換算(※) kg-CO ₂ /百万円	(H16年度) 4,703	(H32年度) 3,668	(H19年度) 4,117		
			◎業務その他部門の床面 積当たりのエネルギー消 費量(MJ/m ²)(※)	(H16年度) 962	803	(H19年度) 1,011		
			CO ₂ 換算(※) kg-CO ₂ /m ²	(H16年度) 134.4	(H32年度) 112.9	(H19年度) 149.9		
		アースキーパー メンバーシップ会員 の拡大	アースキーパーメンバ ーシップ会員数(累計)	5,900	10,500	9,793	登録者数について、イベント 等での加入が主であり、21年 度は従来に比べて、登録者数 が伸びた。(7,592→9,793)	地球温暖 化対策室
		「みんなでエコライ フ」の取組促進	エコライフ宣言団体数	0	120	31	市町村を通じた啓発活動を行 ったものの、宣言団体数は31 団体のままである。	地球温暖 化対策室
		エコドライブ教室・ 講習の開催	◎自家用車1台当たりの エネルギー消費量(GJ)	(H16年度) 35.9	28.5	(H19年度) 34.3	7回、416名に対して講習会を 実施した。	環境企画 課 地球温暖 化対策室
			CO ₂ 換算 kg-CO ₂ /台	(H16年度) 2,420	(H32年度) 1,810	(H19年度) 2,395		
		省エネ家電製品の 普及拡大	◎1世帯当たりのエネル ギー消費量(GJ)(※)	(H16年度) 41.9	35.1	(H19年度) 37.3	統一省エネラベルの周知のた め、関係機関による会議を開 催した。	地球温暖 化対策室
			CO ₂ 換算(※) kg-CO ₂ /世帯	(H16年度) 5,287	(H32年度) 4,335	(H19年度) 5,111		

◎は代表的な指標

(※)平成22年度において、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)策定マニュアル(H21.6環境省)等に基づき、年
度を遡及して再計算を行ったため、従前の公表数値とは整合しない。

基本目標2：循環型社会の形成

		項 目	計画時点 (H17年度)	努力目標 (H32年度)	実 績	平成21年度の努力目標の達成状況に 対する評価、問題点等	所 管 課
代表的な指標		一般廃棄物の排出抑制・ 資源化率(%)	90	95	(H20実績) 92.4	ごみの排出抑制や資源化等に係る取り組みにより、最終処分量が抑制され、資源化率も増加した。	循環型社会推進課
		産業廃棄物の排出抑制・ 資源化率(%)	93	95	(H20実績) 93.9	リサイクル率はやや減少しているが、排出量が減少したため、最終処分量は減少傾向にあり、排出抑制・資源化率は、93.9%であった。	循環型社会推進課
重点プログラム		項 目	計画時点 (H18年度)	努力目標 (H24年度)	実 績	平成21年度の努力目標の達成状況に 対する評価、問題点等	所 管 課
3 R の 推 進	循環型社会に向けた意識の改革	マイバッグ運動の推進	(H19年度) 29	50	29	マイバッグ運動はより多くの事業者との連携協力が必要であるため、県内主要スーパー、関係市町村を参集し、レジ袋の削減に向けた協議を行った。なお、和気町では、平成21年4月1日からレジ袋無料配布を中止している。	循環型社会推進課
		循環資源マッチングシステムの利用促進	60	150	81	パンフレット等を活用し、各種環境イベントにおいて普及啓発を行ったが、成立件数は目標に及ばないため関係機関と連携し、さらなる普及啓発に努める。	循環型社会推進課
	一般廃棄物の3 R の推進	一人当たりごみの排出量 ※(g/人・日)(※ごみの排出量=収集ごみ量+直接搬入量+集団回収量)	(H17年度) 1,091	1,060	(H20実績) 1,019	年々着実に減少傾向にあり、努力目標を達成している。	循環型社会推進課
		一般廃棄物のリサイクル率(%)	(H17年度) 25.8	32.7	(H20実績) 25.2	対前年度では増加しているが、努力目標に及ばないため、さらなる分別回収等の推進が必要である。	循環型社会推進課
		一般廃棄物の最終処分量(t/日)	(H17年度) 214	200	(H20実績) 162	ごみの排出量の抑制により、直接最終処分される量が減少し、努力目標を達成している。	循環型社会推進課
		10種分別実施市町村数	11	12	11	第5期分別収集促進計画(平成20～24年度)により市町村に助言等を行ったが、10種分別実施市町村数の増加には至らなかった。	循環型社会推進課
	産業廃棄物の3 R の推進	産業廃棄物の排出量(千t/年)	(H17年度) 6,971	6,900	(H20実績) 7,029	排出量は企業の業績にも左右されるが、平成20年度はやや減少し、目標値に近づいた。	循環型社会推進課
		産業廃棄物のリサイクル率(%)	(H17年度) 38.2	39.1	(H20実績) 33.1	再生利用率の低い汚泥の占める割合が高くなっており、また、平成20年度は景気後退により建設資材としての再利用の用途がある鉱さい等の再生利用率が減少した。	循環型社会推進課
		産業廃棄物の最終処分量(千t/年)	(H17年度) 501	405	(H20実績) 424	リサイクル率はやや減少しているが、減量化率の向上により、最終処分量は減少傾向にある。	循環型社会推進課
	廃棄物の適正処理の推進	電子マニフェストの導入促進	(推計) 5	60	(H20実績) 17.5	電子マニフェストの普及促進のため、研修会を開催し普及を図った。また、率先行動として、県が排出する産業廃棄物の処理の委託に当たっては、原則として全て電子マニフェストを使用した。	循環型社会推進課
		農業用廃プラスチックの適正処理の推進	20	(H27年度) 40	32	関係機関・団体を中心に回収体制がほぼ整備されており適正処理は進んでいるものの、処理費用等の関係で埋め立て処理が中心である。	農産課

基本目標3：安全な生活環境の確保

代表的な指標		項 目	計画時点 (H18年度)	努力目標 (H32年度)	実績	平成21年度の努力目標の達成状況に 対する評価、問題点等	所 管 課
		低公害車の保有台数(台)	233, 831	800, 000	345, 063	保有台数は着実に増加している。	環境管理課
重点プログラム		項 目	計画時点 (H18年度)	努力目標 (H24年度)	実績	平成21年度の努力目標の達成状況に 対する評価、問題点等	所 管 課
大気環境の保全	「おかやまエコドライブ宣言」県民・事業者の募集	エコドライブ宣言者登録数 (累計、人)	-	17, 000	8, 120	登録数は着実に増加している。	環境企画課
	道路整備等の推進	主要な渋滞箇所のうち 渋滞緩和された交差点数	14	(H23年度) 24	19	国道2号倉敷立体事業の一部区間において本線4車線化により、主要な渋滞箇所の渋滞緩和が図られた。	道路建設課
	新交通システムの整備	信号機の高性能化更新数 (基)	65	250	212	努力目標(H24年度)の達成に向け、計画的な信号機の高性能化更新に取り組んだ。	交通規制課
		光学式車両感知器数(基)	900	(H22年度) 1, 147	933	予算措置等の理由により、努力目標(H22年度)の達成に向けて取り組むことができなかった。	交通規制課
水環境の保全	生活排水対策の推進	浄化槽整備人口(千人)	223	(H23年度) 240	207	下水道接続による減少(岡山市等)や、各市町村の整備計画の見直しの際に行われた整備人口の精査による減少(倉敷市等)の影響により全体として減少となった。なお、汚水処理施設全体の整備率は着実に増加している。(H18年度:65.7%→H21年度:72.0%)	循環型社会 推進課
		集落排水施設整備地区数	119	134	132	目標達成に向け概ね年度計画どおり整備を行っている。	農村振興課
		公共下水道普及率(%)	52. 3	(H23年度) 60. 4	58. 8	目標達成に向け、クリーンライフ100構想に基づいた施設整備を、概ね計画どおり行っている。	都市計画課
	環境に配慮した水辺づくり	ホテルの生息地箇所数	227	281	249	生息箇所は増加しているが、やや伸び悩み傾向にある。	環境管理課
		出会いとふれあいの 水辺づくりの実施河川数	4	14	8	行政と地域住民が協働して河川環境整備に取り組み、ふれあいの川づくり空間の整備を推進した。また、協働による取組が安全な河川環境の確保、地域住民の自然への親しみ、関心の高まりへとつながった。	河川課
	公益的機能を高めるための森づくりの推進	水源かん養保安林(ha)	112, 179	115, 400	118, 701	既に目標を大幅に上回っているが、さらに保安林指定が促進できている。	治山課
	豊かな自然を育む 里海づくり	海のゆりかご(藻場)拡大事業(ha)	930	(H23年度) 1, 000	963	努力目標の水準は概ね達成している。	水産課
		干潟の面積(ha)	455	(H23年度) 480	455	現在実施中の事業が平成23年度に完成するなどの理由から、現時点では努力目標が達成されていない。	水産課
		海ごみ適正処体制構築事業 (設置市数)	5	7	7	努力目標を平成24年度に先立って達成することができた。	水産課
		汚濁負荷の削減目標量(t/日)	(H16)	(H21)			環境管理課
		COD	47	43	未確定	瀬戸内海の環境の保全に関する岡山県計画の変更、生活排水対策の普及啓発、工場・事業場のCOD・窒素・りんの発生負荷量の削減指導を実施した。	
		窒素	43	42	未確定		
		りん	2. 5	2. 4	未確定		
	自然海浜の保全等	環境学習の場としての活用 海浜数	0	3	0	継続して取り組むことができる環境学習内容の検討が必要である。	環境管理課
	児島湖再生の推進	◎水質目標値(COD、mg/l)	8. 0	7. 2	7. 5	概ね横ばい状況にあり、粘り強く施策の推進を図る必要がある。	環境管理課
		合併浄化槽の設置基数(基)	19, 400	26, 200	22, 699	着実に設置基数が増加している。	環境管理課
		浄化用水の導入量(万㎡/日)	48	60	64	着実に浄化用水量が増加し、努力目標を平成24年度に先立って達成することができた。	環境管理課
	ダム湖の水質対策	ダム湖の湖沼類型指定数	0	7	0	湖沼類型指定の検討に必要な水質調査を3ダム湖において実施した。2ダム湖について環境審議会に諮問し、当面、現行の河川類型により水質状況の把握に努める旨の答申を得た。	環境管理課
騒音・防・止・振	道路交通騒音・振動、 新幹線鉄道騒音・振動対策	低騒音舗装道路延長(km)	9. 6	12. 6	15	着実に低騒音舗装道路延長は増加しており、当初の目標12. 6kmを達成することができた。	道路整備課
有害物質対策	内分泌かく乱化学物質等調査						環境管理課
	内分泌かく乱化学物質対策の推進	地点数	22	25	25	平成19年度から調査地点を3地点追加し、計25地点(毎年調査を実施する固定点10地点及び3年毎に調査する準固定点15地点)で調査を実施している。	
		項目数	24	25以上	26	平成19年度から調査対象物質を見直し、計26物質の調査を実施している。	

◎は代表的な指標

基本目標4：自然と共生した社会の形成

代表的な指標		項 目	計画時点 (H17年度)	努力目標 (H32年度)	実 績	平成21年度の努力目標の達成状況に 対する評価、問題点等	所管課
		自然公園利用者 数(万人)	1,234	1,450	(H20年度) 1,149	国や関係市町村と連携して、利用施設の適正な維持管理や普及啓発を図ったが、岡山デザインেশョンキャンペーンを実施したH19年と比較すると利用者数は減少し、目標水準を達成できなかった。	自然環境課
重点プログラム		項 目	計画時点 (H18年度)	努力目標 (H24年度)	実 績	平成21年度の努力目標の達成状況に 対する評価、問題点等	所管課
環境の 優れた自然 保全	自然環境の保全活動 等の認定制度の創設	自然保護推進員 数(人)	85	100	88	任期満了に伴い、H22年1月より委嘱した自然保護推進員数は目標には達しないものの、前回(H19年度委嘱)より6名増員した。	自然環境課
	レッドデータブック の充実と希少野生動 植物の保護	◎希少野生動植物 (条例指定)の 保護に 取り組む 地域数	4	7	6	希少野生動植物(条例指定)について、新たに2種を指定し、地元市町村及び県民との協働による保護の取組を行った。	自然環境課
生物多 様性の確 保	特定鳥獣保護管理計 画の推進	イノシシの被害 額(千円)	168,862	100,000	148,498	夏期の許可捕獲に対して捕獲補助を行った(農林水産部)。近年は被害額が減少傾向にあるが、依然として高い水準にある。	自然環境課
	自然環境学習の充実	自然保護センタ ーの利用者数 (人)	23,077	30,000	33,346	指導者養成講座をセンター内で実施し、センターの優れた里山自然環境を活用した利用者の増加を図るなど、幅広い層の利用者拡大に配慮したサービス提供を行い利用者数の増加に努めた。	自然環境課
自然との ふれあいの 推進	自然とふれあう場や 機会の充実	長距離自然歩道 の利用者数 (万人)	(H17年度) 73	190	74	中国自然歩道新ルートの整備や、関係市町村と連携して自然歩道施設の適正な維持管理や普及啓発を行った。	自然環境課
	水とみどりの 創出	森づくり活動の 参加者数(人)	4,837	7,000	7,668	指導者の養成や身近な里山林での活動支援などを行った結果、森づくり活動への参加者が増加した。また、企業との協働の森づくりに4企業1団体の参画が得られた。	林政課
水とみどりの 潤い空間の 保全と 創出	里山ふれあいの森づ くり	緑の募金総額(万 円)	1,790	2,500	1,602	(みどりの募金)街頭募金や職場募金、イベントでの募金依頼等、積極的に募金活動を行ったが、家庭募金の額が不十分となるなど、募金額は目標を下回った。	自然環境課
	緑化推進体制の充実	一人当たり都市 公園面積(m ²)	14.0	15.0	14.14	(公園整備)一人当たり都市公園面積は計画時点より増加したが、県及び市町村における新規の都市公園整備が減少しており、今後の大きな伸びは見込めない状況にある。	都市計画課

◎は代表的な指標

推進目標1：参加と協働による快適な環境の保全

重点プログラム		項 目		計画時点 (H18年度)	努力目標 (H24年度)	実 績	平成21年度の努力目標の達成状況に 対する評価、問題点等	所管課
協働による 活動の促進 環境保全	アダプト事業の推進	おかやまアダプト参加人数 (人)		31,120	40,000	38,019		
			道 路			36,330	(道路・河川・海岸)団体数、参加者数ともに順調に増加しており、今後とも県民運動として定着するよう取り組む。	道路整備課 河川課 港湾課
			河 川					
			海 岸					
		児島湖			1,689	(児島湖) 積極的な広報による募集と団体への支援が重要である。	環境管理課	
環境学習の 充実	N P O等環境団体との協働による環境学習の推進	水辺教室の開催地区数		20	34	18	予算の関係上、参加団体の増加を行うことが困難であった。	地球温暖化対策室
	環境学習エコツアーの実施	環境学習エコツアー参加者数(累計、人)		5,848	36,000	19,773	参加団体にバス借り上げ費用の一部を負担してもらうなどにより、バスの台数を確保したことにより、ツアー参加者数は前年度より増加した。個人向けコースについても、概ね定員で実施でき、参加者に環境学習の機会を提供し、環境保全意識を向上させることができた。	地球温暖化対策室
	こどもエコクラブの活動支援	こどもエコクラブの会員数(累計、人)		(H17年度) 2,321	17,600	11,424	会員数は前年度比若干増となったものの、クラブ数は減少した。	地球温暖化対策室
	学校内への快適空間の整備	「エコ広場」の整備校		0	(H23年度) 10	5	高校生自らが企画・提案した「憩いの広場」をユニバーサルデザインの観点に立ち、エコ製品を活用し施設整備を行った。(1校) ・岡山工業高校(OKAKO魂)【土木化工科棟と電気科棟の間の広場をエコ製品を使って整備：約700㎡】	財務課
		「木の快適空間」の整備校		6	(H23年度) 16	11	高校生自らが企画・提案した「憩いの広場」をユニバーサルデザインの観点に立ち、県産材を活用し施設整備を行った。(1校) ・津山商業高校(自彊プロジェクトチーム)【商品実験室を「津山商業ブランド」の商品開発の場として、また生徒の安らぎの空間として多目的教室に改修：166㎡】	財務課
	全 景と 創造の保	電線類地中化の推進	電線が地中化されている道路延長(km)		12.65	22.66	15.81	着実に電線類地中化延長が増加している。
環境の快適な 保全生活	落書き消去活動等の支援	ボランティア団体等の落書き消去活動を支援する市町村数		0	27	3	落書きが少なく問題意識の低い市町村等もあり、県下全域へ支援体制を広げていくことは困難ではある。	環境企画課

推進目標2：環境と経済が好循環する仕組みづくり

重点プログラム		項 目	計画時点 (H18年度)	努力目標 (H24年度)	実 績	平成21年度の努力目標の達成状況に 対する評価、問題点等	所管課
事業者の育成拡大 環境に配慮した	エコアクション21認証・登録の推進	エコアクション21 認証・登録事業所 の数	25	200	71	平成20年度に実施していた補助制度が岡山県財政構造改革プランにおける補助金の見直しにより廃止されたが、エコアクション21地域事務局(岡山・倉敷)の協力等により、認証・登録事業者数が11件(60件→71件)増加した。	地球温暖化対策室
	「岡山県グリーン調達ガイドライン」に基づく取組の推進	再生品使用促進指針の指定品目数	166	176	183	平成21年度は県独自の指定3品目を含めて8品目追加、1品目の削減及びそれぞれの基準改定を行った。目標は達成したが、引き続き指定品目の増加に努めたい。	循環型社会推進課
環境ビジネスの拡大	「岡山県エコ製品」の認定・公表	岡山県エコ製品の認定品目数(累計)	457	600	434	平成21年度は27件の新規認定を行ったが、廃止等もあり前年度と同数に留まった。	循環型社会推進課
		巡回エコ製品等普及展示会延べ参加者数(人)	4,495	5,000	5,150	県内3カ所で普及展示会を開催したところ、目標を上回る参加者を得ることができ、岡山県エコ製品等の普及啓発に大いに役だった。	循環型社会推進課
	「岡山エコ事業所」の認定・公表	岡山エコ事業所の認定件数(累計)	203	250	267	県内のISO14001取得業者に対して個別にPRなどを実施した結果、30件の新規認定を行った。目標は達成したが、引き続き認定件数の増加に努めたい。	循環型社会推進課
	有機無農薬農産物等の生産振興	有機無農薬農産物の生産量(t)	1,453	(H23年度) 1,600	1,511	経営規模の拡大や新規就農者の確保、生産技術の向上を推進した結果、生産量の拡大につながった。生産者の高齢化が進み、1戸あたりの経営規模が小さい。	農産課
		特別栽培農産物集団数	24	50	35	特別栽培農産物のガイドラインにより、新たな品目で県慣行レベルを設定するなどし、集団数は増加した。	農産課

(3) 公害防止計画策定状況

地域名	地域の範囲	計画の期間	備 考
岡山・倉敷地域	岡山市 倉敷市 玉野市 早島町	昭和63～平成4年度 (5か年) 平成5～9年度 (5か年) 平成10～14年度 (5か年) 平成15～19年度 (5か年) 平成20～22年度 (3か年)	計画策定指示 昭和63年9月22日 計画承認 平成元年3月9日 計画策定指示 平成5年9月10日 計画承認 平成6年3月7日 計画策定指示 平成10年9月25日 計画承認 平成11年2月25日 計画策定指示 平成15年7月25日 計画承認 平成16年3月18日 計画策定指示 平成20年10月10日 計画承認 平成21年3月17日 (注)次の地域を昭和63年度に統合した。 ●昭和46～62年度 水島地域公害防止計画 対象地域一倉敷市 ●昭和60～平成元年度 岡山地域公害防止計画 対象地域一岡山市、玉野市、旧灘崎町 (岡山地域公害防止計画は、昭和50～59年度の 間は岡山市、備前市及び旧瀬戸町を対象とし た「岡山・備前地域公害防止計画」であった。)
		昭和49～53年度 (5か年) 昭和54～58年度 (5か年) 昭和59～63年度 (5か年) 平成元～5年度 (5か年) 平成6～10年度 (5か年) 平成11～15年度 (5か年) 平成16～20年度 (5か年) (一部変更) 平成16～22年度 (7か年)	計画策定指示 昭和48年7月3日 計画承認 昭和49年12月27日 計画策定指示 昭和54年8月17日 計画承認 昭和55年3月18日 計画策定指示 昭和59年9月21日 計画承認 昭和60年3月8日 計画策定指示 平成元年9月8日 計画承認 平成2年3月13日 計画策定指示 平成6年9月20日 計画承認 平成7年3月13日 計画策定指示 平成11年10月15日 計画承認 平成12年2月24日 計画策定指示 平成16年10月8日 計画承認 平成17年3月17日 計画策定指示 平成20年10月10日 計画承認 平成21年3月17日
備後地域	笠岡市 (注)井原市は平成10年度まで、また、広島県側は現在2市		

(4) 岡山県環境審議会への提言及び調査審議の状況

提言件数・調査審議回数

年 度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
提 言 件 数	2	1	0	0	0	1	1	0	1	0
調 査 審 議 回 数	1	1	0	0	0	0	1	0	1	0

2 地域から取り組む取り組む地球環境の保全関係

(1) 酸性雨調査結果(平成2年～平成21年)

調査期間	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
備前 県民局	4.8	4.6	4.6	4.7	4.6	4.6	4.5	4.8	4.8	-	-	4.8	-	-	-	-	-	-	-	-
東備 地域事務所	5.0	4.9	5.2	4.8	4.7	4.6	4.5	4.7	-	5.0	-	-	4.9	5.1	5.3	4.7	4.9	4.6	4.8	-
備中 県民局	4.7	4.6	4.7	4.7	4.8	4.9	4.6	4.8	-	-	4.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-
井笠 地域事務所	4.8	4.9	4.9	4.9	5.0	5.1	4.6	4.8	4.7	-	-	5.0	-	5.0	5.3	5.2	5.2	5.0	5.5	5.6
高梁 地域事務所	5.4	5.0	4.9	5.1	4.9	5.2	4.9	4.9	-	5.0	-	-	5.1	-	-	-	-	-	-	-
新見 地域事務所	5.6	5.3	5.1	5.3	5.4	5.1	5.1	5.4	-	-	4.7	-	-	5.2	5.1	4.7	4.9	4.7	4.9	-
美作 県民局	4.8	4.8	4.8	4.8	5.0	5.0	4.7	5.0	-	4.9	-	-	4.6	4.7	5.0	4.6	4.7	4.4	4.6	4.7
真庭 地域事務所	4.8	4.7	4.8	4.9	4.6	4.8	4.6	4.7	4.7	-	-	4.7	-	-	-	-	-	-	-	-
勝英 地域事務所	4.8	4.7	4.7	5.0	4.7	4.8	4.6	4.6	-	-	4.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-
吉備高原 都市	4.7	4.6	4.6	4.8	4.7	4.7	4.6	4.8	4.8	4.7	4.5	4.7	4.6	4.7	5.0	4.6	4.8	-	-	-
全地点 年平均値	4.9	4.8	4.8	4.9	4.8	4.9	4.7	4.9	4.8	4.9	4.6	4.8	4.8	4.9	5.1	4.8	4.9	4.7	5.0	5.2

注) 数値は、年平均値

3 循環型社会の形成関係

(1) グリーン調達ガイドラインに基づく平成21年度調達実績

区 分	特定調達品目	調達目標 (%)	単位	H21実績			
				全調達量	特定調達品目量	実績(%)	調達目標との差(%)
紙類	紙類	100%	千円	118,968	118,968	100	0
文具類	文具類			174,687	174,687	100	0
機器類	机		件	2,725	2,725	100	0
	椅子			6,415	6,415	100	0
	棚			844	844	100	0
制服等	制服			13,130	13,130	100	0
	作業服			7,880	7,880	100	0
資材	再生加熱アスファルト混合物			981	981	100	0
	再生骨材			1,047	1,047	100	0
	プレキャストコンクリート製品 (旧名称: コンクリート2次製品)			866	866	100	0
OA機器	パソコン、プリンタ、ファクシミリ			2,239	2,239	100	0
家電製品	冷蔵庫、テレビ、エアコン、電子レンジ			942	942	100	0
自動車	自動車(特殊車両を除く)			19	19	100	0
役務	印刷			3,651	3,651	100	0
	OA機器のリース			575	575	100	0
	自動車のリース			19	19	100	0
	イベント			11	11	100	0
	電子manifesto			521	521	100	0

(2)岡山県エコ製品品目別認定件数

(平成22年3月31日現在)

品目		認定 件数	備 考
文具等 6件	ひも	1	古紙を使用した紙ひも
	事務用封筒	1	古紙を使用した封筒
	バッグ	2	残布を使用したバッグ
	母子手帳ケース	2	残布を使用した母子手帳ケース
制服等 77件	学生服関連	22	再生ペット樹脂を使用した製品(学生服、ズボン、スカート、シャツ、ブラウスなど)
	作業服	42	再生ペット樹脂を使用した製品
	制服	11	再生ペット樹脂を使用した製品
	レインコート	1	再生ペット樹脂を使用した製品
	作業用手袋	1	再生ペット綿を使用した製品
資 材	再生加熱アス ファルト混合物	35	アスファルトコンクリート塊などから製造された道路の舗装用資材
	再生骨材	59	コンクリート塊等から製造された資材(再生砕石、再生砂、再生割栗石)
	プレキャスト コンクリート製品	127	高炉スラグ等を使用した資材 ・落ちふた式U形側溝本体・・・・・・・・・・・・・・・・・・15件 ・落ちふた式U形側溝ふた・・・・・・・・・・・・・・・・・・16件 ・歩車道境界ブロック・・・・・・・・・・・・・・・・・・10件 ・地先境界ブロック・・・・・・・・・・・・・・・・・・10件 ・積みブロック・・・・・・・・・・・・・・・・・・13件 ・鉄筋コンクリート芝台ブロック・・・・・・・・・・・・・・・・6件 ・鉄筋コンクリート側溝ふた・・・・・・・・・・・・・・・・11件 ・鉄筋コンクリート角フリューム・・・・・・・・・・・・11件 ・鉄筋コンクリート等厚側溝・・・・・・・・・・・・・・・・10件 ・鉄筋コンクリート水路用L型(勾配1:02型)・・・・・・・・5件 ・鉄筋コンクリート水路用L型(直立型)・・・・・・・・・・4件 ・鉄筋コンクリート大型フリューム・・・・・・・・・・・・6件 ・鉄筋コンクリート組立水路・・・・・・・・・・・・・・5件 ・大型積みブロック(π型ブロック)・・・・・・・・・・5件
	改良土	19	建設工事に伴い副次的に発生する建設発生土・建設汚泥を原材料として製造された資材
	再生処理土	5	建設工事に伴い副次的に発生する建設汚泥を原材料として製造された資材
	流動化処理土	1	建設工事に伴い副次的に発生する建設汚泥を原材料として製造された資材
	レディーミクスト コンクリート	3	高炉スラグを使用した資材
	溶融スラグ	1	一般廃棄物、一般廃棄物焼却灰等の溶融固化物を使用した資材
	石炭灰(クリンカアッ シュ)	1	石炭の燃え殻を使用した資材
	鉄鋼スラグ水和固化 体	1	製鋼スラグ、高炉スラグ微粉末等を使用した資材
	鉄鋼スラグ混入路盤 材	1	高炉スラグを使用した資材(上層路盤材)
	S Fスラグ混入路盤 材	1	S Fスラグを使用した資材(路盤材)
	景観用資材	10	木材(檜材)を使用した資材(歩道用ブロック、プランター等)
	植生シート・マット	5	間伐材を使用した資材
	緑化基盤材	23	樹皮、伐採木等を使用した資材
	たい肥	4	樹皮、枝葉等を使用した資材
	工業汚泥発酵肥料	1	食物残さ、食品汚泥等を使用した製品
	下水汚泥発酵肥料	1	下水汚泥、木材チップを使用した製品
	浄水ケーキ	3	浄水スラッジを使用した資材(園芸用土)
	擬木	3	廃プラスチックを使用した資材(柵、角材等)
	土壌改良材	1	高炉スラグを使用した資材
	有機質被覆材	5	樹皮、枝葉等を使用した資材

資 材	レンガブロック等	5	焼成品 1 件：溶融スラグ、児島湖底泥等を使用した資材(ブロック) 常温生成品 4 件：廃タイヤ等を使用した資材(車止め、防草マット、透水性舗装材等)
	木材・建築用等資材	1	間伐材を使用した資材(台形集成材)
	その他資材	1	フライアッシュ(石炭灰)を使用した資材
	フローリング	4	コルク粒等を使用した資材(床材)
	屋上緑化基盤材	1	浄水ケーキを使用した資材
	壁面緑化基盤材	1	浄水ケーキを使用した資材
	景観舗装材	1	溶融スラグを使用した資材
	その他		
	その他紙製品	3	古紙を使用した家畜用敷料、吸液材、充填材(枕の中身)等
324 件	食品用器具・容器包装	9	再生ポリエチレン樹脂を使用した再生品(食品トレー等)
	測量・境界杭	1	再生プラスチックを使用した再生品
	梱包材	2	廃プラスチックを使用したひも 古紙を使用した段ボール・段ボール箱
	ブルーシート	1	再生ポリエチレンを使用した製品
	炭化製品	2	廃木材等を使用した製品(炭、床下調湿材)
	魚礁	1	餌料培養基質にかき殻を使用した製品
	視線誘導標	1	支柱に間伐材を使用した製品
	畳	1	畳床に古紙、廃木材を使用した製品
	畳縁	2	再生ペット樹脂を使用した製品
	ごみ袋等	4	再生プラスチック等を使用した製品
27件			
計	178事業者	434	

(3)岡山県エコ製品事業者別一覧

(平成22年3月31日現在)

区 分		事業者名	件数	製造加工場 所在地	製 品	循環資源
文具類 6件		早瀬工業(株)	1	津山市	エコロープ	古紙
		(株)明日絵	1	岡山市	エコ封筒	古紙
		(有)ニイヨンイチ	4	倉敷市	デニムエコバッグ、マタニティーケース	残布
制服・作業服等 77件		明石被服興業(株)	35	倉敷市	学生服関連(富士ヨット、富士ヨットフレンドシップ) 作業服(ファインスター、ステラベルジェ・テンダーほか)	再生ペット樹脂
		大川被服(株)	23	倉敷市	作業服(ダイリキフリーフォームペットボトルリサイク ルシリーズ、ダイリキ)	再生ペット樹脂
		ヤマメン(株)	5	井原市	作業服(アフターペットアイドルボーイ)	再生ペット樹脂
		倉敷製帽(株)	1	倉敷市	帽子(ビーバーズエココレクション)	再生ペット樹脂
		興和商事(株)	7	真庭市	事務用制服(ダルトンエコシリーズ)、 レインコート(グリーンレインスーツ)	再生ペット樹脂
		(株)トンボ	5	玉野市	事務用制服(グレンディー)	再生ペット樹脂
		(有)馬場足手店	1	倉敷市	作業手袋(ペットハンズ)	再生ペット綿
各種 資 材	再生加熱 アスファルト 混合物	大林道路(株)・(株)吉田組 J V 備 前アスコン	1	備前市	再生アスファルト安定処理、再生粗粒度アスコン、再生 密粒度アスコン、再生細粒度アスコン	アスファルト・コン クリート塊
		(株)吉田組・大林道路(株)・蜂谷工 業(株)JV 真庭アスコン	1	真庭市	再生アスファルト安定処理、再生粗粒度アスコン、再生 密粒度アスコン、再生細粒度アスコン	アスファルト・コン クリート塊
		(株)吉田組 岡山合材所	1	岡山市	再生アスファルト安定処理、再生粗粒度アスコン、再生 密粒度アスコン、再生細粒度アスコン	アスファルト・コン クリート塊
		日本道路(株)岡山合材センター	1	岡山市	再生アスファルト安定処理、再生粗粒度アスコン、再生 密粒度アスコン、再生細粒度アスコン	アスファルト・コン クリート塊
		日本道路(株)岡山中央合材セン ター	1	岡山市	再生アスファルト安定処理、再生粗粒度アスコン、再生 密粒度アスコン、再生細粒度アスコン	アスファルト・コン クリート塊
		前田道路(株)倉敷合材工場	1	倉敷市	再生アスファルト安定処理、再生粗粒度アスコン、再生 密粒度アスコン、再生細粒度アスコン	アスファルト・コン クリート塊
		世紀東急工業(株)・鹿島道路(株) J V 倉敷アスコン	1	倉敷市	再生アスファルト安定処理、再生粗粒度アスコン、再生 密粒度アスコン、再生細粒度アスコン	アスファルト・コン クリート塊
		(株)NIPPOコーポレーション久 米合材工場	1	美咲町	再生アスファルト安定処理、再生粗粒度アスコン、再生 密粒度アスコン、再生細粒度アスコン	アスファルト・コン クリート塊
		(株)NIPPOコーポレーション・ スリーコウ(株) 共同プラント高梁合材工場	1	高梁市	再生アスファルト安定処理、再生粗粒度アスコン、再生 密粒度アスコン	アスファルト・コン クリート塊
		(株)西山組	1	赤磐市	再生アスファルト安定処理、再生粗粒度アスコン、再生 密粒度アスコン、再生細粒度アスコン	アスファルト・コン クリート塊
		井笠アスコン(株)まつもと・ 中国興業・NIPPO笠岡合材工 場	1	笠岡市	再生アスファルト安定処理、再生粗粒度アスコン、再生 密粒度アスコン	アスファルト・コン クリート塊
		岡山舗道(株)・(株)NIPPOコーポ レーションJV	1	瀬戸内市	再生アスファルト安定処理、再生粗粒度アスコン、再生 密粒度アスコン	アスファルト・コン クリート塊
		ニューロード(株)	1	倉敷市	再生アスファルト安定処理、再生粗粒度アスコン、再生 密粒度アスコン	アスファルト・コン クリート塊
		杉岡建設(株)	1	新見市	再生アスファルト安定処理、再生粗粒度アスコン、再生 密粒度アスコン、再生細粒度アスコン	アスファルト・コン クリート塊
		大成ロテック(株)津山合材工場	1	津山市	再生アスファルト安定処理、再生粗粒度アスコン、再生密 粒度アスコン、再生細粒度アスコン	アスファルト・コン クリート塊
		(株)アイ・T・K 新見合材工場	1	新見市	再生アスファルト安定処理、再生粗粒度アスコン、再生 密粒度アスコン、再生細粒度アスコン	アスファルト・コン クリート塊
		東亜道路工業(株)吉備アスコン	1	岡山市	再生アスファルト安定処理、再生粗粒度アスコン、 再生密粒度アスコン、再生細粒度アスコン	アスファルト・コン クリート塊
		(株)まつもとコーポレーション美作 合材所	1	美作市	再生アスファルト安定処理、再生粗粒度アスコン、再生 密粒度アスコン、再生細粒度アスコン	アスファルト・コン クリート塊
		岡山アスコン(株)	2	岡山市	再生アスファルト安定処理、再生粗粒度アスコン、再生 密粒度アスコン	アスファルト・コン クリート塊

区 分	事業者名	件数	製造加工場 所在地	製 品	循環資源
各種 資 材	再生加熱 アスファルト 混合物	榊石部商店 総社アスコン	1 総社市	再生アスファルト安定処理、再生粗粒度アスコン、再生 密粒度アスコン、再生細粒度アスコン	アスファルト・コン クリート塊
		日本道路(株)岡山合材センター	1 岡山市	再生アスファルト安定処理、再生粗粒度アスコン、再生 密粒度アスコン、再生細粒度アスコン	アスファルト・コンクリート塊、一 般廃棄物溶融スラグ
		東亜道路工業(株)吉備アスコン	1 岡山市	再生アスファルト安定処理、再生粗粒度アスコン、再生 密粒度アスコン、再生細粒度アスコン	アスファルト・コンクリート塊、一 般廃棄物溶融スラグ
		岡山アスコン(株)	2 岡山市	再生アスファルト安定処理、再生粗粒度アスコン、再生 密粒度アスコン、再生細粒度アスコン	アスファルト・コンクリート塊、一 般廃棄物溶融スラグ
		榊吉田組 岡山合材所	1 岡山市	再生アスファルト安定処理、再生粗粒度アスコン、再生 密粒度アスコン、再生細粒度アスコン	アスファルト・コンクリート塊、一 般廃棄物溶融スラグ
		大林道路(株)・榊吉田組JV備 前アスコン	1 備前市	再生アスファルト安定処理、再生粗粒度アスコン、再生 密粒度アスコン、再生細粒度アスコン	アスファルト・コンクリート塊、一 般廃棄物溶融スラグ
		岡山舗道(株)・(株)NIPPOコーポ レーションJV	1 瀬戸内市	再生アスファルト安定処理、再生粗粒度アスコン、再生 密粒度アスコン、再生細粒度アスコン	アスファルト・コンクリート塊、一 般廃棄物溶融スラグ
		日本道路(株)岡山中央合材セン ター	1 岡山市	再生アスファルト安定処理、再生粗粒度アスコン、再生 密粒度アスコン、再生細粒度アスコン	アスファルト・コンクリート塊、一 般廃棄物溶融スラグ
		前田道路(株)倉敷合材所	1 倉敷市	再生アスファルト安定処理、再生粗粒度アスコン、再生 密粒度アスコン	アスファルト・コンクリート塊、一 般廃棄物溶融スラグ
		ニューロード(株)	1 倉敷市	再生アスファルト安定処理、再生粗粒度アスコン、再生 密粒度アスコン、再生細粒度アスコン	アスファルト・コンクリート塊、一 般廃棄物溶融スラグ
		世紀東急工業(株)・鹿島道路(株) JV倉敷アスコン	1 倉敷市	再生アスファルト安定処理、再生粗粒度アスコン、再生 密粒度アスコン	アスファルト・コンクリート塊、一 般廃棄物溶融スラグ
		(株)NIPPOコーポレーション・ スリーコウ(株) 共同プラント高梁合材工場	1 高梁市	再生アスファルト安定処理、再生粗粒度アスコン、再生 密粒度アスコン、再生細粒度アスコン	アスファルト・コンクリート塊、一 般廃棄物溶融スラグ
		井笠アスコン(株)	1 笠岡市	再生アスファルト安定処理、再生粗粒度アスコン、再生 密粒度アスコン、再生細粒度アスコン	アスファルト・コンクリート塊、一 般廃棄物溶融スラグ
		榊石部商店 総社アスコン	1 総社市	再生アスファルト安定処理、再生粗粒度アスコン、再生 密粒度アスコン、再生細粒度アスコン	アスファルト・コンクリート塊、一 般廃棄物溶融スラグ
	35件				
	再生骨材	木林 勉	1 玉野市	再生砕石(RC-40)、再生砂	コンクリート塊等
		田村砕石工業(株)	1 岡山市	再生砕石(RC-30、40)、再生砂	コンクリート塊等
		(有)御津砕石工業所	1 岡山市	再生砕石(RC-30、40)	コンクリート塊等
		第一建設(株)	1 岡山市	再生砕石(RC-40)	コンクリート塊等
		榊石原工務店	1 瀬戸内市	再生砕石(RC-40)、再生砂、再生割栗石	コンクリート塊等
		大林道路(株)・ 榊吉田組JV備前アスコン	1 備前市	再生砕石(RC-30、40)	コンクリート塊等
		榊ヒオカ砕石磁業所	1 赤磐市	再生砕石(RC-30、40)	コンクリート塊等
		(株)岡建設	1 赤磐市	再生砕石(RC-40)	コンクリート塊等
		丸紅産業(有)	1 赤磐市	再生砕石(RC-30、40)	コンクリート塊等
		(有)シバタ組	1 和気町	再生砕石(RC-40)	コンクリート塊等
		(株)金池産業	1 総社市	再生砕石(RC-30、40)、再生砂	コンクリート塊等
		新成建材(株)	1 総社市	再生砕石(RC-30、40)、再生砂	コンクリート塊等
		吉田建材(株)	1 倉敷市	再生砕石(RC-30、40)、再生砂	コンクリート塊等
		榊松浦組	1 笠岡市	再生砕石(RC-30、40)、再生砂	コンクリート塊等
		井原砕石(株)	1 井原市	再生砕石(RC-30、40)	コンクリート塊等
		(有)藤充建設工業	1 井原市	再生砕石(RC-30、40)、再生砂	コンクリート塊等
		榊三好組	1 井原市	再生砕石(RC-40)	コンクリート塊等
		坂川建設鋳業(株)	1 井原市	再生砕石(RC-30、40)	コンクリート塊等
		落合砕石(株)	1 真庭市	再生砕石(RC-30、40)	コンクリート塊等
		杉岡建設(株)	1 新見市	再生砕石(RC-40)	コンクリート塊等
		(株)アイ・T・K 新見再生骨材工場	1 新見市	再生砕石(RC-30、40)	コンクリート塊等
		(有)真庭環境クリエート	1 真庭市	再生砕石(RC-30、40)	コンクリート塊等
		竹籐建設(株)	1 真庭市	再生砕石(RC-30、40)、再生砂	コンクリート塊等
		(株)ツヤマ殖産	1 真庭市	再生砕石(RC-40)、再生砂	コンクリート塊等
		(有)三谷建設	1 津山市	再生砕石(RC-30、40)	コンクリート塊等
		(株)近藤組	1 津山市	再生砕石(RC-30、40)	コンクリート塊等
		(株)森脇興業	1 美咲町	再生砕石(RC-40)	コンクリート塊等

区 分		事業者名	件数	製造加工場 所在地	製 品	循環資源
各 種 資 材	再生骨材	坂田碎石工業(株)	2	久米南町	再生碎石(RC-30、40)	コンクリート塊等
		杉山碎石工業(株)	1	久米南町	再生碎石(RC-30、40)	コンクリート塊等
		(株)加藤興業	1	久米南町	再生碎石(RC-30、40)	コンクリート塊等
		海邊建設(株)	1	津山市	再生碎石(RC-40)	コンクリート塊等
		中野開発(株)	1	岡山市	再生碎石(RC-30、40)、再生砂	コンクリート塊等
		(株)誠実興業	1	岡山市	再生碎石(RC-40)	コンクリート塊等
		エスエス日進(株)	1	岡山市	再生碎石(RC-30、40)	コンクリート塊等
		シー・シー・エス岡山(株)	1	岡山市	再生碎石(RC-30、40)	コンクリート塊等
		(株)ヨシハラ機工	1	岡山市	再生碎石(RC-30、40)、再生砂、再生割栗石	コンクリート塊等
		南備建設(有)	1	岡山市	再生碎石(RC-30、40)、再生砂、再生割栗石	コンクリート塊等
		(有)片岡久工務店	1	岡山市	再生碎石(RC-40)、再生砂	コンクリート塊等
		藤クリーン(株)	1	岡山市	再生碎石(RC-30、40)、再生砂	コンクリート塊等
		J F E ミネラル(株)倉敷製造所	1	倉敷市	鉄鋼スラグ再生路盤材(RC-40)	鉄鋼スラグ、コンクリート塊等
		倉敷企業合資会社	1	倉敷市	再生碎石(RC-30、40)、再生砂、再生割栗石	コンクリート塊等
		(株)トーヨー商事	1	倉敷市	再生碎石(RC-30、40)、再生砂、再生割栗石	コンクリート塊等
		瀬戸興業(株)	1	倉敷市	再生碎石(RC-30、40)、再生砂、再生割栗石	コンクリート塊等
		瀬戸内工業(株)	1	倉敷市	再生碎石(RC-30、40)、再生砂、再生割栗石	コンクリート塊等
		前田道路(株)倉敷合材工場	1	倉敷市	再生碎石(RC-40)	コンクリート塊等
		橋本産業(株)	1	倉敷市	再生碎石(RC-40)、再生砂	コンクリート塊等
		(有)第一砂利	1	倉敷市	再生碎石(RC-30、40)	コンクリート塊等
		山陽興産(株)	1	高梁市	再生碎石(RC-40)	コンクリート塊等
		(株)石部商店	1	総社市	再生碎石(RC-30、40)	コンクリート塊等
		(株)西日本アチューマツククリーン	1	岡山市	再生碎石(RC-40)、再生砂	建設汚泥再生処理の過程で生ずる再生骨材等
		岡山県北部碎石事業協同組合	1	美作市	再生碎石(RC-30、40)	コンクリート塊等
		(株)美頭興産	1	岡山市	再生碎石(RC-40)	コンクリート塊等
		東洋碎石工業(株)	1	倉敷市	再生碎石(RC-30、40)	コンクリート塊等
		(有)フジイ工業	1	玉野市	再生碎石(RC-40)	コンクリート塊等
		野田商事運輸(株)	1	高梁市	再生碎石(RC-30、40)、再生割栗石	コンクリート塊等
		巴建設(株)	1	津山市	再生碎石(RC-30、40)	コンクリート塊等
		南備建設(有)	1	岡山市	再生砂	溶融スラグ
	59件	(有)双葉興業	1	吉備中央町	再生碎石(RC-30、40)	コンクリート塊等
	プレキャスト コンクリート 製品	ランダス(株)	15	真庭市ほか	落ちふた式U形側溝、歩車道境界ブロック、積みブロック、鉄筋コンクリート芝台ブロックほか	高炉スラグ
		岡山県ブロック工業(株)	7	真庭市	落ちふた式U形側溝、積みブロック、鉄筋コンクリート芝台ブロック、鉄筋コンクリート側溝ふたほか	高炉スラグ
		岡山コンクリート工業(株)	32	赤磐市ほか	落ちふた式U形側溝、歩車道境界ブロック、鉄筋コンクリート芝台ブロック、鉄筋コンクリート水路用L型ほか	高炉スラグ
		光陽コンクリート工業(株)	8	真庭市	落ちふた式U形側溝、歩車道境界ブロック、積みブロック、鉄筋コンクリート等厚側溝ほか	高炉スラグ
		(株)サイコン	10	岡山市	落ちふた式U形側溝、歩車道境界ブロック、鉄筋コンクリート芝台ブロック、鉄筋コンクリート側溝ふたほか	高炉スラグ
		(有)笹岡コンクリート	1	津山市	積みブロック	高炉スラグ
		山陽コンクリート工業(株)	7	備前市	落ちふた式U形側溝、歩車道境界ブロック、鉄筋コンクリート側溝ふた、鉄筋コンクリート等厚側溝ほか	高炉スラグ
		大一コンクリート(株)	6	岡山市ほか	落ちふた式U形側溝、歩車道境界ブロック、地先境界ブロック、鉄筋コンクリート側溝ふた、積みブロックほか	高炉スラグ
		大和クレス(株)	14	瀬戸内市ほか	落ちふた式U形側溝、歩車道境界ブロック、鉄筋コンクリート水路用L型、鉄筋コンクリート大型フリュームほか	高炉スラグ
		日本興業(株)	7	総社市	落ちふた式U形側溝、歩車道境界ブロック、鉄筋コンクリート側溝ふた、鉄筋コンクリート側溝ふたほか	高炉スラグ
		(株)光田建材店	6	岡山市	落ちふた式U形側溝、歩車道境界ブロック、鉄筋コンクリート側溝ふた、鉄筋コンクリート角フリュームほか	高炉スラグ
		(有)吉井ブロック工業	1	赤磐市	積みブロック	高炉スラグ
		(有)豊和コンクリート	3	和気町	落ちふた式U形側溝、鉄筋コンクリート芝台ブロックほか	高炉スラグ
		(有)興和コンクリート	1	笠岡市	積みブロック	高炉スラグ
		松本興業(有)	1	高梁市	積みブロック	高炉スラグ

区 分	事業者名	件数	製造加工場 所在地	製 品	循環資源
各 種 資 材	プレキャスト コンクリート 製品	八王寺工業(株)	1 倉敷市	積みブロック	戻り生コン
		ヒカリブロック工業(株)	1 吉備中央町	積みブロック	高炉スラグ
		三栄コンクリート工業(株)	5 新見市	落ちふた式U形側溝、積みブロック、鉄筋コンクリート 角フリューム、鉄筋コンクリート等厚側溝ほか	高炉スラグ
		127件 瀬戸内コンクリート(株)	1 倉敷市	積みブロック	高炉スラグ
	改良土	南備建設(有)	1 岡山市	改良土	建設発生土
		(株)暁工業	1 岡山市	改良土	建設発生土
		中野開発(株)	1 岡山市	改良土	建設発生土、建設汚泥
		(有)片岡久工務店	1 岡山市	改良土	建設発生土
		(有)東部リサイクルセンター	1 岡山市	改良土	建設発生土
		(株)ヨシハラ機工	1 岡山市	改良土	建設発生土、建設汚泥
		(株)ヒオカ砕石鉱業所	1 岡山市	改良土	建設発生土
		(株)竹内組	1 岡山市	改良土	建設発生土
		(株)トーヨー商事	1 倉敷市	改良土	建設発生土、建設汚泥
		(有)ワールド吉備路	1 総社市	改良土	建設発生土
		(株)松浦組	2 笠岡市ほか	改良土	建設発生土、建設汚泥
		新力(株)	1 岡山市	改良土	建設発生土
		矢吹海運(有)	1 岡山市	改良土	建設発生土、建設汚泥
		田村砕石工業(株)	1 岡山市	改良土	建設発生土
		東洋建設工業(株)	1 岡山市	改良土	建設発生土
		森泉建設(株)	1 岡山市	改良土	建設発生土
		(株)近藤建運	1 倉敷市	改良土	建設発生土
		19件 森泉建設(株)	1 岡山市	改良土	建設発生土、建設汚泥
	再生処理土	(株)太陽マテリアル	1 岡山市	再生処理土	建設汚泥
		(株)アートコーポレーション	1 岡山市	再生処理土(移動式施設にて製造)	建設汚泥
		藤クリーン(株)	1 岡山市	再生処理土	建設汚泥
		(株)アートコーポレーション	1 岡山市	再生処理土	建設汚泥
		5件 (株)西日本アチューマツクリーン	1 岡山市	再生処理土	建設汚泥
	流動化処理土 1件	(株)西日本アチューマツクリーン	1 岡山市	流動化処理土	建設汚泥
	レディーミクスト コンクリート	ヒカリコンクリート(株)	1 岡山市	普通コンクリート	高炉スラグ
		ヒカリコンクリート(株)	1 岡山市	舗装コンクリート	高炉スラグ
		3件 ヒカリコンクリート(株)	1 岡山市	軽量コンクリート	高炉スラグ
	溶融スラグ 1件	水島エコワークス(株)	1 岡山市	エコスラグ	一般廃棄物等
	石炭灰(クリ ンカーアシュ) 1件	(株)エネルギア・エコ・マテリア	1 倉敷市	ライトサンド	石炭の燃え殻
	鉄鋼スラグ水 和固化体1件	ランデス(株)	1 倉敷市	鉄鋼スラグブロック	製鋼スラグ
	その他資材	J F E ミネラル(株)倉敷製造所	1 倉敷市	鉄鋼スラグ路盤材	高炉スラグ
		大手開発(株)	1 倉敷市	S F スラグ混入路盤材	S F スラグ
		ランデス(株)	10 真庭市	景観用資材(m o c o ブリック、m o c o プランターほ か)	ヒノキ木片
		日本植生(株)	5 津山市	植生シート、植生マット(グリーンフォーマット、森樹郎 マットほか)	木くず、再生プラスチック 等
		栄輝工営(株)	1 岡山市	緑化基盤材(E I K ソイル)	樹皮、食品汚泥
		オゴー開発(株)	1 岡山市	緑化基盤材(O G ソイル)	樹皮、食品汚泥
		日特建設(株) 岡山営業所	1 岡山市	緑化基盤材(ファイバーソイルW)	樹皮、食品汚泥
		東興建設(株) 岡山営業所	1 岡山市	緑化基盤材(T K ソイル2号)	樹皮、食品汚泥
		不二道路工業(株)	1 岡山市	緑化基盤材(フジソイル)	樹皮、食品汚泥
		中村建設(株)	1 岡山市	緑化基盤材(N K ソイル)	樹皮、食品汚泥
		(株)森産業	1 岡山市	緑化基盤材(M S ソイル)	樹皮、食品汚泥
		松尾工業(株)	1 岡山市	緑化基盤材(ソイルアップ3号)	樹皮等
		山陽ロード工業(株)	1 岡山市	緑化基盤材(S R ソイル)	樹皮、食品汚泥
		日本植生(株)	1 岡山市	緑化基盤材(ソイルファクターe)	樹皮、食品汚泥
		藤田興業(株)	1 岡山市	緑化基盤材(F U J I T A ソイル)	樹皮等
		(株)田村工務店	1 岡山市	緑化基盤材(H M ソイル)	樹皮等
		(株)佐野組	1 高梁市	緑化基盤材(S G ソイル)	樹皮等
		アサヒ防災工事(株)	1 高梁市	緑化基盤材(A C ソイル)	樹皮等

区 分		事業者名	件数	製造加工場 所在地	製 品	循環資源
各種 資 材	その他資材	アマノ企業(株) 岡山営業所	1	久米南町	緑化基盤材(ハエルドー)	樹皮等
		津山グリーン建設工業(株)	1	久米南町	緑化基盤材(TGソイル1号)	樹皮等
		日本緑研(株)	1	久米南町	緑化基盤材(トチコエールミックス)	樹皮等
		村上建設(株)	1	久米南町	緑化基盤材(MSソイルミックス)	樹皮等
		(有)瀬戸内興商	1	久米南町	緑化基盤材(トップバークミックス)	樹皮等
		大王産業(株)	1	久米南町	緑化基盤材(ダイオーソイル)	樹皮等
		(株)田中建設工業所	1	久米南町	緑化基盤材(TKソイルグッド)	樹皮等
		(株)日本資源開発社	1	岡山市	緑化基盤材(サイクルソイル)	樹皮・食品残さ等
		富士見工業(株)	1	岡山市	緑化基盤材(フジミソイル5号)	樹皮・食品残さ等
		タマタイ産業(株)	3	岡山市	有機質被覆材(タマタイバーク堆肥ほか)	樹皮等
		(株)白滝有機産業	1	美作市	たい肥(パイオ有機)	食品残さ、剪定枝等
		(株)オーガニック	1	吉備中央町	工業汚泥を用いた汚泥発酵肥料(オーガニック・バーク)	食物残さ、食品汚泥等
		クリーン発酵(株)	1	真庭市	下水汚泥を用いた汚泥発酵資材(クリーンユーキ)	下水汚泥、木材チップ
		岡山県企業局	1	倉敷市	浄水ケーキ(園芸用土)	浄水スラッジ
		岡山県南部水道企業団	1	倉敷市	浄水ケーキ(園芸用土)	浄水スラッジ
		岡山市水道局	1	岡山市	浄水ケーキ(園芸用土)	浄水スラッジ
		東快産業(株)	3	岡山市	擬木等(プラスチック擬木ほか)	廃プラスチック
		米田産業(株)	1	備前市	土壌改良材(マイルドフミン)	高炉スラグ等
		(株)日本資源開発社	1	岡山市	有機質被覆材(NSKマルチバーク)	樹皮等
		タマタイ産業(株)	4	岡山市	有機質被覆材(マルチゴールドほか)	樹皮等
		(株)セラテクノ備前工場	1	備前市	ブロック(エコブリック)	児島湖底泥等
		日進ゴム(株)	4	岡山市	防草マット、車止め(アルコラードISシリーズ)等	タイヤ等
		津山国産材加工協同組合	1	津山市	台形集成材	間伐材
		(株)富士テック	1	勝央町	浸食防止材(アルファグリーン)	フライアッシュ(石炭灰)
		内山工業(株)岡山第一工場	4	岡山市	フローリング(アレキコルクほか)	コルク粒等
		みのる産業(株)	1	赤磐市	屋上緑化基盤材(エクセルソイル緑化基盤材GB-R)	浄水ケーキ
		みのる産業(株)	1	赤磐市	壁面緑化基盤材(エクセルソイル緑化基盤材カベルデR)	浄水ケーキ
		花田技研工業(株)	1	美作市	景観舗装材(グランドソイル)	溶融スラグ
	72件					
	その他	明和製紙原料(株)	1	岡山市	家畜用敷料(あんしん君)	古紙
		(株)城南電器工業所	1	和気町	吸液材(アブラトール)	古紙
		(有)藤商	1	岡山市	充填材(枕の中身)(ペーパーボール)	古紙
		(株)エフピコ	1	笠岡市	食品トレー (エコトレー)	トレー
		(株)グリーンベスト	5	倉敷市	果物用容器包装(エコキャップほか)	再生ポリエチレン樹脂
		ダイセルノバフォーム(株)	3	津山市	果物用緩衝材(ノバキャップ・エコほか)	再生ポリエチレン樹脂
		(株)リプロ	1	岡山市	境界杭(デルタシリーズ、カールイシリーズ)	再生プラスチック
		丸三化学工業(株)	1	倉敷市	梱包用バンド	再生プラスチック
		(株)キョードー	1	岡山市	段ボール、段ボール箱	古紙
		萩原工業(株)	1	倉敷市	ブルーシート(エコ・ファミリーシート)	再生ポリエチレン
		(株)日本リサイクルマネジメント倉敷事業所	1	倉敷市	炭化製品(リバーエコ炭)	RDF(一般廃棄物固形燃料)
		浅口市	1	浅口市	炭化製品	植木剪定枝
		山陽ロード工業(株)	1	津山市	視線誘導標(ウッドデリR)	間伐材(支柱部分)
		海洋建設(株)	1	玉野市	魚礁(JFシェルナース)	かき殻
		(株)ライフネット難波	1	倉敷市	畳	古紙、廃木材
		高田織物(株)	2	倉敷市	畳縁(エコフッチ、香々里)	再生ペット樹脂
		(株)猿川	2	岡山市	ごみ袋	再生プラスチック
		ワタナベ工業(株)	1	総社市	新聞雑誌整理袋	再生ポリエチレン樹脂
	27件	津山工業原料(株)	1	津山市	ごみ袋	再生ペット樹脂
計		178事業者	434			

(4) 岡山エコ事業所一覧

(平成22年3月31日現在)

区分		事業所名	所在地	取組みの概要
ゼロエミッション事業所	1	明石被服興業(株)	倉敷市児島田の口	ISO14001の取得による環境管理システムの構築、廃棄物の排出抑制・再資源化の実施等
	2	(株)アカセ木工	浅口郡里庄町新庄	〃
	3	(株)エフピコ 笠岡工場	笠岡市用之江	〃
	4	岡山大建工業(株)	岡山市南区海岸通	〃
	5	(株)岡山村田製作所	瀬戸内市邑久町福元	〃
	6	(株)キョードー	岡山市東区穴廿	〃
	7	麒麟ビール(株) 岡山工場	岡山市東区瀬戸町万富	〃
	8	(株)クラレ 岡山事業所	岡山市南区海岸通	〃
	9	(株)クラレ 倉敷事業所	倉敷市玉島乙島	〃
	10	グンゼ(株)アパレルカンパニー インナーウェア事業本部久世工場	真庭市久世	〃
	11	コアテック(株)	総社市赤浜	〃
	12	サラヤ(株) 岡山営業所	岡山市北区下中野	〃
	13	サンケイ瀬戸内印刷(株) 岡山支店	岡山市南区妹尾	〃
	14	シャープタカヤ電子工業(株)	浅口郡里庄町里見	〃
	15	勝英電機(株)	美作市笹岡	〃
	16	セロリー(株)	岡山市南区藤田	〃
	17	大正製薬(株) 岡山工場	勝田郡勝央町大平台	〃
	18	ダイセルノボフォーム(株) 岡山工場	津山市草加部	〃
	19	ダイヤ工業(株)	岡山市南区大福	〃
	20	立花容器(株) 玉島工場成形課	倉敷市玉島勇崎	〃
	21	立花容器(株) 玉島工場木製課	倉敷市玉島柏島	〃
	22	立花容器(株) 本社工場	小田郡矢掛町浅海	〃
	23	中央化学(株) 岡山工場	美作市北山	〃
	24	中四国セキスイハイム工業(株) 本社工場	岡山市東区古都宿	〃
	25	中四国セキスイハイム工業(株) 九幡工場	岡山市東区九幡	〃
	26	中国電力(株) 流通事業本部 岡山電力所	岡山市南区福成	〃
	27	(株)永谷園 岡山工場	岡山市東区九幡	〃
	28	日清オイリオグループ(株) 水島工場	倉敷市水島海岸通	〃
	29	日本ペイント(株) 岡山工場	勝田郡勝央町大平台	〃
	30	パナソニック(株) AVC ネットワークス社 ネットワーク事業グループ 岡山工場	岡山市東区東平島	〃
	31	パナソニック(株) AVC ネットワークス社 メディアビジネスユニット 津山工場	津山市草加部	〃
	32	平林金属(株) HIRAKINリサイクルファーム御津	岡山市北区御津高津	〃
	33	ヒルタ工業(株) 本社・笠岡工場	笠岡市茂平	〃
	34	ヒルタ工業(株) 吉備工場	総社市久代	〃
	35	ヒルタ工業(株) 総社工場	総社市井尻野	〃
	36	(株)ミサワテクノ 岡山工場	備前市香登本	〃
	37	水島工業(株)	倉敷市水島高砂町	〃
	38	三菱自動車工業(株) 水島製作所	倉敷市水島海岸通	〃
	39	(株)メイト	和气郡和气町佐伯	〃
	40	矢崎部品(株) 新見工場	新見市西方	〃
	41	(株)湯山製作所 岡山工場	勝田郡奈義町柿	〃

区分		事業所名	所在地	取組みの概要
ゼロエミッション事業所 (43事業所)	42	(株)リオラ 岡山工場・(株)ユノス 瀬戸工場	岡山市東区瀬戸町肩脊	ISO14001の取得による環境管理システムの構築、廃棄物の排出抑制・再資源化の実施等
	43	ローム・ワコーデバイス(株)本社	笠岡市富岡	〃
一般事業所	1	アイカ工業(株) 本店	岡山市北区今	ISO14001の取得による環境管理システムの構築、グリーン調達の実施等
	2	アイサワ工業(株) 本店	岡山市北区表町	〃
	3	明石被服興業(株)	倉敷市児島田の口	〃
	4	(有)浅田自動車	倉敷市児島味野	〃
	5	旭テクノプラント(株) 本社	倉敷市新田	〃
	6	アール空調システムズ(株)	岡山市北区横井上	〃
	7	(株)エコビット	岡山市東区九蟠	〃
	8	N E Cシステムテクノロジー(株) 岡山事業所	岡山市北区大内田	〃
	9	岡山日野自動車(株) 本社・岡山西支店	岡山市北区久米	〃
	10	(株)岡山村田製作所	瀬戸内市邑久町福元	〃
	11	(株)クラレ岡山事業所	岡山市南区海岸通	〃
	12	グンゼ(株)アパレルカンパニー インナーウェア事業本部久世工場	真庭市久世	〃
	13	(有)こうもと自動車	美作市朽木	〃
	14	サラヤ(株) 岡山営業所	岡山市北区下中野	〃
	15	山陽電研(株)	岡山市中区乙多見	〃
	16	シャープタカヤ電子工業(株)	浅口郡里庄町里見	〃
	17	生活協同組合おかやまコープ 藤田本部	岡山市南区藤田	〃
	18	生活協同組合おかやまコープ オルガ本部	岡山市北区奉還町	〃
	19	(株)総社技術コンサルタント	総社市中央	〃
	20	大正製薬(株) 岡山工場	勝田郡勝央町大平台	〃
	21	大和ハウス工業(株) 岡山工場	赤磐市多賀	〃
	22	中国電力(株) 岡山支社	岡山市北区内山下	〃
	23	津山工業原料(株) 本社	津山市草加部	〃
	24	津山自動車興業(株)	津山市瓜生原	〃
	25	日本植生(株) 本社	津山市高尾	〃
	26	日本植生(株) 岡山営業所	岡山市北区横井上	〃
	27	日本植生(株) 津山営業所	津山市高尾	〃
	28	日本ペイント(株) 岡山工場	勝田郡勝央町大平台	〃
	29	パナソニック(株) AVCネットワークス社 ネットワーク事業グループ 岡山工場	岡山市東区東平島	〃
	30	パナソニック(株) AVCネットワークス社 メディアビジネスユニット 津山工場	津山市草加部	〃
	31	フェニテックセミコンダクター(株)	井原市木之子町	〃
	32	(株)備北オートセンター 本社	高梁市落合町阿部	〃
	33	(株)北陽商会	新見市新見	〃
	34	(有)真備自動車	倉敷市真備町川辺	〃
	35	(有)三浦自動車	倉敷市粒浦	〃
	36	森六自動車(株)	新見市新見	〃
	37	(株)リオス	岡山市中区藤崎	〃
	38	(株)両備エネシス ガスカンパニー 豊浜ガス事業所	岡山市南区豊浜町	〃

区分		事業所名	所在地	取組みの概要
一般事業所 (43事業所)	39	(株)両備システムソリューションズ 本社	岡山市中区藤崎	ISO14001の取得による環境管理システムの構築、グリーン調達の実施等
	40	両備住宅(株)	岡山市南区福富中	〃
	41	両備商事(株)	岡山市北区番町	〃
	42	両備ホールディングス(株) 両備ストアカンパニー 両備生鮮センター	岡山市南区藤田	〃
	43	両備ホールディングス(株) 両備テクノカンパニー	岡山市南区西市	〃
小売店	1	阿新農業協同組合 Aコープあしん	新見市高尾	再生品の販売促進、容器包装の店頭回収、包装材の削減、レジ袋の削減等
	2	阿新農業協同組合 Aコープいしが	新見市石蟹	〃
	3	阿新農業協同組合 Aコープくさま	新見市草間	〃
	4	阿新農業協同組合 Aコープとよなが	新見市豊永佐伏	〃
	5	阿新農業協同組合 Aコープてった	新見市哲多町本郷	〃
	6	イズミ ゆめタウン倉敷	倉敷市笹沖	〃
	7	イズミ ゆめタウン高梁	高梁市落合町阿部	〃
	8	イズミ ゆめタウン井原	井原市下出部町	〃
	9	イズミ 神田店	倉敷市神田	〃
	10	イズミ ゆめタウン邑久	瀬戸内市邑久町尾張	〃
	11	イズミ ゆめタウン平島	岡山市東区東平島	〃
	12	イズミ 山陽店	赤磐市下市	〃
	13	イズミ ゆめタウン久世	真庭市惣	〃
	14	イズミ 美作店	美作市楢原下	〃
	15	大佐ボンエース	新見市大佐小阪部	〃
	16	おかやまコープ コープ山陽	赤磐市下市	〃
	17	おかやまコープ コープ北畝	倉敷市北畝	〃
	18	おかやまコープ コープ倉敷北	倉敷市宮前	〃
	19	おかやまコープ コープ総社東	総社市総社	〃
	20	おかやまコープ コープ鴨方	浅口市鴨方町鴨方	〃
	21	おかやまコープ コープ大野辻	岡山市北区今	〃
	22	おかやまコープ コープ西大寺	岡山市東区西大寺上	〃
	23	おかやまコープ コープ東川原	岡山市中区東川原	〃
	24	おかやまコープ コープ築港	岡山市南区築港元町	〃
	25	おかやまコープ コープ大福	岡山市南区大福	〃
	26	おかやまコープ コープ林田	津山市林田	〃
	27	おかやまコープ コープ院庄	津山市院庄	〃
	28	キョーエイグループ キョーエイ美袋店	総社市美袋	〃
	29	キョーエイグループ キョーエイ本店	高梁市栄町	〃
	30	キョーエイグループ キョーエイ賀陽店	加賀郡吉備中央町上竹	〃
	31	キョーエイグループ サンプラザ食品館	真庭市落合垂水	〃
	32	キョーエイグループ ボルカ食品館	高梁市ボルカ通り	〃
	33	サークルK 岡山下中野本町店	岡山市北区下中野	〃
	34	ザ・ビッグ 平島店	岡山市東区東平島	〃
	35	サンスストア サンパーク新見店	新見市正田	〃
	36	ジャスコ 岡山店	岡山市北区青江	〃
	37	ジャスコ イオン倉敷店	倉敷市水江	〃
	38	ジャスコ 倉敷店	倉敷市笹沖	〃
	39	ジャスコ 津山店	津山市河辺	〃

区分		事業所名	所在地	取組みの概要
小売店	40	スーパータマヤ 宇野店	玉野市宇野	再生品の販売促進、容器包装の店頭回収、包装材の削減、レジ袋の削減等
	41	スーパータマヤ 東児店	玉野市東田井地	〃
	42	スーパータマヤ ニュータウン店	玉野市長尾	〃
	43	天満屋ハピータウン 原尾島店	岡山市中区原尾島	〃
	44	天満屋ハピータウン 児島店	倉敷市児島駅前	〃
	45	天満屋ハピータウン リブ総社店	総社市門田	〃
	46	天満屋ハピータウン 玉野店	玉野市宇野	〃
	47	天満屋ハピータウン 妹尾店	岡山市南区箕島	〃
	48	天満屋ハピータウン 西大寺店	岡山市東区西大寺南	〃
	49	天満屋ハピータウン 岡南店	岡山市南区築港新町	〃
	50	天満屋ハピータウン 円山店	岡山市中区円山	〃
	51	天満屋ハピータウン 岡北店	岡山市北区中井町	〃
	52	天満屋ハピータウン 鴨方店	浅口市鴨方町六条院中	〃
	53	テンマヤハピーマート 老松店	倉敷市老松町	〃
	54	テンマヤハピーマート 西古松店	岡山市北区西古松西町	〃
	55	テンマヤハピーマート 吉備津店	岡山市北区吉備津	〃
	56	東久ストア 菰池店	倉敷市菰池	〃
	57	東久ストア 上の町店	倉敷市児島上の町	〃
	58	東久ストア 柳田店	倉敷市児島柳田町	〃
	59	東久ストア 中畦店	岡山市南区中畦	〃
	60	東久ストア 宇野店	玉野市宇野	〃
	61	ニシナ 矢掛小田店	小田郡矢掛町小田	〃
	62	ニシナ 小原店	津山市小原	〃
	63	ニシナ フードバスケット中島店	倉敷市中島	〃
	64	ニシナ フードバスケット堀南店	倉敷市堀南	〃
	65	ニシナ フードバスケット水島北店	倉敷市北畝	〃
	66	ニシナ フードバスケット笠岡店	笠岡市富岡	〃
	67	ニシナ フードバスケット児島下の町店	倉敷市児島下の町	〃
	68	ニシナ フードバスケット西阿知店	倉敷市西阿知町	〃
	69	ニシナ フードバスケット羽島店	倉敷市羽島	〃
	70	ニシナ フードバスケット南輝店	岡山市南区南輝	〃
	71	ニシナ フードバスケット中仙道店	岡山市北区中仙道	〃
	72	ニシナ フードバスケット三門店	岡山市北区西崎	〃
	73	ニシナ フードバスケット西大寺店	岡山市東区広谷	〃
	74	ニシナ フードバスケット玉野長尾店	玉野市長尾	〃
	75	ニシナ フードバスケット総社東店	総社市井手	〃
	76	ニシナ フードバスケット福島店	倉敷市福島	〃
	77	ニシナ フードバスケット真備店	倉敷市真備町川辺	〃
	78	ニシナ フードバスケット連島中央店	倉敷市連島中央	〃
	79	ニシナ フードバスケット児島柳田店	倉敷市児島柳田町	〃
	80	ニシナ フードバスケット中畝店	倉敷市中畝	〃
	81	ハビーズ 泉田店	岡山市南区泉田	〃
	82	ハビーズ 岡輝店	岡山市北区奥田本町	〃
	83	ハビーズ 井原店	井原市西江原町	〃
	84	ハビーズ 卸センター店	岡山市北区間屋町	〃
	85	ハビーズ 笠岡美の浜店	笠岡市緑町	〃
	86	ハビーズ 岡山駅前店	岡山市北区駅前町	〃

区分		事業所名	所在地	取組みの概要
小売店	87	ハビーズ 大安寺店	岡山市北区野殿西町	再生品の販売促進、容器包装の店頭回収、包装材の削減、レジ袋の削減等
	88	ハビーズ 倉敷中島店	倉敷市中島	〃
	89	ハビーマート 赤坂店	赤磐市町苅田	〃
	90	ハビーマート 吉井店	赤磐市周匝	〃
	91	ハビーマート 和気店	和気郡和気町衣笠	〃
	92	ハビーマート 田の口店	倉敷市児島田の口	〃
	93	ハビーマート 西阿知店	倉敷市西阿知町	〃
	94	ハビーマート 総社溝口店	総社市溝口	〃
	95	ハビーマート 勝央店	勝田郡勝央町岡	〃
	96	ハビーマート 落合店	真庭市下方	〃
	97	ハビーマート 小田中店	津山市小田中	〃
	98	ハビーマート 東一宮店	津山市東一宮	〃
	99	ハビーマート 鏡野店	苫田郡鏡野町寺元	〃
	100	ハビーマート 亀甲店	久米郡美咲町原田	〃
	101	ハビーマート 弓削店	久米郡久米南町下弓削	〃
	102	ハビーマート 足守店	岡山市北区足守	〃
	103	ハビーマート 京山店	岡山市北区谷万成	〃
	104	ハビーマート 笠岡吉田店	笠岡市吉田	〃
	105	ハビッシュ 山陽店	赤磐市沼田	〃
	106	ハビッシュ 志戸部店	津山市沼	〃
	107	ハビッシュ 高野店	津山市高野本郷	〃
	108	ハローズ 庭瀬店	岡山市北区平野	〃
	109	ハローズ 円山店	岡山市中区円山	〃
	110	ハローズ 東岡山店	岡山市中区長岡	〃
	111	ハローズ 当新田店	岡山市南区当新田	〃
	112	ハローズ 津高店	岡山市北区津高	〃
	113	ハローズ 十日市店	岡山市北区十日市西町	〃
	114	ハローズ 邑久店	瀬戸内市邑久町尾張	〃
	115	ハローズ 西大寺店	岡山市東区金岡西町	〃
	116	ハローズ 江崎店	岡山市中区江崎	〃
	117	ハローズ 広江店	倉敷市広江	〃
	118	ハローズ 連島店	倉敷市連島	〃
	119	ハローズ 新倉敷店	倉敷市新倉敷駅前	〃
	120	ハローズ 井原店	井原市井原町	〃
	121	ハローズ 中庄店	倉敷市松島	〃
	122	ハローズ 児島店	倉敷市児島下の町	〃
	123	ハローズ 田ノ上店	倉敷市田ノ上	〃
	124	ハローズ 羽島店	倉敷市羽島	〃
	125	ハローズ 乙島店	倉敷市玉島乙島	〃
	126	ハローズ 笠岡店	笠岡市富岡	〃
	127	ハローズ 総社店	総社市井手	〃
	128	ハローズ 花尻店	岡山市北区白石西新町	〃
	129	ハローズ 岡南店	岡山市南区松浜町	〃
	130	フレスタ 新見店	新見市高尾	〃
	131	マックスバリュ 連島店	倉敷市連島町鶴新田	〃
	132	マックスバリュ 笠岡店	笠岡市入江	〃
	133	マックスバリュ 鴨方店	浅口市鴨方町鴨方	〃
	134	マックスバリュ 岡山一宮店	岡山市北区櫛津	〃

区分		事業所名	所在地	取組みの概要
小売店	135	マックスバリュ 備前店	備前市西片上	再生品の販売促進、容器包装の店頭回収、包装材の削減、レジ袋の削減等
	136	マックスバリュ 桜が丘店	赤磐市桜が丘東	〃
	137	マックスバリュ 和気店	和気郡和気町福富	〃
	138	マックスバリュ イオンタウン水島店	倉敷市水島高砂町	〃
	139	マツサカ フードランド富井店	倉敷市上富井	〃
	140	マツサカ チョッパーズ天城店	倉敷市藤戸町天城	〃
	141	マツサカ 業務用食品スーパー新倉敷店	倉敷市新倉敷駅前	〃
	142	マツサカ ブラザ総社店	総社市中央	〃
	143	マツサカ ブラザ船穂店	倉敷市船穂町船穂	〃
	144	マツサカ 真備ブラザ店	倉敷市真備町箭田	〃
	145	マツサカ 矢掛ブラザ店	小田郡矢掛町小林	〃
	146	マツサカ 業務用食品スーパー金光店	浅口市金光町占見新田	〃
	147	マツサカ チョッパーズ岡南店	岡山市南区築港新町	〃
	148	マツサカ チョッパーズ新福店	岡山市南区新福	〃
	149	マツサカ チョッパーズ郷内店	倉敷市林	〃
	150	マツサカ ブラザ久代店	総社市久代	〃
	151	マツサカ ブラザ庄店	倉敷市下庄	〃
	152	マルイ 勝山店	真庭市三田	〃
	153	マルイ 本店	津山市元魚町	〃
	154	マルイ 志戸部店	津山市林田	〃
	155	マルイ 高野店	津山市高野山西	〃
	156	マルイ イーストランド店	津山市川崎	〃
	157	マルイ ウエストランド店	津山市二宮	〃
	158	マルイ ノースランド店	津山市上河原	〃
	159	マルイ 湯郷店	美作市湯郷	〃
	160	マルイ 勝央店	勝田郡勝央町岡	〃
	161	マルイ 久世店	真庭市久世	〃
	162	マルイ 勝北店	津山市新野東	〃
	163	丸大 ブラザ店	新見市高尾	〃
	164	三井造船生活協同組合 日比店	玉野市御崎	〃
	165	三井造船生活協同組合 荘内店	玉野市長尾	〃
	166	三井造船生活協同組合 田井店	玉野市田井	〃
	167	三井造船生活協同組合 和田店	玉野市和田	〃
	168	三井造船生活協同組合 本部店	玉野市玉	〃
	169	リョービ ストア富田店	倉敷市玉島八島	〃
	170	リョービ ストア伊福店	岡山市北区伊福町	〃
	171	リョービ ブラッツ泉田店	岡山市南区泉田	〃
	172	リョービ ブラッツ新倉敷店	倉敷市玉島	〃
	173	リョービ ブラッツ玉島店	倉敷市玉島中央町	〃
	174	リョービ ブラッツ東連島店	倉敷市連島町連島	〃
	175	リョービ ブラッツ西大寺店	岡山市東区西大寺上	〃
	176	リョービ パークス東山店	岡山市中区東山	〃
	177	リョービ ブラッツ灘崎店	岡山市南区灘崎町西紅陽台	〃
	178	リョービ ブラッツ山南店	岡山市東区神崎町	〃
	179	リョービ ブラッツ雄町店	岡山市中区雄町	〃
	180	リョービ ブラッツ藤田店	岡山市南区藤田	〃
(181事業所)	181	ローソン 岡山厚生町一丁目店	岡山市北区厚生町	〃
		合計 267 事業所		

(5) 容器包装リサイクル法に基づく分別収集実施市町村 (平成22年度計画)

(第5期市町村分別収集計画による)

(平成19年7月計画策定)

市町村【組合】名	無 色	茶 色	その他	その他	PET	その他プラ		スチール	アルミ	段ボール	紙バック
	ガラス	ガラス	ガラス	紙			白色 トレイ				
岡山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
倉敷市(旧真備町)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
倉敷市(旧倉敷市・旧船穂町)	○	○	○	○	○			○	○	○	○
津山市(旧津山市・旧加茂町・旧阿波村)	○	○	○		○	○		○	○	○	
玉野市	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
笠岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
井原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
総社市	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
高梁市	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
新見市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
備前市(旧備前市・旧日生町)	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
瀬戸内市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
赤磐市(旧山陽町・旧赤坂町)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
真庭市	○	○	○		○	○		○	○	○	○
美作市	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
浅口市	○	○	○		○	○		○	○	○	○
早島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
里庄町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
矢掛町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
新庄村	○	○	○		○	○		○	○	○	
鏡野町(旧富村・旧奥津町・旧上斎原村)	○	○	○		○			○	○		
西粟倉村	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
久米南町	○	○	○		○	○		○	○	○	○
美咲町(旧旭町・旧柵原町)	○	○	○		○	○		○	○	○	○
吉備中央町	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
和気北部衛生施設組合(和気町・備前市(旧吉永町)・赤磐市(旧熊山町・旧吉井町))	○	○	○		○	○	○	○	○	○	
津山圏域東部衛生施設組合(勝央町・津山市(旧勝北町)・奈義町)	○	○	○		○	○	○	○	○	○	
津山圏域西部衛生施設組合(美咲町(旧中央町)・津山市(旧久米町)・鏡野町(旧鏡野町))	○	○	○					○	○		
岡山県合計(市町村数)	27	27	27	13	27	26	16	27	27	26	21

注)市町村数は、19年7月31日現在

○印は実施予定品目

(6)平成22年度の市町村別の分別収集見込み量

(平成22年度計画)

(第5期市町村分別収集計画による)

(平成19年7月計画策定)

(トン)

市町村【組合】名	無 色 ガラス	茶 色 ガラス	その他 ガラス	その他 紙	P E T	その他 プラ	スチール	アルミ	段ボール	紙パック
岡山市	2,225.0	1,618.0	601.0	1,180.0	1,576.0	20.0	1,135.0	496.0	1,774.0	368.0
倉敷市	1,752.0	1,437.0	385.0	473.0	347.0	8.0	1,366.0	245.0	928.0	7.0
津山市(一部事務組合収集分を除く)	449.0	403.0	108.0		264.0	1,148.0	311.0	113.0	26.0	
玉野市	302.0	249.0	125.0	29.0	164.0	408.0	227.0	26.0	402.0	9.0
笠岡市	157.0	158.7	27.8	38.0	80.2	309.5	69.0	46.1	289.7	16.9
井原市	158.0	191.0	29.0	4.0	92.0	121.0	125.0	61.0	224.0	2.0
総社市	281.0	259.0	108.0		130.0	22.0	151.0	86.0	302.0	22.0
高梁市	109.0	159.0	59.0		108.0	299.0	37.0	58.0	221.0	7.0
新見市	133.0	130.0	30.0	4.0	25.0	7.0	58.0	24.0	62.0	3.0
備前市(一部事務組合収集分を除く)	110.0	94.0	18.0		26.0	1.0	79.0	19.0	141.0	1.0
瀬戸内市	124.0	159.0	36.0	40.0	34.0	165.0	102.0	42.0	121.0	16.0
赤磐市(一部事務組合収集分を除く)	96.1	62.1	19.5	25.5	44.0	110.0	43.3	34.2	229.3	6.4
真庭市	184.0	216.0	52.0		89.0	147.0	71.0	51.0	241.0	6.0
美作市	136.0	185.0	76.0	107.0	44.0	157.0	104.0	41.0	252.0	5.0
浅口市	159.0	102.0	29.0		56.8	106.0	40.0	27.0	70.0	1.0
早島町	13.0	14.0	11.0	2.0	5.0	1.0	29.0	15.0	51.0	2.0
里庄町	14.0	16.0	4.0	6.0	11.0	22.0	7.0	6.0	29.0	1.0
矢掛町	58.0	59.0	5.0	15.0	27.0	78.0	17.0	23.0	104.0	16.0
新庄村	5.0	6.0	2.0		2.0	1.0	3.0	2.0	5.0	
鏡野町(一部事務組合収集分を除く)	2.8	4.8	2.8		6.8		19.0	6.0		
西栗倉村	5.0	8.0	3.0	4.0	2.0	4.0	3.0	2.0	12.0	3.0
久米南町	14.1	16.4	16.7		6.3	42.1	13.6	4.6	44.0	0.9
美咲町(一部事務組合収集分を除く)	35.0	31.0	9.0		10.0	45.0	33.0	12.0	56.0	2.0
吉備中央町	32.0	41.0	16.0		19.0	49.1	25.0	17.0	45.0	1.2
和気北部衛生施設組合 (備前市の一部、赤磐市の一部、和気町)	111.0	146.0	101.0		18.0	29.0	136.0	18.0	66.0	
津山圏域東部衛生施設組合 (津山市の一部、勝央町、奈義町)	81.0	101.0	20.0		30.0	171.0	41.0	12.0	62.0	
津山圏域西部衛生施設組合 (津山市の一部、美咲町の一部、鏡野町の一部)	68.0	78.0	13.0				20.0	21.0		
合 計	6,814.0	5,944.0	1,906.8	1,927.5	3,217.1	3,470.7	4,264.9	1,507.9	5,757.0	496.4

(7)ごみ処理の推移

区分 \ 年度		平成 11年度	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
総人口(人)		1,962,970	1,963,178	1,962,867	1,962,676	1,962,175	1,961,498	1,958,589	1,957,701	1,961,480	1,965,300
計画処理区域内人口(人)		1,962,970	1,963,178	1,962,867	1,962,676	1,962,175	1,961,498	1,958,589	1,957,701	1,961,480	1,965,300
	計画収集人口(人)	1,957,152	1,956,698	1,959,829	1,954,395	1,956,220	1,960,339	1,957,306	1,956,940	1,960,799	1,964,686
	自家処理人口(人)	5,818	6,480	3,038	8,281	5,955	1,159	1,283	761	681	614
計画処理区域外人口(人)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計画収集量(t/年)		628,115	652,094	631,961	646,339	662,341	656,639	640,581	639,829	618,201	597,443
直接搬入量(t/年)		60,288	82,269	66,499	71,192	78,825	82,406	76,127	76,871	78,176	75,025
自家処理量(t/年)		6,060	3,129	3,486	5,213	3,857	462	471	829	810	794
ごみ総排出量(t/年)		747,062	795,400	761,391	780,371	801,460	800,854	779,839	779,242	755,762	731,025
計画 処理 量	直接焼却(t/年)	558,580	580,752	592,157	606,508	634,076	633,275	615,203	618,204	604,262	588,559
	中間処理(t/年)	52,651	53,840	47,666	51,235	56,183	54,182	56,525	56,302	54,868	56,670
	直接資源(t/年)	23,347	34,871	25,307	29,115	23,649	21,617	19,748	21,435	18,343	11,791
	直接埋立(t/年)	53,825	64,900	33,330	30,673	27,258	29,971	25,232	20,759	18,904	15,448
	計(t/年)	688,403	734,363	698,460	717,531	741,166	739,045	716,708	716,700	696,377	672,468
焼却量(t/年)		565,135	589,296	600,271	608,019	642,900	641,672	623,724	628,055	614,156	597,656
最終処分量(t/年)		141,988	158,323	117,903	107,982	106,978	110,556	77,986	70,592	68,483	59,055
資源化量(t/年)		54,780	64,970	55,177	67,838	72,211	68,024	137,679	135,209	126,412	125,569
集団回収量(t/年)		58,659	61,037	62,931	62,840	60,294	61,809	63,131	62,542	59,385	58,557
リサイクル率(%)		15.2	15.9	15.5	16.7	16.5	16.2	25.8	25.4	24.6	25.2

※中間処理は、焼却以外の粗大ごみ処理施設や資源化施設での処理をいう

※焼却量＝直接焼却量＋中間処理残さの焼却量

※最終処分量＝直接埋立量＋焼却残さ及び中間処理残さの埋立量

※直接資源とは、中間処理を経ないで資源化されるものをいう

※リサイクル率＝(資源化量＋集団回収量)／(計画処理量＋集団回収量) なお、計画処理量＝計画収集量＋直接搬入量

※ごみ総排出量＝計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量

(8)ごみ処理の状況

(平成20年度)

市町村名	総人口	計画 収集 人口 ①	自家 処理 人口 ②	ごみ排出量 t/年					自家 処理 量 t/年 ⑧	収集量③(内訳) t/年					
				収集量 ③	直 接 搬入量 ④	搬入総量 ⑤= ③+④	集 団 回収量 ⑥	総 量 ⑦= ⑤+⑥		混合 ごみ	可燃 ごみ	不燃 ごみ	資源 ごみ	その他	粗大 ごみ
岡 山 市	696,905	696,905	0	243,695	14,750	258,445	17,699	276,144	0	0	218,356	10,290	12,769	154	2,126
倉 敷 市	479,278	479,263	15	152,536	26,105	178,641	18,754	197,395	5	0	142,315	3,232	6,655	84	250
津 山 市	108,795	108,795	0	30,108	2,111	32,219	3,997	36,216	0	0	25,565	1,421	3,009	0	113
玉 野 市	66,741	66,741	0	22,592	1,804	24,396	2,155	26,551	0	0	18,309	1,784	2,401	0	98
笠 岡 市	55,541	55,541	0	16,096	988	17,084	1,674	18,758	0	0	12,929	778	2,338	0	51
井 原 市	45,520	45,520	0	11,391	1,340	12,731	1,346	14,077	0	0	9,337	574	1,403	0	77
総 社 市	68,189	68,189	0	18,843	7,820	26,663	1,748	28,411	0	0	16,506	413	1,806	21	97
高 梁 市	35,692	35,692	0	10,777	886	11,663	685	12,348	0	0	8,832	503	1,173	0	269
新 見 市	35,188	35,188	0	9,427	209	9,636	865	10,501	583	0	8,346	248	757	0	76
備 前 市	39,855	39,855	0	9,506	1,500	11,006	1,739	12,745	0	0	8,318	272	688	25	203
瀬 戸 内 市	39,806	39,800	6	8,383	3,337	11,720	1,159	12,879	6	0	7,576	85	412	53	257
赤 磐 市	45,082	44,798	284	9,909	1,107	11,016	1,279	12,295	85	0	8,476	83	1,208	28	114
真 庭 市	52,075	52,075	0	9,558	4,566	14,124	2,115	16,239	0	0	8,507	231	727	0	93
美 作 市	32,498	32,498	0	6,269	2,869	9,138	382	9,520	0	0	4,729	34	1,506	0	0
浅 口 市	37,795	37,795	0	11,642	1,166	12,808	1,049	13,857	0	0	10,273	419	807	0	143
和 気 町	16,124	15,815	309	2,649	1,598	4,247	618	4,865	115	0	2,483	0	151	0	15
早 島 町	12,196	12,196	0	3,983	344	4,327	0	4,327	0	0	3,287	212	484	0	0
里 庄 町	11,032	11,032	0	3,269	1,216	4,485	317	4,802	0	0	2,856	169	212	0	32
矢 掛 町	15,823	15,823	0	3,198	271	3,469	507	3,976	0	0	2,463	173	550	0	12
新 庄 村	1,048	1,048	0	171	20	191	0	191	0	0	138	12	21	0	0
鏡 野 町	14,505	14,505	0	2,654	242	2,896	0	2,896	0	0	2,340	148	105	0	61
勝 央 町	11,431	11,431	0	2,498	89	2,587	0	2,587	0	0	1,792	102	604	0	0
奈 義 町	6,443	6,443	0	1,247	132	1,379	259	1,638	0	0	1,109	33	105	0	0
西 栗 倉 村	1,622	1,622	0	282	86	368	0	368	0	0	205	2	75	0	0
久 米 南 町	5,676	5,676	0	1,150	324	1,474	0	1,474	0	0	899	67	177	0	7
美 咲 町	16,673	16,673	0	2,950	145	3,095	0	3,095	0	0	2,256	139	499	0	56
吉備中央町	13,767	13,767	0	2,660	0	2,660	210	2,870	0	0	2,073	129	344	0	114
合 計	1,965,300	1,964,686	614	597,443	75,025	672,468	58,557	731,025	794	0	530,275	21,553	40,986	365	4,264

市町村名	ごみ処理量 t/年							中間処理 に伴う 資源化量 t/年⑫	1人1日当た りの排出量 g/人・日=⑦/ [(①+②)*365]	生活系 ご み g/人・日	事業系 ご み g/人・日	減量処理率 =(⑩-⑨)/⑪	リサイクル率 =(⑥+⑩+ ⑫)/ (⑥+⑪)
	直 接 埋立量 ⑨	中間処理				直 接 資源化量 ⑩	合計 ⑪						
		直 接 焼却量	粗大 処理	資源化	その他								
岡 山 市	7,934	230,102	6,968	11,756	0	1,685	258,445	22,968	1,086	754	331	96.9%	15.3%
倉 敷 市	932	163,973	4,596	3,542	0	5,598	178,641	69,908	1,128	746	383	99.5%	47.8%
津 山 市	0	27,027	385	4,566	0	241	32,219	3,252	912	616	296	100.0%	20.7%
玉 野 市	1,553	19,722	914	2,207	0	0	24,396	2,612	1,090	873	217	93.6%	18.0%
笠 岡 市	0	13,818	928	2,299	0	39	17,084	2,546	925	679	247	100.0%	22.7%
井 原 市	113	10,481	479	1,658	0	0	12,731	1,403	847	739	108	99.1%	19.5%
総 社 市	3,400	19,518	1,866	1,879	0	0	26,663	2,414	1,142	829	313	87.2%	14.6%
高 梁 市	0	9,541	918	1,204	0	0	11,663	1,434	948	656	291	100.0%	17.2%
新 見 市	0	8,481	0	0	398	757	9,636	0	818	532	285	100.0%	15.4%
備 前 市	907	8,814	53	1,042	0	190	11,006	616	876	793	83	91.8%	20.0%
瀬 戸 内 市	161	10,870	95	594	0	0	11,720	667	886	746	140	98.6%	14.2%
赤 磐 市	0	9,497	165	266	48	1,040	11,016	342	747	554	193	100.0%	21.6%
真 庭 市	0	12,200	563	532	358	471	14,124	1,044	854	560	294	100.0%	22.4%
美 作 市	0	7,461	0	1,545	41	91	9,138	1,442	803	604	199	100.0%	20.1%
浅 口 市	136	11,359	506	682	0	125	12,808	922	1,004	705	299	98.9%	15.1%
和 気 町	0	3,835	246	0	0	166	4,247	89	827	555	272	100.0%	17.9%
早 島 町	0	3,558	0	0	279	490	4,327	0	972	607	365	100.0%	11.3%
里 庄 町	0	4,060	213	212	0	0	4,485	276	1,193	744	448	100.0%	12.3%
矢 掛 町	173	2,725	21	549	0	1	3,469	570	688	638	50	95.0%	27.1%
新 庄 村	0	148	0	10	12	21	191	19	499	499	0	100.0%	20.9%
鏡 野 町	59	2,486	61	73	136	81	2,896	28	547	544	3	98.0%	3.8%
勝 央 町	0	1,871	0	327	0	389	2,587	220	620	588	32	100.0%	23.5%
奈 義 町	0	1,228	0	151	0	0	1,379	110	697	651	45	100.0%	22.5%
西 栗 倉 村	2	286	0	80	0	0	368	80	622	485	137	99.5%	21.7%
久 米 南 町	0	1,074	141	259	0	0	1,474	306	711	606	106	100.0%	20.8%
美 咲 町	78	2,351	28	101	131	406	3,095	129	509	489	20	97.5%	17.3%
吉備中央町	0	2,073	285	302	0	0	2,660	381	571	438	133	100.0%	20.6%
合 計	15,448	588,559	19,431	35,836	1,403	11,791	672,468	113,778	1,019	719	300	97.7%	25.2%

(9) ごみ処理の有料化の状況

(平成21年度実績)

区 分		実 施 市 町 村 名
一 般 ご み	指 定 袋	岡山市、津山市、笠岡市、井原市、総社市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、美作市、浅口市、和気町、早島町、里庄町、新庄村、鏡野町、西栗倉村、久米南町、美咲町、吉備中央町(加茂川地区)
	他	
粗 大 ご み	荷 札 等	岡山市、倉敷市、笠岡市、総社市、新見市、備前市、赤磐市、真庭市、和気町、早島町、新庄村、鏡野町、久米南町、美咲町
	他	津山市、玉野市、井原市、勝央町、奈義町

注 一般ごみは粗大ごみ以外のごみ。

市町村内の地域によって有料化の状況が異なる場合には、主たる地域が有料化している場合を有料化とした。

(10)市町村(一部事務組合)の一般廃棄物処理施設

ア 焼却施設

(平成22年3月31日現在稼働中)

地域名	施設 設置 主体 名	設 置 場 所	処理能力 (t/日)	使 用 開始年	構成市町村
備前	岡山市 岡南環境センター	岡山市南区豊成1-4-1	220	S 53	岡山市
	岡山市 当新田環境センター	岡山市南区当新田486-1	300	H 6	岡山市
	岡山市 東部クリーンセンター	岡山市東区西大寺新地453-5	450	H13	岡山市
	玉野市 東清掃センター	玉野市槌ヶ原3072-5	150	S 53	玉野市
	備前市 クリーンセンター備前	備前市八木山859-4	34	H10	備前市
	瀬戸内市 クリーンセンターかもめ	瀬戸内市牛窓町牛窓228	30	H 9	瀬戸内市
	赤磐市 山陽桜が丘清掃センター	赤磐市中島35 7-1	30	S 57	赤磐市
	赤磐市 赤坂環境センター	赤磐市多賀2546-6	6	H 6	赤磐市
	和気北部衛生施設組合 クリーンセンター	和気町益原1512-3	40	H 6	備前市、赤磐市、和気町
備中	倉敷市 水島清掃工場	倉敷市水島川崎通1-1-4	300	H 6	倉敷市(早島町)
	新見市 クリーンセンター	新見市金谷253	46	H11	新見市
	倉敷西部清掃施設組合 清掃工場	倉敷市玉島道越888-1	180	H10	倉敷市、浅口市
	総社広域環境施設組合 吉備路クリーンセンター	倉敷市真備町箭田481	180	H 9	倉敷市、総社市
	岡山県西部環境整備施設組合 里庄清掃工場	里庄町新庄3655	100	H11	笠岡市、浅口市、里庄町
	岡山県井原地区清掃施設組合 井原クリーンセンター	井原市木之子町2192-1	90	H 6	井原市、矢掛町
	高梁地域事務組合 クリーンセンター	高梁市段町748	56	H10	高梁市、吉備中央町
	水島エコワークス株式会社 倉敷市資源循環型廃棄物処理施設	倉敷市水島川崎通1-14-5	555 (うち一廃303)	H17	倉敷市
美作	津山市 ごみ焼却場	津山市小桁401-15	110	S 51	津山市
	真庭市 クリーンセンターまにわ	真庭市樫西290	30	H11	真庭市
	真庭市 真庭北部クリーンセンター	真庭市蒜山初和592-1	20	H 3	真庭市(新庄村)
	美作市 北部環境美化センター	美作市瀬戸151-4	15	S 63	美作市(西栗倉村)
	美作市 南部環境美化センター	美作市三倉田93	40	H 2	美作市
	鏡野町 北部衛生クリーンセンター	鏡野町井坂523-3	10	H 4	鏡野町
	津山圏域西部衛生施設組合 清掃センター	津山市中北下365	14	S 58	津山市、鏡野町、美咲町
	岡山市久米南町衛生施設組合 クリーンセンター	久米南町上神目313-6	13	H 5	岡山市、久米南町
	岡山県中部環境施設組合 コスモスクリーンセンター	真庭市宮地631-3	30	H 6	真庭市、美咲町
	津山圏域東部衛生施設組合	奈義町上町川186	25	S 59	津山市、勝央町、奈義町
合 計		27	2, 822		

(備考) 構成市町村には、広域化の過渡期における一時的な処理委託は含めていない。

イ 粗大ごみ処理施設

(平成22年3月31日現在稼働中)

地域名	設置主体 施設名	設置場所	処理能力 (t/日)	使用 開始年	構成市町村
備前	岡山市 東部リサイクルプラザ	岡山市東区西大寺新地 453-5	58	H13	岡山市
	玉野市 玉野市粗大ごみ処理施設	玉野市槌ヶ原3072-5	35	H 5	玉野市
	和気北部衛生施設組合 クリーンセンター	和気町益原1512-3	10	H 6	備前市、赤磐市、和気町
備中	倉敷市 東部粗大ごみ処理場	倉敷市二子1917-4	80	H 6	倉敷市
	総社広域環境施設組合 吉備路クリーンセンター	倉敷市真備町箭田481	36	H 9	倉敷市、総社市
	岡山県西部衛生施設組合 井笠広域資源化センター	笠岡市平成町105	40	H 7	笠岡市、井原市、浅口市、矢掛町、里庄町
	高梁地域事務組合 粗大ごみ処理施設	高梁市段町748	30	S 55	高梁市、吉備中央町
美作	津山市 粗大ごみ処理施設	津山市小桁401-15	30	S 63	津山市
	岡山県中部環境施設組合 コスモスクリーンセンター	真庭市宮地631-3	10	H 6	真庭市、美咲町
合 計		9	329		

ウ 再生利用施設一覧表

(平成22年3月31日現在稼働中)

地域名	施設 設置 主体 名	設 置 場 所	処理能力 (t/日)	使 用 開始年	構 成 市 町 村
備前	岡山市 東部リサイクルプラザ	岡山市東区西大寺新地453-5	27	H13	岡山市
	岡山市 新保資源選別所	岡山市南区新保687-3	15	H4	岡山市
	玉野市 リサイクルプラザ	玉野市槌ヶ原3072-1	7	H15	玉野市
	瀬戸内市 長船クリーンセンター	瀬戸内市長船町西須恵160	4	H1	瀬戸内市
	瀬戸内市 クリーンセンターかもめ 不燃物処理施設	瀬戸内市牛窓町牛窓228	4	H9	瀬戸内市
	赤磐市 桜が丘清掃センター	赤磐市中島357-1	6	S57	赤磐市
	御津・加茂川環境施設組合 前処理施設	岡山市北区御津紙工3783	4	S48	岡山市, 吉備中央町
備中	倉敷市 資源選別所	倉敷市水島川崎通1-18	15	H8	倉敷市
	倉敷市 船穂町堆肥化センター	倉敷市船穂町船穂2636-2	2	H8	倉敷市
	浅口市 リサイクルセンター	浅口市鴨方町深田930-1	3	H9	浅口市
	岡山県西部衛生施設組合 リサイクルプラザ	笠岡市平成町105	27	H12	笠岡市、井原市、浅口市、矢掛町、里庄町
	高梁地域事務組合 リサイクルプラザ	高梁市落合町阿部2527-1	14.6	H12	高梁市、吉備中央町
美作	津山市 資源化センター	津山市横山648	30	S62	津山市
	津山市 プラスチック容器包装圧縮 梱包作業棟	津山市横山648	4.7	H14	津山市
	津山市 津山市PETボトル圧縮施設	津山市横山648	1	H12	津山市
	真庭市 リサイクルプラザ	真庭市檜西290	11	H11	真庭市
	美作市 リサイクルセンター	美作市岩辺142-1	2.6	H14	美作市(西栗倉村)
	美作市 不燃物処理資源化設備	美作市三倉田93	6	H2	美作市
合	計	18	183.9		

エ し尿処理施設

(平成22年3月31日現在稼働中)

地域名	設 置 主 体 名 称	設 置 場 所	処理能力 (kℓ/日)	使 用 開始年	構 成 市 町 村
備前	岡山市 一宮浄化センター	岡山市北区一宮217	100	S 43	岡山市
	(同上)	(同上)	200	S 54	岡山市
	岡山市 当新田浄化センター	岡山市南区当新田488-4	70	S 60	岡山市
	岡山市 犬島浄化センター	岡山市東区犬島179	0.35	S 62	岡山市
	玉野市 西清掃センター	玉野市深井町9-18	100	H 6	玉野市
	備前市 備前市衛生センター	備前市穂浪2459-1	43	S 39	備前市
	瀬戸内市 長船衛生センター	瀬戸内市長船町福里589-1	18	S 62	瀬戸内市
	神崎衛生施設組合 神崎処理場	岡山市東区神崎町2676	180	H 9	岡山市、瀬戸内市
	旭川中部衛生施設組合 旭清苑	岡山市北区御津鹿瀬650	42	H 4	岡山市、久米南町、吉備中央町
	和気・赤磐し尿処理施設一部 事務組合 和気赤磐衛生センター	和気町本2	72	H14	備前市、赤磐市、和気町
備中	倉敷市 白楽町し尿処理場	倉敷市白楽町424	240	S 40	倉敷市
	倉敷市 水島し尿処理場	倉敷市水島川崎通1丁目	128	S 44	倉敷市
	倉敷市 玉島し尿処理場	倉敷市玉島乙島8255	70	S 56	倉敷市
	浅口市 金光し尿浄化センター	浅口市金光町八重318-2	20	H元	浅口市
	新見市 衛生センター	新見市金谷252	50	S 52	新見市
	備南衛生施設組合 清鶴苑	倉敷市茶屋町1919	80	S 60	岡山市、倉敷市、早島町
	総社広域環境施設組合 アクアセンター吉備路	総社市窪木1101-1	90	H19	倉敷市、総社市
	岡山県西部衛生施設組合 井笠広域クリーンセンター	笠岡市平成町100	210	S 63	笠岡市、井原市、浅口市、矢掛町、里庄町
	高梁地域事務組合 し尿処理場	高梁市段町748	62	S 50	高梁市、吉備中央町
美作	真庭市 し尿処理施設旭水苑	真庭市野原9-1	100	H 6	真庭市(新庄村、鏡野町、美咲町)
	津山圏域衛生処理組合 津山圏域衛生処理センター	津山市川崎458	150	S 58	津山市、鏡野町、美咲町
	勝英衛生施設組合 滝川苑	勝央町小矢田31-2	74	S 61	美作市、勝央町、美咲町、西粟倉村、奈義町
合 計		22	2,099.35		

オ 最終処分地施設

(平成22年3月31日現在埋立中)

地域名	設置主体名 最終処分場名	所在地	設置 区分	土地所有		埋立面積 (㎡)	全体容量 (㎡)	埋立物										埋立 開始年
				自己	他			混合	可燃	不燃	資源	直搬	粗大	中間 残渣	焼却 残渣	その他		
備前	岡山市 三手最終処分場	岡山市北区三手 108-1	平地	○		12,600	59,700			○		○			○		埋立前	
	岡山市 山上新最終処分場	岡山市北区山上 152	山間	○		36,900	450,000			○		○		○	○		2005	
	岡山市久米南町衛生施設組合 大田最終処分場	岡山市北区建部町 大田4204-5	山間	○		5,354	10,800			○		○			○		1985	
	玉野市 一般廃棄物最終処分場	玉野市和田7丁目 802-8	山間	○		42,000	333,200			○		○		○	○		1992	
	備前市 備前一般廃棄物最終処分場	備前市三石2952 -1	山間	○		10,400	86,000			○		○		○	○		1983	
	備前市 日生一般廃棄物最終処分場	備前市日生町寒 河855-2	山間	○		4,390	15,554							○	○		1996	
	和気北部衛生施設組合 クリーンセンター	和気町益原1512 -3	山間	○		5,700	26,000							○	○	○	1994	
備中	倉敷市 東部最終処分場(2期)	倉敷市二子1923 -5	山間	○		33,000	330,000			○		○	○	○	○		2003	
	総社市 一般廃棄物最終処分場	総社市下倉3784	山間	○		23,000	188,000					○		○	○		1982	
	総社市 宿ごみ埋立地	総社市宿1875-1	山間	○		200	600									○	1970	
	総社市 大谷廃棄物捨場	総社市清音軽部 999-3	山間	○		2,671	15,500							○		○	1970	
	倉敷市 船穂町不燃物処分場	倉敷市船穂町船 穂7052-1外	山間	○		7,924	55,769			○		○					1977	
	井原市 野々迫埋立処分場	井原市高屋町字 野々迫509外	山間	○		7,095	30,000					○			○		1990	
	新見市 新見市処理センター	新見市哲多町宮 河内1940-24	山間	○		4,200	27,400							○	○		2007	
	浅口市 金光一般廃棄物最終処分場	浅口市金光町下 竹地内	山間	○		8,400	39,700			○		○					2000	
	早島町 一般廃棄物埋立処分地	早島町大字矢尾 地内	山間	○		42,000	224,000			○			○				1981	
	岡山県西部衛生施設組合 見崎山埋立処分地	笠岡市神島59	山間	○		25,000	219,150							○	○		1978	
	高梁地域事務組合 一般廃棄物最終処分場	高梁市松原町松 岡5425	山間	○		22,000	126,000			○				○	○		1980	
	美作	真庭市 ガレキ処分場	真庭市樫東1379 -18	山間	○		5,629	36,485									○	1996
真庭市 一般廃棄物最終処分場		真庭市目木772- 107外	山間	○		4,500	27,000			○					○		1999	
美作市 埋立処分地施設		美作市瀬戸151- 4	山間	○		2,698	12,312			○				○	○		1988	
鏡野町 北部衛生クリーンセンター 一般廃棄物最終処分場		鏡野町井坂524- 1外	平地	○		5,100	15,600			○				○	○		1994	
美咲町 柵原クリーンセンター 一般廃棄物最終処分場		美咲町連石856- 1	山間	○		3,200	14,544			○				○	○		1991	
美咲町 藤原一般廃棄物最終処分場		美咲町藤原830	山間	○		6,000	15,056			○							1993	
津山圏域西部衛生施設組合 最終処分場		美咲町打穴西地 内	山間		○	12,500	75,000			○							1978	
津山圏域西部衛生施設組合 新最終処分場		美咲町打穴西地 内	山間		○	1,800	3,900								○		1999	
岡山県中部環境施設組合 一般廃棄物最終処分場	美咲町江与味 3353外	山間	○		4,500	24,500							○	○		2001		
合 計		27			338,761	2,461,770												

(11) し尿処理の推移

年度		平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
区分											
総人口(人)		1,962,970	1,963,178	1,962,867	1,962,676	1,962,175	1,961,498	1,958,589	1,957,701	1,961,480	1,965,300
計画処理区域内人口(人)		1,962,970	1,963,178	1,962,867	1,962,676	1,962,175	1,961,498	1,958,589	1,957,701	1,961,480	1,965,300
水洗化人口	下水道(人)	563,992	740,498	760,692	816,843	798,124	809,181	845,676	881,277	922,374	959,074
	浄化槽(人)	722,764	648,459	689,253	660,194	694,487	700,969	681,151	672,327	659,922	665,434
	コミュニティプラント(人)	3,989	2,974	2,919	2,938	1,367	1,389	502	491	483	480
	小計(人)	1,290,745	1,391,931	1,452,864	1,479,975	1,493,978	1,511,539	1,527,329	1,554,095	1,582,779	1,624,988
	計画収集人口(人)	632,005	535,373	481,143	461,198	447,442	432,618	415,693	389,588	366,985	331,443
自家処理人口(人)		40,220	35,874	28,860	21,503	20,775	17,341	15,567	14,018	11,716	8,869
計画処理区域外人口(人)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計画収集処理量(kℓ/年)		842,180	823,404	826,233	815,691	807,370	783,369	761,977	752,238	732,207	719,968
し尿処理施設	(kℓ/年)	757,566	739,576	724,218	718,385	693,345	666,562	646,532	635,723	633,984	644,018
	下水道投入(kℓ/年)	75,763	75,026	92,550	94,656	98,855	102,026	103,180	103,738	88,808	66,190
	農村還元(kℓ/年)	0	0	0	0	0	101	20	0	0	0
	その他(kℓ/年)	8,851	8,802	9,465	2,650	15,170	14,680	12,245	12,777	9,415	9,760
自家処理量(kℓ/年)		27,420	22,456	21,367	16,697	15,131	9,194	8,416	8,616	6,680	5,258
計(kℓ/年)		869,600	845,860	847,600	832,388	822,501	792,563	770,393	760,854	738,887	725,226

(12) し尿処理の状況

(平成20年度)

市町村名	総人口	し尿 収集 人口	自家 処理 人口	コミュニティ プラント 人口	浄化槽人口			し尿処理施設処理量 kℓ/年			下水道投入等処理量 kℓ/年			合計 kℓ/年		
					合併	単独	(合計)	し尿	浄化槽 汚泥	(合計)	し尿	浄化槽 汚泥	(合計)	し尿	浄化槽 汚泥	(合計)
岡山市	696,905	75,481	71	480	111,409	177,176	288,585	53,869	119,040	172,909	14,055	32,022	46,077	67,924	151,062	218,986
倉敷市	479,278	45,264	730	0	96,910	47,777	144,687	35,094	93,899	128,993	7,485	9,418	16,903	42,579	103,317	145,896
津山市	108,795	31,677	759	0	31,159	9,312	40,471	26,161	20,158	46,319	0	9,966	9,966	26,161	30,124	56,285
玉野市	66,741	7,568	91	0	4,497	2,249	6,746	7,601	8,154	15,755	0	0	0	7,601	8,154	15,755
笠岡市	55,541	12,893	1,113	0	11,006	6,933	17,939	12,336	11,562	23,898	0	0	0	12,336	11,562	23,898
井原市	45,520	17,909	121	0	10,059	5,394	15,453	12,870	15,240	28,110	0	0	0	12,870	15,240	28,110
総社市	68,189	7,794	534	0	18,380	7,047	25,427	5,847	19,066	24,913	0	0	0	5,847	19,066	24,913
高梁市	35,692	13,616	1,512	0	6,068	2,606	8,674	6,848	7,307	14,155	0	0	0	6,848	7,307	14,155
新見市	35,188	9,322	0	0	7,872	530	8,402	9,820	6,696	16,516	0	0	0	9,820	6,696	16,516
備前市	39,855	4,497	320	0	4,191	2,584	6,775	5,796	5,958	11,754	0	0	0	5,796	5,958	11,754
瀬戸内市	39,806	14,048	53	0	18,841	4,707	23,548	14,550	14,709	29,259	0	0	0	14,550	14,709	29,259
赤磐市	45,082	10,672	0	0	6,480	1,278	7,758	10,257	8,282	18,539	0	0	0	10,257	8,282	18,539
真庭市	52,075	21,606	1,151	0	17,180	4,563	21,743	14,186	21,528	35,714	0	0	0	14,186	21,528	35,714
美作市	32,498	7,410	135	0	5,249	992	6,241	3,931	4,334	8,265	0	0	0	3,931	4,334	8,265
浅口市	37,795	15,966	171	0	4,313	2,038	6,351	13,941	3,703	17,644	0	2,384	2,384	13,941	6,087	20,028
和気町	16,124	874	0	0	908	21	929	499	389	888	0	0	0	499	389	888
早島町	12,196	374	0	0	81	430	511	313	565	878	0	0	0	313	565	878
岡山県	11,032	5,321	12	0	2,104	696	2,800	4,828	2,572	7,400	0	0	0	4,828	2,572	7,400
矢掛町	15,823	6,015	0	0	4,725	173	4,898	3,419	3,174	6,593	0	0	0	3,419	3,174	6,593
新庄村	1,048	451	0	0	130	0	130	203	279	482	0	0	0	203	279	482
鏡野町	14,505	3,997	1,347	0	5,841	715	6,556	3,300	4,734	8,034	0	0	0	3,300	4,734	8,034
勝央町	11,431	1,681	19	0	1,192	356	1,548	900	1,013	1,913	0	0	0	900	1,013	1,913
奈義町	6,443	2,520	0	0	1,924	580	2,504	3,238	1,914	5,152	0	0	0	3,238	1,914	5,152
西粟倉村	1,622	210	0	0	1,393	19	1,412	84	208	292	0	0	0	84	208	292
久米南町	5,676	1,603	350	0	1,316	190	1,506	1,367	1,403	2,770	0	0	0	1,367	1,403	2,770
美咲町	16,673	7,000	70	0	6,150	1,339	7,489	3,984	5,385	9,369	0	620	620	3,984	6,005	9,989
吉備中央町	13,767	5,674	310	0	4,688	1,663	6,351	3,167	4,337	7,504	0	0	0	3,167	4,337	7,504
合計	1,965,300	331,443	8,869	480	384,066	281,368	665,434	258,409	385,609	644,018	21,540	54,410	75,950	279,949	440,019	719,968

(13) 市町村一般廃棄物焼却施設概要一覧表

市町村名	施設名称	炉の構造	排ガス処理 方式	炉 番 号	処理 能力 (t/日)	処理 能力 (t/時)	排出ガス	
							測定年月日	測定値 (ng-TEQ/m ³)
岡山市	岡南環境センター	全連続	バグフィルタ	2	110	4.583	H21.05.01	0.0015
				3	110	4.583	H21.05.01	0.00048
	当新田環境センター	全連続	バグフィルタ	1	150	6.25	H21.06.22	0.015
				2	150	6.25	H21.06.01	0.016
	東部クリーンセンター	全連続	バグフィルタ	1	150	6.25	H21.10.14	0.018
				2	150	6.25	H21.10.15	0.0038
				3	150	6.25	H21.08.18	0.0094
	瀬戸クリーンセンター	機械化バッチ	バグフィルタ	1	12	1.5	H22.01.22	0.029
				2	12	1.5	H22.01.22	0.021
倉敷市	水島清掃工場	全連続	バグフィルタ	1	150	6.25	H21.07.18	0.0044
				2	150	6.25	H21.07.18	0.0036
津山市	ごみ焼却場	全連続	バグフィルタ	1	55	2.3	H21.11.11	0.002
				2	55	2.3		
玉野市	東清掃センター	全連続	バグフィルタ	1	75	3.125	H21.08.06	0.062
				2	75	3.125	H21.05.14	0.0015
新見市	クリーンセンター	機械化バッチ	バグフィルタ	1	23	2.875	H21.08.27	0.08
				2	23	2.875	H21.08.28	0.11
備前市	クリーンセンター備前	機械化バッチ	バグフィルタ	1	17	2.125	H21.10.20	0.15
				2	17	2.125	H21.10.20	0.65
瀬戸内市	クリーンセンターかもめ	機械化バッチ	バグフィルタ	1	15	1.875	H21.10.20	0.021
				2	15	1.875	H21.10.20	0.014
赤磐市	山陽桜が丘清掃センター	機械化バッチ	バグフィルタ	1	15	1.5	H21.08.06	0.018
				2	15	1.5	H21.08.07	0.015
	赤坂環境センター	機械化バッチ	バグフィルタ	1	6	0.75	H21.10.21	0.22
				2	6	0.75	H21.10.21	0.22
真庭市	北部クリーンセンター	機械化バッチ	バグフィルタ	1	10	1.25	H21.09.09	0.014
				2	10	1.25	H21.09.09	0.0077
	クリーンセンターまにわ	機械化バッチ	バグフィルタ	1	15	1.875	H21.08.20	0.00063
				2	15	1.875	H21.08.21	0.0024
美作市	北部環境美化センター	機械化バッチ	バグフィルタ	1	7.5	0.9	H21.12.17	0.0055
				2	7.5	0.9	H21.12.17	0.0014
	南部環境美化センター	機械化バッチ	バグフィルタ	1	20	2.5	H21.12.16	0.017
				2	20	2.5	H21.12.16	0.028
鏡野町	北部衛生クリーンセンター	機械化バッチ	バグフィルタ	1	10	1.25	H21.06.26	0.036
岡山県西部環境整備施設組合	里庄清掃工場	機械化バッチ	バグフィルタ	1	50	6.25	H21.08.18	0.52
				2	50	6.25	H21.08.18	0.28
和気北部衛生施設組合	クリーンセンター	機械化バッチ	バグフィルタ	1	20	1.25	H22.03.12	2.1
				2	20	1.25		
倉敷西部清掃施設組合	清掃工場	流動床式	バグフィルタ	1	90	3.75	H21.09.17	0.71
				2	90	3.75	H21.09.17	0.2
岡山市久米南町衛生施設組合	クリーンセンター	機械化バッチ	バグフィルタ	1	13	1.625	H21.06.12	0.013
岡山県中部環境施設組合	コスモスクリーンセンター	機械化バッチ	バグフィルタ	1	15	1.875	H21.07.09	0.073
				2	15	1.875	H21.09.10	0.059
岡山県井原地区清掃施設組合	井原クリーンセンター	准連続	バグフィルタ	1	45	2.8	H21.09.04	0.34
				2	45	2.8	H21.08.21	0.16
津山圏域東部衛生施設組合		機械化バッチ	バグフィルタ	1	12.5	1.56	H21.11.10	0.17
				2	12.5	1.56	H21.11.10	0.031
津山圏域西部衛生施設組合	清掃センター	機械化バッチ	バグフィルタ	1	7	0.875	H21.08.21	0.02
				2	7	0.875	H21.08.21	0.017
高梁地域事務組合	クリーンセンター	准連続	バグフィルタ	1	28	1.75	H21.08.27	0.16
				2	28	1.75	H21.08.28	0.082
総社広域環境施設組合	吉備路クリーンセンター	全連続	バグフィルタ	1	90	3.75	H21.12.04	0.05
				2	90	3.75	H21.07.22	0.018

(備考) 対象期間は、平成21年4月1日から平成22年3月31日である。

(14) 浄化槽保守点検業の岡山県知事登録状況

(平成22年4月1日現在)

登録番号	事業者	住所	登録有効期間	営業区域に係る市町村名
1-3	妹尾産業(有)	岡山市南区箕島1306-26	H22. 4. 1～H25. 3. 31	早島町
2-2	牛窓環境開発(有)	瀬戸内市牛窓町牛窓2800	H22. 4. 1～H25. 3. 31	瀬戸内市(旧牛窓町)
2-3	東備環境(株)	瀬戸内市長船町福里820-1	H22. 4. 1～H25. 3. 31	瀬戸内市(旧邑久町、旧長船町)
2-4	(株)邑久環境整備事業所	瀬戸内市邑久町尻海2855-45	H22. 4. 1～H25. 3. 31	瀬戸内市(旧邑久町、旧牛窓町)
3-1	(株)玉野民生公社	玉野市玉原3-20-1	H22. 4. 1～H25. 3. 31	玉野市
4-1	(有)日生環境	備前市日生町寒河282-22	H22. 4. 1～H25. 3. 31	備前市(旧日生町)
4-2	(有)和気環境サービス	和気郡和気町日室139	H20. 3. 15～H23. 3. 14	備前市(旧吉永町)、和気町(旧和気町)
4-6	(株)備前浄化槽管理センター	備前市香登本48-5	H22. 4. 1～H25. 3. 31	備前市(旧備前市)
4-8	昭和開発(株)	備前市大内454-1	H22. 4. 1～H25. 3. 31	備前市(旧備前市)、瀬戸内市(旧長船町)
4-9	西日本高速道路エンジニアリング関西(株)	大阪市淀川区宮原3-4-30	H22. 4. 1～H25. 3. 31	備前市(旧備前市)
4-10	(有)カナカエコシステム	備前市東片上1776-2	H22. 3. 17～H25. 3. 16	備前市(旧備前市)
4-11	(有)岩元清掃舎	備前市伊部1280-3	H21. 3. 27～H24. 3. 26	備前市(旧備前市)
4-13	(有)クリーンセンター瀬戸内	備前市東片上624-3	H19. 11. 25～H22. 11. 24	備前市(旧備前市)
5-1	キョクトウ(有)	岡山市東区瀬戸町瀬戸646	H22. 4. 1～H25. 3. 31	赤磐市、和気町(旧佐伯町)
8-1	(株)クリーン・システム	倉敷市玉島783-2	H19. 6. 3～H22. 6. 2	浅口市、里庄町
9-1	(有)中央クリーン	倉敷市真備町辻田149-5	H22. 4. 1～H25. 3. 31	総社市(旧山手村、旧清音村)
9-2	(有)フレヴァン	総社市久米309-4	H22. 4. 1～H25. 3. 31	総社市(旧総社市(昭和地区を除く))
10-1	(株)アクア美保	笠岡市入江382-1	H22. 4. 1～H25. 3. 31	笠岡市
10-2	(株)クリーンサービス・イバラ	井原市笹賀町2-1-10	H22. 4. 1～H25. 3. 31	井原市(旧井原市、旧芳井町)、里庄町
10-3	(株)井原環境保全	井原市大江町1323-1	H22. 4. 1～H25. 3. 31	井原市(旧井原市、旧芳井町)
10-4	柏本産業(有)	小田郡矢掛町矢掛2508-1	H22. 4. 1～H25. 3. 31	矢掛町
10-5	矢掛美環産業(株)	小田郡矢掛町中47-1	H22. 4. 1～H25. 3. 31	矢掛町
10-6	(有)中国水道	笠岡市相生1105	H22. 4. 1～H25. 3. 31	笠岡市
10-7	岡山県環境整備事業協同組合	岡山市南区山田291-2	H21. 2. 17～H24. 2. 16	津山市、笠岡市、高梁市、新見市、備前市、赤磐市、真庭市、美作市、浅口市(旧鴨方町)、吉備中央町
10-8	ライフセンター(株)	笠岡市十一番町11-13	H21. 1. 17～H24. 1. 16	笠岡市
11-1	縄手商事(株)	高梁市落合町阿部802-1	H22. 4. 1～H25. 3. 31	高梁市(旧高梁市、旧有漢町、旧成羽町)、吉備中央町(旧賀陽町)
12-1	(株)三美産業	高梁市川上町三沢4342-2	H22. 4. 1～H25. 3. 31	総社市(総社市昭和地区)、井原市(旧美星町)、高梁市(旧川上町、旧備中町)
13-1	環境管理(有)	新見市上市1518	H22. 4. 1～H25. 3. 31	新見市(旧新見市、旧神郷町、旧哲多町、旧哲西町)
14-1	真庭環境衛生管理(株)	真庭市下河内328-1	H22. 4. 1～H25. 3. 31	新見市(旧大佐町)、真庭市、新庄村、鏡野町(旧富村)、美咲町(旧旭町)
14-3	(有)エコライフ商友	真庭市惣84-7	H20. 3. 10～H23. 3. 9	真庭市(旧久世町)
15-1	(株)大環	津山市東一宮73-1	H22. 4. 1～H25. 3. 31	津山市(旧津山市、旧加茂町、旧阿波村、旧久米町)、鏡野町(旧鏡野町、旧奥津町、旧上斎原村)、美咲町(旧中央町)
16-2	(有)旭川環境	岡山市北区建部町宮地518-1	H22. 2. 16～H25. 2. 15	久米南町
16-4	(株)十字屋	加賀郡吉備中央町上田東2286-1	H19. 8. 31～H22. 8. 30	吉備中央町(旧加茂川町)
17-2	(有)アイビー産業	美作市三倉田572-1	H19. 9. 5～H22. 9. 4	美作市(旧作東町、旧英田町)、美咲町(旧柵原町)
17-3	(有)近藤清掃	美作市林野224	H20. 4. 1～H23. 3. 31	美作市(旧大原町、旧東栗倉村、旧美作町)、西栗倉村
18-1	(有)勝央清掃	勝田郡勝央町岡24-3	H22. 4. 1～H25. 3. 31	津山市(旧勝北町)、勝央町
18-2	(有)田村商事	勝田郡奈義町豊沢554-5	H22. 4. 1～H25. 3. 31	奈義町
18-4	(有)作州清掃	美作市真加部1756-3	H21. 4. 1～H24. 3. 31	美作市(旧勝田町、旧作東町)

登録事業者数 38

(15)産業廃棄物の実態(平成20年度実績)

(ア)業種別の排出量に対する再生利用量、減量化量、最終処分量

業種 (千t/年)	合計	鉱業	建設業	製造業	電気・ 水道業	情報 通信業	運輸業	卸・小 売業	飲食店・ 宿泊業	医療・福祉	サービス業	その他の 業種
排 出 量	7,029	231	1,030	4,438	1,211	6	6	67	3	14	22	2
再生利用量	2,325	45	880	1,286	64	6	4	20	2	1	16	1
減 量 化 量	4,188	167	48	2,857	1,081	0	1	19	0	11	4	0
最終処分量	424	19	101	207	63	0	1	28	1	2	3	1
そ の 他 量	92	1	0	88	3		0	0				

(イ)種類別の排出量に対する再生利用量、減量化量、最終処分量

種類:無変換 (千t/年)	合 計	燃 え 殻	汚 泥	廃 油	廃 酸	廃 アルカリ	廃 プラスチック類	紙 く ず	木 く ず	織 維 く ず	動植物性残さ	動物系固形不要物	ゴムくず	金属くず	ガラス陶磁器くず	鉱 さい	が れ き 類	ば い じ ん	その他産業廃棄物
排出量	7,029	18	4,535	123	26	43	161	28	141	2	31	7	1	154	99	285	860	477	39
再生利用量	2,325	11	491	61	14	5	41	16	103	1	15	6	0	153	47	170	790	394	7
減量化量	4,188	0	3,904	60	11	38	71	12	33	1	14	1	0				2	26	16
最終処分量	424	3	138	2	1	1	49	1	6	0	2	0	1	1	52	27	68	57	16
その他量	92	3	1	0		0	0		0					0		87		1	

注 例えば、廃酸、廃アルカリ、廃油等に最終処分量が表示されているが、実際には、焼却等により燃え殻となったものが最終処分されている。
しかし、この表における再生利用量、最終処分量はこのような中間処理等による廃棄物の種類の変化を考慮していない。

(16)第2次岡山県廃棄物処理計画の概要

1 計画策定の趣旨

(1)趣旨及び背景

本県では、循環型社会への転換を図ることを基本理念におき、廃棄物処理法に基づいて、平成14年3月に第1次の「岡山県廃棄物処理計画(平成13～17年度)」を策定し、県内における廃棄物の減量化、リサイクル及び適正処理に関する施策を展開してきた。

第2次岡山県廃棄物処理計画は、第1次計画で掲げた目標や各施策等の進捗状況を点検し、循環型社会の形成を着実なものとするため、本県の廃棄物・循環資源に関する行政の基本的方向を定めるとともに、県民、市町村、事業者、処理業者など関係者すべての指針とするものである。

(2)計画の期間

計画の期間：平成18年度(2006年度)～平成22年度(2010年度)の5年間

2 計画の基本理念及び基本方針

(1)基本理念

◎循環を基調とした廃棄物再生・処理システムの構築

◎廃棄物の削減による環境への負荷の低減

(2)基本方針

計画の基本理念を実現するため、排出者(事業者)責任の原則を徹底し、廃棄物の排出抑制、再利用、再生利用、熱回収、適正処分を基本として、次に掲げる5つの方針のもとに、廃棄物・リサイクル対策を推進する。

①排出者(事業者)責任の徹底・強化

廃棄物は排出者(事業者)が自らの責任において適正に処理を行うことが原則であり、廃棄物・リサイクル対策における排出者(事業者)責任の徹底と強化を推進する。

②排出抑制と循環的利用の推進

環境への負荷の少ない、循環を基調とした社会経済システム(循環型社会)の形成を着実なものとするため、廃棄物の排出抑制を第一とし、廃棄物(循環資源)については適正な循環的利用(再利用、再生利用、熱回収)を推進する。

③適正処理の推進

循環的な利用が行われないものは、廃棄物処理法をはじめとする関係法令の遵守、排出者及び処理事業の主体者の意識・構造改革、安全で信頼性の高い高度な処理技術の導入等により、適正処理を推進する。

④廃棄物処理施設の計画的な整備の促進

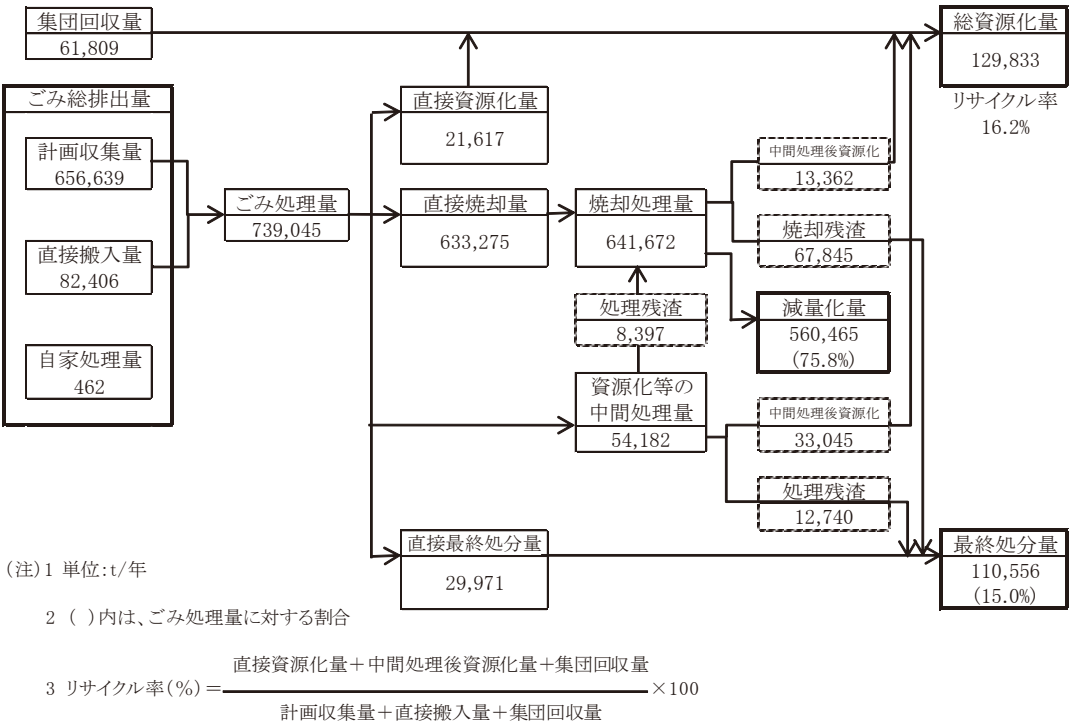
処理・処分しなければならない廃棄物については、適正な処理体制を確保することを基本とし、必要な処理施設の計画的な整備を促進する。

⑤廃棄物情報の共有化と相互理解

廃棄物処理に関する透明性を高めるとともに、県民、事業者、行政が循環資源・廃棄物に対する正しい情報を共有化し、相互理解を深めるため、情報提供や普及啓発活動等を推進する。

3 一般廃棄物(ごみ)の処理状況(平成16年度)

- ・排出されたごみは、焼却や破碎・選別等により中間処理されるほか、直接資源化や直接最終処分されている。
- ・総資源化量は、直接資源化量、中間処理後資源化量及び住民による集団回収量を合計して13万t、最終処分された量は、直接最終処分量と中間処理後の最終処分量を合計して11万1千tとなっている。
- ・中間処理により減量化された量は56万tとなる。



4 一般廃棄物の処理目標

第1次計画の分析・評価や国の基本方針における「廃棄物の減量化の目標量」の考え方を踏まえて、第2次計画における一般廃棄物(ごみ)の減量化の目標をつぎのとおり設定する。

項目	一般廃棄物(ごみ)の減量化の目標 (目標年度:平成22年度)	現 状 (平成16年度実績)
排出抑制	1人1日当たりの排出量を1,009gとすることを目指す	1,033g
リサイクル	リサイクル率を約24%とすることを目指す	16.2%
最終処分量の削減	最終処分量を214t/日とすることを目指す	303t/日

5 一般廃棄物の目標達成に向けての主な取組

＜排出抑制に関する取組み＞

- ・おかやま・もったいない運動、マイバッグ運動、さらには「岡山県統一ノーレジ袋デー」の創設などの県民運動の展開

- ・「エコフェスタおかやま」の開催や各種広報媒体を活用した普及啓発の推進
- ・市町村における排出事業者への指導など排出抑制対策の推進

＜リサイクルの促進に関する取組み＞

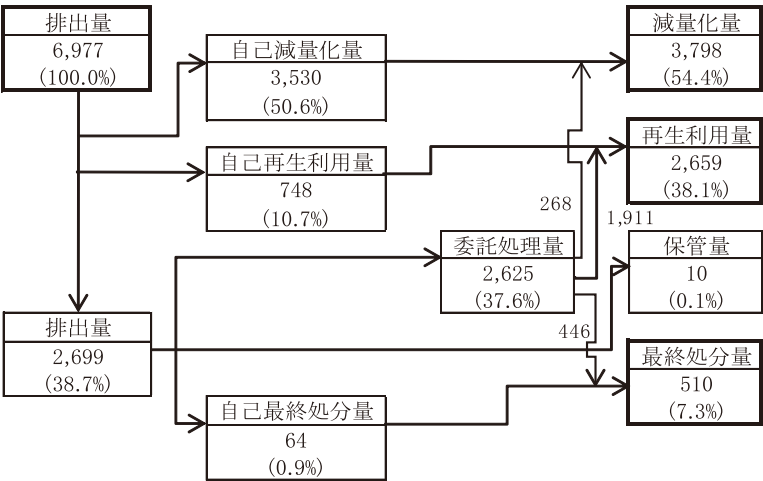
- ・容器包装リサイクル法による分別収集の促進と自治会等による集団回収活動の推進
- ・岡山県エコ製品や岡山エコ事業所の認定・周知による再生品の利用促進
- ・循環資源情報提供システムを活用した情報提供の充実と不用品交換サイト利用促進

＜最終処分量の削減に関する取組み＞

- ・溶融スラグの土木資材等への利用促進
- ・廃プラスチック類のリサイクルの推進と埋立処分から焼却熱回収への転換

6 産業廃棄物の処理状況(平成16年度)

- ・排出された産業廃棄物の処理状況は、脱水や焼却等の中間処理によって3,798千t(排出量の54.4%)が減量化され、2,659千t(同38.1%)が再生利用されている。
- ・最終処分量は、510千t(同7.3%)となっている。



(注)1 単位: 千t/年
2 ()内は、排出量に対する割合
3 図内の数値は、四捨五入の関係で収支が合わない場合がある。

7 産業廃棄物の処理目標

第1次計画の分析・評価を踏まえ、国の基本方針における「廃棄物の減量化の目標量」の考え方及び循環型社会形成推進基本計画等を総合的に勘案して、第2次計画における産業廃棄物の減量化の目標を次のとおり設定する。

項 目	産業廃棄物の減量化の目標 (目標年度:平成 22 年度)	現状 (平成 16 年度実績)
排 出 抑 制	排出量をおおむね 7,000 千 t/年とすることを旨す	6,977 千 t/年
リ サ イ ク ル	リサイクル率を約 39.0%とすることを旨す	38.1%
最終処分量の削減	最終処分量を 410 千 t/年とすることを旨す	510 千 t/年

8 産業廃棄物の目標達成に向けての主な取組み

＜排出抑制に関する取組み＞

- ・多量排出事業者への排出抑制等の指導の徹底
- ・事業所におけるISO14001等の環境マネジメントシステムの導入促進

＜リサイクルの促進に関する取組み＞

- ・建設リサイクル法や自動車リサイクル法などリサイクル関連法の周知徹底
- ・循環型社会の形成を推進する民間の施設整備等への支援
- ・循環資源の有効利用を支援するマッチングシステムの利用促進

＜最終処分量の削減に関する取組み＞

- ・汚泥、鉍さいなど最終処分量の多い産業廃棄物の排出事業者に対する削減指導の徹底

9 第2次岡山県廃棄物処理計画の実施状況

第2次岡山県廃棄物処理計画(H18～H22年度)の進捗状況

平成22年度の数値目標		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
一般 廃 棄 物	排出量を1人1日当たり1,009gとする。	1,033 ^g	1,003	1,004	971	939
	リサイクル率を約24%とする。	16.2 [%]	25.8	25.4	24.6	25.2
	最終処分量を214トン/日とする。	303 ^{t/日}	214	193	187	162
産 業 廃 棄 物	排出量をおおむね7,000千トン/年とする。	6,977 ^{千t/年}	6,971	6,878	7,309	7,029
	リサイクル率を39.0%とする。	38.1 [%]	38.2	35.8	33.5	33.1
	最終処分量を410千トン/年とする。	510 ^{千t/年}	501	461	435	424

※一人当たりごみの排出量＝市町村収集量(収集量＋直接搬入量)＋自家処理量

4 大気環境関係(安全な生活環境の確保)

(1)大気汚染に係る環境基準

区 分	環 境 基 準
二 酸 化 硫 黄	1 時間値の 1 日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1 時間値が0.1ppm以下であること。
一 酸 化 炭 素	1 時間値の 1 日平均値が10ppm以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が20ppm以下であること。
浮 遊 粒 子 状 物 質	1 時間値の 1 日平均値が、0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
光 化 学 オ キ シ ダ ン ト	1 時間値が0.06ppm以下であること。
二 酸 化 窒 素	1 時間値の 1 日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
微 小 粒 子 状 物 質	1 年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
ベ ン ゼ ン	1 年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること
ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン	1 年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること
テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン	1 年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること
ジ ク ロ ロ メ タ ン	1 年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること

環境基準による大気汚染の評価に関する用語について

用 語	説 明
1 時 間 値	1 時間の平均濃度
1 日 平 均 値 (日 平 均 値)	1 日24時間の測定結果の平均値。ただし、1 日のうち欠測が4時間を超えるときは、1 日平均値に係る集計から除外している。
有 効 測 定 日 数	1 日のうち20時間以上測定が行われた日数
年 平 均 値	1 年間の測定結果の平均値(1 年間は平年で8,760時間)。 ただし、年間測定6,000時間未満のものは参考にとどめている(1 日平均値の2%除外値、1 日平均値の年間98%値についても同じ)。
日 平 均 値 の 年 間 2 % 除 外 値	1 年間に得られた 1 日平均値を整理し、高い方から 2 % の範囲内にあるもの(365 日分の 1 日平均値がある場合は 7 日分の測定値)を除外した残りの最高 1 日平均値をいう。
日 平 均 値 の 年 間 9 8 % 値	1 年間に得られた 1 日平均値を整理し、低い方から98%に相当する(365 日分の 1 日平均値があれば358番目の) 1 日平均値をいう。
長 期 的 評 価	主として1 年を単位とする平均的な評価で、地域における汚染の実態、推移を把握するもので、一般に環境基準の達成、非達成をいう場合は長期的評価を指す。地域の汚染の評価、規制を実施するための地域の指定等も長期的評価に基づいて行われ、また、総量規制を実施するためのシミュレーション調査でも、長期的評価を満足させることを目標として計算が行われることが多い。
短 期 的 評 価	1 時間値、1 日平均値について測定結果を環境基準に比較して行う評価方法で、時間ごと、日ごとの高濃度の出現を チェックするのに利用される。

(2)環境大気測定局一覧

(平成21年4月1日現在)

市町	No.	測 定 局		測 定 項 目											
				SO ₂	SPM	CO	Ox	NO ₂ NO NO _x	NMHC CH ₄ THC	WV WD	温度 TEMP	湿度 HUM	日射 SUN	放射 収支	紫外線 A、B
岡山市	1	興 除	市	◎	◎		◎	◎	◎	◎					
	2	江 並	市	◎	◎		◎	◎		◎					
	3	出 石	市	◎	◎		◎	◎		◎					
	4	南 輝	市	◎	◎		◎	◎		◎	◎		◎	◎	
	5	吉 備	市		◎		◎	◎		◎					
	6	南 方	市・自		◎			◎	◎						
	7	西 大 寺	市	◎	◎		◎	◎		◎					
	8	東 岡 山	市		◎		◎	◎		◎					
	9	五 明	市	◎	◎		◎	◎	◎	◎					
	10	西 祖	市・自		◎			◎	◎	◎					
	11	青 江	市・自		◎	◎		◎	◎	◎					
	12	高 倉 山	市・気							◎	◎		◎		
	計 12局			6	11	1	8	11	5	11	2		2	1	
倉敷市	13	監視センター	市	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	14	春 日	市	◎	◎		◎	◎		◎					
	15	広 江	市	◎	◎					◎					
	16	二 福	市	◎											
	17	港 湾 局	市	◎	◎					◎					
	18	松 江	市	◎	◎		◎	◎		◎					
	19	呼 松	市	◎	◎										
	20	宇 野 津	市	◎											
	21	塩 生	市	◎	◎		◎	◎		◎					
	22	連 島	市	◎	◎		◎	◎		◎					
	23	倉 敷 美 和	市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎					
	24	豊 洲	市	◎				◎		◎					
	25	天 城	市	◎	◎		◎	◎		◎					
	26	茶 屋 町	市	◎	◎		◎	◎		◎					
	27	郷 内	市	◎	◎		◎	◎		◎					
	28	駅 前	市・自			◎		◎	◎						
	29	西 阿 知	市	◎	◎		◎	◎		◎					
	30	玉 島	市	◎	◎		◎	◎		◎					
	31	児 島	市	◎	◎		◎	◎		◎					
	32	田 の 口	市	◎											
	33	大 高	市・自		◎	◎		◎		◎					
	34	船 穂	市	◎	◎		◎	◎		◎					
	35	真 備	市				◎	◎		◎					
	36	西 坂	市・移		◎	◎		◎		◎					
	37	庄	市・移		◎	◎	◎	◎		◎					
	計 25局			20	19	5	15	19	3	20	1	1	1	1	
玉野市	38	日 比	市	◎	◎		◎	◎		◎					
	39	渋 川	県	◎	◎			◎		◎					
	40	宇 野	県	◎	◎		◎	◎		◎					
	41	向日比1丁目	県	◎				◎		◎					
	42	向日比2丁目	市	◎	◎					◎					
	43	日 比 2 丁 目	市	◎	◎					◎					
	44	後 閑	市	◎	◎					◎					
	45	用 吉	市・自	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎					
	計 8局			8	7	1	3	5	1	8					
笠岡市	46	大 磯	県・自	◎	◎	◎	◎	◎	◎						
	47	寺 間	県	◎	◎			◎		◎					
	48	茂 平	県		◎		◎	◎		◎					
	計 3局			2	3	1	2	3	1	2					

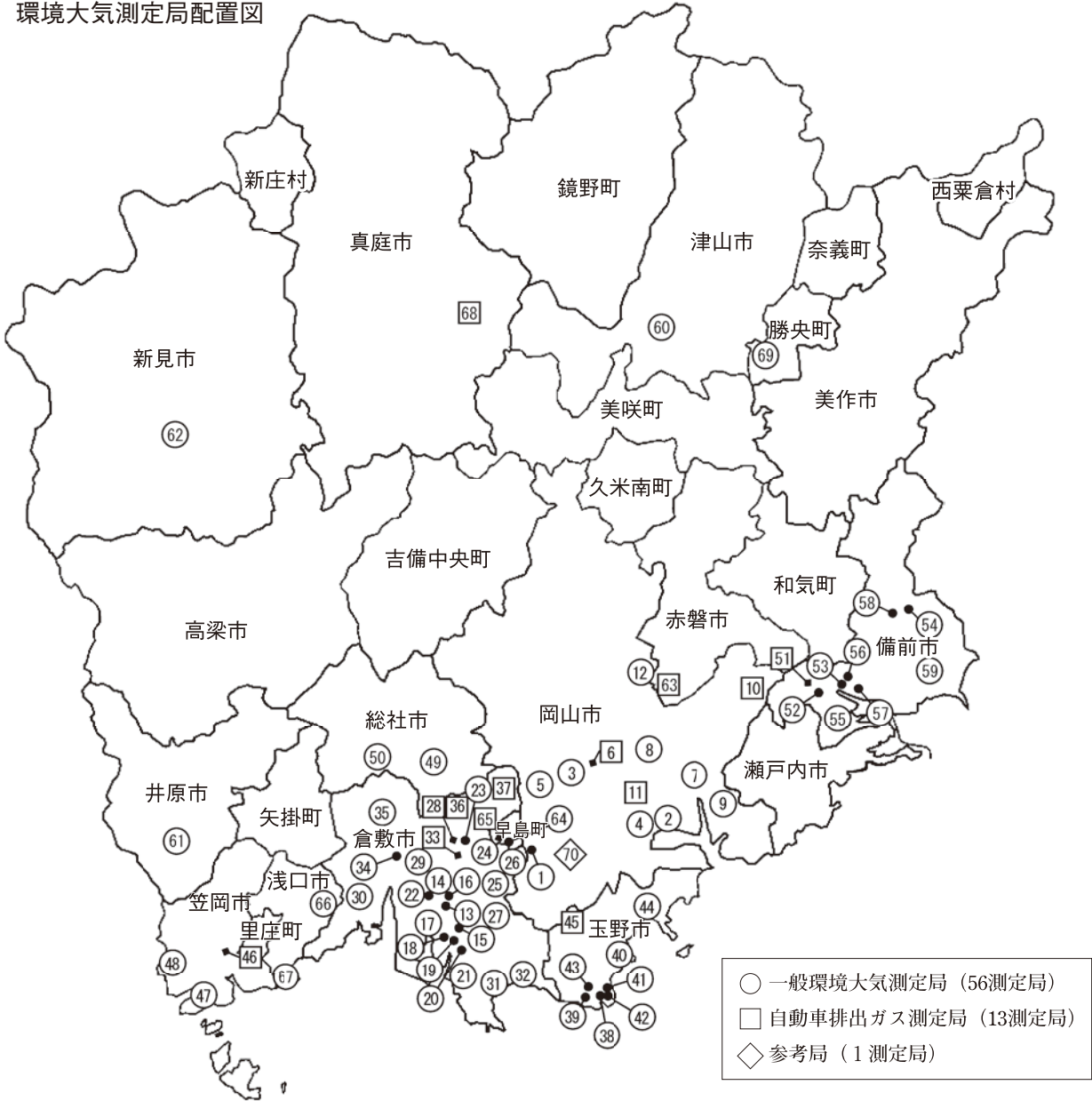
市町	No.	測 定 局		測定項目											
				SO ₂	SPM	CO	Ox	NO ₂ NO NOx	NMHC CH ₄ THC	WV WD	温度 TEMP	湿度 HUM	日射 SUN	放射 収支	紫外線 A、B
総社市	49	総 社	県		◎		◎	◎		◎					
	50	久 代	県				◎			◎					
備前市	51	伊 部	県・自		◎			◎	◎						
	52	浦 伊 部	県		◎		◎	◎		◎					
	53	沖 浦	県	◎	◎					◎					
	54	三 石	県	◎	◎		◎	◎		◎					
	55	鶴 海	市	◎	◎			◎		◎					
	56	東 片 上	市					◎							
	57	穂 浪	市	◎	◎			◎		◎					
	58	野 谷	市	◎	◎			◎		◎					
	59	日 生	県	◎	◎		◎	◎		◎					
	計 9局			6	8	0	3	8	1	7					
津山市	60	津 山	県	◎	◎		◎	◎		◎					
井原市	61	井 原	県				◎			◎					
新見市	62	新 見	県	◎	◎		◎	◎		◎					
赤磐市	63	山 陽	県・自		◎			◎	◎	◎					
早島町	64	早 島	県		◎		◎	◎		◎					
	65	長 津	県・自		◎			◎	◎	◎					
浅口市	66	金 光	県		◎		◎	◎		◎					
	67	寄 島	県	◎			◎	◎		◎					
真庭市	68	久 世	県・自		◎		◎	◎	◎	◎					
勝央町	69	勝 央	県	◎	◎			◎		◎					
合計 69局				46	57	8	40	56	14	60	3	1	3	2	
県センター（参考）		県・気								○	○	○	○	○	○

(凡例)

SO ₂	二酸化硫黄
SPM	浮遊粒子状物質
NO ₂	二酸化窒素
NO	一酸化窒素
NOx	窒素酸化物
Ox	光化学オキシダント
NMHC	非メタン炭化水素
CH ₄	メタン
THC	全炭化水素
HF	フッ化水素
WV	風速
WD	風向
県	県設置測定局
市	市設置測定局
自	自動車排出ガス測定局
移	移動測定局
気	気象観測局
◎	テレメーター化されているもの
○	テレメーター化されていないもの

(3) 大気環境監視網

環境大気測定局配置図



岡山 市	1	興江	除並	20	宇野	津生	38	日比	比川	備前	56	東穂	片上
	2	出南	石輝	21	塩連	連島	39	洪宇	野日	市	57	穂野	浪谷
	3	吉南	備方(自)	22	倉敷	美和	40	宇向日	比1丁		58	日	谷生
	4	西大	寺山	23	天茶	洲城	41	向日比	2丁目	その他市町	59	津井	山原
	5	西東	岡明	24	豊屋	町内	42	向日比	2丁目		60	新山	見
	6	五祖	(自)	25	郷前	(自)	43	後用	吉(自)		61	早長	(自)島
	7	西祖	(自)	26	駅阿	知島	44	大寺	磯間		62	金寄	津(自)光
	8	青江	(自)	27	西玉	島島	45	茂総	平社		63	久勝	世(自)央
	9	高倉	山	28	児の	口	46	久	部(自)		64	勝	
	10			29	田高	(自)	47	伊部	伊部		65	県センター(参)	
	11			30	大船	穂備	48	浦沖	浦石		66		
	12			31	西坂	(自)	49	三	海		67		
	13			32	庄	(自)	50	鶴			68		
倉敷 市	14	監視センター	日江	33	宇野	津生	51	伊部	比川	備前	56	東穂	片上
	15	春広	福局	34	塩連	連島	52	浦沖	野日	市	57	穂野	浪谷
	16	二港	江松	35	倉敷	美和	53	三	比1丁		58	日	谷生
	17	松呼		36	天茶	洲城	54	鶴	比2丁目	その他市町	59	津井	山原
	18			37	豊屋	町内	55		2丁目		60	新山	見
	19				郷前	(自)			吉(自)		61	早長	(自)島
					駅阿	知島			磯間		62	金寄	津(自)光
					西玉	島島			平社		63	久勝	世(自)央
					児の	口			部(自)		64	勝	
					田高	(自)			伊部		65	県センター(参)	

合計70測定局
(自) 自動車排出ガス測定局
(参) 参考局

(4)環境基準の達成状況の推移(%)

二酸化硫黄	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
岡山県	100	100	100	100	100
全国	99.7	99.8	99.8	99.8	

※一般環境大気測定局に係る結果のみ

二酸化窒素		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
岡山県	一般環境大気測定局	100	100	100	100	100
	自動車排出ガス測定局	90.0	90.9	92.3	100	100
全国	一般環境大気測定局	99.7	99.8	99.8	99.8	
	自動車排出ガス測定局	91.3	90.7	94.4	95.5	

光化学オキシダント	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
岡山県	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
全国	0.3	0.1	0.1	0.1	

※一般環境大気測定局に係る結果のみ

浮遊粒子状物質		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
岡山県	一般環境大気測定局	100	26	100	100	100
	自動車排出ガス測定局	100	20	100	100	100
全国	一般環境大気測定局	96.4	93.0	89.5	99.6	
	自動車排出ガス測定局	93.7	92.8	88.6	99.3	

(5)オキシダント情報・注意報の発令日数(過去10年)

年度	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
情報	4	8	5	4	8	8	10	9	17	17
注意報	1	2	3	1	0	1	8	6	6	4
計	5	10	8	5	8	9	18	15	23	21

(6)オキシダント情報・注意報の発令回数(過去10年)

年度 地域		平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21
岡山市	情 報	3	0	0	1	2	0	3	2	2	3
	注意報	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0
	計	3	0	0	1	2	0	4	4	2	3
(灘崎町)	情 報	1	0	0	0	0					
	注意報	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—
	計	1	0	0	0	0					
倉敷市	情 報	3	7	6	3	8	9	11	10	16	17
	注意報	1	2	0	0	0	0	7	4	6	2
	計	4	9	6	3	8	9	18	14	22	19
(船穂町)	情 報	1	0	1	0	1	1				
	注意報	0	0	1	0	0	0	—	—	—	—
	計	1	0	2	0	1	1				
(真備町)	情 報	0	0	0	0	1					
	注意報	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—
	計	0	0	0	0	1					
玉野市	情 報	0	0	0	0	0	0	2	1	0	2
	注意報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	2	1	0	2
笠岡市	情 報	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	注意報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
井原市	情 報	0	0	3	1	0	0	0	0	1	0
	注意報	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	4	1	0	0	0	0	1	0
総社市	情 報	2	0	0	1	1	0	2	2	2	0
	注意報	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	計	2	0	0	1	1	0	3	2	2	0
備前市	情 報	0	1	1	0	0	0	2	1	2	2
	注意報	0	0	0	0	0	1	2	1	0	1
	計	0	1	1	0	0	1	4	2	2	3
(日生町)	情 報	0	0	0	0	0	0				
	注意報	0	0	1	1	0	0	—	—	—	—
	計	0	0	1	1	0	0				
浅口市	情 報							1	4	3	8
	注意報	—	—	—	—	—	—	0	0	0	1
	計							1	4	3	9
(金光町)	情 報	0	0	2	0	0	1				
	注意報	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—
	計	0	0	2	0	0	1				
(寄島町)	情 報	0	0	0	0	1	0				
	注意報	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—
	計	0	0	0	0	1	0				
早島町	情 報	0	0	0	0	0	0	3	0	0	2
	注意報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	3	0	0	2
里庄町	情 報	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
	注意報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
津山市	情 報									0	3
	注意報	—	—	—	—	—	—	—	—	0	1
	計									0	4
美作市	情 報									0	3
	注意報	—	—	—	—	—	—	—	—	0	1
	計									0	4
鏡野町	情 報									0	3
	注意報	—	—	—	—	—	—	—	—	0	1
	計									0	4
勝央町	情 報									0	3
	注意報	—	—	—	—	—	—	—	—	0	1
	計									0	4
奈義町	情 報									0	3
	注意報	—	—	—	—	—	—	—	—	0	1
	計									0	4
西粟倉村	情 報									0	3
	注意報	—	—	—	—	—	—	—	—	0	1
	計									0	4

年度 地域		平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21
久米南町	情 報 注意報 計	—	—	—	—	—	—	—	—	0 0 0	3 1 4
美咲町	情 報 注意報 計	—	—	—	—	—	—	—	—	0 0 0	3 1 4
合計	情 報 注意報 計	10 1 11	8 2 10	14 3 17	6 1 7	14 0 14	11 1 12	24 11 35	20 7 27	28 6 34	58 12 70

(7)大気汚染防止法及び岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づく
設置届出等件数(平成21年度)

施 設 の 種 類		設 置 届	使 用 届	変 更 届	そ の 他 届	計
大気汚染防止法	ば い 煙 発 生 施 設	59	0	74	161	294
	V O C 排 出 施 設	0	0	6	1	7
	一 般 粉 じ ん 発 生 施 設	5	0	9	29	43
	特 定 粉 じ ん 発 生 施 設	0	0	0	0	0
	小 計	64	0	89	191	344
県条例	ば い 煙 発 生 施 設	2	0	0	2	4
	粉 じ ん 発 生 施 設	0	0	0	6	6
	有 害 ガ ス 発 生 施 設	180	0	39	104	323
	小 計	182	0	39	112	333
合 計		246	0	128	303	677

(注)岡山市、倉敷市及び新見市の処理件数は除く。

(8)大気汚染防止法に基づく特定施設設置状況

ばい煙発生施設

一般粉じん発生施設

(平成22年3月31日現在)

施設種類	施設数	(岡山市)	(倉敷市)	(新見市)	施設種類	施設数	(岡山市)	(倉敷市)	(新見市)
1 ボイラー	967	563	569	31	1 コークス炉	0	0	12	0
2 ガス発生炉・加熱炉	0	0	2	0	2 堆積場	120	32	57	3
3 金属等の焼結炉	1	10	11	0	3 ベルト・バケットコンベア	296	67	1277	2
4 金属の溶鉱炉	0	0	10	0	4 破砕機・摩砕機	151	74	84	11
5 金属、鑄造の溶解炉	29	29	53	3	5 ふるい	86	30	143	1
6 金属の加熱炉	59	17	160	0	合計	653	203	1573	17
7 石油製品等の加熱炉	17	0	232	0	揮発性有機化合物排出施設				
8 石油精製の触媒再生塔	0	0	1	0	施設種類	施設数	(岡山市)	(倉敷市)	(新見市)
9 硫黄回収装置の燃焼炉	0	0	6	0	1 揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設	0	0	9	0
10 窯業の焼成炉	44	5	6	12	2 塗装施設	3	0	10	0
11 無機、食品の直火炉	33	7	9	0	3 塗装の用に供する乾燥施設	1	11	8	0
12 乾燥炉	78	59	71	4	4 印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	4	2	4	0
13 製鉄、製鋼等の電気炉	2	0	10	0	5 接着の用に供する乾燥施設	0	9	0	0
14 廃棄物焼却炉	71	43	55	4	6 印刷の用に供する乾燥施設(オフセット輪転印刷に係るものに限る。)	1	0	0	0
15 銅等の精錬の溶鉱炉等	10	0	0	0	7 印刷の用に供する乾燥施設(グラビア印刷に係るものに限る。)	5	22	0	0
16 Cd顔料等の乾燥施設	0	0	0	0	8 工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設	2	0	2	0
17 塩素急速冷却施設	0	0	0	0	9 ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク	0	1	24	0
18 塩化第2鉄の溶解層	0	0	0	0	合計	16	45	57	0
19 活性炭の反応炉	0	0	0	0					
20 塩素等の反応施設	1	0	43	0					
21 アルミニウム電解炉	0	0	0	0					
22 燐等の反応施設	1	0	0	0					
23 弗酸の凝縮施設等	0	0	0	0					
24 トリポリリン酸Na反応施設等	0	0	0	0					
25 鉛の第2次精錬等の溶解炉	0	0	1	0					
26 鉛蓄電池の溶解炉	0	0	0	0					
27 鉛顔料の溶解炉等	0	0	0	0					
28 硝酸の吸収施設等	0	0	0	0					
29 コークス炉	0	0	12	0					
30 ガスタービン	15	51	16	0					
31 ディーゼル機関	238	234	154	11					
32 ガス機関	4	7	1	0					
33 ガソリン機関	0	0	0	0					
合計	1570	1025	1422	65	合計	16	45	57	0

(9)低減条例に基づく特定施設設置状況

ばい煙発生施設

粉じん発生施設

(平成22年3月31日現在)

施設種類	施設数	(岡山市)	(倉敷市)	(新見市)	施設種類	施設数	(岡山市)	(倉敷市)	(新見市)
1 ベンガラのばい焼炉	1	0	0	0	1 セメントサイロ	79	30	47	3
2 ガラス等の熔融炉	0	0	10	0	2 バッチャープラント	60	21	10	5
3 Cd 顔料等の乾燥施設	0	0	0	0	合計	139	51	57	8
4 塩素等の反応施設等	4	0	2	0	有害ガス発生施設				
5 燐等の反応施設等	1	0	0	0					
6 弗酸の凝縮施設等	0	0	0	0					
7 鉛の第2次精錬等の溶解炉	0	0	3	0	施設種類	施設数	(岡山市)	(倉敷市)	(新見市)
8 鉛顔料の溶解炉等	0	0	0	0	1 繊維製品の樹脂加工施設	7	5	11	0
9 繊維製品の漂白施設	0	0	2	0	2 木材等の蒸解施設	2	8	4	6
10 パルプ等の漂白施設	0	0	0	0	3 化学工業品等の反応施設	570	178	694	5
11 クレー粉の漂白施設	11	0	0	0	4 出版等のグラビア印刷施設	53	66	18	0
12 メタキシレン抽出施設	0	0	2	0	5 ゴム製品製造施設	466	224	34	52
13 ピクリン酸の反応施設	0	0	0	0	6 鉄鋼等の鋳物製造施設	70	25	9	1
14 金属の表面処理施設	11	1	6	0	7 金属製品等の表面処理施設	518	105	180	2
合計	28	1	25	0	合計	1686	611	950	66

(10)大気汚染防止法に基づく施設の所管別・法区分別内訳

(平成22年3月31日現在)

区分 所管	ばい煙発生施設		VOC排出施設		一般粉じん発生施設		特定粉じん発生施設		合計	
	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数
備前県民局	189	548	2	3	44	245	0	0	235	796
備中県民局	237	568	4	8	32	164	0	0	273	740
美作県民局	222	454	4	5	25	244	0	0	251	703
小計	648	1,570	10	16	101	653	0	0	759	2,239
岡山市	429	1,025	9	45	42	203	0	0	480	1,273
倉敷市	342	1,422	13	57	19	1,573	0	0	374	3,052
新見市	36	65	0	0	3	17	0	0	39	82
小計	807	2,512	22	102	64	1,793	0	0	893	4,407
合計	1,455	4,082	32	118	165	2,446	0	0	1,652	6,646

(11)低減条例に基づく施設の所管別・法区分別内訳

(平成22年3月31日現在)

区分 所管	ばい煙発生施設		粉じん発生施設		有害ガス発生施設		合計	
	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数
備前県民局	15	22	15	32	38	715	68	769
備中県民局	6	6	21	44	51	470	78	520
美作県民局	0	0	23	63	55	511	78	574
小計	21	28	59	139	144	1,696	224	1,863
岡山市	1	1	22	51	95	611	118	663
倉敷市	7	25	20	57	65	950	92	1032
新見市	0	0	5	8	5	66	10	74
小計	8	26	47	116	165	1,627	220	1,769
合計	29	54	106	255	309	3,323	444	3,632

5 水環境関係 (安全な生活環境の確保)

(1) 水質の環境基準

(ア) 健康項目の環境基準超過状況(平成 21 年度)

項目名	項目別 測定地点数	環境基準 超過地点数	環境基準
カドミウム	84(河川46, 湖沼2, 海域36)	0	0.01mg/L以下
全シアン	〃	0	検出されないこと
鉛	〃	0	0.01mg/L以下
六価クロム	〃	0	0.05mg/L以下
ヒ素	〃	0	0.01mg/L以下
総水銀	〃	0	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	〃	0	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	〃	0	検出されないこと
トリクロロエチレン	〃	0	0.03mg/L以下
テトラクロロエチレン	〃	0	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	〃	0	0.02mg/L以下
四塩化炭素	〃	0	0.002mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン	〃	0	0.004mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン	〃	0	0.02mg/L以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	〃	0	0.04mg/L以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	〃	0	1mg/L以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	〃	0	0.006mg/L以下
1, 3-ジクロロプロペン	〃	0	0.002mg/L以下
チウラム	〃	0	0.006mg/L以下
シマジン	〃	0	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	〃	0	0.02mg/L以下
ベンゼン	〃	0	0.01mg/L以下
セレン	〃	0	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	92(河川54, 湖沼4, 海域35)	0	10mg/L以下
フッ素	47(河川45, 湖沼2)	0	0.8mg/L以下
ほう素	〃	0	1mg/L以下

(参考) 要監視項目の指針値超過状況(平成21年度)

項目名		項目別 測定地点数	指針値 超過地点数	指針値
人の健康の保護に関する項目	クロロホルム	26(河川13, 海域13)	0	0.06 mg/L
	トランス-1, 2-ジクロロエチレン	〃	0	0.04 mg/L
	1, 2-ジクロロプロパン	〃	0	0.06 mg/L
	p-ジクロロベンゼン	〃	0	0.2 mg/L
	イソキサチオン	〃	0	0.008 mg/L
	ダイアジノン	〃	0	0.005 mg/L
	フェニトロチオン(MEP)	〃	0	0.003 mg/L
	イソプロチオラン	〃	0	0.04 mg/L
	オキシ銅(有機銅)	〃	0	0.04 mg/L
	クロタロニル(TPN)	〃	0	0.05 mg/L
	プロピザミド	〃	0	0.008 mg/L
	EPN	47(河川19, 湖沼2, 海域26)	0	0.006 mg/L
	ジクロロボス(DDVP)	26(河川13, 海域13)	0	0.008 mg/L
	フェノブカルブ(BPMC)	〃	0	0.03 mg/L
	イプロベンホス(IBP)	〃	0	0.008 mg/L
	クロルニトロフェン(CNP)	〃	(不検出)	指針値なし
	トルエン	〃	0	0.6 mg/L
	キシレン	〃	0	0.4 mg/L
	フタル酸ジエチルヘキシル	〃	0	0.06 mg/L
	ニッケル	〃	(不検出)	指針値なし
	モリブデン	〃	0	0.07 mg/L
	アンチモン	〃	0	0.02 mg/L
	塩化ビニルモノマー	〃	0	0.002 mg/L
	エピクロロヒドリン	〃	0	0.0004mg/L
	1, 4-ジオキサン	〃	0	0.05 mg/L
	全マンガン	〃	0	0.2 mg/L
	ウラン	〃	9	0.002 mg/L
る保水 項全生 目に生 関物 すの	クロロホルム(再掲)	26(河川13, 海域13)	0	0.006～3 mg/L
	フェノール	〃	0	0.01 ～2 mg/L
	ホルムアルデヒド	〃	0	0.03 ～1 mg/L

注) 要監視項目及び指針値は、「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」(H5.3.8環境庁水質保全局長通知)において、人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等から見て、現時点では環境基準健康項目とせず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断されるものとして示されたものであり、指針値は長期摂取に伴う健康影響を考慮して算定された値で、一時的にある程度この値を超えるようなことがあっても直ちに健康上の問題に結びつくものではないとされている。

※塩化ビニルモノマー、エピクロロヒドリン、1, 4-ジオキサン、全マンガン、ウランは、H16.3.31付け環水企発第040331003号、環水土発第040331005号、環境省環境管理局水環境部長により追加された。

(イ)生活環境の保全に関する環境基準

a 河川

(a)河川(湖沼を除く)

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基準値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	50MPN/ 100ml以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	1,000MPN/ 100ml以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l以下	25mg/l以下	5mg/l以上	5,000MPN/ 100ml以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l以下	50mg/l以下	5mg/l以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/l以下	100mg/l以下	2mg/l以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/l以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/l以上	—

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値
		全 重 鉛
生 物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l以下
生 物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l以下

(b)湖沼

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	化学的酸素 要 求 量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群
AA	水道1級、水産1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l以下	1mg/l以下	7.5mg/l以上	50MPN/ 100ml以下
A	水道2・3級、水産2級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l以下	5mg/l以下	7.5mg/l以上	1,000MPN/ 100ml以下
B	水産3級、工業用水1級、農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l以下	15mg/l以下	5mg/l以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/l以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/l以上	—

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/l以下	0.005mg/l以下
Ⅱ	水道1・2・3級(特殊なものを除く。)、水産1種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/l以下	0.01mg/l以下
Ⅲ	水道3級(特殊なもの)及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/l以下	0.03mg/l以下
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/l以下	0.05mg/l以下
Ⅴ	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/l以下	0.1mg/l以下

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全 亜 鉛
生 物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l以下
生 物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l以下

b 海域

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水質イオン濃度 (pH)	化 学 的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/l以下	7.5mg/l以上	1,000MPN/100ml以下	検出されないこと
B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/l以下	5mg/l以上	—	検出されないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/l以下	2mg/l以上	—	—

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/l以下	0.02mg/l以下
Ⅱ	水産1種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/l以下	0.03mg/l以下
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6mg/l以下	0.05mg/l以下
Ⅳ	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1mg/l以下	0.09mg/l以下

項目 類型	水生生物生息状況の適応性	基準値
		全 亜 鉛
生 物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/l以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/l以下

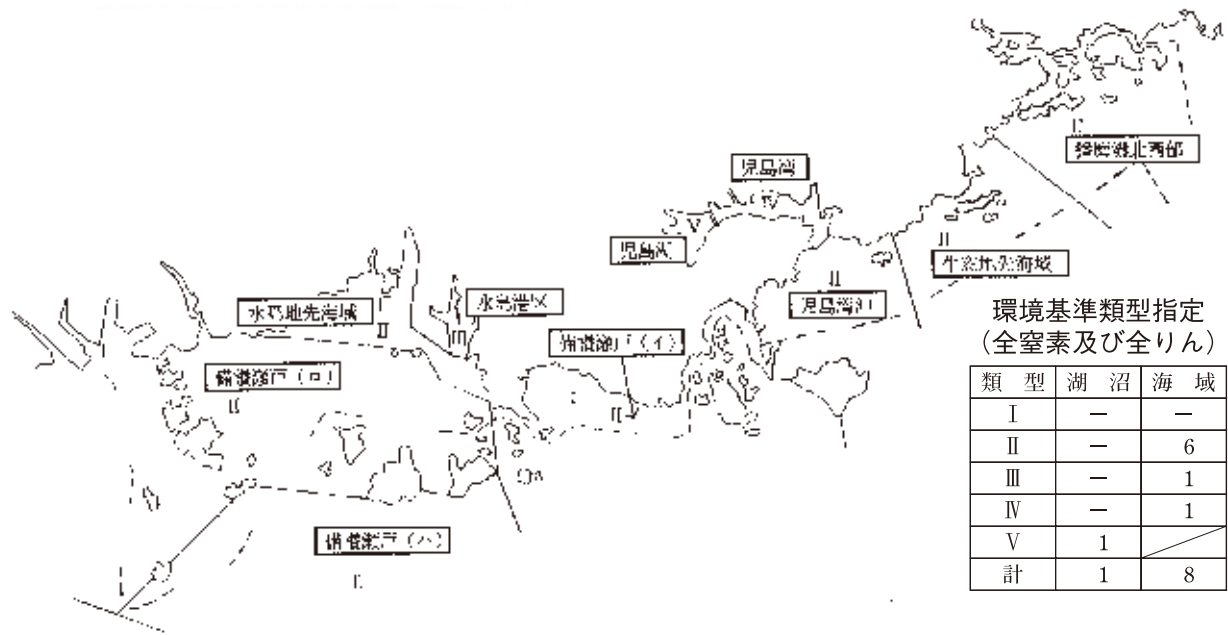
(ア) BOD又はCOD等に係る環境基準類型

(ア) BOD又はCOD等に係る環境基準類型



類型	河川	湖沼	海域	計
A A	1	—		1
A	18	—	5	23
B	9	1	2	12
C	2	—	3	5
D	1			1
計	31	1	10	42

(イ)全窒素及び全りんに係る環境基準類型概略図



(3)水域区分別の環境基準達成状況

水 域 区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
河 川(BOD)	64.5	90.3	90.3	93.5	93.5
湖 沼(COD)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
海 域(COD)	30.0	40.0	40.0	40.0	40.0
全 体	54.8	76.2	76.2	78.6	78.6

区 分		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
湖 沼	全窒素	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	全りん	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
海 域	全窒素	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	全りん	100.0	87.5	87.5	87.5	100.0

(4)項目別の環境基準適合状況

水 域 区 分	項 目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
河 川	pH	93.3	94.3	91.5	94.6	91.0
	BOD	82.0	90.8	92.4	93.0	93.8
	SS	99.6	99.8	99.8	100.0	99.8
	DO	93.4	97.7	96.1	96.6	97.0
湖 沼	pH	66.7	77.8	77.8	90.3	61.6
	COD	2.8	0.0	4.2	1.4	5.6
	SS	38.9	45.8	30.6	31.9	45.8
	DO	100.0	100.0	100.0	100.0	98.6
海 域	pH	89.9	92.6	93.7	80.9	94.0
	COD	43.8	49.8	64.9	52.5	71.7
	DO	80.9	78.6	76.8	73.9	79.6
	油分等	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(5)環境基準点における水質の経年変化

(ア)BOD, CODの測定結果

(河川：31水域、33環境基準点)

水 域 名		地 点 名	市町村	水 質 (BOD : 75%値) (mg/l)					環 境 基準値 (mg/l)	
				17年度	18年度	19年度	20年度	21年度		
高 梁 川 水 域	高 梁 川 上 流	一 中 橋	新見市	2.4	1.2	1.0	1.7	1.1	○	2 以下
	高梁川中流(1)	中 井 橋	高梁市	1.4	0.8	0.7	1.4	1.0	○	3 以下
	高梁川中流(2)	湛 井 堰	総社市	1.0	0.8	0.8	1.0	0.9	○	2 以下
	高 梁 川 下 流	霞 橋	倉敷市	1.5	1.6	1.7	1.5	1.4	○	3 以下
	西 川	布 原 橋	新見市	2.2	1.0	0.8	1.3	1.4	○	2 以下
	小 坂 部 川	巖 橋	新見市	2.6	1.4	0.9	1.4	1.2	○	2 以下
	有 漢 川	幡 見 橋	高梁市	1.6	1.2	0.8	1.4	1.1	○	2 以下
	成 羽 川	神 崎 橋	高梁市	1.2	1.2	0.8	1.3	1.0	○	2 以下
	小 田 川 上 流	猪 原 橋	井原市	0.8	1.0	0.8	1.4	1.1	○	2 以下
	小 田 川 下 流	福 松 橋	倉敷市	1.5	1.4	1.9	1.4	1.3	○	3 以下
	美 山 川	栄 橋	矢掛町	1.8	1.6	1.0	1.9	1.2	○	2 以下
	里 見 川	鴨方川合流点	浅口市	5.2	4.8	5.4	3.9	4.4	○	8 以下
旭 川 水 域	旭 川 上 流	湯原ダム	真庭市	2.1	1.3	1.2	1.7	1.2	×	1 以下
	旭 川 中 流	落 合 橋	真庭市	1.9	1.4	1.0	1.3	1.3	○	2 以下
		乙 井 手 堰	岡山市	0.9	0.7	0.8	1.4	1.2		
	旭 川 下 流	桜 橋	岡山市	1.1	0.7	0.8	1.9	1.4	○	3 以下
	新 庄 川	大 久 奈 橋	真庭市	1.5	0.9	0.8	1.1	1.0	○	2 以下
	百 間 川	清 内 橋	岡山市	3.7	3.9	3.9	3.5	3.1	○	5 以下
吉 井 川 水 域	砂 川	新 橋	岡山市	1.8	2.1	1.8	1.5	1.9	○	3 以下
	吉 井 川 上 流	嵯 峨 堰	津山市	2.3	1.3	1.0	1.4	1.1	○	2 以下
	吉井川中・下流	周 匝 大 橋	赤磐市	2.6	1.4	1.0	1.4	1.4	○	3 以下
		熊 山 橋	赤磐市	0.9	1.1	1.7	1.3	1.3		
	加 茂 川	加 茂 川 橋	津山市	2.7	1.5	0.9	1.4	0.9	○	2 以下
	梶 並 川	滝 村 堰	美作市	2.8	1.4	1.0	1.3	1.0	○	2 以下
	滝 川	三 星 橋	美作市	3.1	1.3	1.2	1.5	1.3	○	3 以下
	吉 野 川	鷺 湯 橋	美作市	2.9	1.3	1.0	1.3	1.1	○	2 以下
金 剛 川 水 域	金 剛 川	宮 橋	和気町	0.9	1.0	1.1	1.1	0.8	○	2 以下
	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬橋	岡山市	4.9	3.2	3.4	2.1	2.5	○	3 以下
	足守川上流	高 塚 橋	岡山市	1.4	1.6	1.0	1.0	1.5	○	2 以下
	足守川下流	入 江 橋	岡山市	2.9	1.6	1.6	1.1	1.5	○	3 以下
倉敷川水域	倉敷川	倉 敷 川 橋	岡山市	4.8	3.9	3.7	3.0	4.2	○	5 以下
芦田川水域	高屋川	滝 山 堰	井原市	1.9	2.5	1.7	2.8	2.2	×	2 以下
伊里川水域	伊里川	浜 の 川 橋	備前市	3.2	1.6	3.9	2.4	2.0	○	3 以下

(備考) 1 「75%値」とは、年間のn個の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べたとき、 $0.75 \times n$ (その数が整数でない場合は直近上位の整数とする。)番目にくるデータを表わす。

2 「○」は、環境基準が達成された水域を示す。

「×」は、環境基準が達成されていない水域を示す。

(湖沼：1 水域、2 環境基準点)

水 域 名		地 点 名	水 質 (COD : 75%値) (mg/l)					環 境 基準値 (mg/l)	水質目標 (mg/l)	
			17年度	18年度	19年度	20年度	21年度			
児島湖 水 域	児島湖	湖 心	8.3	8.0	7.9	8.1	7.5	×	5 以下	7.5 [*]
		樋 門	7.7	7.6	7.6	7.7	7.2			

※湖沼水質保全計画(第5期)の、H22年度目標値

(海域：10水域、27環境基準点)

水 域 名		地 点 名	水 質 (COD : 75%値) (mg/l)					環 境 基準値 (mg/l)	
			17年度	18年度	19年度	20年度	21年度		
水 島 水 域	玉 島 港 区	玉 島 港 奥 部	5.1	4.1	4.8	3.4	3.5	○	8 以下
	水 島 港 区	水 島 港 口 部	3.0	2.5	2.8	2.2	2.5	○	8 以下
	水島地先海域(甲)	玉 島 港 沖 合	3.6	2.6	2.6	2.3	2.9	○	3 以下
		上 水 島 北	2.8	2.5	2.7	2.2	2.5		
	水島地先海域(乙)	濃 地 諸 島 東	2.8	2.2	2.4	2.0	2.4		
児 島 湾 水 域	児島湾(甲)	網 代 諸 島 沖	2.6	2.6	2.2	2.2	2.2	×	2 以下
		同 和 鉦 業 沖	5.8	5.6	5.2	5.3	5.9	○	8 以下
	児島湾(乙)	旭 川 河 口 部	4.4	4.4	4.7	4.3	4.2	×	3 以下
		吉 井 川 河 口 部	3.7	3.9	3.5	3.8	2.9		
		横 樋 沖	5.0	4.7	5.1	4.7	4.4		
		九 幡 沖	4.2	4.4	5.3	4.7	4.0		
		阿 津 沖	5.7	4.3	4.7	4.2	4.2		
		向 小 串 沖	3.9	3.3	3.8	3.3	2.3		
	児島湾(丙)	別 荘 沖	3.8	2.7	2.8	2.6	1.9	×	2 以下
		児 島 湾 口 沖	2.6	2.6	2.7	2.4	1.6		
		波 張 崎 南	2.6	2.6	2.1	2.5	2.1		
		出 崎 東 沖	2.8	2.8	2.4	2.4	2.1		
備 讃 瀬 戸	備讃瀬戸	神 島 御 崎 沖	2.8	2.8	2.3	2.7	2.4	×	2 以下
		青 佐 鼻 沖	2.7	3.2	2.6	3.3	2.4		
		北木島布越崎北	2.2	2.5	2.0	2.2	2.0		
		久 須 美 鼻 東	2.4	2.0	2.1	1.9	1.9		
		大 槌 島 北	1.8	2.1	1.8	1.8	1.8		
牛 窓 地 先 海 域	牛窓地先海域	錦 海 湾	2.6	2.7	2.2	2.5	2.1	×	2 以下
		前 島 南 西	2.3	2.3	1.9	2.1	2.1		
播 磨 灘 北 西 部	播磨灘北西部	長 島 西 南 沖	2.3	2.5	2.1	2.4	2.2	×	2 以下
		大多府島東南沖	2.4	2.7	2.3	2.5	2.5		
		鹿久居島東沖	2.5	3.1	2.3	2.7	2.8		

- (備考) 1 「75%値」とは、年間のn個の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べたとき、 $0.75 \times n$ (その数が整数でない場合は直近上位の整数とする。) 番目にくるデータを表わす。
- 2 「○」は、環境基準が達成された水域を示す。
「×」は、環境基準が達成されていない水域を示す。

(6)全窒素、全りん の測定結果

(ア)全窒素

水 域 名	地 点 名	年 度										環 境 基準値 (mg/l)	
		17年度		18年度		19年度		20年度		21年度			
児 島 湖	湖 心	1.3		1.3		1.3		1.3		1.0		○	1 以下
	樋 門	1.2		1.2		1.2		1.2		0.99			
水島港区	水島港口部	0.45	0.45	0.31	0.31	0.28	0.28	0.24	0.24	0.18	0.18	○	0.6以下
水島地先 海 域	玉島港沖合	0.23	0.23	0.28	0.27	0.17	0.16	0.22	0.20	0.15	0.16	○	0.3以下
	上水島北	0.22		0.29		0.18		0.21		0.16			
	濃地諸島東	0.23		0.24		0.14		0.18		0.16			
児 島 湾	九 蟠 沖	0.48	0.45	0.50	0.45	0.38	0.37	0.27	0.27	0.26	0.24	○	1 以下
	向小串沖	0.41		0.39		0.35		0.27		0.21			
児島湾沖	児島湾口沖	0.22	0.21	0.23	0.28	0.20	0.19	0.18	0.20	0.15	0.18	○	0.3以下
	出崎東沖	0.23		0.30		0.20		0.22		0.21			
	鉾島沖合	0.19		0.31		0.18		0.21		0.17			
備讃瀬戸 (イ)	久須美鼻東	0.20	0.19	0.23	0.23	0.15	0.16	0.17	0.17	0.13	0.15	○	0.3以下
	大槌島北	0.17		0.22		0.16		0.17		0.17			
備讃瀬戸 (ロ)	網代諸島沖	0.21	0.21	0.25	0.26	0.14	0.16	0.18	0.19	0.14	0.17	○	0.3以下
	神島御崎沖	0.21		0.26		0.17		0.18		0.19			
	青佐鼻沖	0.22		0.31		0.19		0.22		0.19			
	北木島布越崎北	0.19		0.21		0.15		0.16		0.15			
牛窓地先 海 域	錦 海 湾	0.18	0.18	0.21	0.21	0.17	0.17	0.18	0.18	0.18	0.18	○	0.3以下
	前島南西	0.19		0.23		0.17		0.18		0.19			
	前島東南	0.17		0.20		0.16		0.17		0.17			
播磨灘北 西 部	長島西南沖	0.18	0.19	0.20	0.23	0.17	0.18	0.18	0.19	0.16	0.18	○	0.3以下
	大多府島東南沖	0.18		0.22		0.18		0.19		0.18			
	鹿久居島東沖	0.20		0.26		0.19		0.20		0.19			

(備考) 「○」は、環境基準が達成された水域を示す。
「×」は、環境基準が達成されていない水域を示す。

(イ)全りん

水 域 名	地 点 名	年 度										環 境 基準値 (mg/l)	
		17年度		18年度		19年度		20年度		21年度			
児 島 湖	湖 心	0.20		0.21		0.21		0.21		0.18		×	0.1以下
	樋 門	0.18		0.19		0.20		0.20		0.17			
水島港区	水 島 港 口 部	0.031	0.031	0.031	0.031	0.030	0.030	0.032	0.032	0.032	0.032	○	0.05以下
水島地先 海 域	玉 島 港 沖 合	0.029	0.028	0.032	0.030	0.033	0.029	0.031	0.030	0.029	0.028	○	0.03以下
	上 水 島 北	0.028		0.030		0.030		0.031		0.027			
	濃 地 諸 島 東	0.027		0.028		0.025		0.028		0.027			
児 島 湾	九 蟠 沖	0.068	0.060	0.063	0.054	0.080	0.069	0.079	0.063	0.064	0.053	○	0.09以下
	向 小 串 沖	0.052		0.045		0.057		0.047		0.042			
児島湾沖	児 島 湾 口 沖	0.028	0.027	0.026	0.033	0.036	0.031	0.034	0.031	0.033	0.030	○	0.03以下
	出 崎 東 沖	0.030		0.036		0.029		0.031		0.032			
	鉾 島 沖 合	0.023		0.036		0.028		0.028		0.025			
備讃瀬戸 (イ)	久 須 美 鼻 東	0.026	0.024	0.029	0.029	0.024	0.025	0.029	0.028	0.027	0.025	○	0.03以下
	大 槌 島 北	0.021		0.028		0.025		0.026		0.023			
備讃瀬戸 (ロ)	網 代 諸 島 沖	0.024	0.023	0.027	0.030	0.026	0.026	0.027	0.026	0.026	0.025	○	0.03以下
	神 島 御 崎 沖	0.022		0.031		0.025		0.026		0.024			
	青 佐 鼻 沖	0.026		0.035		0.030		0.029		0.028			
	北木島布越崎北	0.020		0.026		0.021		0.023		0.021			
牛窓地先 海 域	錦 海 湾	0.026	0.025	0.028	0.028	0.029	0.027	0.027	0.027	0.027	0.026	○	0.03以下
	前 島 南 西	0.026		0.030		0.027		0.028		0.027			
	前 島 東 南	0.022		0.025		0.026		0.026		0.024			
播磨灘北 西 部	長 島 西 南 沖	0.023	0.024	0.027	0.027	0.027	0.027	0.027	0.026	0.024	0.024	○	0.03以下
	大多府島東南沖	0.024		0.027		0.027		0.025		0.023			
	鹿久居島東沖	0.024		0.027		0.027		0.026		0.025			

(備考) 「○」は、環境基準が達成された水域を示す。
「×」は、環境基準が達成されていない水域を示す。

(7)地下水質の測定項目別検出状況
平成21年度概況調査の測定結果

(単位:mg/L)

番 号	調 査 地 点	用 途	調 査 機 関	カ ド ミ ウ ム	全 シ ア ン	鉛	六 価 ク ロ ム	ひ 素	総 水 銀	アル キ ル 水 銀	ポリ 塩 化 ビ ア エ ニ ル	ジ ク ロ ロ メ タ ン	四 塩 化 炭 素	1・2-ジクロロエタン	1・1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1・1-トリクロロエタン	1・1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1・3-ジクロロプロペン	チ ウ ラ ム	シ マ ジ ン	チ オ ベ ン カ ル ブ	ベ ン ゼ ン	セ レ ン	硝 酸 性 窒 素 及 び 重 硝 酸 性 窒 素	ふ つ 素	ほ う 素	要 監 視 項 目	
																											10	0.80	1		0.33
1	玉野市沼	一般飲用	岡山県	ND	ND	0.01	0.05	0.01	0.0005	ND	ND	0.02	0.002	0.004	0.02	0.04	1	0.006	0.03	0.01	0.002	0.006	0.003	0.02	0.01	0.01	10	0.80	1	0.33	検出なし
2	瀬戸内市邑久町上山田	生活用水	〃	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	5.2	0.24	0.07	検出なし	
3	備前市日生町寒河	その他	〃	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	25	ND	0.04		検出なし
4	赤磐市東郷部	生活用水	〃	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	6.5	0.4	0.04	ND	
5	吉備中央町上加茂	一般飲用	〃	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.83	0.54	ND		ND
6	総社市宿	生活用水	〃	ND	ND	ND	ND	0.018	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	8.1	0.7	0.05	ND	
7	笠岡市金浦	生活用水	〃	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	1.2	0.09	0.05		ND
8	井原市門田町	生活用水	〃	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	2.0	0.25	ND	ND	
9	浅口市鵬方町六条院西	生活用水	〃	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	1.5	ND	ND		ND
10	高梁市成羽町下日名	生活用水	〃	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	3.7	ND	ND	ND	
11	新見市哲多町本郷	生活用水	〃	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.09	0.22	ND		ND
12	矢掛町横谷	一般飲用	〃	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.71	ND	ND	ND	
13	津山市近長	一般飲用	〃	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.72	ND	ND		ND
14	真庭市藤山上福田	一般飲用	〃	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.98	ND	ND	ND	
15	美作市栄町	生活用水	〃	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	2.3	0.08	ND		ND
16	鏡野町奥津	一般飲用	〃	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.46	ND	ND	ND	
17	久米南町南庄	その他	〃	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	1.3	ND	ND		ND
18	新庄村	一般飲用	〃	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.66	-	-	ND	
19	奈義町広岡	生活用水	〃	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.47	-	-		ND
20	岡山市東区金岡東町	その他	国交省	ND	ND	0.034	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.03	0.18	ND	ND	
21	岡山市東区金岡東町	その他	〃	ND	ND	0.039	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	2.9	0.15	0.03		ND
22	岡山市中区藤原西町	その他	〃	ND	ND	0.012	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	6.2	0.10	ND	ND	
23	倉敷市安江	その他	〃	ND	ND	ND	ND	0.006	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	3.4	0.20	ND		ND
24	岡山市北区建部町川口	生活用水	岡山市	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	1.0	0.14	ND	ND	
25	岡山市北区建部町中田	生活用水	〃	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	3.4	0.20	ND		ND
26	岡山市北区御津下田	生活用水	〃	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	1.0	0.14	ND	ND	

(注) 項目の下欄は地下水環境基準値 は、環境基準値を超過している検体。 NDは、不検出又は測定下限値以下であることを示す。

番 号	調 査 地 点	用 途	調 査 機 関	要 監 視 項 目																									
				カ ド ミ ウ ム	全 シ ア ン	鉛	六 価 ク ロ ム	ひ 素	総 水 銀	ア ル キ ル 水 銀	ボ リ 塩 化 ビ フ エ ニ ル	ジ ク ロ ロ メ タ ン	四 塩 化 炭 素	1, 2-ジクロロエタン	1, 1-ジクロロエチレン	シス-1, 2-ジクロロエチレン	1, 1-トリクロロエタン	1, 1, 2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1, 3-ジクロロプロペン	チ ウ ラ ム	シ マ ジ ン	チ オ ベ ン カ ル ブ	ベ ン ゼ ン	セ レ ン	硝 酸 性 窒 素 及 び 亜 硝 酸 性 窒 素	ふ っ 素	ほ う 素
27	岡 山 市 北 区 今 岡	生活用水	〃	ND	ND	0.01	0.05	0.01	0.0005	ND	ND	0.02	0.002	0.004	0.02	0.04	1	0.006	0.03	0.01	0.002	0.006	0.003	0.02	0.01	0.01	10	0.80	1
28	岡 山 市 東 区 瀬 戸 町 塩 納	生活用水	〃	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	12	1.4	0.09
29	岡 山 市 東 区 瀬 戸 町 光 明 谷	生活用水	〃	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	5.5	0.15	ND
30	倉 敷 市 安 江	生活用水	倉敷市	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.57	0.35	0.03
31	倉 敷 市 生 坂	生活用水	〃	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	4.1	0.21	ND	
32	倉 敷 市 木 見	生活用水	〃	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	8.0	0.10	ND	
33	倉 敷 市 玉 島 柏 島	生活用水	〃	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	7.8	0.19	0.09	
34	倉 敷 市 連 島 町 連 島	生活用水	〃	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	3.2	ND	ND	
35	倉 敷 市 船 穂 町 船 穂	生活用水	〃	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.06	0.10	ND	

(注) 項目の下欄は地下水環境基準値 〇は、環境基準値を超過している検体。 NDは、不検出又は測定下限値以下であることを示す。

平成21年度定期モニタリング調査の測定結果

(単位:mg/l)

番 号	調 査 地 点	用 途	調 査 機 関	カ ド ミ ウ ム	全 シ ア ン	鉛	六 価 ク ロ ム	ひ 素	総 水 銀	ア ル キ ル 水 銀	ボ リ 塩 化 ビ フ エ ニ ル	ジ ク ロ ロ メ タ ン	四 塩 化 炭 素	1 ・ 1 ・ 2 - ジ ク ロ ロ エ タ ン	1 ・ 1 ・ 1 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	シ ス - 1 ・ 2 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	1 ・ 1 ・ 1 - トリ ク ロ ロ エ タ ン	1 ・ 1 ・ 2 - トリ ク ロ ロ エ タ ン	ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン	テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン	1 ・ 3 - ジ ク ロ ロ プロ ペ ン	チ ウ ラ ム	シ マ ジ ン	チ オ ベ ン カ ル ブ	ベ ン ゼ ン	セ レ ン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふ っ 素	ほ う 素	
1	高梁市成羽町成羽	生活用水	岡山県	-	-	-	-	0.01	0.0005	ND	ND	0.02	0.002	1	0.004	0.02	0.04	0.006	0.03	0.01	0.002	0.006	0.003	0.02	0.01	0.01	10	0.80	1	
2	岡山市中区藤原西町	その他	国交省	-	-	-	-	-	-	-	-	ND	ND	ND	ND	0.011	ND	ND	0.006	ND	ND	-	-	-	-	-	-	-	-	
3	岡山市北区野田	工業用水	岡山市	-	-	0.024	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.13	0.13	ND	
4	岡山市東区西隆寺	生活用水	〃	-	-	-	-	0.032	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21	-	-	-	
5	岡山市南区箕島	生活用水	〃	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8.0	-	-	-	
6	倉敷市児島唐琴	生活用水	倉敷市	-	-	-	-	-	-	-	-	ND	ND	ND	ND	0.010	ND	ND	0.007	0.15	ND	-	-	ND	-	-	-	-	-	
7	倉敷市沖江	生活用水	〃	-	-	-	-	-	-	-	-	ND	ND	ND	ND	0.013	ND	ND	0.008	0.039	ND	-	-	ND	-	-	-	-	-	
8	倉敷市中帯江	生活用水	〃	-	-	-	-	0.006	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.8	-	-	
9	倉敷市中島	生活用水	〃	-	-	-	-	-	-	-	-	ND	ND	ND	ND	0.007	ND	ND	0.006	0.0058	ND	-	-	ND	-	-	-	-	-	-

(注) 項目の下欄は地下水環境基準値 〇は、環境基準値を超過している検体。 NDは、不検出又は測定下限値以下であることを示す。

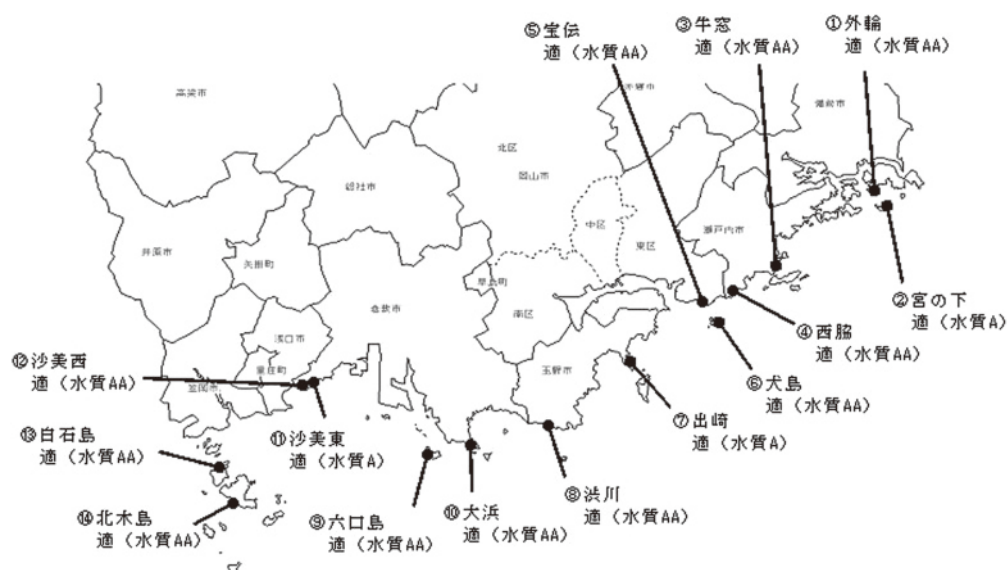
(8)平成21年度海水浴場水質調査結果(開設前)

(平成21年度)

海水浴場名	所在地	調査機関	調査月日	水質判定	判定項目				(参考) O-157	海水浴場 開設期間
					ふん便性 大腸菌群数 (個/100mL)	油膜	化学的酸素 要求量 COD (mg/L)	透明度		
① そとわ 外輪	備前市日生町日生	備前市	5/25 6/5	適 (水質AA)	不検出	なし	1.5	1m以上	不検出	7/1～ 8/31
② みやのした 宮の下	備前市日生町大多府	備前市	5/25 6/5	適 (水質A)	2	なし	1.6	1m以上	不検出	7/1～ 8/31
③ うし まど 牛窓	瀬戸内市牛窓町牛窓	瀬戸内市	5/18 5/25	適 (水質AA)	不検出	なし	1.4	1m以上	不検出	7/11～ 8/23
④ にし わき 西脇	瀬戸内市牛窓町鹿忍	瀬戸内市	5/18 5/25	適 (水質AA)	不検出	なし	1.4	1m以上	不検出	7/11～ 8/23
⑤ ほう でん 宝伝	岡山市東区宝伝	岡山市	5/11 5/18	適 (水質AA)	不検出	なし	1.3	1m以上	不検出	7/17～ 8/16
⑥ いぬ じま 犬島	岡山市東区犬島	岡山市	5/11 5/18	適 (水質AA)	不検出	なし	1.3	1m以上	不検出	7/17～ 8/16
⑦ で さき 出崎	玉野市沼	岡山県	5/18 5/25	適 (水質A)	2	なし	1.4	1m以上	不検出	7/17～ 8/16
⑧ しぶ かわ 渋川	玉野市渋川	玉野市	5/25 6/5	適 (水質AA)	不検出	なし	1.2	1m以上	不検出	6/28～ 8/30
⑨ むくちじま 六口島	倉敷市下津井	倉敷市	5/8 5/15	適 (水質AA)	不検出	なし	1.1	1m以上	不検出	7/10～ 8/31
⑩ おお はま 大浜	倉敷市大島	倉敷市	5/8 5/15	適 (水質AA)	不検出	なし	0.9	1m以上	不検出	—
⑪ さ み ひがしはま 沙美 東浜	倉敷市玉島黒崎	倉敷市	5/8 5/15	適 (水質A)	2	なし	1.4	1m以上	不検出	6/29～ 8/31
⑫ さ み にしはま 沙美 西浜	倉敷市玉島黒崎	倉敷市	5/8 5/15	適 (水質AA)	不検出	なし	1.5	1m以上	不検出	6/29～ 8/31
⑬ しらいしじま 白石島	笠岡市白石島	笠岡市	5/20 5/25	適 (水質AA)	不検出	なし	1.4	1m以上	不検出	7/1～ 8/31
⑭ きたぎしま しもうら 北木島 下浦	笠岡市北木島	笠岡市	5/20 5/25	適 (水質AA)	不検出	なし	1.3	1m以上	不検出	7/1～ 8/31

水浴場水質 判定基準 (環境省)	適 (水質AA)	不検出	認められない	2.0以下	1m以上
	適 (水質A)	100個以下	認められない	2.0以下	1m以上
	可 (水質B)	400個以下	常時は 認められない	5.0以下	1m～50cm
	可 (水質C)	1000個以下	常時は 認められない	8.0以下	1m～50cm
	不適	1000個超過	常時認められる	8.0超過	50cm未満

(9)海水浴場位置図



(10)水質汚濁防止法に基づく特定事業場数

区 分 \ 年 度	平成15年	16	17	18	19	20	21
日平均排水量50m ³ 以上	843 (496)	822 (495)	830 (455)	812 (426)	790 (423)	777 (421)	751 (399)
日平均排水量50m ³ 未満	5,080 (3,319)	5,074 (3,275)	5,073 (3,097)	5,064 (3,038)	5,052 (3,020)	4,867 (2,891)	4,719 (2,745)
合 計	5,923 (3,815)	5,896 (3,770)	5,903 (3,552)	5,876 (3,564)	5,842 (3,443)	5,644 (3,312)	5,470 (3,144)

注) ()内は、岡山県所管分で内数

(11)瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の許可申請等の件数

区 分 \ 年 度	平成15年	16	17	18	19	20	21
法第5条(設置)	16	18	23	21	19	16	18
法第8条(変更)	23	26	18	17	20	16	33
届 出	63	58	72	52	42	55	30
合 計	102	102	113	90	81	87	81

注) 倉敷市内の事業場は平成14年度から、市の所管となった。

(12)岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づく特定事業場数

区 分 \ 年 度	平成15年	16	17	18	19	20	21
規制基準の適用されるもの*	34 (12)	34 (9)	34 (8)	26 (5)	25 (5)	26 (5)	25 (4)
規制基準の適用されないもの	280 (132)	269 (127)	255 (114)	265 (112)	229 (99)	244 (113)	237 (105)
合 計	314 (144)	303 (136)	289 (122)	291 (117)	254 (104)	270 (118)	262 (109)

注) ()内は、岡山県所管分で内数

*) 日最大排水量50m³以上(児島湖流域については日最大排水量20m³以上を含む。)の特定事業場

(13)平成21年度調査農薬別の検出状況

(単位: mg/L)

農薬 の 種類	調査農薬名	ゴルフ場排水(13地点)			公共用水域(6地点)		
		暫定指導 指針値 (mg/L)	検 出 地点数	検出範囲(mg/L)	環境基準値 又は要監視 項目指針値 (mg/L)	検 出 地点数	検出範囲(mg/L)
殺 菌 剤	イソプロチオラン	0.4	1	不検出～0.0001	0.04	2	不検出～0.0001
	イプロシオン	3	0	不検出	—	0	不検出
	エトジソール(エクロメソール)	0.04	0	不検出	—	0	不検出
	オキシ銅(有機銅)	0.4	0	不検出	0.04	0	不検出
	キャプタン	3	0	不検出	—	0	不検出
	クロロタニル(TPN)	0.4	0	不検出	0.05	0	不検出
	クロロネブ	0.5	0	不検出	—	0	不検出
	チウラム(チラム)	0.06	0	不検出	0.006	0	不検出
	トルクロホスメチル	0.8	0	不検出	—	0	不検出
	フルトラニル	2	4	不検出～0.0007	—	0	不検出
	ペンシクロン	0.4	1	不検出～0.0001	—	1	不検出～0.0004
	メタラキシル	0.5	0	不検出	—	0	不検出
	メプロニル	1	0	不検出	—	0	不検出
	ホセチル	23	0	不検出	—	0	不検出
殺 虫 剤	アセフェート	0.8	0	不検出	—	0	不検出
	イソキサチオン	0.08	0	不検出	0.008	0	不検出
	イソフェンホス	0.01	0	不検出	—	0	不検出
	エトフェンプロックス	0.8	0	不検出	—	0	不検出
	クロルピリホス	0.04	0	不検出	—	0	不検出
	ダイアジノン	0.05	1	不検出～0.0003	0.005	0	不検出
	トリクロロホン(DEP)	0.3	0	不検出	—	0	不検出
	ピリダフェンチオン	0.02	0	不検出	—	0	不検出
	フェントロチオン(MEP)	0.03	0	不検出	0.003	1	不検出～0.0001
	チオンカルブ	0.8	0	不検出	—	0	不検出
除 草 剤	アシュラム	2	3	不検出～0.0024	—	0	不検出
	ジチオピル	0.08	1	不検出～0.0003	—	0	不検出
	シテュロン	3	0	不検出	—	0	不検出
	シマジン(CAT)	0.03	0	不検出	0.003	0	不検出
	テルブカルブ(MBPMC)	0.2	2	不検出～0.0009	—	0	不検出
	トリクロピル	0.06	0	不検出	—	0	不検出
	ナプロハミド	0.3	0	不検出	—	0	不検出
	ピリブチカルブ	0.2	0	不検出	—	0	不検出
	ブタミホス	0.04	0	不検出	—	0	不検出
	プロピサミド	0.08	2	不検出～0.0002	0.008	0	不検出
	ベンスリト(SAP)	1	0	不検出	—	0	不検出
	ベンフルラリン(ヘスロジン)	0.8	0	不検出	—	0	不検出
	ペンデイメタリン	0.5	2	不検出～0.0001	—	0	不検出
	メコプロップ(MCPP)	0.05	2	不検出～0.0004	—	0	不検出
	メチルダィムロン	0.3	0	不検出	—	0	不検出
	ハロスルフロンメチル	0.3	2	不検出～0.0006	—	0	不検出

※「不検出」とは、検出下限値未満を示す。

(14) 自然海浜保全地区指定状況

(平成22年3月31日現在)

名 称	所在地	利用区分	整備事業	指定年月日
西脇自然海浜保全地区	瀬戸内市牛窓町鹿忍	海水浴・つり	公衆便所の設置 (昭和 58 年度)	昭和 57.3.26
宝伝 〃	岡山市東区宝伝	〃	養浜事業 (昭和 57 年度)	〃
銚島 〃	玉野市番田	潮干狩り		〃
北木島楠 〃	笠岡市北木島町	海水浴・キャンプ・つり	公衆便所の設置 (昭和 57 年度)	〃
北木島西の浦 〃	〃	〃		〃
沙美東 〃	倉敷市玉島黒崎	海水浴・つり		昭和 58.3.22
前泊海岸 〃	瀬戸内市邑久町福谷	つり・潮干狩り		〃
唐琴の浦 〃	倉敷市児島唐琴	海水浴・つり		昭和 59.3.27 平成 20.4.8 区域変更
計8地区	5市	—	—	—

6 騒音・振動・悪臭関係（安全な生活環境の確保）

(1) 騒音に係る環境基準

平成10年環境庁告示(平成11年4月から適用)

区 分		類型AA	類型A	類型B	類型C
環境基準	昼 間	50デシベル以下	55デシベル以下	55デシベル以下	60デシベル以下
	夜 間	40デシベル以下	45デシベル以下	45デシベル以下	50デシベル以下
	道路に 域面する 地	区 分	2車線以上の車線を有する道路	2車線以上の車線を有する道路	車線を有する道路
		昼 間	60デシベル以下	65デシベル以下	65デシベル以下
		夜 間	55デシベル以下	60デシベル以下	60デシベル以下

時間区分: 昼間6:00～22:00、夜間22:00～6:00

道路に面する地域において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、特例として次表の基準値を適用

昼 間	夜 間
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれているときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間は45デシベル以下、夜間は40デシベル以下)によることができる。	

(2) 騒音に係る環境基準のあてはめ地域 (一般地域・道路に面する地域)

(平成21年4月1日現在)

市町村名		あてはめ地域		
現在	合併前	類型A	類型B	類型C
岡山市	岡山市	一低、一中高、二中高	一住、二住、用途以外	近商、商業、準工、工業
	灘崎町	一低、一中高	一住、二住、用途以外	近商、準工
	瀬戸町	一低、一中高	一住、二住	近商、準工、工業
倉敷市	倉敷市	一低、二低、一中高、二中高	一住、二住、用途以外	近商、商業、準工、工業
	船穂町	二中高	一住、二住	近商、準工、工業
	真備町	一中高	一住	近商、準工、工業
津山市	津山市	一低、二低、一中高、二中高	一住、二住	近商、商業、準工、工業
玉野市	玉野市	一低、一中高、二中高	一住、二住、用途以外	近商、商業、準工、工業
笠岡市	笠岡市	一低、一中高、二中高	一住、二住、用途以外(鳥 しよ部を除く)	近商、商業、準工、工業
井原市	井原市	一低、一中高	一住、用途以外	近商、商業、準工、工業
総社市	総社市	一低、一中高、二中高	一住、二住、用途以外	近商、商業、準工、工業
	山手村		一住	
	清音村		一住	準工、工業
高梁市	高梁市	一低、一中高、二中高	一住、二住	近商、商業、準工、工業
新見市	新見市	一低	一住、二住	近商、商業、準工、工業
備前市	備前市	一低、一中高、二中高	一住、二住	近商、商業、準工、工業
赤磐市	山陽町	一低、一中高	一住、二住	近商、準工
	熊山町	一低	一住	近商、準工
真庭市	勝山町	一中高	一住	近商、準工
	落合町	一低	一住、二住	近商、準工、工業
	久世町	一低	一住	近商、準工、工業
美作市	美作町	一低、一中高	一住、二住	近商、商業、準工
浅口市	金光町	一低、一中高、二中高	一住、二住	近商、準工
和気町	和気町	一低、一中高	一住、二住	商業、準工
早島町	早島町	一低、一中高	一住、用途以外	近商、準工、工業
矢掛町	矢掛町	一中高、二中高	一住	近商、準工、工業
勝央町	勝央町	一低、二中高	一住、二住	近商、準工
吉備中央町	加茂川町	一低、一中高		準工
	賀陽町	一低、一中高	一住、二住	商業、準工

備考 1 「用途」、「一低」、「二低」、「一中高」、「二中高」、「一住」、「二住」、「準住」、「近商」、「商業」、「準工」及び「工業」とは、それぞれ都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域をいう。

2 「用途以外」とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域以外の地域をいう。

※ 「市町村名」の欄の「合併前」欄は、平成16年10月～平成19年1月に行われた市町村合併以前の市町村名を示す。

(3) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準とあてはめ地域

(平成21年4月1日現在)

地域の類型	基準値	あてはめ地域
I	70デシベル以下	地域類型のあてはめをする地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び用途地域以外の地域
II	75デシベル以下	地域類型のあてはめをする地域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

備考) 地域類型のあてはめをする地域は、岡山市、倉敷市等8市町の新幹線鉄道の軌道中心線より左右それぞれ300m(橋りょうに係る部分は400m)以内の地域

(4) 航空機騒音に係る環境基準とあてはめ地域

(平成21年4月1日現在)

地域の類型	基準値	備考
I	70以下	専ら住居の用に供される地域
II	75以下	I以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある地域

注) 基準値の単位はWECPNL

WECPNLとは
加重等価平均感覚騒音レベルと訳され、一般に「(航空機騒音の)うるささ指数」と呼ばれるもので、
1機ごとの騒音レベルに時間帯ごとの飛行回数をウェイトづけして加味したものである。

地域の類型	あてはめ地域
II	岡山市のうち空港周辺の一部 おおむね滑走路延長方向に滑走路中心から東へ約4.0km、西へ約3.5km、滑走路中心線から左右それぞれ約400m以内の地域

(5)一般地域(道路に面する地域を除く。)の騒音測定結果

(平成21年度)

番号	測定地点	地域類型	用途地域	測定結果(dB)		適合状況	
				昼間	夜間	昼間	夜間
1	岡山市中区倉富	A	1	47	39	○	○
2	岡山市北区京山	A	3	48	42	○	○
3	岡山市北区津寺	B	12	49	41	○	○
4	岡山市東区邑久郷	B	12	44	32	○	○
5	岡山市南区箕島	B	5	51	37	○	○
6	岡山市中区江並	C	11	49	43	○	○
7	岡山市中区高屋	C	10	52	48	○	○
8	倉敷市茶屋町	A	1	52	43	○	○
9	倉敷市福田町古新田	A	1	48	38	○	○
10	津山市山北	A	4	50	44	○	○
11	津山市林田	A	1	52	42	○	○
12	津山市高野本郷	-	12	46	47	-	-
13	津山市橋本町	C	8	42	33	○	○
14	津山市平福	-	12	56	58	-	-
15	津山市神戸	B	1	55	43	○	○
16	津山市坂上	-	12	50	44	-	-
17	津山市原	-	12	57	34	-	-
18	津山市一色	-	12	66	60	-	-
19	津山市中北下	-	12	58	50	-	-
20	笠岡市旭ヶ丘	A	3	53	42	○	○
21	笠岡市富岡	A	4	50	41	○	○
22	笠岡市笠岡	B	5	49	45	○	○
24	笠岡市中央町	C	8	53	48	○	○
25	笠岡市六番町	C	9	50	43	○	○
27	笠岡市今立	B	12	51	44	○	○
28	井原市井原町	B	5	43	33	○	○
29	井原市高屋町	C	10	40	35	○	○
30	井原市東江原町	C	10	44	45	○	○
31	井原市芳井町吉井	C	12	50	41	○	○
32	井原市美星町三山	B	12	38	26	○	○

備考) 類型：騒音に係る環境基準の類型

用途地域の区分：

- | | | |
|----------------|-----------|--------------|
| 1：第一種低層住居専用地域 | 5：第一種住居地域 | 9：商業地域 |
| 2：第二種低層住居専用地域 | 6：第二種住居地域 | 10：準工業地域 |
| 3：第一種中高層住居専用地域 | 7：準住居地域 | 11：工業地域 |
| 4：第二種中高層住居専用地域 | 8：近隣商業地域 | 12：用途地域以外の地域 |

環境基準との比較：適合○ 不適合×

(6)道路に面する地域における騒音測定結果

(平成21年度)

番号	測定地点	対象道路名	地域 類型	用途 地域	車線 数	近接 空間	測定結果(dB)		適合状況	
							昼間	夜間	昼間	夜間
1	岡山市南区中畦	岡山児島線	B	12	2	○	71	68	×	×
2	岡山市南区灘崎町西高崎	倉敷玉野線	C	10	2	○	70	64	○	○
3	岡山市北区北方	岡山吉井線	B	1	4	○	68	64	○	○
4	岡山市北区牟佐	岡山吉井線	B	12	2	○	74	68	×	×
5	岡山市北区表町	岡山吉井線	C	9	2	○	66	60	○	○
6	岡山市北区学南町	岡山吉井線	B	6	4	○	70	66	○	×
7	岡山市南区大福	倉敷妹尾線	B	6	2		68	64	×	×
8	岡山市北区庭瀬	岡山倉敷線	C	8	2		72	69	×	×
9	岡山市北区西古松	大元停車場線	C	9	6		62	58	○	○
10	岡山市北区中島田町	いずみ町青江線	C	9	4		71	66	×	×
11	岡山市北区厚生町	いずみ町青江線	C	8	4		65	59	○	○
12	岡山市北区東古松	いずみ町青江線	C	8	4		69	64	×	×
13	岡山市南区新保	いずみ町青江線	C	8	4		71	65	×	×
14	倉敷市粒江	一般国道30号	B	12	4	○	63	56	○	○
15	倉敷市児島柳田町	一般国道30号	B	12	4	○	53	51	○	○
16	倉敷市児島田の口	一般国道430号	C	10	2	○	66	58	○	×
17	倉敷市曾原	岡山児島線	C	10	4	○	72	69	×	×
18	倉敷市児島上の町	岡山児島線	B	6	4	○	71	64	×	○
19	倉敷市広江	玉野福田線	B	6	4	○	72	68	×	×
20	倉敷市児島上の町	宇野津下之町線	C	10	2	○	68	62	×	×
21	倉敷市林	玉野児島線	B	12	2	○	64	57	○	○
22	倉敷市児島阿津	岡山児島線	B	5	4	○	65	58	○	○
23	津山市皿	国道53号	B	12	2	○	70	66	○	×
24	津山市二宮	国道53号バイパス	C	5	4	○	50	41	○	○
25	津山市山北	県道小原船頭線	C	4	2	○	69	65	○	○
26	津山市志戸部	県道大篠津山停留所線	B	3	2	○	69	61	○	○
27	津山市高野本郷	市道1002号	C	5	2		66	60	×	○
28	津山市西吉田	国道179号	B	3	2	○	70	65	○	○
29	津山市新野東	国道53号	B	12	2	○	68	64	○	○
30	津山市新野東	県道堀坂勝北線	B	12	2	○	59	55	○	○
31	津山市南方中	国道181号	B	12	2	○	67	63	○	○
32	津山市戸脇	県道久米中央線	B	12	2	○	68	62	○	○
33	津山市小田中	中国自動車道	B	5	4	○	69	66	○	×
34	津山市川崎	国道53号	C	8	4	○	73	68	×	×
35	津山市二宮	国道179号	C	8	2	○	69	64	○	○
36	玉野市用吉	国道30号	C	8	4	○	67	62	○	○
37	笠岡市笠岡大磯	国道2号	C	10	2	○	72	71	×	×
38	笠岡市園井	山陽自動車道	B	12	4	○	59	59	○	○
39	笠岡市笠岡	笠岡井原線	B	5	2	○	70	64	○	○
40	井原市井原町	国道313号	C	10	2	○	64	59	○	○
41	井原市高屋町	国道313号	C	10	2	○	65	66	○	×
42	井原市東江原町	国道486号	B	5	2	○	66	66	○	×
43	井原市岩倉町	県道笠岡井原線	B	12	2	○	62	57	○	○
44	井原市芳井町吉井	国道313号	C	12	2	○	62	54	○	○
45	井原市笹賀町	国道313号	B	5	4	○	66	61	○	○
46	総社市北溝手	岡山自動車道	B	12	4	○	54	58	○	○
47	総社市総社	国道180号	C	8	2	○	68	66	○	×

番号	測定地点	対象道路名	地域 類型	用途 地域	車線 数	近接 空間	測定結果(dB)		適合状況	
							昼間	夜間	昼間	夜間
48	総社市清音柿木	県道清音真金線	B	5	2	○	70	65	○	○
49	高梁市鉄砲町	国道180号	C	8	4	○	69	64	○	○
50	備前市伊部	国道2号	B	5	2	○	68	69	○	×
51	赤磐市下市	岡山吉井線	C	10	2	○	70	66	○	×
52	真庭市久世	国道181号	C	10	2	○	71	65	×	○
53	真庭市下市瀬	国道313号	C	10	2	○	69	63	○	○
54	浅口市金光町大谷	国道2号	C	10	2	○	73	73	×	×
55	早島町早島	国道2号	C	10	4	○	70	70	○	×

備考) 類型：用途地域の区分：

- | | | |
|----------------|-----------|--------------|
| 1：第一種低層住居専用地域 | 5：第一種住居地域 | 9：商業地域 |
| 2：第二種低層住居専用地域 | 6：第二種住居地域 | 10：準工業地域 |
| 3：第三種中高層住居専用地域 | 7：準住居地域 | 11：工業地域 |
| 4：第二種中高層住居専用地域 | 8：近隣商業地域 | 12：用途地域以外の地域 |

近接空間の区分幹線交通を担う道路に近接する空間に該当 ○ 該当しない ×

幹線交通を担う道路：高速自動車国道、一般国道、県道及び(4車線以上の)市町村道

近接する空間の範囲：2車線以下は15m、3車線超は20m

環境基準との比較：適合 ○ 不適合 ×

(7) 平成21年度新幹線鉄道騒音・振動調査結果

(平成21年度)

番号	測定場所	測定年月日	地域の 類型	路線 構造	防音壁の 種類	騒音測定結果 (dB) 25m	振動測定結果 (dB) 25m
1	岡山市北区川入	平成21年11月13日	I	高架	逆 L 型	72	50
2	倉敷市上東	平成21年10月27日	I	高架	逆 L 型	76	57
3	倉敷市玉島道越	平成21年10月21日	I	高架	直 防	73	52
4	倉敷市船穂町船穂	平成21年10月21日	I	高架	直 防	80	58
5	笠岡市有田	平成21年10月21日	I	高架	直 防	75	52
6	備前市伊部	平成21年10月29日	I	盛土	直 防	71	52
7	備前市香登本	平成21年10月29日	II	高架	直 防	70	55
8	浅口市鴨方町地頭上	平成21年10月27日	I	高架	直 防	74	56

(8) 瀬戸大橋線列車騒音(橋梁部) 測定結果(評価値)の推移

NO	測定年月日	評価値 (デシベル)	測定目的
1	S63. 4.25～26	83～85	供用開始直後
2	S63. 6.21～22	82	深夜・早朝4本の列車減速効果の確認
3	S63. 7. 1～ 2	80～83	ディーゼル特急4本の車両変更効果の確認
4	S63.10.11～12	78～83	下面吸音板設置効果の確認
5	H 1. 7.24～25	77～80	ディーゼル特急32本の減速効果の確認
6	H 1.11.29～30	76～80	努力目標遵守状況の確認
7	H 2. 3.13～14	78～81	努力目標遵守状況の確認
8	H 2. 4.23～24	77～82	車輪削正効果の確認
9	H 2.12.17～18	78～80	諸対策効果の確認
10	H 3. 6.20～22	76～78	試験走行の監視
11	H 3. 7.24～25	75～76	諸対策効果の再確認
12	H 3. 8.26～27	75～76	速度復元に伴う試験走行の監視
13	H 3.12.16～17	77～79	速度復元後の監視
14	H 4. 7.22～23	75～77	努力目標遵守状況の確認
15	H 5. 4.22～23	77～78	努力目標遵守状況の確認
16	H 7. 5.15～16	76～78	努力目標遵守状況の確認
17	H 9. 1.21～22	75～76	努力目標遵守状況の確認
18	H 9.12. 4～ 5	75～78	努力目標遵守状況の確認
19	H10.11. 2～ 3	74～76	努力目標遵守状況の確認
20	H11.10.21～22	74～75	努力目標遵守状況の確認
21	H12.10.27～28	75～77	努力目標遵守状況の確認
22	H13.11.16～17	75～78	努力目標遵守状況の確認
23	H14.10.25～26	73～75	努力目標遵守状況の確認
24	H15.10.17～18	73～75	努力目標遵守状況の確認 新型マリンライナー導入の影響把握
25	H16.11. 5～ 6	74～77	努力目標遵守状況の確認
26	H17.10.28～29	73～75	努力目標遵守状況の確認
27	H18.11.17～18	74～76	努力目標遵守状況の確認
28	H19.10.12～13	73～75	努力目標遵守状況の確認
29	H20.10.10～11	73～75	努力目標遵守状況の確認
30	H21.10.16～17	74～77	努力目標遵守状況の確認

(9)騒音規制法・振動規制法に基づく指定地域と区域区分(自動車騒音に係るものを除く)

(平成21年4月1日現在)

市町村名		騒音規制法				振動規制法	
現在	合併前	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域	第1種区域	第2種区域
岡山市	岡山市	一低	一中高,二中高, 一住,二住,用途 以外	近商,商業,準工	工業	一低,一中高,二中 高,一住,二住,用 途以外	近商,商業,準工,工業
	御津町		御津新庄,御津矢 原の各一部	第2種区域・第4種区 域以外	御津河内,御津 宇垣,御津高津, 御津宇甘,御津 紙工,御津伊田, 御津矢原の各 一部	御津新庄,御津矢 原の各一部	第1種区域以外
	灘崎町	一低	一中高,一住,二 住,用途以外	近商,準工		一低,一中高,一 住,二住,用途以外	近商,準工
	瀬戸町	一低	一中高,一住,二 住,用途以外	近商,準工		一低,一中高,一 住,二住,用途以外	近商,準工,工業
倉敷市	倉敷市	一低,二低	一中高,二中高, 一住,二住,用途 以外	近商,商業,準工	工業	一低,二低,,一中 高,二中高,一住, 二住,用途以外	近商,商業,準工,工業
	船穂町		二中高,一住,二 住,用途以外	近商,準工	工業	二中高,一住,二 住,用途以外	近商,準工,工業
	真備町		一中高,一住,用 途以外	近商,準工	工業	一中高,一住,用 途以外	近商,準工,工業
津山市	津山市	一低,二低	一中高,二中高, 一住,二住,用途 以外	近商,商業,準工	工業	一低,二低,一中 高,二中高,一住, 二住,用途以外	近商,商業,準工,工業
	勝北町		第3種区域以外	都市計画区域		第2種区域以外	都市計画区域
	久米町			第4種区域以外	くめ		すべての区域
玉野市	玉野市	一低	一中高,二中高, 一住,二住,用途 以外	近商,商業,準工	工業	一低,一中高,二中 高,一住,二住,用 途以外	近商,商業,準工,工業
笠岡市	笠岡市	一低	一中高,二中高, 一住,二住,用途 以外(都市計画 区域内に限る)	近商,商業,準工	工業	一低,一中高,二中 高,一住,二住,用 途以外(都市計画 区域内に限る)	近商,商業,準工,工業
井原市	井原市	一低	一中高,一住,用 途以外	近商,商業,準工	工業	一低,一中高,一 住,用途以外	近商,商業,準工,工業
	芳井町			芳井町梶江,芳井町 吉井の各一部			
総社市	総社市	一低	一中高,二中高, 一住,二住,用途 以外	近商,商業,準工	工業	一低,一中高,二中 高,一住,二住,用 途以外	近商,商業,準工,工業
	山手村		一住,用途以外			一住,用途以外	
	清音村		一住,用途以外	準工	工業	一住,用途以外	準工,工業
高梁市	高梁市	一低	一中高,二中高, 一住,二住	近商,商業,準工	工業	一低,一中高,二中 高,一住,二住	近商,商業,準工,工業
新見市	新見市	一低	一住,二住	近商,商業,準工	工業	一低,一住,二住	近商,商業,準工,工業
	神郷町		新郷下神代の一部			新郷下神代の一部	

市町村名		騒音規制法				振動規制法	
現在	合併前	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域	第1種区域	第2種区域
備前市	備前市	一低	一中高,二中高,一住,二住,用途以外	近商,商業,準工	工業	一低,一中高,二中高,一住,二住,用途以外	近商,商業,準工,工業
	日生町		日生町日生,日生町寒河,日生町大多府,日生町寺山の各一部	日生町日生,日生町寒河の各一部	日生町日生,日生町寒河の各一部	日生町日生,日生町寒河,日生町大多府,日生町寺山の各一部	日生町日生,日生町寒河の各一部
	吉永町			吉永町金谷,吉永町福満,吉永町南方,吉永町吉永中,吉永町三股,吉永町岩崎,吉永町今崎,吉永町神根本,吉永町高田			吉永町金谷,吉永町福満,吉永町南方,吉永町吉永中,吉永町三股,吉永町岩崎,吉永町今崎,吉永町神根本,吉永町高田
瀬戸内市	邑久町		邑久町尾張,邑久町山田庄,邑久町福元,邑久町百田,邑久町下笠加の各一部	第2種区域・第4種区域以外	邑久町豆田,邑久町福元,邑久町福山,邑久町上笠加,邑久町下笠加の各一部	邑久町尾張,邑久町山田庄,邑久町福元,邑久町百田,邑久町下笠加の各一部	第1種区域以外
	長船町		長船町福岡,長船町服部及び長船町長船の各一部	第2種区域以外		長船町福岡,長船町服部及び長船町長船の各一部	第1種区域以外
	牛窓町		牛窓町長浜の一部	第2種区域以外		牛窓町長浜の一部	第1種区域以外
赤磐市	山陽町	一低	一中高,一住,二住,用途以外	近商,準工		一低,一中高,一住,二住,用途以外	近商,準工
	赤坂町		第3種区域を除く	町荇田,東軽部,山口,坂辺,多賀,西窪田の各一部		第2種区域を除く	町荇田,東軽部,山口,坂辺,多賀,西窪田の各一部
	熊山町	一低	第1種及び第3種区域を除く	近商,準工,小瀬木,釣井,徳富の各一部		第2種区域を除く	近商,準工,小瀬木,釣井,徳富の各一部
	吉井町		第3種区域を除く	周匝,福田,仁堀東,仁堀中の各一部		第2種区域を除く	周匝,福田,仁堀東,仁堀中の各一部
真庭市	北房町			宮地,山田,五名			
	勝山町		一中高,一住	近商,準工		一中高,一住	近商,準工
	落合町	一低	一住,二住	近商,準工	工業	一低,一住,二住	近商,準工,工業
	湯原町		都市計画区域			都市計画区域	
	久世町	一低	一住	近商,準工	工業	一低,一住	近商,準工,工業
美作市	勝田町		第3種区域以外	久賀の一部		第2種区域以外	久賀の一部
	美作町	一低	一中高,一住,二住	近商,商業,準工		一低,一中高,一住,二住	近商,商業,準工
	作東町		第3種区域以外	宮原,瀬戸,土居,竹田及び上福原の各一部		第2種区域以外	宮原,瀬戸,土居,竹田及び上福原の各一部
浅口市	金光町	一低	一中高,二中高,一住,二住,用途以外	近商,準工		一低,一中高,二中高,一住,二住,用途以外	近商,準工
	鴨方町		鴨方町みどりヶ丘の全域 鴨方町鳩ヶ丘,鴨方町鴨方,鴨方町六条院中,鴨方町六条院東の各一部	全域(第2種及び第4種区域を除く)	鴨方町六条院西の一部	鴨方町みどりヶ丘の全域 鴨方町鳩ヶ丘,鴨方町鴨方,鴨方町六条院中,鴨方町六条院東の各一部	第1種区域を除く
	寄島町			全域			全域

市町村名		騒音規制法				振動規制法	
現在	合併前	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域	第1種区域	第2種区域
和気町	佐伯町		津瀬,米沢,佐伯,父井原,矢田部,宇生,田賀,小坂,加三方,矢田,塩田			津瀬,米沢,佐伯,父井原,矢田部,宇生,田賀,小坂,加三方,矢田,塩田	
	和気町	一低	一中高,一住,二住	商業,準工,用途以外		一低,一中高,一住,二住	商業,準工,用途以外
早島町	早島町	一低	一中高,一住,用途以外	近商,準工	工業	一低,一中高,一住,用途以外	近商,準工,工業
矢掛町	矢掛町		一中高,二中高,一住	近商,準工	工業	一中高,二中高,一住	近商,準工,工業
勝央町	勝央町	一低	二中高,一住,準住	近商,準工		一低,二中高,一住,準住	近商,準工
久米南町	久米南町			下弓削,下二ヶ,上二ヶ,仏教寺,上神目の全域 別所,山手の各一部			下弓削,下二ヶ,上二ヶ,仏教寺,上神目の全域 別所,山手の各一部
美咲町	柵原町		第3種区域以外	百々,行信,書副,周佐,藤田上,柵原,高下,飯岡,塚角,大戸下,藤原,吉ヶ原の各一部		第2種区域以外	百々,行信,書副,周佐,藤田上,柵原,高下,飯岡,塚角,大戸下,藤原,吉ヶ原の各一部
吉備中央町	加茂川町	一低	一中高	準工		一低,一中高	準工
	賀陽町	一低	一中高,一住,二住	商業,準工		一低,一中高,一住,二住	商業,準工

備考1 「用途」、「一低」、「二低」、「一中高」、「二中高」、「一住」、「二住」、「準住」、「近商」、「商業」、「準工」及び「工業」とは、それぞれ都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域をいう。

2 「用途以外」とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域以外の地域をいう。

3 関係図面は、岡山県環境文化部環境管理課及び関係市役所又は町村役場に備え縦覧に供する。

※ 「市町村名」欄の「合併前」欄は、平成16年10月～平成19年1月に行われた市町村合併以前の市町村名を示す。

(10)騒音規制法・振動規制法に基づく自動車騒音及び道路交通振動に係る区域区分

(平成21年4月1日現在)

市町村名		騒音規制法			振動規制法	
現在	合併前	a区域	b区域	c区域	第1種区域	第2種区域
岡山市	岡山市	一低,一中高,二中高	一住,二住,用途以外	近商,商業,準工,工業	一低,一中高,二中高,一住,二住,用途以外	近商,商業,準工,工業
	御津町		御津新庄,御津矢原の各一部	b区域以外	御津新庄,御津矢原の各一部	第1種区域以外
	灘崎町	一低,一中高	一住,二住,用途以外	近商,準工	一低,一中高,一住,二住,用途以外	近商,準工
	瀬戸町	一低,一中高	一住,二住,用途以外	近商,準工,工業	一低,一中高,一住,二住,用途以外	近商,準工,工業
倉敷市	倉敷市	一低,二低,一中高,二中高	一住,二住,用途以外	近商,商業,準工,工業	一低,二低,一中高,二中高,一住,二住,用途以外	近商,商業,準工,工業
	船穂町	二中高	一住,二住,用途以外	近商,準工,工業	二中高,一住,二住,用途以外	近商,準工,工業
	真備町	一中高	一住,用途以外	近商,準工,工業	一中高,一住,用途以外	近商,準工,工業
津山市	津山市	一低,二低,一中高,二中高	一住,二住,用途以外	近商,商業,準工,工業	一低,二低,一中高,二中高,一住,二住,用途以外	近商,商業,準工,工業
	勝北町		c区域以外	都市計画区域	第2種区域以外	都市計画区域
	久米町			すべての地域		すべての地域
玉野市	玉野市	一低,一中高,二中高	一住,二住,用途以外	近商,商業,準工,工業	一低,一中高,二中高,一住,二住,用途以外	近商,商業,準工,工業
笠岡市	笠岡市	一低,一中高,二中高	一住,二住,用途以外(都市計画区域内に限る)	近商,商業,準工,工業	一低,一中高,二中高,一住,二住,用途以外(都市計画区域内に限る)	近商,商業,準工,工業
井原市	井原市	一低,一中高	一住,用途以外	近商,商業,準工,工業	一低,一中高,一住,用途以外	近商,商業,準工,工業
	芳井町			芳井町梶江,芳井町吉井の各一部		
総社市	総社市	一低,一中高,二中高	一住,二住,用途以外	近商,商業,準工,工業	一低,一中高,二中高,一住,二住,用途以外	近商,商業,準工,工業
	山手村		一住,用途以外		一住,用途以外	
	清音村		一住,用途以外	準工,工業	一住,用途以外	準工,工業
高梁市	高梁市	一低,一中高,二中高	一住,二住	近商,商業,準工,工業	一低,一中高,二中高,一住,二住	近商,商業,準工,工業
新見市	新見市	一低	一住,二住	近商,商業,準工,工業	一低,一住,二住	近商,商業,準工,工業
	神郷町		神郷下神代の一部		神郷下神代の一部	

市町村名		騒音規制法			振動規制法	
現在	合併前	a区域	b区域	c区域	第1種区域	第2種区域
備前市	備前市	一低,一中高,二中高	一住,二住,用途以外	近商,商業,準工,工業	一低,一中高,二中高,一住,二住,用途以外	近商,商業,準工,工業
	日生町		日生町日生,日生町寒河,日生町大多府,日生町寺山の各一部	日生町日生,日生町寒河の各一部	日生町日生,日生町寒河,日生町大多府,日生町寺山の各一部	日生町日生,日生町寒河の各一部
	吉永町			吉永町金谷,吉永町福満,吉永町南方,吉永町吉永中,吉永町三股,吉永町岩崎,吉永町今崎,吉永町神根本,吉永町高田		吉永町金谷,吉永町福満,吉永町南方,吉永町吉永中,吉永町三股,吉永町岩崎,吉永町今崎,吉永町神根本,吉永町高田
瀬戸内市	邑久町		邑久町尾張,邑久町山田庄,邑久町福元,邑久町百田,邑久町下笠加の各一部	b区域以外	邑久町尾張,邑久町山田庄,邑久町福元,邑久町百田,邑久町下笠加の各一部	第1種区域以外
	長船町		長船町福岡,長船町服部及び長船町長船の各一部	b区域以外	長船町福岡,長船町服部及び長船町長船の各一部	第1種区域以外
	牛窓町		牛窓町長浜の各一部	b区域以外	牛窓町長浜の各一部	第1種区域以外
赤磐市	山陽町	一低,一中高	一住,二住,用途以外	近商,準工	一低,一中高,一住,二住,用途以外	近商,準工
	赤坂町		全域(c区域を除く)	町苅田,東軽部,山口,坂辺,多賀,西窪田の各一部	全域(第2種区域を除く)	町苅田,東軽部,山口,坂辺,多賀,西窪田の各一部
	熊山町	一低	全域(a及びc区域を除く)	近商,準工,小瀬木,釣井,徳富の各一部	全域(第2種区域を除く)	近商,準工,小瀬木,釣井,徳富の各一部
	吉井町		全域(c区域を除く)	周匝,福田,仁堀東,仁堀中の各一部	全域(第2種区域を除く)	周匝,福田,仁堀東,仁堀中の各一部
真庭市	北房町			宮地,山田,五名		
	勝山町	一中高	一住	近商,準工	一中高,一住	近商,準工
	落合町	一低	一住,二住	近商,準工,工業	一低,一住,二住	近商,準工,工業
	湯原町		都市計画区域		都市計画区域	
	久世町	一低	一住	近商,準工,工業	一低,一住	近商,準工,工業
美作市	勝田町		c区域以外	久賀の一部	第2種区域以外	久賀の一部
	美作町	一低,一中高	一住,二住	近商,商業,準工	一低,一中高,一住,二住	近商,商業,準工
	作東町		c区域以外	宮原,瀬戸,土居,竹田及び上福原の各一部	第2種区域以外	宮原,瀬戸,土居,竹田及び上福原の各一部

市町村名		騒音規制法			振動規制法	
現在	合併前	a区域	b区域	c区域	第1種区域	第2種区域
浅口市	金光町	一低,一中高,二中高	一住,二住,用途以外	近商,準工	一低,一中高,二中高,一住,二住,用途以外	近商,準工
	鴨方町		鴨方町みどりヶ丘の全域 鴨方町鳩ヶ丘,鴨方町鴨方,鴨方町六条院中,鴨方町六条院東の各一部	b区域以外	鴨方町みどりヶ丘の全域 鴨方町鳩ヶ丘,鴨方町鴨方,鴨方町六条院中,鴨方町六条院東の各一部	第1種区域以外
	寄島町			全域		全域
早島町	早島町	一低,一中高	一住,用途以外	近商,準工,工業	一低,一中高,一住,用途以外	近商,準工,工業
和気町	佐伯町		津瀬,米沢,佐伯,父井原,矢田部,宇生,田賀,小坂,加三方,矢田,塩田		津瀬,米沢,佐伯,父井原,矢田部,宇生,田賀,小坂,加三方,矢田,塩田	
	和気町	一低,一中高	一住,二住,用途以外	商業,準工	一低,一中高,一住,二住	商業,準工,用途以外
矢掛町	矢掛町	一中高,二中高	一住	近商,準工,工業	一中高,二中高,一住	近商,準工,工業
勝央町	勝央町	一低,二中高	一住,準住	近商,準工	一低,二中高,一住,準住	近商,準工
久米南町	久米南町			下弓削,下二ヶ,上二ヶ,仏教寺,上神目の全域 別所,山手の各一部		下弓削,下二ヶ,上二ヶ,仏教寺,上神目の全域 別所,山手の各一部
美咲町	柵原町		c区域以外	百々,行信,書副,周佐,藤田上,柵原,高下,飯岡,塚角,大戸下,藤原,吉ヶ原の各一部	第2種区域以外	百々,行信,書副,周佐,藤田上,柵原,高下,飯岡,塚角,大戸下,藤原,吉ヶ原の各一部
吉備中央町	加茂川町	一低,一中高		準工	一低,一中高	準工
	賀陽町	一低,一中高	一住,二住	商業,準工	一低,一中高,一住,二住	商業,準工

備考 1 「用途」、「一低」、「二低」、「一中高」、「二中高」、「一住」、「二住」、「準住」、「近商」、「商業」、「準工」、「工業」とは、それぞれ都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域をいう。

2 「用途以外」とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域以外の地域をいう。

3 関係図面は、岡山県環境文化部環境管理課及び関係市役所又は町村役場に備え縦覧に供する。

※ 「市町村名」の欄の「合併前」欄は、平成16年10月～平成19年1月に行われた市町村合併以前の市町村名を示す。

(11)平成21年度騒音規制法施行状況調査(工場・事業場数)

(平成22年3月31日現在)

	金属加工機械	空気圧縮機等	土石用破碎機等	織 機	建設用資材製造機械	穀物用製粉機	木材加工機械	抄紙機	印刷機械	合成樹脂射出成形機	鋳型造型機	合 計
岡山市	205	749	50	17	39	4	108	4	131	20	16	1,343
倉敷市	133	274	24	58	19	1	45	0	44	12	8	618
津山市	50	98	11	5	8	0	49	1	37	4	2	265
玉野市	38	48	2	11	5	2	17	0	9	1	0	133
笠岡市	18	36	8	14	3	1	10	0	10	2	1	103
井原市	26	38	2	149	1	0	11	1	2	3	0	233
総社市	49	60	15	12	14	1	12	0	9	4	4	180
高梁市	1	4	0	0	2	0	2	0	0	1	0	10
新見市	10	9	6	0	2	0	18	0	10	0	0	55
備前市	24	52	51	2	5	0	11	1	5	11	0	162
瀬戸内市	7	17	1	1	1	0	0	0	40	0	0	67
赤磐市	12	16	1	0	0	0	2	0	2	4	0	37
真庭市	3	8	0	0	2	0	1	0	0	2	1	17
美作市	5	4	0	0	1	0	0	0	0	1	0	11
浅口市	3	12	0	0	1	0	5	0	2	2	0	25
和気町	2	4	0	0	1	0	0	0	0	1	3	11
早島町	2	10	0	2	0	0	1	0	0	0	0	15
里庄町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
矢掛町	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
新庄村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鏡野町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
勝央町	3	4	1	0	1	0	2	0	1	0	1	13
奈義町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西粟倉村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
久米南町	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	3
美咲町	2	7	2	0	1	0	0	0	0	1	0	13
吉備中央町	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
合 計	595	1,453	175	271	106	9	294	7	302	70	36	3,318

(12)平成21年度騒音規制法施行状況調査(施設数)

(平成22年3月31日現在)

	金属加工機械	空気圧縮機等	土石用 破碎機等	織 機	建設用 資材製造機械	穀物用 製粉機	木材加工機械	抄紙機	印刷機械	合成樹脂 射出成形機	鋳造 型機	合 計
岡山市	1,051	5,466	379	1,408	56	70	347	14	828	201	60	9,880
倉敷市	680	2,110	104	3,630	23	3	125	0	188	116	30	7,009
津山市	513	856	30	112	19	0	231	10	115	207	7	2,100
玉野市	127	392	22	241	5	12	74	0	31	8	0	912
笠岡市	111	374	43	194	10	5	24	0	50	5	10	826
井原市	446	305	3	2,523	1	0	36	2	12	102	0	3,430
総社市	381	474	68	316	18	1	29	0	37	27	20	1,371
高梁市	22	44	0	0	3	0	7	0	0	9	0	85
新見市	29	81	104	0	3	0	39	0	28	0	0	284
備前市	118	1,478	642	34	7	0	96	2	9	21	0	2,407
瀬戸内市	49	426	4	4	2	0	8	0	50	0	0	543
赤磐市	165	159	2	0	0	0	12	0	30	87	0	455
真庭市	6	83	0	0	3	0	2	0	0	31	12	137
美作市	47	26	1	0	1	0	0	0	0	1	0	76
浅口市	20	69	0	0	2	0	21	0	9	42	0	163
和気町	8	46	0	0	1	0	0	0	0	9	42	106
早島町	3	24	0	4	0	0	2	0	0	0	0	33
里庄町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
矢掛町	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
新庄村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鏡野町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
勝央町	10	26	5	0	1	0	3	0	5	0	16	66
奈義町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西粟倉村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
久米南町	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	3
美咲町	7	54	21	0	5	0	0	0	0	23	0	110
吉備中央町	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
合計	3,797	12,499	1,429	8,466	160	91	1,056	28	1,392	890	197	30,005

(13)平成21年度振動規制法施行状況調査(工場・事業場数)

(平成22年3月31日現在)

	金属加工機械	圧縮機	土石用 破碎機 等	織 機	コンクリートブ ロックマシン等	木材加工機械	印刷機 械	ロール 機	合成樹脂 用射出成 形機	鋳型造 型機	合 計
岡山市	203	328	55	13	15	7	95	13	13	9	751
倉敷市	13	197	25	49	8	8	18	6	8	8	340
津山市	40	65	9	6	6	9	13	0	2	1	151
玉野市	38	29	2	11	5	5	1	0	2	0	93
笠岡市	12	20	10	19	1	2	8	0	2	1	75
井原市	26	38	1	177	0	4	1	0	3	0	250
総社市	41	24	13	5	4	0	4	0	4	3	98
高梁市	3	5	0	0	0	0	0	0	0	0	8
新見市	10	7	6	0	1	2	3	0	0	0	29
備前市	24	31	60	1	2	2	2	3	11	0	136
瀬戸内市	5	15	1	1	1	0	4	0	0	0	27
赤磐市	3	13	1	0	0	0	0	0	4	0	21
真庭市	2	3	0	0	1	0	0	0	2	0	8
美作市	5	2	0	0	1	0	0	0	1	0	9
浅口市	2	4	0	0	1	0	2	0	0	0	9
和気町	2	4	0	0	1	0	0	0	1	3	11
早島町	1	5	0	1	0	0	0	0	0	0	7
里庄町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
矢掛町	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	3
新庄村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鏡野町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
勝央町	1	4	1	0	0	0	0	0	0	1	7
奈義町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西粟倉村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
久米南町	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2
美咲町	3	6	3	0	1	0	0	0	1	0	14
吉備中央町	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
合計	436	804	187	283	48	39	151	22	55	26	2,051

(14)平成21年度振動規制法施行状況調査(施設数)

(平成22年3月31日現在)

	金属加工機械	圧縮機	土石用 破碎機 等	織 機	コンクリートブ ロックマシン等	木材加工機械	印刷機 械	ロール 機	合成樹脂 用射出成 形機	鋳型造 型機	合 計
岡山市	1,179	1,267	418	1,261	23	13	467	55	292	40	5,015
倉敷市	574	854	102	3,158	14	9	107	26	120	18	4,982
津山市	427	131	21	109	11	13	54	0	105	3	874
玉野市	124	140	22	226	5	8	7	0	10	0	542
笠岡市	104	295	62	224	5	2	25	1	41	9	768
井原市	462	218	2	2,785	0	5	12	0	110	0	3,594
総社市	361	165	71	239	10	0	11	0	27	15	899
高梁市	47	24	0	0	2	0	0	0	10	0	83
新見市	27	13	175	0	5	2	9	0	0	0	231
備前市	97	355	621	17	2	4	2	28	21	0	1,147
瀬戸内市	44	363	2	4	2	0	34	0	0	0	449
赤磐市	59	91	2	0	0	0	0	0	73	0	225
真庭市	9	143	0	0	2	0	0	0	22	0	176
美作市	47	15	1	0	1	0	0	0	1	0	65
浅口市	6	30	0	0	2	0	5	0	28	0	71
和気町	8	46	0	0	1	0	0	0	9	42	106
早島町	4	11	0	1	0	0	0	0	0	0	16
里庄町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
矢掛町	3	4	0	0	0	0	0	0	0	0	7
新庄村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鏡野町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
勝央町	6	22	5	0	0	0	0	0	0	16	49
奈義町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西粟倉村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
久米南町	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2
美咲町	8	50	23	0	13	0	0	0	23	0	117
吉備中央町	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
合計	3,597	4,240	1,527	8,024	98	56	733	110	893	143	19,421

(15)工場・事業場に係る騒音・振動の規制基準

(平成21年4月1日現在)

騒音	区 分		第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
	昼 間	7:00～20:00	50 デシベル	60 デシベル	65 デシベル	70 デシベル
	朝・夕	5:00～ 7:00 20:00～22:00	45 デシベル	50 デシベル	60 デシベル	65 デシベル
	夜 間	22:00～ 5:00	40 デシベル	45 デシベル	50 デシベル	55 デシベル
振動	区 分		第1種区域		第2種区域	
	昼 間	7:00～20:00	60 デシベル		65 デシベル	
	夜 間	20:00～ 7:00	55 デシベル		60 デシベル	

注 学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲 50m の区域内の基準は、5デシベルを減じた値とする。ただし、騒音の第1種区域は除く。

(16)特定建設作業に係る騒音・振動の規制基準

(平成21年4月1日現在)

規 制 種 別	区 域 の 区 分	騒 音	振 動
基 準 値	1 号 及 び 2 号	85 デシベル	75 デシベル
作 業 時 刻	1 号	午後7時～午前7時の時間内でないこと。	
	2 号	午後10時～午前6時の時間内でないこと。	
※1日当りの作業時間	1 号	1日10時間を超えないこと。	
	2 号	1日14時間を超えないこと。	
作 業 期 間	1 号 及 び 2 号	連続して6日を超えないこと。	
作 業 日	1 号 及 び 2 号	日曜日その他の休日ではないこと。	

- 注 1 基準値を超えている場合、騒音、振動の防止の方法、1日の作業時間を※欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告または命令できる。
- 2 災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合などに適用除外の規定が設けられている。
- 3 2号区域とは、指定地域であつて騒音の規制基準の区域の区分の第4種区域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲 80m の区域以外の区域をいい、1号区域とは、指定地域のうち2号区域以外をいう。

(17)要請限度（自動車騒音・道路交通振動の規制）

(平成21年4月1日現在)

騒音	区 分		a 区域		b 区域		c 区域
			1車線	2車線以上	1車線	2車線以上	1車線以上
	昼 間	6:00～22:00	65 デシベル	70 デシベル	65 デシベル	75 デシベル	75 デシベル
	夜 間	22:00～ 6:00	55 デシベル	65 デシベル	55 デシベル	70 デシベル	70 デシベル
また、上記の区域のうち、幹線交通を担う道路に近接する区域については、次の要請限度値を用います。 昼間 : 75 デシベル 夜間 : 70 デシベル							

- 注 騒音の評価手法は、等価騒音レベル(L_{Aeq})によるものとする。
- 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、県道、4車線以上の市町村道とする。
- 2車線以下の車線を有する道路の場合:道路の敷地境界から 15m
- 3車線以上の車線を有する道路の場合: " 20m

振動	区 分		第1種区域	第2種区域
	昼 間	7:00～20:00	65 デシベル	70 デシベル
	夜 間	20:00～7:00	60 デシベル	65 デシベル

(18)悪臭防止法に基づく規制地域と区域の区分

表 特定悪臭物質濃度規制に係る規制地域

(平成 21 年 4 月 1 日現在)

		特 定 悪 臭 物 質 濃 度 規 制 に 係 る 規 制 地 域	
現 在	合 併 前	第 1 種 区 域	第 2 種 区 域
岡 山 市	瀬 戸 町	用途地域	第1種区域以外の地域
倉 敷 市	倉 敷 市	用途地域	
	船 穂 町	用途地域	
	真 備 町	用途地域	
津 山 市	津 山 市	用途地域	
	勝 北 町		すべての地域
	久 米 町		すべての地域
玉 野 市	玉 野 市	用途地域	
笠 岡 市	笠 岡 市	用途地域	
井 原 市	井 原 市	用途地域	
総 社 市	総 社 市	用途地域	
	山 手 村	用途地域	
	清 音 村	用途地域	
新 見 市	新 見 市	用途地域	
	大 佐 町		すべての地域
	哲 西 町		すべての地域
備 前 市	備 前 市	用途地域、久々井、鶴海の各一部	
	日 生 町		すべての地域
	吉 永 町		すべての地域
瀬 戸 内 市	牛 窓 町		すべての地域
	邑 久 町		すべての地域
	長 船 町		すべての地域
赤 磐 市	山 陽 町	用途地域	第1種区域以外の地域
	赤 坂 町		臭気指数規制地域以外の地域
	熊 山 町	用途地域	都市計画区域のうち第1種区域以外の地域
	吉 井 町		すべての地域
真 庭 市	勝 山 町	用途地域	第1種区域以外の地域
	久 世 町	用途地域	
美 作 市	勝 田 町		すべての地域
	美 作 町	用途地域	第1種区域以外の地域
	作 東 町		すべての地域
浅 口 市	金 光 町	用途地域	第1種区域以外の地域
	鴨 方 町		すべての地域
	寄 島 町		すべての地域
和 気 町	佐 伯 町		すべての地域
早 島 町	早 島 町	用途地域	第1種区域以外の地域
里 庄 町	里 庄 町		すべての地域
矢 掛 町	矢 掛 町	用途地域	
勝 央 町	勝 央 町	用途地域	
美 咲 町	中 央 町		すべての地域
吉備中央町	加 茂 川 町	用途地域	
	賀 陽 町	用途地域	

※「市町村名」欄の「合併前」欄は、平成 16 年 10 月～平成 19 年 1 月に行われた市町村合併以前の市町村名を示す。

表2 臭気指数規制に係る規制地域

(平成21年4月1日現在)

市 町 村 名	臭 気 指 数 規 制 に 係 る 規 制 地 域	
現 在	第 1 種 区 域	第 2 種 区 域
合 併 前	第 3 種 区 域	
岡山市	一低,一中高,二中高,一住,二住	近商,商業,準工
御津町		第1種区域,第2種区域以外の地域
灘崎町		
赤磐市	赤坂町	坂辺,惣分,小原の各一部
和気町	和気町	用途地域(準工業地域を除く)
美咲町	柵原町	第1種区域以外の地域
		すべての地域

備考 1 「用途」、「一低」、「一中高」、「二中高」、「一住」、「二住」、「近商」、「商業」及び「準工」とは、それぞれ都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域、第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域をいう。

2 関係図面は、岡山県環境文化部環境管理課及び関係市役所又は町村役場に備え縦覧に供する。

※ 「市町村名」欄の「合併前」欄は、平成16年10月～平成19年1月に行われた市町村合併以前の市町村名を示す。

(19) 悪臭の規制基準

(ア) 特定悪臭物質

① 敷地境界における規制基準

(平成21年4月1日現在)

物 質 名	①敷地境界の基準[単位 ppm]		②気体排出口の規制	③排出水中の規制
	第1種区域	第2種区域		
ア ン モ ニ ア	1	2	○	
メチルメルカプタン	0.002	0.004		○
硫 化 水 素	0.02	0.06	○	○
硫 化 メ チ ル	0.01	0.05		○
二 硫 化 メ チ ル	0.009	0.03		○
トリメチルアミン	0.005	0.02	○	
アセトアルデヒド	0.05	0.1		
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	○	
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	○	
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	○	
ノルマルバレアルデヒド	0.009	0.02	○	
イソバレアルデヒド	0.003	0.006	○	
イ ソ ブ タ ノ ー ル	0.9	4	○	
酢 酸 エ チ ル	3	7	○	
メチルイソブチルケトン	1	3	○	
ト ル エ ン	10	30	○	
ス チ レ ン	0.4	0.8		
キ シ レ ン	1	2	○	
プ ロ ピ オ ン 酸	0.03	0.07		
ノ ル マ ル 酪 酸	0.001	0.002		
ノ ル マ ル 吉 草 酸	0.0009	0.002		
イ ソ 吉 草 酸	0.001	0.004		

② 気体排出口における規制基準

特定悪臭物質の種類ごとに次の式により流量を算出したものとする。

$$q = 0.108 \times H_e^2 \cdot C_m \left(\begin{array}{l} q \text{ 流量(単位 温度零度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎時)} \\ H_e \text{ 補正された排出口の高さ(単位 メートル)} \\ C_m \text{ 法第4条第1項第1号の規制基準値としてさだめられた値(単位 百万分率)} \end{array} \right)$$

なお、補正された排出口の高さが5メートル未満となる場合については、この式は適用しないものとする。

③排出水中における規制基準

特定悪臭物質の種類ごとに次の式により、排出水中の濃度を算出したものとする。

$CL_m = k \times C_m$

CL_m 排出水中の濃度(単位 1リットルにつきミリグラム)

k 下表に掲げる特定悪臭物質及び当該事業場から敷地外へ排出される排出水の量ごとに定められた値(単位 1リットルにつきミリグラム)

C_m 法第4条第1項第1号の規制基準として定められた値(単位 百万分率)

排出水量(m³/s)	メチルメルカプタン	硫化水素	硫化メチル	二硫化メチル
$Q \leq 0.001$	16	5.6	32	63
$0.001 < Q \leq 0.1$	3.4	1.2	6.9	14
$0.1 < Q$	0.71	0.26	1.4	2.9

メチルメルカプタンについては、上式により算出した排出水中の濃度の値が1リットルにつき0.002 ミリグラム未満の場合に係る排出水中の濃度の許容限度は、当分の間、1リットルにつき0.002 ミリグラムとする。

(イ)臭気指数

①敷地境界における規制基準

(平成21年4月1日現在)

市町村名		①敷地境界における規制基準(臭気指数)		
現在	合併前	第1種区域	第2種区域	第3種区域
岡山市	岡山市	12	15	18
	御津町			
	灘崎町			
赤磐市	赤坂町		13	
和気町	和気町	12	14	
美咲町	柵原町		14	

②気体排出口における規制基準

次の式により臭気排出強度または臭気指数を算出したものとする。

(1)排出口の実高さが 15 メートル以上の施設

$$q_t = \frac{60 \times 10^A}{F_{max}}$$
$$A = \frac{L}{10} - 0.2255$$

q_t 排出ガスの臭気排出強度(単位 温度零度、圧力1気圧の状態に換算いた立方メートル毎分)

F_{max} 排出口からの風下における地上での臭気強度の最大値(単位 温度零度、圧力1気圧の状態に換算した秒毎立方メートル)

L 法第4条第2項第1号の規制基準として定められた値

(2)排出の実高さが 15 メートル未満の施設

$$I = 10 \times \log C$$
$$C = K \times H_b^2 \times 10^B$$
$$B = \frac{L}{10}$$

I 排出ガスの臭気指数

K 次表に掲げる排出口の口径の区分ごとに定められた値

H_b 周辺最大建物の高さ(単位 メートル)

L 法第4条第2号第1号の規制基準として定められた値

なお、周辺最大建物の高さは、6.7メートル未満の場合は排出口の実高さ(単位メートル)の値の1.5倍、6.7メートル以上10メートル未満の場合は10メートル及び10メートル以上であって排出口の実高さの値の1.5倍以上の場合は排出口の実高さの1.5倍とする。

排出口の口径(m)	$D < 0.6$	$0.6 \leq D < 0.9$	$0.9 \leq D$
$K(l/m^2)$	0.69	0.20	0.10

③排出水中における規制基準

次の式により、臭気指数を算出したものとする。

$$I_w = L + 16$$
$$I_w \quad \text{排出水の臭気指数}$$
$$L \quad \text{法第4条第2項第1号の規制基準として定められた値}$$

7 有害化学物質関係

(1)平成21年度ダイオキシン類環境調査結果

(ア)大気

(単位: pg-TEQ/m³)

No.	調 査 地 点		春 季	夏 季	秋 季	冬 季	平均値	調査主体
	名 称	所 在 地						
1	玉野市立日比市民センター	玉野市日比	0.015	0.016	0.030	0.034	0.024	岡山県
2	総社大気測定局	総社市中央	0.010	0.013	0.015	0.043	0.020	
3	茂平大気測定局	笠岡市茂平	0.016	0.015	0.031	0.042	0.026	
4	備中県民局高梁地域事務所	高梁市落合町	0.0076	0.0094	0.010	0.011	0.010	
5	新見大気測定局	新見市金谷	0.0098	0.0069	0.0061	0.058	0.020	
6	美作県民局	津山市山下	0.010	0.0083	0.029	0.048	0.024	
7	真庭市役所久世支局	真庭市久世	0.013	0.010	0.041	0.014	0.020	
8	県吉野寮	美作市三倉田	0.026	0.023	0.021	0.042	0.028	
9	南輝小学校	岡山市南区南輝	0.064	0.030	0.021	0.14	0.064	岡山市
10	陵南小学校	岡山市北区東花尻	0.031	0.017	0.023	0.061	0.033	
11	岡山市瀬戸支所	岡山市東区瀬戸町	0.028	0.015	0.0072	0.24	0.073	
12	松江大気測定局	倉敷市松江	0.077	0.037	0.027	0.076	0.054	倉敷市
13	豊洲大気測定局	倉敷市西田	0.036	0.033	0.021	0.12	0.053	
14	倉敷美和大気測定局	倉敷市美和	0.018	0.017	0.12	0.041	0.049	環境省

(備考) 1 環境基準は、0.6pg-TEQ/m³以下(年間平均値)である。

2 試料はいずれも1週間連続採取によるもので、調査時期は次表のとおりである。

3 岡山市瀬戸支所(旧瀬戸町役場)については、平成19年度から市町村合併により岡山市が調査を実施している。

4 倉敷美和大気測定局については、平成20年度の調査結果である。

No.	調 査 地 点	春 期	夏 期	秋 期	冬 期
1	玉野市立日比市民センター	H21.5.11～18	H21.8.20～27	H21.11.19～26	H22.2.2～9
2	総社大気測定局	H21.5.11～18	H21.8.20～27	H21.11.19～26	H22.2.2～9
3	茂平大気測定局	H21.5.11～18	H21.8.20～27	H21.11.19～26	H22.2.2～9
4	備中県民局高梁地域事務所	H21.5.11～18	H21.8.20～27	H21.11.19～26	H22.2.2～9
5	新見大気測定局	H21.5.12～19	H21.8.21～28	H21.11.20～27	H22.2.3～10
6	美作県民局	H21.5.12～19	H21.8.21～28	H21.11.20～27	H22.2.3～10
7	真庭市役所久世支局	H21.5.12～19	H21.8.21～28	H21.11.20～27	H22.2.3～10
8	県吉野寮	H21.5.12～19	H21.8.21～28	H21.11.20～27	H22.2.3～10
9	南輝小学校	H21.5.14～21	H21.8. 3～10	H21.11.12～19	H22.2.5～12
10	陵南小学校	H21.5.14～21	H21.8. 3～10	H21.11.12～19	H22.2.5～12
11	岡山市瀬戸支所	H21.5.14～21	H21.8. 3～10	H21.11.12～19	H22.2.5～12
12	松江大気測定局	H21.5.21～28	H21.8.18～25	H21.11.12～19	H22.2.5～2.12
13	豊洲大気測定局	H21.5.21～28	H21.8.18～25	H21.11.12～19	H22.2.5～2.12
14	倉敷美和大気測定局	H20.5.20～26	H20.7.24～31	H20.10.28～11.4	H21.1.22～29

(イ) 公共用水域

単位 (水質: pg-TEQ/L)
(底質: pg-TEQ/g)

No.	調査地点			水 質		底 質		調査 主体
	水域名		地点名	試 料 採取日	結果	試 料 採取日	結果	
1	高梁川 水域	高梁川上流	一中橋	H21. 9. 1	0.15	－		岡山県
2		高梁川中流	中井橋	H21. 9. 8	0.057	H21. 9. 8	0.21	岡山県
3		高梁川下流	霞橋	H21.10.27	0.095	H21.10.27	0.55	国交省
4		西川	布原橋	H21. 9. 1	0.053	－		岡山県
5		小阪部川	巖橋	H21. 9. 1	0.054	－		岡山県
6		有漢川	幡見橋	H21. 9. 8	0.070	－		岡山県
7		成羽川	神崎橋	H21. 9. 8	0.058	H21. 9. 8	0.69	岡山県
8		小田川上流	猪原橋	H21. 9.24	0.078	－		岡山県
9		美山川	栄橋	H21. 9.24	0.08	－		岡山県
10		里見川	鴨方川合流点	H21. 9.24	0.10	H21. 9.24	0.20	岡山県
11	旭川 水域	旭川上流	湯原ダム	H21.10. 7	0.053	H21.10. 7	4.4	岡山県
12		旭川中流	落合橋	H21.10. 7	0.13	H21.10. 7	0.44	岡山県
13			乙井手堰	H21.10.27	0.077	H21.10.27	0.27	国交省
14		新庄川	大久奈橋	H21.10. 7	0.066	－		岡山県
15		砂川	新橋	H21.11.27	0.14	H21.11.27	0.31	岡山市
16	吉井川 水域	吉井川上流	嵯峨堰	H21.10.20	0.063	－		岡山県
17		吉井川中・下 流	周匝大橋	H21.10.20	0.078	H21.10.20	0.20	岡山県
18			熊山橋	H21.10.27	0.081	H21.10.27	0.26	国交省
19		加茂川	加茂川橋	H21. 9.16	0.067	－		岡山県
20		梶並川	滝村堰	H21. 9.16	0.14	－		岡山県
21		滝川	三星橋	H21. 9.28	0.078	H21. 9.28	0.99	岡山県
22		吉野川	鷺湯橋	H21. 9.16	0.071	－		岡山県
23	笹ヶ瀬 川水域	足守川上流	高塚橋	H21.11.24	0.055	H21.11.24	0.41	岡山市
24		足守川下流	入江橋	H21.11.24	0.069	H21.11.24	0.14	岡山市
25		笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬橋	H21.11.25	0.15	H21.11.25	1.3	岡山市
26	倉敷川 水域	倉敷川	入船橋	H21.12.17	0.10	H21.12.17	0.89	倉敷市
27			新田橋	H21.12.17	0.11	H21.12.17	9.1	倉敷市
28			下灘橋	H21.12.17	0.10	H21.12.17	31	倉敷市
29			粒栄橋	H21.12.17	0.16	H21.12.17	1.5	倉敷市
30			盛綱橋	H21.12.17	0.24	H21.12.17	1.6	倉敷市
31			稔橋	H21.11.25	0.22	H21.11.25	1.7	岡山市
32			倉敷川橋	H21.11.25	0.23	H21.11.25	15	岡山市
33			倉敷川及び妹尾川合流点	H21.11.25	0.57	H21.11.25	13	岡山市
34			粒江橋	H21.12.17	0.16	H21.12.17	9.9	倉敷市
35			桜橋	H21.12.17	0.31	H21.12.17	12	倉敷市
36			新藤戸橋	H21.12.17	0.15	H21.12.17	5.7	倉敷市
37			妹尾川国道30号線下	H21.11.24	0.31	H21.11.24	14	岡山市
38	高屋川	滝山堰	H21. 9.24	0.086	H21. 9.24	0.43	岡山県	
39	伊里川	浜の川橋	H21.10.20	0.061	H21.10.20	0.19	岡山県	
40	湖 沼	児島湖	湖心	H21.11.25	0.21	H21.11.25	0.88	岡山市
41			樋門	H21.11.25	0.28	H21.11.25	23	岡山市
42	海 域	玉島港区	玉島港奥部	H22. 1. 8	0.082	H22. 1. 8	12	倉敷市
43		水島港区	呼松水路	H22. 1. 7	0.18	H22. 1. 7	9.0	倉敷市
44			水島港口部	H22. 1. 7	0.064	H22. 1. 7	6.7	倉敷市

No.	調査地点		水 質		底 質		調査 主体
	水域名	地点名	試 料 採取日	結果	試 料 採取日	結果	
45	水島地先海域(甲)	玉島港沖合	H22. 1. 8	0.075	H22. 1. 8	3.3	倉敷市
46		上水島北	H22. 1. 7	0.082	H22. 1. 7	0.15	倉敷市
47		濃地諸島東	H22. 1. 8	0.066	H22. 1. 8	0.13	倉敷市
48	水島地先海域(乙)	網代諸島沖	H22. 1. 8	0.066	H22. 1. 8	0.44	倉敷市
49	児島湾(乙)	同和鉦業沖	H21.12.14	0.12	H21.12.14	9.5	岡山市
50		横樋沖	H21.12.14	0.091	H21.12.14	5.7	岡山市
51		阿津沖	H21.12.14	0.089	H21.12.14	7.3	岡山市
52		向小串沖	H21.12.14	0.11	H21.12.14	5.5	岡山市
53	児島湾(丙)	別荘沖	H21.12.14	0.071	H21.12.14	6.8	岡山市
54		波張崎南	H21.10.27	0.058	H21.10.27	0.91	岡山県
55		出崎東沖	H21.10. 7	0.063	H21.10. 7	2.3	岡山県
56	備讃瀬戸	神島御崎沖	H21.11.25	0.066	H21.11.25	6.1	岡山県
57		青佐鼻沖	H21.11.25	0.056	H21.11.25	7.9	岡山県
58		北木島布越崎北	H21.11.25	0.055	H21.11.25	3.8	岡山県
59		久須美鼻東	H22. 1. 7	0.072	H22. 1. 7	0.56	倉敷市
60		大槌島北	H21.10.27	0.055	H21.10.27	0.18	岡山県
61	牛窓地先海域	錦海湾	H21.11.10	0.10	H21.11.10	6.4	岡山県
62		前島南西	H21.11.10	0.075	H21.11.10	6.0	岡山県
63	播磨灘北西部	長島西南沖	H21.11.10	0.065	H21.11.10	8.8	岡山県
64		大多府島東南沖	H21.11.10	0.058	H21.11.10	7.4	岡山県
65		鹿久居島東沖	H21.11.10	0.061	H21.11.10	9.8	岡山県

(備考) 1 水質の環境基準は、1pg-TEQ/L以下(年間平均値)
2 底質の環境基準は、150pg-TEQ/g以下

(ウ)地下水質

(単位：pg-TEQ/L)

No.	調査地点所在地	試料採取日	結 果	調査主体
1	玉野市沼	H21.10. 6	0.043	岡山県
2	瀬戸内市邑久町上山田	H21.10. 6	0.044	
3	備前市日生町寒河	H21.10. 6	0.044	
4	赤磐市東軽部	H21.10. 6	0.044	
5	吉備中央町上加茂	H21.10. 6	0.049	
6	総社市宿	H21.10. 9	0.058	
7	笠岡市金浦	H21.10. 9	0.047	
8	井原市門田町	H21.10. 9	0.056	
9	浅口市鴨方町六条院西	H21.10. 9	0.044	
10	高梁市成羽町下日名	H21.10.15	0.060	
11	新見市哲多町本郷	H21.10.15	0.043	
12	矢掛町横谷	H21.10. 9	0.043	
13	津山市近長	H21.10. 5	0.044	
14	真庭市蒜山上福田	H21.10. 5	0.044	
15	美作市栄町	H21.10.15	0.048	
16	鏡野町奥津	H21.10. 5	0.043	
17	久米南町南庄	H21.10. 5	0.044	
18	新庄村	H21.10. 5	0.043	
19	奈義町広岡	H21.10.15	0.048	
20	岡山市北区建部町川口	H21.11.26	0.022	岡山市
21	岡山市北区建部町中田	H21.11.26	0.030	
22	岡山市北区御津下田	H21.11.26	0.036	
23	岡山市北区今岡	H21.11.26	0.027	
24	岡山市東区瀬戸町塩納	H21.11.26	0.033	
25	岡山市東区瀬戸町光明谷	H21.11.26	0.027	
26	倉敷市安江	H21.11.24	0.070	倉敷市
27	倉敷市生坂	H21.11.24	0.059	

備考)環境基準は、1pg-TEQ/L以下である。

(エ) 土壌

(単位: pg-TEQ/g)

No.	調査地点の名称	調査地点所在地	試料採取日	結 果	調査主体
1	玉野市山田小学校	玉野市山田	H21.10.20	0.10	岡山県
2	辻多目的ふれあい広場	瀬戸内市邑久町上山田	H21.10.20	1.1	
3	日生東小学校	備前市日生町寒河	H21.10.22	0.023	
4	赤坂ファミリー公園ふれあい広場	赤磐市東軽部	H21.10.22	0.018	
5	吉備中央町津賀小学校	吉備中央町上加茂	H21.10.22	0.016	
6	宿公園	総社市宿	H21.10.20	0.15	
7	笠岡市立金浦小学校	笠岡市吉浜	H21.10.19	0.39	
8	井原市立県主小学校	井原市門田町	H21.10.19	0.015	
9	浅口市金光小学校	浅口市金光町占見新田	H21.10.20	0.14	
10	日名神楽公園	高梁市成羽町下日名	H21.10.19	8.8	
11	新見市本郷小学校	新見市哲多町本郷	H21.10.19	0.023	
12	三谷コミュニティグラウンド	矢掛町横谷	H21.10.20	0.41	
13	津山市勝北総合スポーツ公園	津山市西下	H21.10.26	0.037	
14	上福田運動公園	真庭市上蒜山上福田	H21.10.21	0.044	
15	美作市立美作北幼稚園	美作市檜原中	H21.10.26	0.087	
16	奥津運動公園	鏡野町奥津	H21.10.21	0.012	
17	久米南町民運動公園多目的広場	久米南町上弓削	H21.10.26	0.040	
18	新庄村ふれあいパーク	新庄村字今井渡り口	H21.10.21	0.052	
19	奈義町立奈義保育園	奈義町豊沢	H21.10.26	0.0090	
20	遊園地	岡山市北区榑津	H21.11.26	0.18	岡山市
21	公園	岡山市北区三和	H21.11.24	0.55	
22	遊園地	岡山市北区小山	H21.11.24	0.058	
23	公園	岡山市北区平野	H21.11.24	0.92	
24	公園	岡山市南区東畦	H21.11.24	0.91	
25	公園	岡山市南区灘崎町植松	H21.11.25	0.0094	
26	公園	岡山市中区山崎	H21.11.27	0.50	
27	遊園地	岡山市東区久保	H21.11.27	0.67	
28	公園	岡山市東区瀬戸町下	H21.11.26	0.083	
29	公園	岡山市東区君津	H21.11.27	0.76	
30	万寿東小学校	倉敷市福島	H21.11.25	0.034	倉敷市
31	倉敷南小学校	倉敷市東富井	H21.11.25	0.0063	
32	連島東小学校	倉敷市連島町連島	H21.11.25	0.014	
33	霞丘小学校	倉敷市連島町西之浦	H21.11.25	0.096	
34	琴浦南小学校	倉敷市児島下の町	H21.11.25	0.020	
35	玉島南小学校	倉敷市玉島柏島	H21.11.25	0.044	
36	二万小学校	倉敷市真備町上二万	H21.11.25	0.063	
37	呉妹小学校	倉敷市真備町妹	H21.11.25	0.038	

備考)環境基準は、1,000pg-TEQ/g以下である。

(3)平成21年度岡山県化学物質環境モニタリング調査

(ア)調査の目的

残留性が高く、環境中で分解しにくい有害化学物質について、環境中の存在状況調査を実施している。

(イ)調査概要

- ①調査物質 別表1に示す26物質(群)
- ②調査地点 別図に示す15地点(河川11地点、湖沼1地点、海域3地点)
- ③調査媒体 水質(15地点、底質(10地点))
- ④分析機関 岡山県環境保健センター

(ウ)調査結果の概要

調査を実施した26物質(群)のうち、次のとおり水質から11物質(群)、底質から21物質(群)が検出された。

化学物質の人への作用の程度やメカニズムは未解明な部分が多く、評価を行える状況にはないが、今回の調査結果は、環境省等が実施している全国調査結果の範囲内であった。

物質名	水 質		底 質	
	検出地点数	濃度範囲(μg/L)	検出地点数	濃度範囲(μg/kg)
ポリ塩化ビフェニール類(PCB)	0	N. D.	8	N. D. ～11
ヘキサクロロベンゼン(HCB)	0	N. D.	6	N. D. ～0.11
ヘキサクロロシクロヘキサン	6	N. D. ～0.0024	7	N. D. ～4.0
クロルデン	4	N. D. ～0.0004	7	N. D. ～2.8
ノナクロル	1	N. D. ～0.0001	6	N. D. ～2.01
DDT	0	N. D.	8	N. D. ～0.46
DDE	1	N. D. ～0.0001	9	N. D. ～2.7
DDD	1	N. D. ～0.0001	8	N. D. ～1.9
アルドリン	0	N. D.	3	N. D. ～0.13
エンドリン	0	N. D.	2	N. D. ～0.08
ディルドリン	1	N. D. ～0.0001	3	N. D. ～0.12
トリプチルスズ	0	N. D.	6	N. D. ～5.7
トリフェニルスズ	0	N. D.	5	N. D. ～1.0
アルキルフェノール類	—	—	—	—
4-オクチルフェノール	0	N. D.	2	N. D. ～9
ノニルフェノール	0	N. D.	3	N. D. ～320
ビスフェノールA	6	N. D. ～0.15	3	N. D. ～28
フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	3	N. D. ～0.6	6	N. D. ～5,400
フタル酸ブチルベンジル	0	N. D.	2	N. D. ～220
フタル酸ジ-n-ブチル	0	N. D.	6	N. D. ～220
ベンゾ(a)ピレン	5	N. D. ～0.0013	8	N. D. ～86
ベンゾフェノン	6	N. D. ～0.037	3	N. D. ～2.9
17β-エストラジオール	6	N. D. ～0.001	9	N. D. ～0.16

- 備考 1 「N. D.」とは、検出限界値未満のことである。
 2 地点別の調査結果は別表2、全国調査結果との比較は別表3のとおり
 3 調査したが検出されなかった物質は次のとおり
 オキシクロルデン、ヘプタクロル、ヘプタクロルエポキシイソ、マイレックス、エチニルエストラジオール

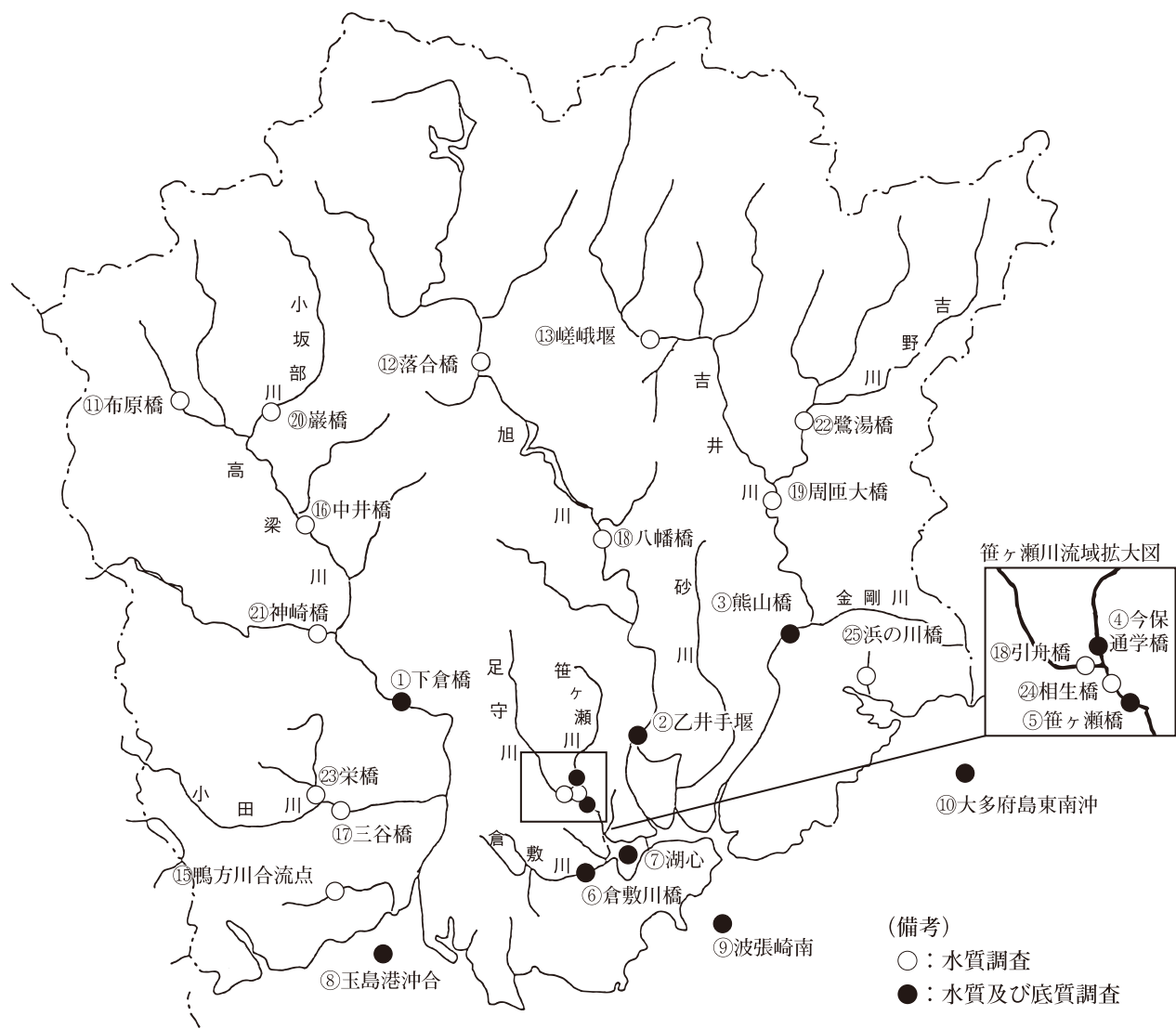
(エ) 今後の対応

引き続き調査を実施するとともに、知見の集積に努める。

別表1 平成21年度岡山県化学物質環境モニタリング調査対象物質

No.	物 質 名	用 途
1	ポリ塩化ビフェニール類(PCB)	熱媒体、ノンカーボン紙、電気製品
2	ヘキサクロロベンゼン(HCB)	殺菌剤、有機合成原料
3	ヘキサクロロシクロヘキサン	殺虫剤
4	クロルデン	殺虫剤
5	ノナクロル	殺虫剤
6	DDT	殺虫剤
7	DDE	殺虫剤(DDTの代謝物)
8	DDD	殺虫剤(DDTの代謝物)
9	オキシクロルデン	殺虫剤
10	アルドリノ	農薬
11	エンドリン	農薬
12	ディルドリン	農薬、殺虫剤、シロアリ駆除剤
13	ヘプタクロル	農薬、シロアリ駆除剤
14	ヘプタクロルエポキシサイド	農薬、シロアリ駆除剤
15	マイレックス	農薬
16	トリブチルスズ	船底塗料、漁網の防汚剤
17	トリフェニルスズ	船底塗料、漁網の防汚剤
18	アルキルフェノール類(C5～C9) 4-n-ペンチルフェノール 4-n-ヘキシルフェノール 4-n-ヘプチルフェノール 4-n-オクチルフェノール 4-tert-オクチルフェノール ノニルフェノール	界面活性剤の原料、分解生成物
19	ビスフェノールA	樹脂の原料
20	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	プラスチックの可塑剤
21	フタル酸ブチルベンジル	プラスチックの可塑剤
22	フタル酸ジ-n-ブチル	プラスチックの可塑剤
23	ベンゾ(a)ピレン	非意図的生成物
24	ベンゾフェノン	医薬品合成原料
25	17β-エストラジオール	人畜由来の女性ホルモン
26	エチニルエストラジオール	合成女性ホルモン(経口避妊薬)

別図 平成21年度岡山県化学物質環境モニタリング調査地点図



固定点 (10地点、毎年調査)		準固定点 (15地点、1回／3年調査)	
①高梁川	： 下倉橋	⑪西川	： 布原橋
②旭川	： 乙井手堰	⑫旭川	： 落合橋
③吉井川	： 熊山橋	⑬吉井川	： 嵯峨堰
④笹ヶ瀬川	： 今保通学橋	⑭足守川	： 引舟橋
⑤笹ヶ瀬川	： 笹ヶ瀬橋	⑮里見川	： 鴨方川合流点
⑥倉敷川	： 倉敷川橋	⑯高梁川	： 中井橋
⑦児島湖	： 湖心	⑰小田川	： 三谷橋
⑧水島地先海域	： 玉島港沖合	⑱旭川	： 八幡橋
⑨児島湾	： 波張崎南	⑲吉井川	： 周匝大橋
⑩播磨灘北西部	： 大多府島東南沖	⑳小坂部川	： 巖橋
		㉑成羽川	： 神崎橋
		㉒吉野川	： 鷺湯橋
		㉓美山川	： 栄橋
		㉔笹ヶ瀬川	： 相生橋
		㉕伊里川	： 浜の川橋

別表2 地点別の調査結果

水 質 (平成21年度)				物質名		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
地点番号	測定地点	水域名	採水年月日	天候	単 位	μg/L	μg/L	μg/L	μg/L	μg/L	μg/L	μg/L	μg/L	μg/L	μg/L	μg/L	μg/L	μg/L	μg/L	μg/L	μg/L	μg/L	μg/L	μg/L	μg/L	μg/L	μg/L	μg/L	μg/L	μg/L	μg/L
					検出限界値	0.0001	0.0001	0.0001	0.0001	0.0001	0.0001	0.0001	0.0002	0.0001	0.0002	0.0001	0.0001	0.0001	0.0003	0.0001	0.01	0.03	0.01	0.2	0.2	0.0004	0.001	0.001	0.001	<0.001	<0.001
1	下 倉	橋 高梁川下流	H21.10.22	晴	水温	24.7	21.0	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
2	乙 井 手	堰 旭川下流	H21.11.16	晴	気温	16.0	13.9	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
3	熊 山	橋 吉井川下流	H21.11. 9	曇	水温	23.9	17.5	ND	0.0001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
4	今 保 通 学 橋	沓ヶ瀬川	H21.10.20	晴	水温	20.5	18.4	ND	0.0004	0.0004	0.0001	ND	0.0001	0.0001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
5	沓ヶ瀬 橋	沓ヶ瀬川	H21.11. 4	晴	水温	17.5	15.5	ND	0.0002	0.0001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
6	倉 敷 川 橋	倉 敷川	H21.10.20	晴	水温	22.0	19.5	ND	0.0024	0.0001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
7	湖 心	児 島 湖	H21.11. 4	晴	水温	25.0	18.5	ND	0.0013	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
8	玉 島 港 沖 合	水島地先海城	H21.10.26	曇	水温	18.5	21.0	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
9	波 張 崎 南	児 島 湾 沖	H21.11.16	晴	水温	14.4	18.3	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
10	大 多 府 島 東 南 沖	播磨灘北西部	H21.11. 5	晴	水温	20.0	19.7	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
21	神 前	橋 成 羽 川	H21.10.22	晴	水温	22.6	18.0	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
22	鷺 湯	橋 吉 野 川	H21.11. 9	曇	水温	22.1	17.1	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
23	栄	橋 美 山 川	H21.10.22	晴	水温	22.0	17.0	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
24	相 生	橋 沓ヶ瀬川	H21.10.20	晴	水温	20.6	18.8	ND	0.0003	0.0002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
25	浜 の 川	橋 伊 里 川	H21.11. 9	曇	水温	22.5	18.4	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND

備考)「N.D.」とは、検出限界値未満のことである。

底 質 (平成21年度)				単 位		μg/kg																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
地点番号	測定地点	水域名	採水年月日	天候	気温℃	泥温℃	μg/kg																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
							検出限界値	0.05	0.02	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02

備考)「N.D.」とは、検出限界値未満のことである。

別表3 全国調査結果との比較

(1) 水質

(単位: $\mu\text{g/L}$)

No	化学物質名(水質調査)	平成21年度岡山県調査			(参考)全国調査結果		
		検出頻度	最大値	検出 限界値	検出頻度	最大値	検出 限界値
1	ポリ塩化ビフェニール類(PCB)	0/15	N.D.	0.0001	1,140 / 1,448	0.22	0.0000002
2	ヘキサクロロベンゼン(HCB)	0/15	N.D.	0.0001	281 / 557	0.0014	0.0000002
3	ヘキサクロロシクロヘキサン	6/15	0.0024	0.0001	283 / 557	0.0082	0.0000003
4	クロルデン	4/15	0.0004	0.0001	283 / 557	0.0019	0.0000003
5	ノナクロル	1/15	0.0001	0.0001	283 / 557	0.0081	0.0000001
6	DDT	0/15	N.D.	0.0001	281 / 557	0.0012	0.0000002
7	DDE	1/15	0.0001	0.0002	283 / 557	0.00076	0.0000002
8	DDD	1/15	0.0001	0.0001	283 / 557	0.00085	0.0000002
9	オキシクロルデン	0/15	N.D.	0.0002	259 / 557	0.000047	0.0000004
10	アルドリノ	0/15	N.D.	0.0001	210 / 532	0.000021	0.0000002
11	エンドリン	0/15	N.D.	0.0001	264 / 532	0.00012	0.0000004
12	ディルドリン	1/15	0.0001	0.0001	283 / 557	0.00094	0.0000003
13	ヘプタクロル	0/15	N.D.	0.0001	172 / 557	0.000054	0.0000005
14	ヘプタクロルエポキシサイド	0/15	N.D.	0.003	169 / 443	0.000047	0.0000002
15	マイレックス	0/15	N.D.	0.001	58 / 169	0.0000011	0.000000009
16	トリブチルスズ	0/15	N.D.	0.01	86 / 1,212	0.09	0.0001
17	トリフェニルスズ	0/15	N.D.	0.03	6 / 1,212	0.006	0.00005
18	アルキルフェノール類(C5~C9)						
	4-オクチルフェノール	0/15	N.D.	0.01	537 / 2,672	13	0.0026
	ノニルフェノール	0/15	N.D.	0.2	884 / 2,799	21	0.01
19	ビスフェノールA	6/15	0.15	0.2	1,325 / 2,694	19	0.0028
20	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	3/15	0.6	0.2	703 / 2,281	9.9	0.1
21	フタル酸ブチルベンジル	0/15	N.D.	0.0004	9 / 1,915	3.1	0.1
22	フタル酸ジ-n-ブチル	0/15	N.D.	0.001	237 / 2,481	16	0.1
23	ベンゾ(a)ピレン	5/15	0.0013	0.001	14 / 1,212	0.07	0.01
24	ベンゾフェノン	6/15	0.037	0.001	188 / 1,321	0.84	0.01
25	17 β -エストラジオール	6/15	0.001	0.001	1,105 / 1,939	0.28	0.0001
26	エチニルエストラジオール	0/15	N.D.	0.001	26 / 737	0.0065	0.0001

(2) 底質

(単位: $\mu\text{g}/\text{kg}$)

No	化学物質名(底質調査)	平成21年度岡山県調査			(参考)全国調査結果		
		検出頻度	最大値	検出 限界値	検出頻度	最大値	検出 限界値
1	ポリ塩化ビフェニール類(PCB)	8/10	11	0.05	1,139 / 1,227	5,600	0.0006
2	ヘキサクロロベンゼン(HCB)	6/10	0.11	0.02	817 / 931	42	0.0003
3	ヘキサクロロシクロヘキサン	7/10	4.0	0.01	817 / 931	53	0.0003
4	クロルデン	7/10	2.8	0.01	817 / 931	44	0.0003
5	ノナクロル	6/10	2.01	0.01	817 / 931	24	0.0002
6	DDT	8/10	0.46	0.01	817 / 931	1,700	0.0003
7	DDE	9/10	2.7	0.01	821 / 931	150	0.0006
8	DDD	8/10	1.9	0.01	820 / 931	420	0.0001
9	オキシクロルデン	0/10	N.D.	0.02	627 / 931	0.34	0.0005
10	アルドリン	3/10	0.13	0.02	734 / 931	1.0	0.0005
11	エンドリン	2/10	0.08	0.02	706 / 931	61	0.0007
12	ディルドリン	3/10	0.12	0.02	815 / 931	9.1	0.0005
13	ヘプタクロル	0/10	N.D.	0.02	623 / 931	0.2	0.0006
14	ヘプタクロルエポキシサイド	0/10	N.D.	0.02	472 / 742	0.23	0.0007
15	マイレックス	0/10	N.D.	0.02	481 / 628	5.3	0.0002
16	トリブチルスズ	6/10	5.7	0.3	673 / 974	590	0.08
17	トリフェニルスズ	5/10	1.0	0.1	402 / 974	540	0.03
18	アルキルフェノール類(C5~C9)						
	4-オクチルフェノール	2/10	9	2	176 / 485	350	1
	ノニルフェノール	3/10	320	20	299 / 488	12,000	3
19	ビスフェノールA	3/10	28	2	282 / 488	360	0.2
20	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	6/10	5,400	20	402 / 461	210,000	25
21	フタル酸ブチルベンジル	2/10	220	10	69 / 389	1,400	10
22	フタル酸ジ-n-ブチル	6/10	220	20	180 / 474	2,000	25
23	ベンゾ(a)ピレン	8/10	86	0.2	506 / 687	7,400	1
24	ベンゾフェノン	3/10	2.9	0.4	106 / 422	29	1
25	17 β -エストラジオール	9/10	0.16	0.005	342 / 408	16	0.0048
26	エチニルエストラジオール	0/10	N.D.	0.005	4 / 216	0.15	0.01

注) 1「検出頻度」とは、検出地点数/調査地点数である。

2「N.D.」とは、検出限界値未満のことである。

3「全国調査結果」とは、平成10年度から平成20年度までに行われた環境省及び国土交通省の調査結果である。

また、調査結果が異性体ごとに区分されている場合は、最も濃度が高い異性体の濃度を表示している。

4調査年度等によって検出限界値が異なる場合は、小さい方の値を表示している。

8 その他の環境関係(安全な生活環境の確保)

(1)(独)日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター周辺に係る監視測定結果

① 連続測定結果

図-1 日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター周辺の環境放射線等監視測定地点

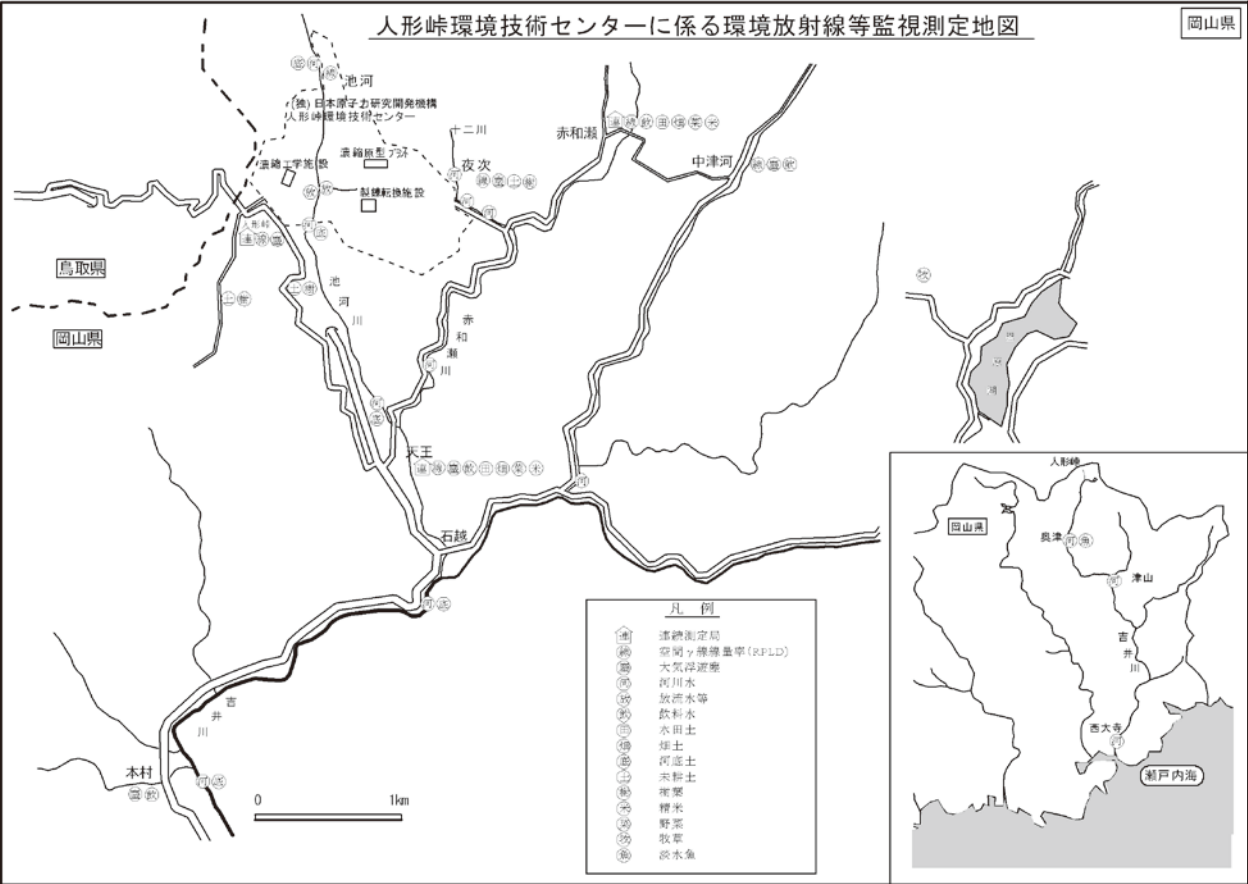


表-1 空間ガンマ線線量率

年月 観測局		平成21年										平成22年			過去の測定結果						管 理 目標値	法令値
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	H21	H20	H19	H18	H17	H16			
人形峠 μ Gy/h	平均値	0.060	0.061	0.062	0.061	0.061	0.062	0.061	0.061	0.058	0.046	0.048	0.057	0.058	0.057	0.056	0.061	0.053	0.056	0.087 μ Gy/h	1mSv/年 ≒0.143 μ Gy/h	
	最高値	0.080	0.088	0.096	0.090	0.074	0.083	0.081	0.079	0.086	0.071	0.070	0.082	0.096	0.093	0.094	0.112	0.112	0.174			
赤和瀬 μ Gy/h	平均値	0.046	0.047	0.047	0.047	0.046	0.047	0.047	0.047	0.043	0.034	0.035	0.044	0.044	0.042	0.043	0.046	0.041	0.044			
	最高値	0.064	0.071	0.077	0.071	0.054	0.066	0.064	0.068	0.067	0.057	0.052	0.064	0.077	0.076	0.075	0.096	0.090	0.150			
天 王 μ Gy/h	平均値	0.058	0.056	0.057	0.057	0.058	0.060	0.059	0.059	0.057	0.050	0.054	0.056	0.057	0.054	0.055	0.061	0.054	0.050			
	最高値	0.078	0.080	0.086	0.087	0.068	0.079	0.075	0.078	0.081	0.074	0.070	0.080	0.087	0.089	0.088	0.110	0.103	0.154			

注 バックグラウンド値 人形峠局:最高値0.129 最低値0.020、赤和瀬局:最高値:0.099 最低値0.013 μ Gy/h
天王は、H4から測定開始、バックグラウンド値は設定されていない。

表-2 大気中ふっ素

観測局	年月	平成21年									平成22年			過去の測定結果						管 理 目標値
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	H21	H20	H19	H18	H17	H16	
人形峠 10 ⁻⁴ mg/m ³	平均値	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.70	0.48	0.58	—	3.3×10 ⁻⁴ mg/m ³
	最高値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.76	0.56	0.80	ND	
	出現回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4	7	0	
赤和瀬 10 ⁻⁴ mg/m ³	平均値	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.52	—	—	
	最高値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.66	ND	ND	
	出現回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	
天 王 10 ⁻⁴ mg/m ³	平均値	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.52	0.42	0.57	—	
	最高値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.58	0.42	1.07	ND	
	出現回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	24	0	

注 1 ND:検出下限値未満

2 出現回数:検出下限値以上の出現回数

※ 検出下限値:0.4×10⁻⁴mg/m³

② サンプルング測定結果

表-3 空間ガンマ線線量率

測定対象	測 定 地点数	実施数 計画数	測定結果		過去の測定結果					管 理 目標値	法令値
				H21年度	H20年度	H19年度	H18年度	H17年度	H16年度		
空間ガンマ線 μ Gy/h	6	24	平均値	0.085	0.079	0.080	0.082	0.077	0.083	0.087	0.143
		24	最大値	0.104	0.101	0.101	0.101	0.101	0.109		

注 バックグラウンド値は測定地点により異なるが、最大0.071～0.134 μ Gy/hである。

表-4 ウラン(U-238)

測定対象		測 定 地点数	実施数 計画数	測定結果	過去の測定結果					管 理 目標値	法令値	
				H21年度	H20年度	H19年度	H18年度	H17年度	H16年度			
大気浮遊じん 10 ⁻⁹ Bq/cm ³		5	<u>10</u> 10	平均値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	1.4	20
				最大値	ND	ND	ND	ND	ND	ND		
河川水 10 ⁻³ Bq/cm ³		13	<u>46</u> 46	平均値	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.004	ND	1.1	20
				最大値	0.015	0.031	0.011	0.017	0.025	ND		
河底土 Bq/g(乾)		5	<u>10</u> 10	平均値	0.015	0.016	0.018	0.017	0.017	0.017	1.8	—
				最大値	0.033	0.037	0.031	0.026	0.029	0.024		
土 壌	畑土 Bq/g(乾)	2	<u>4</u> 4	平均値	0.032	0.030	0.031	0.027	0.036	0.034	1.8	—
				最大値	0.048	0.037	0.040	0.033	0.044	0.041		
	水田土 Bq/g(乾)	2	<u>4</u> 4	平均値	0.044	0.043	0.043	0.045	0.041	0.041	1.8	—
				最大値	0.055	0.059	0.058	0.063	0.055	0.061		
計		27	74/74									

注 測定結果が計数誤差の3倍未満の場合はND(不検出)と表示する。(以下取扱いと同じ)

河川水の測定方法は、17年度より吸光光度法からICP-MS法(高周波誘導結合プラズマ質量分析装置)に変更している。

表-5 ラジウム(Ra-226)

測定対象		測 定 地点数	実施数 計画数	測定結果	過去の測定結果						管 理 目標値	法令値
				H21年度	H20年度	H19年度	H18年度	H17年度	H16年度			
大気浮遊じん 10 ⁻¹⁰ Bq/cm ³		5	<u>10</u> 10	平均値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	7.4	400
				最大値	ND	ND	ND	ND	ND	ND		
河川水 10 ⁻⁵ Bq/cm ³		13	<u>46</u> 46	平均値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	3.7	200
				最大値	ND	ND	ND	ND	ND	ND		
河底土 Bq/g(乾)		5	<u>10</u> 10	平均値	0.055	0.053	0.056	0.053	0.058	0.048	1.8	—
				最大値	0.117	0.077	0.087	0.094	0.119	0.086		
土 壌	畑土 Bq/g(乾)	2	<u>4</u> 4	平均値	0.049	0.050	0.053	0.047	0.059	0.057	0.74	—
				最大値	0.060	0.055	0.059	0.053	0.065	0.062		
	水田土 Bq/g(乾)	2	<u>4</u> 4	平均値	0.053	0.068	0.060	0.058	0.064	0.064	0.74	—
				最大値	0.062	0.088	0.073	0.078	0.074	0.081		
計		27	74/74									

表-6 ふっ素

測定対象	測定 地点数	実施数 計画数	測定結果		過去の測定結果					管理目標値
				H21年度	H20年度	H19年度	H18年度	H17年度	H16年度	
河川水 mg/L	4	4 4	平均値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.5
			最大値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
計	4	4/4								

(2)中津河捨石堆積場周辺に係る監視測定結果

図-2 中津河捨石堆積場周辺の環境放射線等監視測定地点

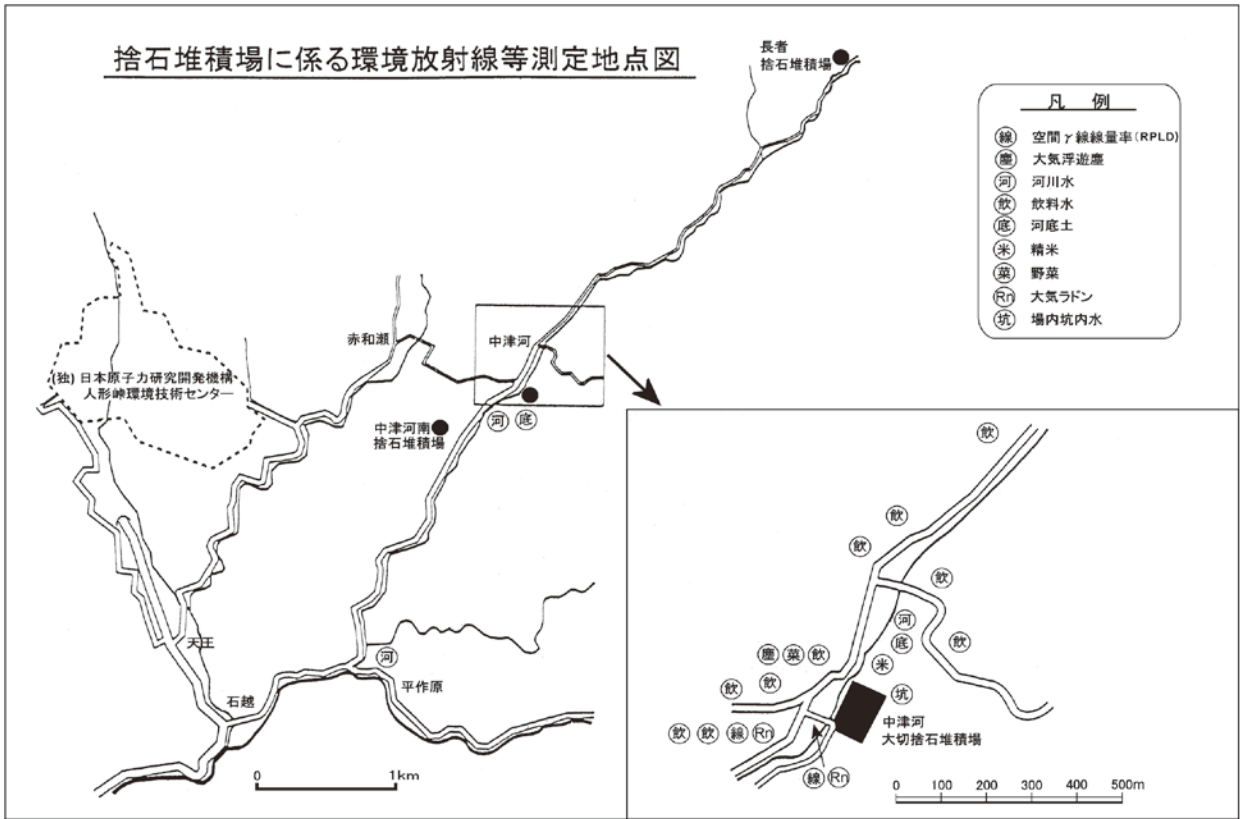


表-7 空間ガンマ線線量率

測定対象	測定地点数	実施数 計画数	測定結果	過去の測定結果						管 理 目標値	法令値
				H21年度	H20年度	H19年度	H18年度	H17年度	H16年度		
空間ガンマ線 μ Gy/h	2	8 8	平均値	0.074	0.069	0.070	0.072	0.065	0.072	0.087	0.143
			最大値	0.097	0.093	0.093	0.092	0.094	0.096		

注 バックグラウンド値:0.096 μ Gy/h

表-8 ウラン(U-238)

測定対象	測定地点数	実施数 計画数	測定結果	過去の測定結果						管 理 目標値	法令値
				H21年度	H20年度	H19年度	H18年度	H17年度	H16年度		
大気浮遊じん 10 ⁻⁹ Bq/cm ³	1	2 2	平均値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	1.4	20
			最大値	ND	ND	ND	ND	ND	ND		
河川水 10 ⁻³ Bq/cm ³	3	12 12	平均値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	1.1	20
			最大値	ND	ND	ND	ND	ND	ND		
河底土 Bq/g(乾)	2	2 2	平均値	0.011	0.013	0.012	0.013	0.010	0.012	1.8	—
			最大値	0.014	0.013	0.015	0.015	0.011	0.012		
計	6	16/16									

注 大気浮遊じんについては、人形峠環境技術センター周辺に係る監視測定(サンプリング測定)からの再掲。

表-9 ラジウム(Ra-226)

測定対象	測定地点数	実施数 計画数	測定結果	過去の測定結果						管 理 目標値	法令値
				H21年度	H20年度	H19年度	H18年度	H17年度	H16年度		
大気浮遊じん 10 ⁻¹⁰ Bq/cm ³	1	2 2	平均値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	7.4	400
			最大値	ND	ND	ND	ND	ND	ND		
河川水 10 ⁻⁵ Bq/cm ³	3	12 12	平均値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	3.7	200
			最大値	ND	ND	ND	ND	ND	ND		
河底土 Bq/g(乾)	2	2 2	平均値	0.042	0.036	0.046	0.047	0.035	0.040	1.8	—
			最大値	0.055	0.038	0.050	0.055	0.035	0.048		
計	6	16/16									

注 大気浮遊じんについては、人形峠環境技術センター周辺に係る監視測定(サンプリング測定)からの再掲。

(3)回収ウラン転換実用化試験に係るプルトニウム監視測定結果

図-3 プルトニウム等の監視測定地点

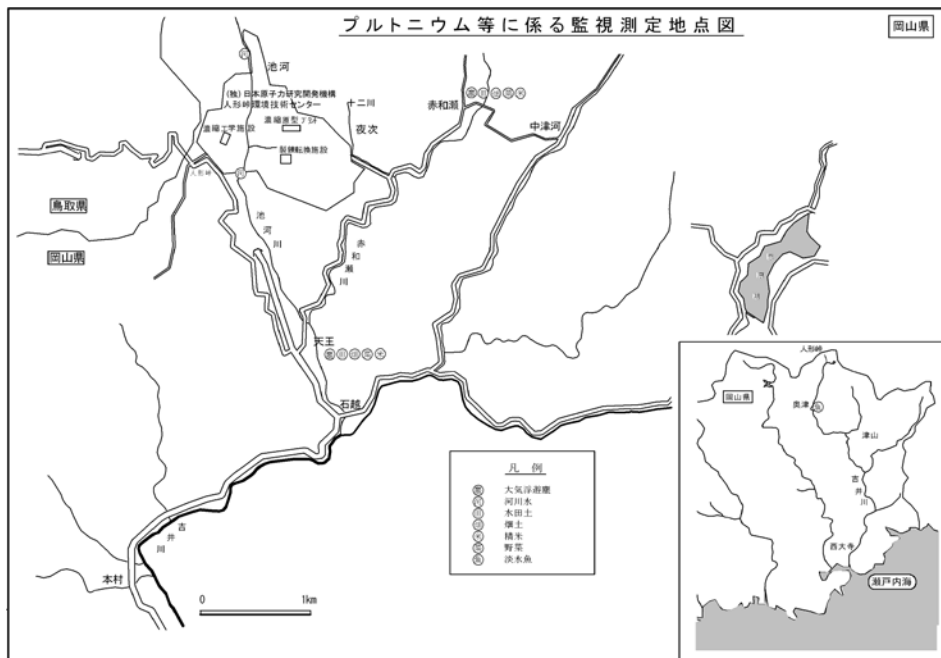


表-10 プルトニウム(239+240)測定結果

測 定 対 象		測定地点名	監 視 測定結果 H21年度	過 去 の 測 定 結 果				
				監 視 測 定			事 前 調 査	
				H20年度	H19年度	H18年度	H6年度 上 期	H5年度 下 期
人形峠事業所周辺	大気浮遊じん mBq/m ³	天 王	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		赤 和 瀬	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	河 川 水 mBq/L	池 河 川 上 流	ND	0.0055	0.0069	ND	ND	ND
		池 河 川 中 流	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	畑 土 Bq/kg乾	天 王	0.51(0.012)	0.32(0.011)	0.51	0.37	0.89	0.082
		赤 和 瀬	0.22	0.49(0.015)	0.66	0.69(0.029)	0.32	0.052
	水 田 土 Bq/kg乾	天 王	0.34(0.011)	0.43(0.0098)	0.36(0.014)	0.46	0.26	－
		赤 和 瀬	0.39(0.014)	0.33	0.37	0.48(0.018)	0.51	－
	野 菜 Bq/kg生	天 王	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		赤 和 瀬	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	精 米 Bq/kg生	天 王	ND	ND	ND	ND	－	ND
		赤 和 瀬	ND	ND	ND	ND	－	ND
淡 水 魚 Bq/kg生	奥 津 以 北	ND	ND	ND	ND	－	ND	

注 ()内は検出されたプルトニウム238の値
平成17年度から測定計画が変更になっている。

プルトニウム(239+240)対象地域測定結果(参考)

測 定 対 象		測定地点名	事 前 調 査 結 果	
			H6年度上期	H5年度下期
対象地域	河川水 mBq/L	旭川中流旧久世町	ND	ND
	畑 土 Bq/kg乾	旧 八 束 村	0.45	0.23
		旧 久 世 町	0.53	0.59
		玉 野 市	0.24	0.2
	水 田 土 Bq/kg乾	旧 八 束 村	0.5	—
		旧 久 世 町	0.24	—
		玉 野 市	0.13	—
	野 菜 Bq/kg生	旧 八 束 村	ND	ND
		旧 久 世 町	ND	ND
		玉 野 市	ND	ND
	精 米 Bq/kg生	旧 八 束 村	—	ND
		旧 久 世 町	—	ND
		玉 野 市	—	ND
	淡 水 魚 Bq/kg生	奥 津 以 北	—	ND

(4)レンガ製造等に係る周辺環境保全確認書に基づく監視測定結果

図-4 レンガ製造等に係る監視測定地点

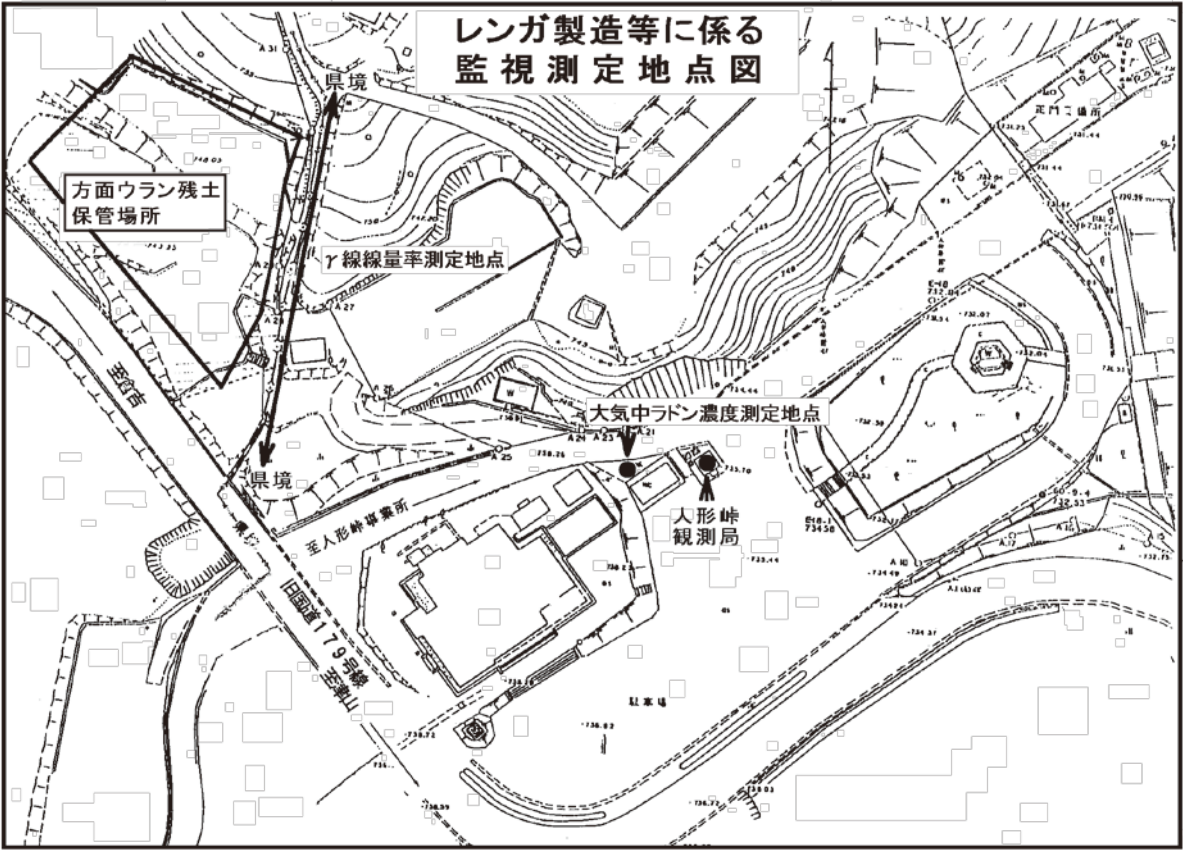


表-11 空間ガンマ線線量率(NaIシンチレーションサーベイメータ)

測定対象	測地 点 定 数	実 施 数 計 画 数	測定結果	過去の測定結果		
				H21年度	H20年度	H19年度
空間ガンマ線 $\mu\text{Gy/h}$	14(県境沿いに5m間隔)	$\frac{28}{28}$	平均値	0.064	0.053	0.055
			最大値	0.079	0.080	0.082

表-12 大気中ラドン濃度

測定対象	測地 点 定 数	実 施 数 計 画 数	測定結果	過去の測定結果		
				H21年度	H20年度	H19年度
大気中ラドン 10^{-6}Bq/m^3	1	$\frac{4}{4}$	平均値	8.2	9.2	8.0
			最大値	9.3	10.7	9.4

(5)管理目標値

項 目	管 理 目 標 値	備 考
排 水	管理区域における数値	
	(3.7)	
	全α線又は全β線	22×10^{-3} Bq/cm ³
	ウ ラ ン	2.2×10^{-3} Bq/cm ³
	ラ ジ ウ ム	1.8×10^{-3} Bq/cm ³
	ふ っ 素	8~10 mg/L
		→排出時の測定毎の濃度
		→3月間についての平均値濃度
排気	管理区域における数値	
	(3.7)	
	全α線	7.4×10^{-9} Bq/cm ³
	ウ ラ ン	1.8×10^{-9} Bq/cm ³
	ラ ジ ウ ム	3.7×10^{-9} Bq/cm ³
	ふ っ 素	3.3×10^{-4} mg/m ³
		→1月間についての平均濃度
		→3月間についての平均値濃度
河川水	敷地境界における数値	
	ウ ラ ン	1.1×10^{-3} Bq/cm ³
	ラ ジ ウ ム	3.7×10^{-5} Bq/cm ³
	ふ っ 素	0.5 mg/L
		→測定毎の濃度
大気ダスト	敷地境界における数値	
	ウ ラ ン	1.4×10^{-9} Bq/cm ³
	ラ ジ ウ ム	7.4×10^{-10} Bq/cm ³
	ふ っ 素	3.3×10^{-4} mg/m ³
		→測定毎の濃度
土 壌	河底土	
	ウ ラ ン	1.8 Bq/g
	ラ ジ ウ ム	1.8 Bq/g
	畑土、水田土	
	ウ ラ ン	1.8 Bq/g
	ラ ジ ウ ム	0.74 Bq/g
		→測定毎の濃度
		→測定毎の濃度
空間線量率	敷地空間における空間線量率 γ 線	0.087 μGy/時
		→3月間毎の線量率

注 ()内は、ウラン濃縮工場に係る数値

管理目標値は、県、鏡野町、日本原子力研究開発機構の3者で締結している「環境保全協定」の中で定めており、原子炉等規制法、鉱山保安法、水質汚濁防止法による規制値より厳しい値としている。

また、管理目標値には、自然の放射線(バックグラウンド)は含まれず、事業活動に起因する放射線を対象としている。

9 自然環境関係

(1) 自然環境保全審議会開催状況(平成21年度)

開催年月日	区 分	審 議 事 項 等
平成21年9月4日	鳥獣部会	・鳥獣保護区の指定(変更)(1件)
平成22年2月15日	温泉部会	・温泉の掘削許可(2件)

(2) 自然保護基礎調査の実績

調 査 事 項 名	年 度	備 考
植 生 調 査	S47～49	
郷 土 自 然 環 境 調 査	S48～49	
自然環境保全基礎調査(第1回)	S48	環境庁委託調査
鳥 類 分 布 調 査	S48	
獣 類 分 布 調 査	S49	
基 礎 調 査 (昆 虫 生 息)	S50～51	
〃 (両 生 ・ は 虫 類)	S52～54	
〃 (自然保護地域候補地)	S53～55	
自然環境保全基礎調査(第2回)	S53～54	環境庁委託調査 (特定植物群落,動物分布,海岸,海域,植生,河川,植生図)
基礎調査(湖沼湿地地域生物学術調査)	S56～58 S60～62	
〃 高梁川上流県立自然公園	S59	
〃 羅生門特別地域自然環境調査		
自然環境保全基礎調査(第3回)	S58～62	環境庁委託調査 (植生,特定植物群落,海域生物環境,河川,自然景観資源)
〃 (第4回)	S63～H4	環境庁委託調査(植生,巨樹・巨木,河川,藻場・干潟)
基礎調査 瀬戸内海島しょ部 生物学術調査	S63～H2	S63 鹿久居島, H1 北木島, H2 六口島
〃 (原生林生物学術調査)	H3～4	H3 若杉原生林, H4 毛無山
自然環境保全基礎調査(第5回)	H5～10	環境庁委託調査 (湿地,動植物分布,海辺,植生,特定植物群落調査,河川調査)
生物多様性調査(第1回)	H6～11	環境庁委託調査(種の多様性調査)
生物多様性調査(第2回)	H12～14	〃 〃
基礎調査(河川源流地域特別調査)	H6	新庄川・土用川
〃 (郷土自然保護地域特別調査)	H7	安仁神社郷土自然保護地域
海域自然環境保全基礎調査	H11	環境庁委託調査(海棲動物調査)

(3) 県自然環境保全地域等の指定

(平成22年3月31日現在)

区分 年度	県自然環境保全地域		環境緑地保護地域		郷土自然保護地域		郷土記念物	計	
	地域数	面積(ha)	地域数	面積(ha)	地域数	面積(ha)	件数	地域・件数	面積(ha)
S48	2	66.04	1	6.91	4	142.22	3	10	215.17
S49					5	70.75	2	7	70.75
S50					5	40.36	2	7	40.36
S51					3	19.39	2	5	19.39
S52					3	89.00	2	5	89.00
S53					1	163.50	2	3	163.50
S54					2	30.30	2	4	30.30
S55					2	143.18	4	6	143.18
S56					3	89.28	2	5	89.28
S57			1	19.83	2	19.71	1	4	39.54
S58							3	3	
S59					3	11.00		3	11.00
S60					1	2.00	1	2	2.00
S61							1	1	
S62							2	2	
S63							1	1	
H1					1	6.54		1	6.54
H2							1	1	
H3					1	6.78		1	6.78
H4							1	1	
H5									
H6							1	1	
H7～10									
H11							1	1	
H12					1	10.26	3	4	10.26
H13							1	1	
H14	1	35.29					1	2	35.29
H15							1		
H16									
H17							△ 1		
H18									
H19									
H20									
H21									
計	3	101.33	2	26.74	37	844.27	39	81	972.34

(4) 公有化の状況

(平成22年3月31日現在)

場 所	年 度	面 積 (m ²)	施 設
高清水高原(鏡野町上斎原)	昭 和 48	266,800	氷ノ山後山那岐山国定公園
両 山 寺 (美 咲 町)	〃 49	9,216	両山寺郷土自然保護地域
鬼ノ城 (総 社 市)	〃 50	216,628	吉備史跡県立自然公園
安仁神社(岡山市東区西大寺一宮)	〃 51	40,717	安仁神社郷土自然保護地域
矢喰の岩前(岡山市北区高塚)	〃 55	3,759	(内153.19m ² を平成5年度に譲渡) 郷土記念物矢喰の岩
備中国分寺前(総社市)	〃	1,377	吉備路風土記の丘県立自然公園
矢喰の岩前(岡山市北区高塚)	〃 57	1,079.79	郷土記念物矢喰の岩
備中国分寺前(総社市)	〃 57	51	吉備路風土記の丘県立自然公園
〃	〃 59	3,278	〃
吉備路北駐車場(総社市)	〃 62	2,209	吉備路風土記の丘県立自然公園
吉備路南駐車場(総社市)	〃	3,050	〃
備中国分寺前(総社市)	〃 63	781	〃
〃	平 成 4	1,177	〃
〃	〃	748.91	〃
〃	〃 5	676	〃
矢喰の岩前(岡山市北区高塚)	〃	178.44	郷土記念物矢喰の岩
毛 無 山 (新 庄 村)	〃	1,910,534	ブナ林等天然林の保護
備中国分寺前(総社市)	〃 6	2,184.86	吉備路風土記の丘県立自然公園
〃	〃	1,175.17	〃
毛 無 山 (新 庄 村)	〃 7	32,794	ブナ林等天然林の保護
備中国分寺前(総社市)	〃 10	695	吉備路風土記の丘県立自然公園
〃	〃 10	902	〃
毛 無 山 (新 庄 村)	〃 14	701,123	ブナ林等天然林の保護
吉備路北駐車場(総社市)	〃 16	791	吉備路風土記の丘県立自然公園

(5) 「岡山県版レッドデータブック 2009」選定種の 카테고리別集計表

カテゴリー 分類群	絶 滅	野 生 絶 滅	絶滅危惧 Ⅰ 類	絶滅危惧 Ⅱ 類	準絶滅危惧	情報不足	留 意	計
哺 乳 類	3		7	5	2	4		21
鳥 類			16	22	18	23	9	88
爬 虫 類				4		2		6
両 生 類			4	3	4		3	14
汽水・淡水魚類			7	14	14	5	3	43
昆 虫 類	6		17	20	49	13	48	172
昆虫類以外の 無脊椎動物	14		28	37	88	91	44	302
維管束植物	9	5	137	151	189	19	48	556
コケ植物	2		15	6	9	2	14	48
計	34	5	231	262	373	178	169	1,250

絶 滅:すでに絶滅したと考えられる種。

野 生 絶 滅:飼育栽培下でのみ存続している種。

絶滅危惧Ⅰ類:絶滅の危機に瀕している種。もしも、現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用するならば、その存続が困難になるもの。

絶滅危惧Ⅱ類:絶滅の危険が増大している種。もしも、現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用するならば、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のランクに移行することが確実と考えられるもの。

準絶滅危惧:存続基盤が脆弱な種。現在のところ、「絶滅危惧Ⅰ類」にも「絶滅危惧Ⅱ類」にも該当しないが、生息・生育条件の変化によって容易に上位のランクに移行するような要素(脆弱性)を有するもの。

情 報 不 足:評価するだけの情報が不足している種。

留 意:絶滅のおそれはないが、岡山県として記録しておく必要があると考えられる種。

(注)種:動物では、種及び亜種、植物では種、亜種及び変種を示す。

(6) 自然公園の許可申請、届出件数一覧表

自 然 公 園 の 種 類		保護計画及び事務権限		年 度				
				17	18	19	20	21
国立公園	瀬 戸 内 海	特別地域	環 境 大 臣	6	5	6	5	4
			知 事	32	36	33	29	25
		普通地域	環 境 大 臣	1	3	0	0	0
			知 事	8	5	4	6	7
	大 山 隠 岐	特別地域	環 境 大 臣	0	2	2	5	2
			知 事	6	15	6	10	5
		普通地域	環 境 大 臣	0	0	0	0	0
			知 事	0	0	0	0	0
		小 計		53	66	51	55	43
	公園 国定	氷ノ山後山那岐山	特別地域	知 事	12	10	24	22
普通地域			〃	0	0	0	0	0
		小 計		12	10	24	22	17
県立 自然公園	高 梁 川 上 流	特別地域	知 事	13	19	15	8	15
		普通地域	〃	4	1	7	7	3
	吉 備 史 跡	特別地域	知事(市長)	0	4(0)	2(0)	2(0)	1(0)
		普通地域	〃	6	0(3)	0(1)	0(1)	0(2)
	湯 原 奥 津	特別地域	知 事	18	25	29	32	21
		普通地域	〃	6	2	4	3	1
	吉備路風土記の丘	特別地域	知事(市長)	5	2(0)	4(0)	2(0)	5(0)
		普通地域	〃	3	2(1)	3(0)	1(0)	5(1)
	備 作 山 地	特別地域	知 事	1	0	1	0	2
		普通地域	〃	1	1	2	0	1
	吉 備 清 流	特別地域	知事(市長)	1	3	0	0(2)	2(2)
		普通地域	〃	0	2	0	0(0)	1(0)
	吉 井 川 中 流	特別地域	知 事	2	2	2	3	1
		普通地域	〃	5	0	4	2	2
		小 計		65	63	73	60	60
合 計				130	139	148	137	120

※ 平成18年4月より、中核市である岡山市及び倉敷市に県立自然公園に係る許可及び届出事務を移譲している。
(件数()は中核市処理分で外数)

(7) 中国自然歩道岡山県ルートの興味地点

①既存ルート

市町村名	延長 (km)	通過興味地点	近傍興味地点
井原市 (旧芳井町)	13	上鳴地区(石灰岩台地の特徴)、高原荘(農村型リゾート)	天神峽
高梁市 (旧川上町)	14	高山市、磐窟谷(石灰岩景観)、弥高山(キャンプ場、360°の展望)	穴門山神社(社叢)、大賀押被、吉備川上ふれあい漫画美術館
高梁市 (旧備中町)	15	銅搬出路、新成羽川ダム、天神山(標高777mからの360°の展望)	笠神文学岩展望公園
高梁市 (旧成羽町)	22	吹屋ふるさと村、吹屋銅山跡、ベンガラ館、広兼邸、羽山溪(石灰岩溪流)	高梁市成羽美術館、夫婦岩
高梁市	57	新城地保全林、愛宕山、臥牛山(天然林、自然研究路、展望)、備中松山城、石火矢町ふるさと村(武家屋敷館)、木野山(木野山神社)、祇園山(祇園寺)	
高梁市 (旧有漢町)	13	大平山(大平山権現岡山県自然環境保全地域、標高697mからの展望)	権現山(599m)、長代池、備中鐘乳穴
吉備中央町 (旧賀陽町)	3	大平山(天福寺郷土自然保護地域)	
吉備中央町 (旧加茂川町)	20	総社宮(郷土記念物、加茂大祭)、円城ふるさと村(円城寺、道の駅)、吉備高原の風景	岩倉公園、小森温泉、化気神社、本宮山
岡山市 (旧建部町)	18	志呂神社、三樹山(郷土自然保護地域)、竹内流古武道発祥の地、旭川湖	八幡温泉郷、旭川第一ダム
美咲町 (旧中央町)	12	両山寺(郷土自然保護地域)、二上山(あまのじゃくの重岩)、棚田風景	滝谷池と滝谷の滝
久米南町	14	誕生寺(法然上人誕生地、イチョウ、本堂)、誕生寺池(江戸時代築造)	仏教寺、清水寺
美咲町 (旧柵原町)	12	本山寺(本堂、三重塔)、本山寺国有林(学術参考保護林)、本経寺、月の輪古墳	月の輪郷土館、柵原鉾山跡、飯岡の断層
赤磐市 (旧吉井町)	8	血洗の滝、宗形神社、是里ぶどう生産地、ワイン記念館	諏訪神社、城山公園
和気町 (旧佐伯町)	4	田園風景(棚田)	
美作市 (旧英田町)	17	大芦高原、長福寺(三重塔)、真木山(郷土自然保護地域)	天石門別神社(溪流)
備前市 (旧吉永町)	12	八塔寺ふるさと村、滝谷神社(社叢)、兵庫県「近畿自然歩道」との接続地点	八塔寺山(行者山)
美作市 (旧作東町)	26	白水の滝(男滝、女滝)、蓮花寺(庭園)、杉坂峠(史跡)、長城寺、大聖寺	
美作市 (旧大原町)	12	宮本武蔵生誕地、武蔵資料館、因幡街道(本陣、脇本陣)	竹山城跡
美作市 (旧東栗倉村)	16	道仙寺、行者山護摩堂、後山キャンプ場、駒の尾山	後山(行者山) 日名倉山(遊歩道)
西栗倉村	12	ダルガ峰、大茅キャンプ場、若杉溪谷、若杉原生林(自然研究路)、後山若杉登山歩道	ストーンサークル、あわくら温泉
11市町村	320		

②追加ルート

市町村名	延長 (km)	通過興味地点	近傍興味地点
高梁市	3	高梁美しい森	
吉備中央町	11		
総社市	50	豪溪、天柱山、井風呂谷川砂防公園、秋葉山、井山宝福寺、十二ヶ郷用水、ヒイゴ池湿地、砂川公園、鬼城山ビジターセンター、鬼ノ城、岩屋、鬼の釜、血吸川、備中国分尼寺跡、備中国分寺、吉備路もてなしの館、サンロード吉備路、作山古墳、やよい広場、三輪山遺跡群、軽部神社、福山城跡	矢喰神社、雪舟誕生地、岩屋皇の墓、こうもり塚古墳、角力取山古墳、幸山城跡
岡山市	28	最上稲荷奥之院、最上稲荷、龍王山、備中高松城跡、葦守神社、近水園、足守の町並み、吉備津彦神社、吉備の中山、茶臼山古墳、吉備津神社、造山古墳	高松城跡附水攻築堤跡、古代吉備文化財センター、黒住教本部
倉敷市	48	鯉喰神社、安養寺、倉敷美観地区、大原美術館、いりふねの道、藤戸寺、熊野神社、五流尊龍院、由加山、由加神社、蓮台寺、さくら園地、ふれあいの森、野崎家旧宅、風の道、祇園神社、むかし下津井回船問屋、鷺羽山、鷺羽山ビジターセンター	楯築遺跡、倉敷少年自然の家
5市町	140		

(8) 中国自然歩道の整備概要

整備施設	整備内容	整備量
歩道改良	幅員1.5m、一部敷砂利、階段、標識一式	延長 27.4km
標識工(既存ルート)	指導標、案内板、解説板、注意標識	延長 292.6km
路傍休憩地	休憩舎、便所等(1日行程(15km～20km)に1か所)	25か所
標識工(変更ルート)	指導標、案内板、解説板	延長 140km

(9) 狩猟免許者の推移

(単位:件)

区分 年度	試験(初心者)					更新(経験者)					合計				
	網	わな猟	第1種銃猟	第2種銃猟	計	網	わな猟	第1種銃猟	第2種銃猟	計	網	わな猟	第1種銃猟	第2種銃猟	計
17		122	48	8	178		342	272	18	632		464	320	26	810
18		140	67	4	211		1,078	2,711	34	3,823		1,218	2,778	38	4,034
19	2	104	77	9	192	30	294	246	13	583	32	398	323	22	775
20	0	92	55	2	149	33	351	273	12	669	33	443	328	14	818
21	5	181	46	8	240	65	1,085	2,256	28	3,434	70	1,266	2,302	36	3,674

(10) 狩猟者登録数の推移

(単位:件)

区分 年度	県内者					県外者					合計				
	網	わな猟	第1種銃猟	第2種銃猟	計	網	わな猟	第1種銃猟	第2種銃猟	計	網	わな猟	第1種銃猟	第2種銃猟	計
17		1,481	3,037	87	4,605		11	89	1	101		1,492	3,126	88	4,706
18		1,510	2,956	84	4,550		10	97	1	108		1,520	3,053	85	4,658
19	15	1,521	2,820	86	4,442	0	13	87	4	104	15	1,534	2,907	90	4,546
20	13	1,530	2,693	82	4,318	0	7	85	4	96	13	1,537	2,778	86	4,414
21	20	1,615	2,567	83	4,285	0	9	95	2	106	20	1,624	2,662	85	4,391

(11)鳥獣による農林水産業被害状況

全県の被害額

(単位:千円)

年 度	鳥 類					獣 類					合 計
	カラス類	スズメ類	カワウ	その他	計	イノシシ	ニホンザル	ニホンジカ	その他	計	
平 元	99,459	58,308	—	117,004	274,771	69,118	18,092	—	117,110	204,320	479,091
5	75,386	47,655	—	56,685	179,726	170,250	15,575	35,477	82,850	304,152	483,878
17	32,127	12,869	66,514	34,860	146,370	178,910	29,792	34,912	37,914	281,528	427,898
18	49,211	12,746	54,240	31,686	147,883	168,862	18,687	45,870	41,753	275,172	423,055
19	41,458	12,608	57,010	82,681	193,757	158,378	22,415	33,200	36,432	250,425	444,182
比率	(9%)	(3%)	(13%)	(19%)	(44%)	(36%)	(5%)	(7%)	(8%)	(56%)	(100%)
20	36,772	10,717	66,650	29,590	143,729	139,736	26,495	39,192	28,251	233,674	377,403
比率	(10%)	(3%)	(17%)	(8%)	(38%)	(37%)	(7%)	(10%)	(8%)	(62%)	(100%)
21	22,740	9,074	66,239	28,565	126,618	148,498	26,296	52,698	26,585	254,077	380,695
比率	(6%)	(2%)	(17%)	(8%)	(33%)	(39%)	(7%)	(14%)	(7%)	(67%)	(100%)

(12)鳥獣捕獲数(狩猟及び有害鳥獣捕獲)

年 度	鳥 類					獣 類					合 計
	カラス類	スズメ類	カワウ	その他	計	イノシシ	ニホンザル	ニホンジカ	その他	計	
平5	7,339	27,205	90	38,233	72,867	2,584	84	222	10,100	12,990	85,857
16	4,185	14,395	553	22,562	41,695	15,707	129	1,455	6,191	23,482	65,177
17	4,583	15,132	412	14,972	35,099	13,383	65	1,729	5,590	20,767	55,866
18	4,979	7,240	832	13,636	26,687	11,362	80	2,062	5,491	18,995	45,682
19	4,709	11,089	1,409	16,536	33,743	10,320	96	3,305	5,070	18,791	52,534
20	3,920	4,917	876	15,891	25,604	12,779	123	3,408	4,160	20,470	46,074
21	3,135	7,519	618	13,834	25,106	12,975	102	3,312	7,600	23,989	49,095

(13)みどりの少年隊結成状況

局	単 位	隊名	所在	隊員数
備 前	地 域	玉原緑化少年団	玉野市玉原	9
	地 域	瀬戸内みどりの少年隊	瀬戸内市邑久町尻海	0
	地 域	宗堂みどりの少年隊	岡山市瀬戸町宗堂	20
	地 域	吉備中央町FOS少年団連盟みどりの少年隊	吉備中央町吉川	35
東 備	学 校	三国みどりの少年隊	備前市吉永町加賀美	11
	地 域	フジみどりの少年隊	和気郡和気町矢田	26
	地 域	いんべ緑の少年隊	備前市伊部	20
備 中	学 校	琴浦東小学校みどりの少年隊	倉敷市児島田の口	14
	学 校	真備町菌みどりの少年隊	倉敷市真備町市場	83
	学 校	池田小学校みどりの少年隊	総社市見延	18
井 笠	学 校	真鍋島みどりの少年隊	笠岡市真鍋島	10
	学 校	浜っ子みどりの少年隊	笠岡市大島中	16
	学 校	里庄東小学校みどりの少年隊	浅口郡里庄町里見	151
	学 校	里庄西小学校みどりの少年隊	浅口郡里庄町新庄	52
高 梁	地 域	布寄みどりの少年隊	高梁市成羽町長地	11
	学 校	平川みどりの少年隊	高梁市備中町平川	13
	学 校	川上小学校みどりの少年隊	高梁市川上町地頭	38
	地 域	こせみどりの少年隊	高梁市巨瀬町	54
	地 域	天神みどりの少年隊	高梁市成羽町坂本	11
	地 域	小泉緑の少年隊	高梁市成羽町小泉	8
新 見	学 校	神郷北小学校みどりの少年隊	新見市神郷釜村	27
	学 校	萬歳みどりの少年隊	新見市哲多町矢戸	58
	学 校	哲西っ子みどりの少年団	新見市哲西町矢田	14
	学 校	本郷小学校みどりの少年隊	新見市哲多町本郷	10
美 作	学 校	喬松緑の少年団	津山市坪井上	16
	地 域	阿波杉の子会	津山市阿波	10
	地 域	草加部みどりの少年隊	津山市草加部	34
	地 域	羽出みどりの少年隊	苫田郡鏡野町井坂	12
	地 域	香北みどりの少年団	苫田郡鏡野町真経	8
	地 域	富みどりの少年隊	苫田郡鏡野町富西谷	15
	学 校	上斎原小学校みどりの少年隊	苫田郡上斎原町上斎原	25
	学 校	上斎原葉っぱの会	苫田郡上斎原町上斎原	28
	学 校	柵原東緑の少年団	久米郡美咲町行信	40
	学 校	柵原西緑の少年隊	久米郡美咲町小瀬	98
	地 域	大坪和みどりの少年隊	久米郡美咲町境	11
	学 校	誕生寺みどりの少年隊	久米郡久米南町里方	32
	学 校	弓削みどりの少年団	久米郡久米南町下弓削	45
	学 校	別所みどりの少年隊	真庭市別所	3
真 庭	地 域	まにわ緑の少年隊	真庭市久世	6
	学 校	かしむら緑の少年隊	真庭市檜西	35
	学 校	勝田東FOS少年団緑の少年隊	美作市大町	21
勝 英	学 校	西栗倉村少年山岳パトロール隊	英田郡西栗倉村長尾	20
	学 校	東栗倉村グリーン少年隊	美作市青野	21
	地 域	吉野川緑の少年隊	美作市栄町	80
計		44		1,269

岡山県緑の少年隊連絡協議会加入隊数
(平成22年3月現在)

10 参加と協働による快適な環境の保全関係

(1) 岡山県景観条例に基づく届出等件数

ア 大規模行為届出件数

行為名	63年度 ～10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	計
建築物	4,208	221	241	185	237	215	187	351	251	197	59	35	6,387
工作物	3,406	292	333	293	237	273	306	280	933	636	139	235	7,363
物件	12	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	1	16
土石	83	5	6	1	4	2	3	2	0	2	1	2	111
計	7,709	518	580	479	480	490	497	633	1,184	835	199	273	13,877

イ 景観モデル地区届出件数

表-1 高梁景観モデル地区届出件数

行為名	元年度 ～10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	計
建築物	145	10	13	14	13	7	4	5	3	7	4	4	229
工作物	0	0	1	1	2	0	0	0	0	1	0	1	6
木竹伐採	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広告表示	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	3
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	146	10	14	15	15	7	6	5	3	8	4	5	238

表-2 吉備高原都市景観モデル地区届出件数

行為名	5年度 ～10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	計
建築物	236	8	13	4	13	12	1	7	12	4	13	9	332
工作物	27	0	0	1	1	0	0	1	0	1	0	1	32
木竹伐採	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	11
広告表示	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
計	281	8	13	5	14	12	1	8	12	5	13	11	383

表-3 渋川・王子が岳景観モデル地区届出件数

行為名	6年度 ～10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	計
建築物	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
工作物	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
木竹伐採	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広告表示	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
計	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3

ウ 背景保全地区事前指導申出件数

地区名	4年度 ～10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	計
吹屋	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
閑谷	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	3
計	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	4

11 経済と環境が好循環する社会関係

(1) 環境影響評価に関する処理状況

(平成21年度)

名称	事業主体	事業目的	事業概要	処理状況	備考
CEF 津山ウインドファーム建設事業	クリーン・エナジー・ファクトリー株式会社	国レベルで積極的に取り組まれている二酸化炭素排出量の削減・地球温暖化防止を背景に、新エネルギーの中でも最も伸び率の高い風力発電施設32基を建設し、電気卸供給事業者として電気事業を営む。	(計画地) 津山市阿波及び加茂町の五輪原地区 ○施設規模 80,000kW (2,500kW×32基) ○土地改変面積 約24ha	(受理) H21.4.14 (意見書) H21.7.29	実施計画書 (自主)

環境関係年表

年	月	岡 山 県 の 動 き	国 ・ 全 国 の 動 き
昭和9年 (1934)	3	瀬戸内海国立公園が、全国初の国立公園3公園の1つとして指定される。	
昭和18年 (1943)	9	三菱重工業(株)が水島で航空機製造工場の操業を開始。	
昭和23年 (1948)	3	岡山県史跡名勝天然記念物保存顕彰条例を制定。	
	7		農薬取締法を制定。
昭和25年 (1950)	6	国が児島湾締切堤防建設事業に着手。	
	7	県が岡山市南部(岡南地区)の工業地帯整備に着手。	
昭和26年 (1951)	2	県営旭川ダムの建設に着手。 児島湾締切堤防建設工事に着手。	
昭和27年 (1952)	3	岡山県企業誘致条例を制定。	
	9	県が水島地域の国有地を買収。水島港の整備と、臨海工業地帯整備に着手。	
昭和28年 (1953)	12		熊本県で水俣病第1号患者が発生。
昭和29年 (1954)	5	県営旭川ダムが完工。	
	8	県下初の飛行機による空中農薬散布が藤戸町(現倉敷市)と勝央町で行われる。	
	9	倉敷市の三吉鉱山で我が国初のウラン鉱床が発見される。	
昭和30年 (1955)	11	人形峠でウラン鉱床の露頭が発見される。	
昭和31年 (1956)	11	日本興油(株)が水島港整備後の最初の企業として水島に立地。以後、石油精製、電力、鉄鋼、石油化学等の重化学工業の工場が多数立地する。	
昭和32年 (1957)	6		自然公園法を制定。
	8	上齋原村に原子燃料公社(後の動力炉・核燃料開発事業団現日本原子力研究開発機構)人形峠出張所が開設される。	
昭和33年 (1958)	2	倉敷市玉島で油臭のするアサリがとれる。	
	4		下水道法を制定。
	12		公共用水域の水質の保全に関する法律及び工場排水等の規制に関する法律を制定。
昭和34年 (1959)	2	児島湾淡水湖化締切工事完工。	
昭和35年 (1960)	7	岡山県公害対策調査会を設置。	
昭和36年 (1961)	3		三重県四日市市でぜん息患者が多発。
昭和37年 (1962)		備前市でブドウの葉枯れ、倉敷市でい草の先枯れが発生。	
	3	児島湾締め切り堤防が完成し、児島湖が誕生。	
	6		ばい煙の排出の規制等に関する法律(ばい煙規制法)を制定。
	10	岡山空港(現岡南飛行場)が開所。	
	12	県営寄島干拓事業に着手。	

年	月	岡 山 県 の 動 き	国 ・ 全 国 の 動 き
昭和38年 (1963)	3		狩猟法を改正し、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律を制定。
	4		大山隠岐が国立公園に指定される。
	11	県が、岡山市と倉敷市で硫黄酸化物及び降下ばいじん量の測定を開始。	
昭和39年 (1964)	1	岡山県南地区が新産業都市に指定される。	
昭和40年 (1965)		倉敷市が窒素酸化物の測定を開始。	
	2	笠岡市・井原市・芳井町を、備後地区工業整備特別地域に追加指定。 岡山県公害対策審議会を設置。	
	6	倉敷市呼松地区の住民が水島工業地帯の公害について県と市に抗議。	
昭和41年 (1966)		硫黄酸化物の発生源の通報連絡基準と自主規制等を内容とする「水島地区い草等農作物被害防止応急対策」を開始。	
	3	高梁川上流、吉備史跡を県立自然公園に指定。	
	4	倉敷市に一般環境大気測定局を設置。二酸化硫黄の自動測定が開始される。	
	9	県の本に「アカマツ」が決定。	
	10	岡山県公害防止条例（旧条例）を制定。	
昭和42年 (1967)	1	岡山県企画部に公害課を設置。	
	8		公害対策基本法を制定。
	9	通産省、県、倉敷市による、水島地区大気汚染防止対策協議会を設置。 岡山県大気汚染防止対策協議会を設置。	
昭和43年 (1968)		倉敷市がばい煙規制法の指定地域となる。 県が倉敷市に大気汚染監視テレメータを設置し、常時監視測定を開始。（1970.4、倉敷市公害監視センター設立に伴い廃止） 倉敷市水島地区大気汚染防止対策を公表。	
	6		大気汚染防止法（硫黄酸化物K値第一次規制）及び騒音規制法を制定。
	10	笠岡湾干拓に着手。	
昭和44年 (1969)	2		硫黄酸化物に係る環境基準設定。
	4	移動測定車による大気測定開始。	氷ノ山後山那岐山が国定公園に指定される。
	5		初めての「公害白書」が国会に提出される。
	9		自動車排出ガス規制（一酸化炭素）が実施される。
昭和45年 (1970)	2		一酸化炭素に係る環境基準及び水質汚濁に係る環境基準設定。
	5	湯原奥津地域を県立自然公園に指定。	
	6		公害紛争処理法を制定。
	7		田子の浦港のヘドロ公害が問題となる。

年	月	岡 山 県 の 動 き	国 ・ 全 国 の 動 き
昭和45年 (1970)	8	岡山県公害対策本部が発足。 高梁川水系、水島海域が、公共用水域の水質保全に関する法律に基づく指定水域となる。	BHC、DDTの稲作への使用が全面禁止される。
	10	岡山県公害防止条例の旧条例を廃止し、新条例を制定。	
	11	公害紛争処理法に基づき、岡山県公害審査会を設置するとともに、県の公害苦情相談員、公害監視員を設置。	
	12	水島地域公害防止計画を策定。 (計画期間：昭和46年～50年。以後、対象地域の見直しを受けながら、現在の岡山・倉敷地域公害防止計画に至る。)	いわゆる「公害国会」で、公害対策基本法、大気汚染防止法、騒音規制法等の大幅な改正及び水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律等の制定など、公害関係法律多数が制定及び改正される。
昭和46年 (1971)	2	旭川・吉井川水系、児島湾水域が、公共用水域の水質保全に関する法律に基づく指定水域となる。	「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(ラムサール条約)を採択。
	4	岡山県環境部を設置。 岡山県公害研究所が開所。	
	5		騒音に係る環境基準設定。
	6		悪臭防止法を制定。
	7		環境庁が発足。 第1回瀬戸内海環境保全知事・市長会議が神戸市で開催される。
	9	岡山県公害防止条例を改正。	
	10	県が、備前市のブドウ葉枯れの原因はフッ素系ガスの疑いと発表。	
	11	倉敷地区・備前地区農作物被害対策協議会が発足。 川崎製鉄(株)、水島共同火力(株)が、県、倉敷市と公害防止協定を締結。以後、県内の主要企業と協定を締結。	
	12	岡山県環境部に公害苦情処理局を設置。 大気汚染防止法に基づくばいじん排出基準(上乘せ)条例、水質汚濁防止法に基づく排出基準(上乘せ)条例、自然保護条例を制定。	水質汚濁に係る環境基準及び水域類型を設定。
昭和47年 (1972)	1	吉備路風土記の丘を県立自然公園に指定。	浮遊粒子状物質に係る環境基準設定。
	3	山陽新幹線、新大阪ー岡山間が開通。(1975.3、全線開通)	
	5	水島地域大気汚染夏期特別対策実施要綱を制定。 県内10市の都市公害対策協議会が発足。 備前市内の耐火煉瓦工場で排煙脱弗装置の稼働が始まる。 県酪農試験場に家畜ふん尿処理実験装置が完成。	環境庁が初の環境白書を公表。
	6	水質汚濁防止法に基づく県の上乗せ排水基準条例が全面施行。	公害被害者の救済を図るため、大気汚染防止法が改正され、無過失損害賠償責任制度が導入される。 自然環境保全法を制定。 ストックホルムで「国連人間環境会議」開催。 「人間環境宣言」を採択。
	7	三菱石油(株)に県下初の排煙脱硫装置が設置される。	
	8	瀬戸内海に大量の赤潮が発生。	
	12	自然保護基本計画を作成。	国連環境計画(UNEP)設立。

年	月	岡 山 県 の 動 き	国 ・ 全 国 の 動 き
昭和48年 (1973)	2	笠岡湾干拓の東堤防が締め切られる。 寄島干拓の潮止め工事が完成。	
	3	全国に先がけ、開発行為を許可制とする岡山県県土保全条例を制定。 岡山県立自然公園条例を制定。	
	4	備後地域公害対策協議会を設置。	
	5	松食い虫の被害が拡大し、県に駆除推進本部を設置。	二酸化窒素、光化学オキシダントに係る環境基準設定。二酸化硫黄に係る環境基準改定。
	6	岡山県水銀汚染対策推進本部を設置。 水島の4工場が県漁連等の要求を受け、水銀使用部門の操業を停止。(26日に操業停止。交渉妥結により28日から操業再開。)	工場排水による水銀汚染魚騒ぎが起こる。
	7	岡山県公有水面埋立協議会が発足。	
	8	岡山県公害防止センターを設置。	
	10	岡山県公害防止センターに大気汚染監視テレメータ中央局を設置し、常時監視を開始。(環境47局、発生源8工場)	瀬戸内海環境保全臨時措置法、公害健康被害補償法を制定。
	11	塩滝(落合町)と大平山権現山(有漢町)が県自然環境保全地域に、竜の口(岡山市)が県環境緑地保護地域に、大滝山(備前市)ほか4か所が県郷土自然保護地域に、曹源寺の松並木(岡山市)ほか3か所が県郷土記念物に指定される。	
	12	全国に先がけ、行政指導による水島地域の硫黄酸化物及び窒素酸化物の総量規制を実施。	航空機騒音に係る環境基準を設定。
昭和49年 (1974)	1	県が、児島湖流域下水道計画を発表。 岡山県農業試験場がい草の先枯れは硫黄酸化物が原因と発表。	
	5	備前海域、玉野・児島・笠岡・牛窓の各海域、倉敷川、笹ヶ瀬川等の中小重要河川が公共用水域の水質保全に関する法律に基づく指定水域となる。	
	6	岡山県警察本部が瀬戸内海汚濁事犯取締本部を設置。	大気汚染防止法が改正され、硫黄酸化物に係る総量規制制度を導入。
	9	笠岡・福山両市区域の大気汚染防止について、岡山県と広島県が覚書を交換。 岡山県公害防止条例施行規則を一部改正。	総水銀、アルキル水銀の水質環境基準強化。
	10	(財)岡山県環境保全事業団を設立。中国自動車道、美作一落合間が開通。(1978.10、県内全線開通)	
	11	倉敷市水島地区が硫黄酸化物に係る総量規制地域に指定される。 水島の企業の硫黄酸化物による県南一帯のい草先枯れ被害の補償問題が解決。(1万3000戸を対象に総額10億3000万円を支払う)	
	12	三菱石油水島製油所で、大量の重油流出事故が発生。流出量は4万4000klに上り、瀬戸内海東半分に広がった。 備後地域公害防止計画を策定。(現在に至る。)	
昭和50年 (1975)	2	岡山県大気汚染緊急対策実施要綱を施行。県が緑化総合計画を作成。	P C Bに係る水質環境基準を設定。
	4	県・沿線市町・国鉄で、新幹線騒音問題連絡会議を設立。	

年	月	岡 山 県 の 動 き	国 ・ 全 国 の 動 き
昭和50年 (1975)	7	岡山県立森林公園が開園。	新幹線鉄道騒音に係る環境基準を設定。新幹線鉄道振動対策指針値が示される。
	8	香川県直島町にある三菱金属直島製錬所の越境公害問題で、岡山・香川両県、玉野市、直島町の4者が環境保全確認書に調印。	
	10		環境庁が瀬戸内海富栄養化の調査に着手。
	12	公害病地域として、水島・児島地区の一部、玉島乙島、玉野市日比・向日比・渋川、備前市の片上湾周辺が指定される。 水島以外の倉敷市が硫酸化物総量規制地域に指定される。	
昭和51年 (1976)	1	県が、瀬戸内海の富栄養化対策のため、1日50 t 以上産業廃水を排出する175工場に窒素、リンの削減を要請。 第1回目の岡山県公害健康被害認定審査会を開催。	
	2	岡山・備前地域公害防止計画を策定。(昭和60年度、地域見直しにより岡山地域公害防止計画となる。)	
	3	笠岡湾干拓の干陸開始式が行われ、排水が始まる。	
	4	岡山県公害防止センターと衛生研究所を統合し、岡山県環境保健センターを設置。 三菱化成工業(株)(現三菱化学(株))に県下初の排煙脱硝装置が設置される。	
	6		振動規制法を制定。
昭和52年 (1977)	1		社団法人瀬戸内海環境保全協会が設立。
	2	県が、県中部を横断する中国自然歩道の県内ルート案を発表。	
	3	県が、石油コンビナート等防災計画を定める。	
	4	山陽新幹線沿線地域に新幹線鉄道騒音に係る環境基準をあてはめ。	
	5	岡山県、広島県等が、福山・笠岡地域硫酸化物排出許容総量等の設定に合意。 岡山県環境保全事業団が産業廃棄物処分場(水島)の建設に着手。 成羽町吹屋の町並みが重要伝統的建造物群保存地区に選定される。	
	6	倉敷市に係る硫酸化物総量削減計画を策定。	
	8		国連砂漠化防止会議開催。砂漠化防止行動計画を採択。
	9	備前市に係る硫酸化物総量削減計画を策定。	
昭和53年 (1978)	1	瀬戸大橋に係る環境影響評価書(案)に関する知事意見書を本四公団総裁に回答。	
	5		瀬戸内海の環境保全に関する基本計画を策定。
	6		瀬戸内海環境保全臨時措置法を瀬戸内海環境保全特別措置法に改正し、恒久法化。
	7		二酸化窒素に係る環境基準を改定。
	8	吉備高原都市、前期事業実施計画がまとまる。	
	9	瀬戸大橋の環境保全協定が岡山・香川両県の関係6自治体と本州四国連絡橋公団の間で締結される。 岡山県、香川県が、玉野市、直島町の硫酸化物排出総量の設定等に合意。	

年	月	岡 山 県 の 動 き	国 ・ 全 国 の 動 き
昭和53年 (1978)	10	瀬戸大橋着工。	
	11	県は、新岡山空港基本計画調査結果に基づき、岡山市日応寺地区を新岡山空港候補地に決定。	
	12	環境保全に関する環境影響評価指導要綱を制定。	
昭和54年 (1979)	3	国の天然記念物に鯉が窪湿性植物群落（旧哲西町）が指定される。	
	5	水島に岡山県環境保全事業団の産業廃棄物処分場が完成。	
	7	県・上齋原村（現鏡野町）・動力炉・核燃料開発事業団（現日本原子力研究開発機構）との間で、人形峠事業所周辺環境保全等に関する協定書を締結。 岡山県環境保健センターに環境放射線監視テレメータシステムが完成し、動燃人形峠事業所周辺の環境放射線の監視を開始。	
	9	動燃人形峠事業所で、ウラン濃縮試験工場が運転を開始。	
	10		滋賀県で琵琶湖富栄養化防止条例を制定し、合成洗剤を追放。
	11	岡山県郷土文化財団を設立。	
	12	備作山地地域を県立自然公園に指定。	
昭和55年 (1980)	2	岡山県合成洗剤対策推進要綱を制定し、石けん等の使用を普及させるために必要な事項を定める。	
	3	COD総量削減計画（第1次）を策定。	
	5	りん及びその化合物に係る削減指導方針（第1期）を策定。	幹線道路の沿道の整備に関する法律を制定。
昭和56年 (1981)	2	岡山県、広島県等が、福山・笠岡地域窒素酸化物排出許容総量等の設定に合意。	
	3	岡山県自然海浜保全地区条例を制定。	
	4	岡山県環境部と衛生部を統合し、環境保健部を設置。 「岡山県自然保護推進員設置要綱」を制定。	
	5	吉備高原都市の建設に着手。 邑久町大平山に「野鳥の森」が完成。 県が、第2次総合緑化計画を策定。 倉敷地域窒素酸化物総量削減計画を策定し、行政指導による総量規制を実施。	
	6		窒素酸化物に係る総量規制制度を導入。
	7	瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、瀬戸内海の環境の保全に関する県計画を公表。	
	11	本州四国連絡橋公団が岡山県等の要請を受け、景観上の配慮から瀬戸大橋の鷺羽山地区をオープンカットではなくトンネル方式に変更。	
昭和57年 (1982)	3	西脇、宝伝、銚島、北木島楠及び北木島西の浦を自然海浜保全地区に指定。	
	5		ばいじん排出規制を強化。
	6	児島湖流域下水道浄化センターの建設工事に着手。	
	7	県が空き缶散乱防止対策会議を設立。	
	12		湖沼の窒素及びりんに係る環境基準を設定。

年	月	岡 山 県 の 動 き	国 ・ 全 国 の 動 き
昭和58年 (1983)	1	中国自然歩道の県内ルートが完成。	
	3	旭川中流地域を吉備清流県立自然公園に指定。 沙美東及び前泊海岸を自然海浜保全地区に指定。	
	5		浄化槽法を制定。
	9	新岡山空港の本体造成工事に着手。	
	11	倉敷市の公害病認定患者等が、水島コンビナート大手企業8社を 相手取り、大気汚染物質の排出差し止めと損害賠償を求め、岡山 地裁に提訴(倉敷公害訴訟第1次訴訟)。	
昭和59年 (1984)	3	産業排水及び生活排水について窒素、りんの出抑制を図るため、 岡山県公共用水域の富栄養化防止対策推進要綱を制定。 岡山県暴騒音規制条例を制定。 唐琴の浦を自然海浜保全地区に指定。	
	7		湖沼水質保全特別措置法を制定。 トリクロロエチレン等の排出に係る 暫定指導指針設定。
	8	使用済み乾電池の効果的な回収を行うため、県と乾電池の卸・小 売業界等による岡山県乾電池等対策協議会を設立。	環境影響評価実施要綱を制定。
昭和60年 (1985)	1	環境庁の名水百選に塩釜冷泉(八束村)と雄町の冷泉(岡山市) が選ばれる。	
	3	名水百選に岩井(上齋原村)が追加選定される。	オゾン層 ^(※) の保護に関するウィーン 条約 ^(※) を採択。
	4	騒音に係る環境基準のあてはめを開始。	
	5	岡山県環境保健センターの大気汚染監視テレメータシステムを更 新し、大気汚染監視体制を強化。	水質汚濁防止法施行令が一部改正さ れ、窒素、りんが規制される。
	6	県下の緑の少年隊の連携を深めるため、岡山県緑の少年隊連絡協 議会を設立。	
	7	岡山県鷺羽山ビジターセンターが完成。	
	8	県が、町並み保存地区整備事業を開始。	
	12	勝山町勝山地区を町並み保存地区に指定。 児島湖が湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼に指定される。	
昭和61年 (1986)	2	岡山・備前地域公害防止計画の地域を見直し、岡山地域公害防止 計画を策定。	
	4	騒音規制法、振動規制法、悪臭規制法に基づく、それぞれの規制 地域及び規制基準を設定。	
	5	県土利用の基本的指針となる、国土利用計画(岡山県計画)を策定。 りん及びその化合物に係る削減指導方針(第2期)を策定。	
	6	児島湖浄化対策本部を設置。	
	7	人形峠アトムサイエンス館が開館。	
	8	岡山県児島湖浄化対策推進協議会が発足。	
	11	倉敷市下津井地区を町並み保存地区に指定。	
昭和62年 (1987)	1	渋川海岸(玉野市)が白砂青松百選に選定される。	
	2	県が「児島湖に係る湖沼水質保全計画」(第1期)を策定。	
	3	化学的酸素要求量に係る汚濁負荷量規制基準を設定。	
	5	岡山城跡と後楽園が国の史跡に指定される。 COD総量削減計画(第2次)を策定。	
	6		絶滅のおそれのある野生動植物の譲 渡等の規制に関する法律を制定。

年	月	岡 山 県 の 動 き	国 ・ 全 国 の 動 き
昭和62年 (1987)	8	児島湖浄化対策推進協議会が「児島湖浄化推進月間」を実施。 高梁市の「美観地区道路」が日本の道百選に選定される。	
	9		オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書 ^(※) を採択。
	10	大原町古町地区を町並み保存地区に指定。	
	12	瀬戸内海の環境の保全に関する県計画の一部を変更。	
昭和63年 (1988)	3	新岡山空港が開港。旧空港は岡南飛行場に改称。 岡山県景観条例を制定。	
	4	瀬戸大橋が開通。瀬戸大橋鉄道騒音が社会問題化。	
	5		特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律を制定。
	8	上齋原村中津河捨石堆積場で自然界レベルより高い放射線量を検出し、動燃に恒久対策を講じさせる。	
平成元年 (1989)	2	県が、ゴルフ場における農薬の安全使用に関する指導要領を策定。	
	3	岡山県鳥獣生息分布調査報告書を作成。 水島地域公害防止計画と岡山地域公害防止計画を統合し、岡山・倉敷地域公害防止計画を策定、現在に至る。	水質汚濁防止法施行令を一部改正し、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを有害物質に指定。
	4		四塩化炭素の排出に係る暫定対策指導指針等を設定。
	6	児島湖の水質浄化活動への支援や水質浄化に関する調査研究を行う(財)児島湖流域水質保全基金を設立。	石綿を特定粉じんとして規制する大気汚染防止法を一部改正。
	9		「地球環境保全に関する東京会議」開催。
	10	津山市城東地区を町並み保存地区に指定。	
	11	県は、景観に配慮した公共事業を行う上での指針となる「公共事業等景観形成基準」を策定。 美星町が全国に先がけて、「美しい星空を守る美星町光害防止条例」を制定。	
	12	瀬戸内海景観研究会が県知事に対し「瀬戸内海における景観の保全、形成を図るための共通の指針について(提言)」を提出。	
平成2年 (1990)	1	高梁地区を岡山県景観条例に基づく景観モデル地区に指定。	
	3	笠岡湾干拓が完成。 岡山空港周辺地域に航空機騒音に係る環境基準をあてはめ。	
	5	県が酸性雨の実態調査を県下10か所で開始。	ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁防止に係る暫定指導指針を設定。
	6		モントリオール議定書第2回締結国会合でフロン等の全廃を決定。生活排水対策を推進するため、水質汚濁防止法を一部改正。
	7	呂久町の産業廃棄物処分場で自然界レベルより高い放射線量を検出。	
	8	岡山市足守地区を町並み保存地区に指定。	
	10		地球環境保全関係閣僚会議で、地球温暖化防止行動計画を決定。

年	月	岡 山 県 の 動 き	国 ・ 全 国 の 動 き
平成 3 年 (1991)	2	建設省、県、関係市町村等で構成する岡山三川水質汚濁防止連絡協議会を設立。 県内の産業廃棄物処理業者が産業廃棄物の適正な処理等を推進するため、岡山県産業廃棄物協会を設立。	
	3	児島湖の総合的な環境保全を目的とした児島湖環境保全条例を制定。 吉井川中流域を県立自然公園に指定。 C O D総量削減計画（第3次）を策定。	
	4		再生資源の利用の促進に関する法律を制定。
	5	建部町で「全国野鳥保護のつどい」を開催。 りん及びその化合物に係る削減指導方針(第3期)を策定。	
	7	児島湖環境保全審議会が発足。(平成6年7月に環境審議会に合併)	水質汚濁防止法施行令を一部改正し、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンに係る特定施設を追加。
	8		土壌の汚染に係る環境基準を設定。
	10		廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正。
	11	岡山県自然保護センターを佐伯町に開設。 県が環境影響評価項目に地球環境保全対策を追加。 児島湖流域の環境保全に関する基本方針を策定。	
平成 4 年 (1992)	1	公用車としては初の電気自動車を岡山県環境保健センターに配置。	
	3	県が、児島湖に係る湖沼水質保全計画（第2期）を策定。	
	5	県域レベルで地球環境保全に貢献することを目的とした「県における地球環境問題への取組方針」を策定。	気候変動枠組み条約を採択。
	6	後楽園、成羽町吹屋地区、旧閑谷学校の背後地などを県景観条例に基づく背景保全地区に指定。 瀬戸内海の環境の保全に関する県計画の一部を変更。	「地球環境開発会議」（地球サミット）を開催。 生物多様性条約、アジェンダ21 ^(※) 等を採択。 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律を制定。 自動車NOx法を制定。
	12	県が「地球環境保全に配慮した県事業等の指針」を策定。	
平成 5 年 (1993)	3	県議会が、環境に配慮した行動を通じて人と他の生物との共存共栄を図ることを目的とする「環境宣言」を決議。 窒素含有量及び燐含有量に係る汚濁負荷量規制基準を設定。	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目を追加。
	6		悪臭防止法施行令を一部改正し、10物質を追加。 水質汚濁防止法施行令を一部改正し、海域の窒素及びりんの排水基準を設定。
	7	生活排水対策に重点を置いた清流保全対策を行うため、湯原ダム・旭川ダムの流域及び新成羽川ダムの流域にそれぞれ水質浄化対策推進協議会を設立。 吉備高原都市の前期事業が完成。	
	11	矢掛町矢掛地区を町並み保存地区に指定。	環境基本法を制定。
	12		水質汚濁防止法施行令を一部改正し、13項目の有害物質を追加。 生物の多様性に関する条約発効。

年	月	岡 山 県 の 動 き	国 ・ 全 国 の 動 き
平成 6 年 (1994)	3	玉野市と倉敷市にまたがる渋川・王子が岳地区を県景観条例に基づく景観モデル地区に指定。 倉敷公害訴訟第 1 次訴訟の一審判決。工場排煙による因果関係を認め、企業 8 社に約 1 億 9 千万円の支払いを命じる。(控訴) 県が、自然保護のため毛無山(新庄村)周辺に広がるブナ林約 191ha を買収。 県が、「地球にやさしい地域づくり指針」を策定。	
	4	岡山県環境保健部を環境部門と保健部門に分離し、環境部門を地域振興部に移す。	
	6		第 1 回「環境の日」のキャンペーンが開催される。
	7		瀬戸内海の環境保全に関する基本計画の一部を変更。
	8	新庄村新庄地区を町並み保存地区に指定。	
	9		廃棄物の処理及び清掃に関する法律等を一部改正し、有害物質を追加。
	12		環境基本計画を閣議決定。
平成 7 年 (1995)	3	公募により「県民の鳥」をホトトギスからキジに変更。	
	4	岡山県建設副産物対策基本計画(おかやまりサイクルプラン 21) を策定。	悪臭防止法施行令を一部改正し、臭気指数規制を導入。
	6		容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律(容器包装リサイクル法)を制定。
	7	県が景観モニター制度を導入。92 人の景観モニターを委嘱。	
	8	行政機関と家電販売店などによる、岡山県フロン回収等推進会議を発足。	
	9	倉敷市玉島地区を町並み保存地区に指定。	
	10		地球環境保全に関する関係閣僚会議で、生物多様性国家戦略を決定。
	12		在来鉄道の騒音対策指針を設定。
平成 8 年 (1996)	2	中国四国農政局が、児島湖ヘドロしゅんせつ工事を開始。	
	3	県が、新岡山県自然保護基本計画(平成 8～12 年度)、緑の環境づくり計画(平成 8～12 年度)を策定。	
	4	岡山県地域振興部に環境保全局を設置。 「廃冷蔵庫等からのフロン回収マニュアル」を作成。	
	5		大気汚染防止法を一部改正し、有害大気汚染物質対策推進の規定を整備。
	6		水質汚濁防止法の一部改正。

年	月	岡 山 県 の 動 き	国 ・ 全 国 の 動 き
平成8年 (1996)		「日本の音風景百選」に「諏訪洞・備中川のせせらぎと水車」(旧北房町)と「新庄宿の小川」(新庄村)が選定される。	
	7	「日本の渚・百選」に渋川海岸(玉野市)と沙美海岸(倉敷市)が選定される。 COD総量削減計画(第4次)を策定。 窒素及びその化合物並びにりん及びその化合物に係る削減指導方針(第4期)を策定。	
	8	児島湖に流入する笹ヶ瀬川、倉敷川、妹尾川の河口付近で「淡水赤潮」が異常発生。	
	10	岡山県環境基本条例を制定。	
	12	倉敷公害訴訟が、被告企業8社の和解金13億9千200万円の支払いにより13年ぶりに和解成立。	
平成9年 (1997)	2	岡山県分別収集促進計画を策定。	ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンによる大気汚染に係る環境基準を設定。
	3	岡山県清流保全総合指針(おかやま清流ガイドライン)を策定。 児島湖水辺環境整備基本計画を策定。 児島湖に係る湖沼水質保全計画(第3期)を策定。	地下水の水質汚濁に係る環境基準を設定。
	4	岡山県環境基本条例が施行される。	容器包装リサイクル法本格施行。 瀬戸内海の全窒素及び全りんに係る環境基準の水域類型指定(播磨灘北西部、水島港区水島地先海域、備讃瀬戸(イ)(ロ)(ハ))。
	6		環境影響評価法を制定。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正公布。
	8		ダイオキシン類の規制のため廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大気汚染防止法の省令等改正。
	9	瀬戸内海の環境の保全に関する県計画の一部を変更。	ダイオキシン類の大気環境指針値の設定。
	12		地球温暖化防止京都会議(COP3)が開催され、「京都議定書」を採択。
平成10年 (1998)	2	岡山県フロン回収・処理推進協議会を設置。	
	3	岡山県環境基本計画(エコビジョン2010)を策定。 平成9年版岡山県環境白書を作成(以後、毎年作成)。 瀬戸内海の全窒素及び全りんに係る環境基準の水域類型指定(児島湾、児島湾沖、牛窓地先海域)。 岡山県ごみ処理広域化計画を策定。 「日本の水浴場55選」に渋川海水浴場が選定される。	
	4	岡山県地域振興部を再編整備し、生活環境部を設置。	
	6		特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)を制定。
	9		騒音に係る環境基準を改正。
	11	グリーンオフィス推進プログラム(GOP)を策定。	
	12		ダイオキシン暫定排出基準の施行。

年	月	岡 山 県 の 動 き	国 ・ 全 国 の 動 き
平成11年 (1999)	2		人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質に係る環境基準項目に硝酸性窒素及び亜硝酸窒素、ほう素、ふっ素の3項目を追加。
	3	岡山県環境影響評価等に関する条例を制定。 岡山県フロン回収・処理マニュアルを策定。 騒音に係る新環境基準の類型指定を見直し。	
	4	グリーンオフィス推進プログラムを出先機関を含め全面実施。 騒音に係る新環境基準の類型指定を施行。	騒音に係る新環境基準を施行。 地球温暖化対策の推進に関する法律 ^(※) を全面施行。
	6	岡山県環境影響評価等に関する条例を施行。	環境影響評価法を施行。
	7	リサイクル推進店制度を創設。 第2期岡山県分別収集促進計画を策定。	
	9	岡山県アイドリングストップ指針を策定。	
	12	岡山県フロン回収実施店表示制度を発足。	原子力災害対策特別措置法を制定。
平成12年 (2000)	1		ダイオキシン類対策特別措置法を施行。 尼崎公害訴訟判決。
	3	第4次岡山県産業廃棄物処理計画を策定。 岡山エコ・ドライブ2010を公募(H13年3月末まで)。 ツキノワグマ保護管理計画(平成12～14年度)を策定。	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(P R T R 法)を部分施行。
	4		自動車騒音の要請限度を定める省令(改正)を施行。 容器包装リサイクル法を完全実施。
	6		廃棄物処理法を一部改正。 食品循環資源の再利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)を制定。 浄化槽法を一部改正(単独処理浄化槽の原則禁止)。 循環型社会形成推進基本法を制定。
	8	岡山県環境マネジメントシステムに係る環境方針及び環境目的・目標を設定しシステムの運用を開始。	
	9	第12回「星空の街・あおぞらの街」全国大会を旧美星町で開催。	
	12		瀬戸内海の環境保全に関する基本計画を変更。
平成13年 (2001)	1		循環型社会形成推進基本法を全面施行。 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)を部分施行。
	2	県本庁舎の事務事業を対象とする岡山県環境マネジメントシステムについて、ISO14001を取得。	
	3	岡山県自然保護基本計画を策定。 岡山県みどりの総合基本計画を策定。 臭気指数規制を行う地域(赤坂町の一部のほか2町)を県内で初めて指定。(H13年10月施行) 平成13年選定「日本の水浴場88選」に渋川海水浴場が選定される。 グリーンオフィス推進プログラム(GOP)を地球温暖化防止実行計画として全面改正。(第2期計画)	土壌の汚染に係る環境基準項目にふっ素及びほう素の2項目を追加。
	4		家電リサイクル法を全面施行。 ジクロロメタンによる大気汚染に係る環境基準を設定。 資源の有効な利用の促進に関する法律を全面施行。 グリーン購入法全面施行。
	5		食品リサイクル法を全面施行。

年	月	岡 山 県 の 動 き	国 ・ 全 国 の 動 き
平成13年 (2001)	6		自動車NOx法を改正した自動車NOx・PM法を制定。 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特措法）を制定。
	7		水質汚濁防止法施行令を一部改正し、ほう素、ふっ素、アンモニア等の3項目を有害物質に追加し、石炭を原料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設を特定施設に追加。
	12		特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収・破壊法）を部分施行。
平成14年 (2002)	2	「児島湖総合水質改善対策専門家検討会」報告。	
	3	児島湖に係る湖沼水質保全計画（第4期）を策定。 岡山県フロン回収・処理推進協議会を廃止し、岡山県フロン回収・処理推進連絡会議を設置（H14年4月施行） 岡山県におけるタンチョウ将来構想を策定。 岡山県地球温暖化防止行動計画を策定。 岡山県廃棄物処理計画策定。	新地球温暖化対策推進大綱決定。 毛無地域1,174haを大山隠岐国立公園に編入。 地球環境保全に関する関係閣僚会議で新・生物多様性国家戦略を決定。
	4	岡山県快適な環境の確保に関する条例施行。 岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行（環境負荷低減条例）。 岡山県循環型社会形成推進条例施行。	PRTR法を本格施行。 フロン回収破壊法を本格施行。
	5	岡山県地球温暖化防止活動推進センターを指定。	土壤汚染対策法成立。 建設リサイクル法を全面施行。
	6		地球温暖化対策の推進に関する法律を一部改正。 京都議定書締結。
	7	水質総量削減計画（第5次）策定。 瀬戸内海の環境の保全に関する岡山県計画を改定。 第3期岡山県分別収集促進計画を策定。	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく底質環境基準を設定。 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律を改正し、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律を制定。 使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）を制定。
	8	岡山県地球温暖化防止活動推進員を委嘱。 「エコパートナーシップおかやま」設立。	
	9	アースキーパーメンバースhip制度を創設。	持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグ・サミット）を開催。実施計画、持続可能な開発に関するヨハネスブルグ宣言等を採択。
	10	環境負荷低減条例中、ベンゼン規制、アイドリング・ストップ、廃食用油排出禁止施行。 第5次水質総量規制基準施行。 岡山県再生品の使用の促進に関する指針施行。	フロン回収破壊法を全面施行。
	11	「おかやまの自然百選」を選定。	

年	月	岡 山 県 の 動 き	国 ・ 全 国 の 動 き
平成15年 (2003)	2		土壤汚染対策法を施行。
	3	岡山県環境基本計画（エコビジョン2010）を改訂。 ツキノワグマ保護管理計画（平成15～18年度）を策定。 ニホンジカ保護管理計画（平成15～18年度）を策定。 県が毛無山（新庄村）のブナ林約70haを追加買収。 岡山県版レッドデータブック発刊。 岡山県エコ製品を認定。 ごみゼロガイドライン（汚泥編）を策定。	
	4	岡山県産業廃棄物処理税 ^(※) 条例を施行。 岡山県グリーン調達ガイドラインを策定。	自然公園法を一部改正。
	6		廃棄物処理法を一部改正。 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（産廃特措法）を制定。
	7	岡山県立自然公園条例を一部改正。	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律を制定。
	8		銚子・坊子島（玉野市）及び住吉島（備前市）を瀬戸内海国立公園に編入。
	9		アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びニッケル化合物について有害大気汚染物質に係る指針値を設定。
	10	「環境おかやま大賞」を創設。	
	11		水生生物の保全に係る水質環境基準を設定。 全垂鉛を環境基準に追加。
	12	岡山県希少野生動植物保護条例を制定。	
平成16年 (2004)	2	岡山エコ事業所認定制度を創設。	
	3	ごみゼロガイドライン（鉱さい編）を策定。 岡山県循環資源総合情報支援センターとして（財）岡山県環境保全事業団を指定。 岡山エコタウンプランを策定。	
	4		廃棄物処理法を一部改正。
	5	「瀬戸内海国立公園指定70周年記念のつどい」を開催。	大気汚染防止法を一部改正（揮発性有機化合物規制の導入）。
	6		景観法を制定。 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律を制定。 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）を制定。
平成17年 (2005)	10	県が総社市上林の吉備路風土記の丘北駐車場用地を買収。	
	1		自動車リサイクル法を全面施行。
	2		京都議定書発効。
	3	ごみゼロガイドライン（ばいじん・燃え殻編）を策定。	
	4	環境負荷低減条例中、ディーゼル自動車粒子状物質削減規定を施行。	京都議定書目標達成計画決定。

年	月	岡 山 県 の 動 き	国 ・ 全 国 の 動 き
平成17年 (2005)	5		浄化槽法を一部改正。 廃棄物処理法を一部改正。
	7	第4期岡山県分別収集促進計画を策定。	
	10	産業廃棄物処理業者の評価制度を導入・実施。	国内7か所に地方環境事務所が設置。
	12		大気汚染防止法を一部改正。 (アスベスト関係規制強化)
平成18年 (2006)	1	岡山県アスベスト対策協議会を設立。	
	2		廃棄物処理法を一部改正。 大気汚染防止法等アスベスト関係法令を一部改正。
	3	イノシシ保護管理計画(平成18年度)を策定。 グリーンオフィス推進プログラム(GOP)を全面改正 (第3期計画)。	石綿による健康被害の救済に関する法律施行。
	5	「快水浴場百選」に渋川海水浴場が選定される。	
	6		容器包装リサイクル法を一部改正。 フロン回収・破壊法を一部改正。
平成19年 (2007)	3	第10次鳥獣保護事業計画を策定。 第3期ツキノワグマ保護管理計画を策定。 第2期ニホンジカ保護管理計画を策定。 第2期イノシシ保護管理計画を策定。 岡山県省エネルギービジョンを策定。 児島湖に係る湖沼水質保全計画(第5期)を策定。 児島湖の長期ビジョンを策定。 新岡山県ごみ処理広域化計画を策定。 第2次岡山県産業廃棄物処理計画を策定。	
平成19年 (2007)	6	水質総量削減計画(第6次)を策定。 同水質総量規制基準を設定。	
	7	第5期岡山県分別収集促進計画を策定。	
	8	不法投棄防止ネットワークおかやまを設立。	
	9	景観計画の策定。 景観条例の改正。	
	11		第3次生物多様性国家戦略を閣議決定。
平成20年 (2008)	2	新岡山県環境基本計画(エコビジョン2020)を策定。 ごみゼロガイドライン(廃プラスチック編)を策定。	
	3	岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画を策定。 高梁川中流(1)の環境基準に係る類型指定を変更。	
	4	唐琴の浦自然海浜保全地区の区域を変更。 岡山県中北部大気汚染緊急時対策実施要領を施行。	
	5	瀬戸内海の環境の保全に関する岡山県計画を改定。	
	6	環境省の「平成の名水百選」に夏日の極上水(新見市)が選ばれる。	生物多様性基本法を制定。
	7		北海道洞爺湖サミット開催。

年	月	岡 山 県 の 動 き	国 ・ 全 国 の 動 き
平成21年 (2009)	3	化学的酸素要求量、窒素要求量及びりん含有量に係る汚濁負荷量規制基準の改正。 児島湾締切堤防完成50周年記念事業実施。	水質汚濁に係る環境基準項目に1,4-ジオキサン、地下水の水質汚濁に係る環境基準項目に塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレン及び1,4-ジオキサンの3項目を追加。
	4	岡山県独自の新岡山県環境マネジメントシステムの運用を開始。	
	6		自然公園法及び自然環境保全法を一部改正。
	9		国連気候変動サミット開催(ニューヨーク)。 微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準を設定。
	12		第15回気候変動枠組条約締約国会議(COP15)開催(コペンハーゲン)。
平成22年 (2010)	3	岡山県版レッドデータブック2009発刊。	生物多様性国家戦略2010を閣議決定。
	4	本庁組織再編に伴い、環境文化部を設置。	
	5		廃棄物処理法を一部改正。
	8	第6期岡山県分別収集促進計画を策定。	
	10	岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画を改定。	

環境用語の解説

あ～	ISO14001	国際標準化機構(International Organization for Standardization)が発行した 環境マネジメントシステム(→) の国際規格。PDCA(Plan、Do、Check、Act)サイクルにより各企業等が与える環境への影響を継続的に改善していくことが特徴で、自ら目的や目標を設定し、その目的・目標達成に向け継続的に取り組むことにより、結果として環境パフォーマンスの向上を図ることをねらいとしている。近年、環境への取組が企業の社会的評価につながることで、省資源・省エネ、リサイクル等が中長期的にはコストダウンにつながるなどから、認証取得を行う企業が増加している。なお、ISOシリーズは、「環境マネジメントシステム」(14001、14004)、「品質・環境監査」(19011)等で構成されている。
	愛鳥週間	5月10日から16日の1週間。この時期がちょうど野鳥の繁殖期に当たるため、この週間行事を通じて愛鳥の精神を普及しようとするもの。
	アイドリング・ストップ	駐停車中にエンジンを止めること。自動車は停止しているときでも排出ガスを出すため、 大気汚染(→) 、 騒音(→) 及び 地球温暖化(→) を防止する観点から、岡山県環境への負荷の低減に関する条例で規制する等対策を推進している。
	アオコ	湖沼等の表層でプランクトンが大増殖し水面が着色する現象を水の華と呼ぶが、中でも藍藻類によって青い粉をふいたように見えるものがアオコ(青粉)である。また、渦鞭毛藻や黄緑藻によって水面が赤褐色ないし黄褐色になるものを淡水赤潮と呼び、海の 赤潮(→) と基本的に同じ現象である。アオコは通常春から秋にかけて見られ、アオコを形成する藍藻類の中には毒素を作るものも確認されている。
	青潮	りん、窒素などを含む栄養塩類によって海水が 富栄養化(→) し、プランクトンが大量発生することがある。このプランクトンの大量発生により底層に貧酸素水塊ができ、それが風などによって岸近くの水の表面に移動し、青色ないし白濁色を呈する現象を青潮という。青潮の発生により、アサリなどが死滅することがある。→ 赤潮
	赤潮	海域における 富栄養化(→) 現象のひとつで、海中のプランクトンの異常増殖により、海面が赤色や赤褐色に変わる現象。夏期に発生しやすく、魚介類のえらをつまらせたり酸欠状態にさせるため、漁業被害につながる。→ 青潮
	悪臭	嫌悪感のあるいやな臭いのことで、主として不快感などの感覚的影響が中心であり、生活環境に影響を及ぼす。典型7公害の一つとされ、悪臭防止法に基づき規制が行われている。→ 公害
	アスベスト(石綿)	天然に産する鉱物繊維。耐熱性、耐薬品性、絶縁性等の諸特性に優れているため、建設資材、電気製品、自動車、家庭用品等多くの用途で使用されている。また、平成17年6月以降大手企業から健康被害についての公表がなされ、住民の健康への不安が高まったことから、吹付けアスベストやアスベスト含有保温材・断熱材等の除去について規制が強化されるとともに、健康被害者に対する救済法が制定された。さらに、平成18年9月から原則全面使用禁止となっている。→ 特定粉じん
い～	アースキーパーメンバーシップ制度	地球温暖化防止のための様々な環境負荷低減活動について、県民・事業者が自らの取組を目標を定め、実行する会員を募集、登録して、地球温暖化防止活動の普及を図ることを目的に、平成14年9月に岡山県が創設した制度である。
	硫黄酸化物(SO _x)	石油や石炭など硫黄分を含んだ燃料や原料が燃えることにより発生する二酸化硫黄(SO ₂)、三酸化硫黄(SO ₃)、硫酸ミストなどの総称。二酸化硫黄は呼吸器への悪影響があり、ぜんそくなどを引き起こす。また、 酸性雨(→) の原因物質となる。このため、環境基本法に基づき 環境基準(→) が定められている。また、大気汚染防止法では排出基準を定め、更に総量規制も実施している。→ 公害 、 大気汚染 、 窒素酸化物
	一酸化炭素(CO)	炭素を含む燃料が不完全燃焼することにより発生し、主な排出源は自動車である。血液中のヘモグロビンと結合する性質が強く、酸素を運搬する機能を阻害するため、頭痛、耳鳴り、吐き気等を引き起こす。濃度が高いと生命が危険となる。
	一般廃棄物	家庭から排出される廃棄物など、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。→ 産業廃棄物

う～	ウィーン条約	1985年3月、オーストリアのウィーンにおいて採択された条約で、正式には「オゾン層保護のためのウィーン条約」という。国際的に協調して オゾン層(→) やオゾン層を破壊する物質について研究を進めること、各国が適切と考える対策を行うこと等を定めている。→ モントリオール議定書
	ウォームビズ	暖房時のオフィスの室温を20℃以下にした場合でも、ちょっとした工夫により「暖かく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、秋冬の新しいビジネススタイルの愛称。重ね着をする、温かい食事を摂る、などがその工夫例。県では平成17年から県民運動として取り組み、家庭にも室内温度を20℃以下に調整し暖房に頼らないライフスタイルを心がけるよう呼びかけている。
え～	HFC(エイチエフシー)	ハイドロフルオロカーボンの略称。代表的な 代替フロン(→) であり、冷媒、発泡剤、洗浄剤、噴射剤などとして使用されている。水素、フッ素及び炭素からなる物質で、塩素を含まないため オゾン層(→) を破壊することはないが、強い 温室効果ガス(→) であるため 京都議定書(→) による排出削減対象物質となっている。→ 地球温暖化、温室効果ガス、CFC、HCFC
	HCFC(エイチシーエフシー)	ハイドロクロロフルオロカーボンの略称。水素、塩素、フッ素及び炭素からなる物質で、冷媒、発泡剤、洗浄剤、噴射剤などとして広く使用されている。 CFC(→) ほど強力ではないがオゾン層破壊物質であるため、先進国では、 モントリオール議定書(→) に基づき2019年末までに新たな生産等を全廃することが定められている。また、強い 温室効果ガス(→) でもある。→ オゾン層、地球温暖化、HFC
	エコアクション21	中小企業を含む全ての事業者が環境への取り組みを効果的・効率的に行うことを目的に、環境経営システムのありかたについて環境省が策定したガイドライン。これに基づき、取り組みを行う事業者を、審査し、認証・登録する。
	エコタウン	ゼロ・エミッション(→) を基本構想とし、地域振興の基軸として推進することにより、環境調和型の地域経済形成の観点から先進的なまちづくりの推進を目的とする事業として平成9年度に創設された制度。具体的には、地域の特性に応じ、都道府県等が経済産業省・環境省の共同承認を受けてプランを作成し、プランに基づき地方公共団体及び民間団体が実施する中核的な事業に対し、国が総合的・多面的な支援を行う。
	エコマーク	消費者が環境に配慮した商品を選択するときの基準とするため、環境への負荷が少なく、あるいは環境の改善に役立つ環境に優しい製品を示すマーク。(財)日本環境協会が審査し、認定された商品にマークをつけることが許される。→ 環境ラベル、グリーン購入
お～	岡山県エコ製品	県内で現に製造・販売されている使用を促進すべき再生品であって、岡山県の定める認定基準を満たした製品。平成13年12月に制定した岡山県循環型社会形成推進条例に基づき、認定制度を創設し、平成14年10月から募集を開始した。→ 岡山県循環型社会形成推進条例
	岡山県快適な環境の確保に関する条例	落書き、空き缶等の投棄、自動車等の放置及び光害を防止することにより、美観や清潔さを保持し、きれいで快適な環境を実現することを目的に制定された条例。平成14年4月1日から施行された。
	岡山県環境保全基金	地球に根ざした環境保全活動を展開し、潤いと安らぎのある快適な環境づくりを推進するため、平成2年3月に、旧環境庁の地域環境保全対策費補助金(2億円)を活用して設立された。
	岡山県環境影響評価等に関する条例	環境影響評価(→) 及び環境管理が適切かつ円滑に行われるための手続等を定めた条例。平成11年3月19日に公布され、同年6月12日から全面施行された。
	岡山県環境基本計画	岡山県の環境の保全に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するため、 岡山県環境基本条例(→) 第10条に基づき知事が定める計画。計画は、平成10年3月に策定、平成15年3月に改訂された。平成19年度には、社会情勢の変化を踏まえ、前計画を全面的に見直した新岡山県環境基本計画が策定され、2020年までの長期的な目標と施策の大綱を示している。

お～	岡山県環境基本条例	岡山県の環境の保全に関する基本的な事項を定めた条例。平成8年10月1日に制定され、平成9年4月1日から施行された。条例では、環境保全に関する基本理念を提示するとともに、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにし、施策の基本となる事項等を定めている。→ 岡山県環境基本計画、岡山県環境白書
	岡山県環境審議会	環境基本法に基づいて設置された審議会で、学識経験者及び関係行政機関職員40人以内で構成される。審議会では、県の環境の保全に関して基本的事項を調査審議することとなっている。→ 中央環境審議会
	岡山県環境白書	岡山県環境基本条例(→) 第8条に基づき、岡山県の環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策等を明らかにするため、知事が毎年作成し公表する文書。
	岡山県環境への負荷の低減に関する条例	岡山県公害防止条例を全面的に見直し、公害の防止のための規制の措置だけでなく、事業活動及び日常生活における環境への負荷の低減に関し必要な事項を定めた条例。平成13年12月21日に公布され、平成14年4月1日から施行された。
	岡山県再生品の使用促進に関する指針	平成13年12月に制定した岡山県循環型社会形成推進条例に基づき、再生品の使用を促進するため、使用を促進する再生品を明らかにするとともに、県、事業者、県民の取組み事項を定めたもの。平成14年10月15日から施行。
	岡山県産業廃棄物処理税	本県では、産業廃棄物の発生抑制、リサイクルの促進、最終処分量の減量化を図るため、平成15年4月1日から産業廃棄物処理税を導入している。納税義務者は、最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者(又は中間処理業者)。課税標準・税率は、最終処分場への搬入量1トンにつき1,000円。税収は、「産業活動の支援」、「適正処理の推進」、「意識の改革」に要する経費に充当。平成21年3月31日現在、岡山県を含め、27道府県・1政令市が産業廃棄物税を導入済み。
	岡山県循環型社会形成推進条例	廃棄物の発生抑制、資源の循環的な利用、適正な処分が確保されることにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会の形成を目的に制定された条例。平成13年12月21日に制定され、一部の規定を除き、平成14年4月1日から施行された。条例では、循環型社会の形成のために、県として重点的に取り組む施策を提示している。
	オゾン層	成層圏に存在するオゾン(O ₃)の層。オゾン層は太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収し地球上の生物を守っている。フロン、ハロン、トリクロロエタン、四塩化炭素などは、化学的に安定した物質であるため、大気中に放出されてもほとんど分解されずに成層圏に達し、成層圏では太陽からの強い紫外線によって分解されて塩素原子が放出され、これが触媒となってオゾン層を破壊する。オゾン層の破壊によって増加する紫外線は、白内障、皮膚がんの増加、皮膚免疫機能の低下など、人の健康に大きな悪影響を及ぼす。また、植物に対しても成長阻害、葉の色素の形成阻害などの悪影響を及ぼす。→ ウィーン条約、モントリオール議定書、地球環境問題、特定フロン
か～	温室効果ガス	太陽から流れ込む日射エネルギーを吸収して加熱された地表面は赤外線熱放射をするが、大気中には赤外線を吸収する気体があり、地球の温度バランスを保っている。これらの気体を温室効果ガスと呼ぶ。人間活動の活発化に伴い温室効果ガスの濃度が上昇しており、地球の温暖化が懸念されている。1997年12月に開催された 気候変動枠組条約(→) 第3回締約国会議(地球温暖化防止京都会議、COP3)で、 二酸化炭素(→) 、メタン、一酸化二窒素、 代替フロン(→) であるハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の6物質の排出削減目標が定められた。→ 地球温暖化
	外来生物法	正式名称は「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」といい、生態系、人の生命・身体、農林水産業に悪影響を与えるもの、与えるおそれのある侵略的な外来生物を 特定外来生物(→) として指定し、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取扱いを規制するとともに、防除等を行うことで、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止することを目的とし、平成16年6月に制定され、平成17年6月から施行された。

か～	化学的酸素要求量(COD)	水中の有機物を酸化剤で化学的に分解した際に消費される酸素の量で、湖沼、海域の有機汚濁を測る指標。有機汚濁物質が多くなると高い数値を示す。→水質汚濁、生物化学的酸素要求量(BOD)、富栄養化
	合併処理浄化槽	生活排水のうちし尿と雑排水を併せて処理することができる浄化槽。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。水質汚濁(→)の原因として生活排水(→)の寄与が大きくなっており、下水道の整備等と並んで、合併処理浄化槽の普及が求められている。
	環境影響評価(環境アセスメント)	事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業者自らが環境の構成要素ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、その事業に係る環境の保全のための措置を検討し、その措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価すること。→岡山県環境影響評価等に関する条例
	環境家計簿	通常の家計簿が金銭の出入りを通じて家庭の活動を把握し、記録するのと同じように、家庭における環境に負荷を与える行動や環境に良い影響を与える行動を把握し、記録する家計簿。自分の生活を点検し、環境との関わりを再確認するための有効な試みであり、市民の手によって広がっている。
	環境基準	健康保護と生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音の大きさというような数値で定められているもの。この基準は、公害防止対策を進めていく上での行政上の目標として定められるもので、ここまでは汚染してもよいとか、これを超えると直ちに被害が生じるといった意味で定められるものではない。典型7公害のうち、振動(→)、悪臭(→)及び地盤沈下(→)を除く大気汚染(→)、水質汚濁(→)、土壌汚染(→)及び騒音(→)の4つについて環境基準が定められている。→公害、要請限度
	環境基本法	環境の保全に関し、国の政策の基本的な方向を示した法律で、平成5年11月に制定された。環境保全の基本理念や国、地方公共団体、事業者、国民の役割、基本的な政策の方向などを示している。→中央環境審議会
	環境学習・環境教育	かつての産業型公害が一定の改善を見たにもかかわらず、都市・生活型公害や地球環境問題(→)が顕在化してきた原因は、大量消費型となってしまった私たちの生活様式による面も大きい。こうした状況に対応するためには、従来の規制行政に加え、私たち一人ひとりが環境に配慮した生活や行動に心がけることが必要である。そのため、人間と環境との関わりについての学習、すなわち「環境学習・環境教育」の推進が重要となっている。
	環境月間	環境基本法で6月5日が環境の日とされているが、この日を含む6月中を環境月間とし、国、県、市町村、民間団体などによって各種普及啓発事業が行われている。
	環境税	環境に負荷を与える活動や製品を広く課税対象に捉える税で、CO ₂ 削減を主目的に1990年代初頭からヨーロッパ諸国で導入されており、炭素税(→)のほか排水、肥料、殺虫剤等への課税例がある。→グリーン税制
	環境負荷	人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。環境基本法(→)や岡山県環境基本条例(→)では、環境への負荷とは「人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの」としている。
	環境マネジメントシステム	企業等が自主的に環境保全に関する取組を推進するに当たり、環境に関する方針、目的、目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいく管理の仕組みで、ISO14001(→)もその一つ。
	環境ラベル	消費者がより環境負荷(→)の低い製品やサービスを選択するための指標として制定されているマーク等で、環境配慮という新しい判断基準で製品選択をすることによって、企業活動や社会を資源循環型に変えるという効果が期待される。現在、ISO(国際標準化機構)では、環境ラベルをタイプⅠ、タイプⅡ、およびタイプⅢの3種類に分類して運用ルールなどの規格制定を進めている。代表例としては、エコマーク(→)、国際エネルギースタープログラムなど。→グリーン購入

き～	気候変動枠組条約	正式名称は「気候変動に関する国際連合枠組条約」といい、大気中の 温室効果ガス(→) の濃度を安定させることを究極的な目的とした条約。平成4(1992)年5月9日に採択され、平成6(1994)年3月に発効した。平成9(1997)年12月に京都で第3回締約国会議(COP3)が開催され、温室効果ガスの排出削減目標が定められた。→ 地球温暖化
	揮発性有機化合物(VOC)	沸点が低いため常温常圧で容易に揮発する有機化合物の総称で、主なものにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンなどがある。揮発性有機化合物は、比重が水より重く、浸透力が強くて難分解性のため、地表に漏えいした場合、土壌や地下水汚染を引き起こしやすい。一方、大気中に排出された場合、光化学オキシダントや浮遊粒子状物質の生成の原因となる。このため、大気汚染防止法や水質汚濁防止法等で規制が行われており、特に大気汚染防止法では、平成18年4月から新たに規制が開始された。→ 水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、トリクロロエチレン
	京都議定書	地球温暖化(→) 防止に関する国際的取組を協議するため、1997年12月日本が議長国となって京都で開催された「 気候変動枠組条約(→) 第3回締約国会議(COP3)」において採択され、削減すべき 温室効果ガス(→) の種類(二酸化炭素(→))など6種類、削減数値目標(日本は6%)や削減方策等が定められた。ロシアの批准により2005年2月16日に発効した。
	近隣騒音	カラオケなどの営業騒音、拡声機の騒音、家庭のピアノ、クーラーからの音やペットの鳴き声などの生活騒音のこと。行政に寄せられる騒音苦情のうち、工場・事業場からの騒音はその数が減少傾向にあるが、それに対して近隣騒音は増加傾向にある。こうした近隣騒音は、騒音の発生量としては比較的小さく限られた近隣の生活者にだけ影響を与えることが多いこと、被害感が近隣とのつきあいの程度にも左右されるとともに、一人ひとりが場合によっては加害者にも被害者にもなりうるといった特徴を持っている。→ 公害、騒音
く～	グリーン購入	環境への負荷が少ない製品やサービスを優先的に購入すること。製品やサービスの選択に当たっては、資源の採取から廃棄までのすべての製品ライフサイクルにおいて環境負荷が小さいこと、環境保全に積極的な事業者により製造、販売されること、などを重視する必要がある。平成12年5月に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(通称：グリーン購入法)が成立し、国の諸機関ではグリーン購入が義務付けられたほか、地方公共団体にも努力義務が課され、事業者及び国民には一般的な責務があるとされた。→ エコマーク、環境ラベル
	グリーン税制	環境政策における経済的手法のひとつとして、環境保全上の効果を持たせる目的で新税の導入や既存税制の修正を行うこと。税(制)のグリーン化ともいう。→ 環境税
	クリーンネット	台所の流しの排水口に取り付ける目の細かい網状の袋。家庭排水中の固型物を取り除くことができるので、身近な水路や河川、池などの水質保全に役立つ。岡山県では、下水道未整備地区に指定したクリーンネット使用実践地区を核に普及を図っている。
	クールビズ	冷房時のオフィスの室温を28℃にした場合でも、「涼しく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、夏の新しいビジネススタイルの愛称。「ノーネクタイ・ノー上着」スタイルがその代表。県では平成18年度から県民運動として取り組み、家庭にも冷房温度を28℃にし、また冷房に頼らないライフスタイルを心がけるよう呼びかけている。
け～	下水処理	家庭や工場・事業場から生じる汚水を排除し、処理した上で河川などへ放流すること。汚水は、沈澱池で細かな土砂や比較的重い浮遊物を分離し、ばっ気槽で微生物の働きによって汚水中の有機物を分解する。処理した後の水は、塩素などで消毒されて放流される。→ 合併処理浄化槽、公共下水道普及率、生活排水

こ～	公害	戦後、我が国は目ざましい高度成長を遂げたが、その一方で昭和30年代中ごろから人の健康に著しい被害を及ぼす公害が各地で発生し、大きな社会問題となった。深刻な状況を受けて昭和42年公害対策基本法が制定され、以降、公害を防止、規制する措置がとられてきた。現在では、工場、事業場などの経済活動を原因とする産業型公害に加え、都市化や生活様式の変化が原因となる都市・生活型公害が大きな問題となっている。なお、 大気汚染(→) 、 水質汚濁(→) 、 土壌汚染(→) 、 騒音(→) 、 振動(→) 、 地盤沈下(→) 、 悪臭(→) が、典型7公害と呼ばれている。
	公害防止管理者	工場における公害防止体制を整備するため、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき、特定工場において公害防止に関する業務を統括する公害防止統括者、公害防止に関して必要な専門知識及び技能を有する公害防止管理者の選任が義務付けられている。
	公害防止計画	公害が著しい地域や、今後人口や産業の急速な集中が予想されるなど公害が著しくなるおそれのある地域について、公害の防止に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため策定される計画。県内では「岡山・倉敷地域」と「備後地域」で計画が策定され、公害の防止に関する事業や施策が集中的に実施されている。
	光化学オキシダント	工場や自動車から排出された炭化水素(揮発性有機化合物等)や 窒素酸化物(→) が、太陽の強い紫外線的作用を受けて光化学反応することにより生成される酸化性物質(オゾン、パーオキシアセチルナイトレートなど)の総称。粘膜への刺激、呼吸への影響といった健康影響のほか、農作物などへも影響を与える。光化学オキシダントの発生は気温、風速、日射量などの気象条件の影響を大きく受け、日射が強くて気温が高く、風の弱い日の日中に発生しやすい。県や市町村では光化学オキシダントの濃度により、情報、注意報等を発令し、工場からの汚染物質排出削減を要請したり、地域住民に注意を促している。→ 大気汚染、揮発性有機化合物(VOC)
	公共下水道普及率	行政区域内人口に対する公共下水道による処理区域人口の割合のこと。→ 合併処理浄化槽、下水処理
	公共用水域	河川、湖沼、港湾、海域などの公共の用に供される水域と、これに接続する水路などのこと。水質汚濁に関する 環境基準(→) は公共用水域を対象としており、水質汚濁防止法に基づき、工場及び事業場から公共用水域に排出される水については排水基準が適用される。
	航空機騒音	航空機騒音は、騒音レベルが高い上に影響の及ぶ範囲も広い。航空機による騒音公害を防止する目標として一定規模以上の飛行場に対して 環境基準(→) が設定されており、これを達成するために、発生源対策や周辺地域の整備などの対策がとられている。
	コージェネレーション	発電と同時に発生した排熱も利用して、給湯・暖房などを行う電熱供給システム。従来の発電システムでのエネルギー利用効率は40%程度で、残りは排熱として失われていたが、コージェネレーションシステムでは最大80%まで高められる。これまでは紙パルプ、石油化学産業などで導入されていたが、最近ではオフィスビルや病院、ホテル、スポーツ施設などでも導入されつつある。→ 新エネルギー
	国際環境協力	開発途上国等では、 熱帯林の減少(→) 、 砂漠化(→) 、 野生生物種の減少(→) など、人口の増大や環境資源の不適切な管理などに起因する環境問題のほか、都市化及び工業化の進展により、かつて我が国が経験したような公害問題に直面している。こうした問題の影響は1国だけにとどまらず、地球環境悪化の大きな要因ともなっている。この解決には、途上国自身の自助努力のほか、先進諸国及び国際機関からの技術的、経済的援助が必要である。岡山県でも、専門家の派遣、研修員の受入れなどを通じて、環境協力を積極的に取り組んでいる。→ 地球環境問題
	国際環境法	環境保護を目的とする国際社会における国家の行動についての法的な規範のこと。多数国間の条約や二国間の協定のほか、慣習法などがこれに含まれる。 オゾン層(→) の保護のための ウィーン条約(→) や 気候変動枠組条約(→) といったものが代表例として挙げられる。

こ～	国連環境計画 (UNEP)	1972年に開催された 国連人間環境会議(→) で採択された「人間環境宣言」及び「国連国際行動計画」を実施に移すため設立された機関。既存の国連諸機関が実施している環境に関する活動を総合的に調整管理するとともに、まだ着手していない環境問題に関して国際協力の推進を目的としている。
	国連人間環境会議(ストックホルム会議)	「かけがえのない地球」をキャッチフレーズとして、1972年6月5日から16日までスウェーデンのストックホルムで開催された国際会議。この会議において、「人間環境宣言」を採択するとともに、 国連環境計画(→) の設立をはじめ多くの決議・条約が締結された。
	こどもエコクラブ	幼児から高校生が大人のサポーターとともに環境保全について自主的に学び、活動するクラブ。環境省が提唱する事業で市町村を窓口としての登録制となっている。
さ～	最終処分場	廃棄物は、資源化又は再生利用される場合を除き、最終的には埋立などにより処分される。産業廃棄物の場合は、埋め立てる産業廃棄物の種類によって、遮断型処分場、管理型処分場、安定型処分場の三つのタイプに分けられる。→ 産業廃棄物、マニフェスト
	砂漠化	砂漠化地域は毎年600万haの割合で増加している。原因としては、草地の再生能力を超えた家畜の放牧や、休耕期間の短縮などによる地力の低下、木材の過剰な伐採、不適切なかんがいによる農地の塩分濃度の上昇など、人間活動に起因するものも多い。砂漠化防止のため、1977年の国連砂漠化防止会議において砂漠化防止行動計画が採択され、94年には砂漠化防止条約が採択された。我が国では、砂漠化の実態の観測・監視やメカニズム解明に関する調査研究、植林事業の推進や乾燥地農業の指導などにより、砂漠化対策に貢献している。→ 国際環境協力、地球環境問題
	産業廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など21種類の廃棄物をいう。大量に排出され、また処理に特別な技術を要するものが多いことから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により規制されている。→ 一般廃棄物、最終処分場、マニフェスト
	酸性雨	化石燃料などの燃焼で生じる 硫黄酸化物(→) や 窒素酸化物(→) などが大気中に取り込まれて生じる酸性の雨のこと。通常pH5.6以下のものをいう。欧米では、湖沼や森林などの生態系に深刻な影響を与え、国境を越えた問題となっている。我が国でも、全国的に年平均値でpH 4レベルの降水が観測されている。我が国では、今のところ生態系への明確な影響は顕在化していないが、影響を受けやすい湖沼や土壌の存在が確認されており、今後も酸性雨が降り続くとすれば将来影響が現れる可能性がある。→ 地球環境問題
し～	CFC(シーエフシー)	クロロフルオロカーボンの略称。塩素、フッ素及び炭素からなる物質で 特定フロン(→) もこれに該当する。冷媒、発泡剤、洗浄剤、噴射剤などとして広く使用されてきた。強いオゾン層破壊物質であるとともに強い 温室効果ガス(→) でもある。先進国では、 モントリオール議定書(→) に基づき1995年末までに新たな生産等を全廃している。→ オゾン層、特定フロン、HCFC、HFC
	自然公園	世界で最初の自然公園はアメリカのイエローストーン国立公園で、自然の優れた風景地を保護するとともに、利用施設を整備して国民の保健、休養などに役立たせようという思想は、各国に大きな影響を与えた。我が国では昭和6年に国立公園法が制定され、瀬戸内海国立公園をはじめとする国立公園が指定された。昭和32年からは自然公園法と名称が変わり、現在では国立公園、国定公園、都道府県立自然公園を総称して自然公園と呼んでいる。
	地盤沈下	軟弱な地盤の地域で地下水を過剰に汲み上げることにより、地面が沈下する現象のこと。典型7公害のひとつとされている。地盤沈下の特徴としては、進行が緩慢なこと、一度沈下すると復元が難しいこと、水害・震災など他の災害を助長すること等がある。高度成長期に地下水の需要が増大したことから、大都市、工業都市を中心に地盤沈下が多発した。なお、岡山県内では今までのところ顕著な被害は確認されていない。→ 公害
	臭気指数	人の嗅覚を用いて、においの程度を判定する指標。具体的には、においのある空気を無臭の空気においが感じられなくなるまで希釈した場合の希釈倍数(臭気濃度)をもとにした数値。平成7年の悪臭防止法の改正により、規制手法として制度化された。

し～	種の保存法	正式名称は「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」といい、国内外の絶滅のおそれのある野生生物を保護するために、平成5年4月に施行された。平成17年3月までに73種の国内希少野生動植物種が定められ、個体の捕獲及び個体等の譲渡し等が禁止されている。→ワシントン条約
	循環型社会	大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして、廃棄より再使用・再生利用を第一に考え、新たな資源の投入をできるだけ抑えるとともに、自然生態系に戻す排出物を減らすなど、環境負荷(→)を極力低減するシステムを持つ社会を循環型社会と呼ぶ。現在の環境を保全するとともに、私たちの将来の世代のため、循環型社会づくりは重要な課題のひとつである。→リサイクル
	新エネルギー	政策的には「技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なもの」と定義されており、エネルギー源の性質により、大きく3つの形態に分類できる。①自然エネルギー(再生可能エネルギー)…太陽光発電、太陽熱利用、風力発電(→)、バイオマスエネルギーほか ②リサイクル型エネルギー…廃棄物発電、廃棄物熱利用、廃棄物燃料製造、未利用エネルギー ③従来型エネルギーの新利用形態…燃料電池(→)、天然ガスコージェネレーション(→)、クリーンエネルギー自動車。なお、実用化段階に達した水力発電や地熱発電、研究開発段階にある波力発電や海洋温度差発電は、自然エネルギーであっても新エネルギーには指定されていない。→太陽電池
	新幹線鉄道騒音・振動	新幹線鉄道の運行に伴い発生する騒音及び振動のこと。新幹線は、高速大量輸送機関として重要な役割を果たしている反面、沿線地域での騒音振動問題も発生している。新幹線鉄道の騒音対策の目標として「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」が設定されている。また、振動対策については、「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」(指針)が示されている。JRでは、環境基準と指針を受けて新幹線鉄道騒音・振動障害防止対策処理要綱を定め、発生源対策と沿線地域での障害防止対策を進めている。
	振動	工場などの事業活動や建設作業、交通機関の運行などにより起こる地表面の揺れのこと。建物を振動させて物的被害を与えたり、私たちの日常生活に影響を与える場合は公害(→)となる。振動による影響を防止するため必要な措置を定めた振動規制法では、鉛直振動(上下方向の振動)について規制がなされている。
す～	水質汚濁	河川、湖沼、海域などの水域の水質が悪化すること。水質の汚濁については環境基準(→)が定められており、その達成に向けて水質汚濁防止法等に基づき対策が進められている。
せ～	生活排水	調理、洗濯、入浴、し尿など、日常生活に伴い排出される排水のこと(このうち、し尿を除く生活排水を「生活雑排水」という)。こうした有機物質、窒素、りんを多く含む排水が河川、湖沼、海洋に流入し、その水系の自然浄化能力を超え、富栄養化(→)状態となると、アオコ(→)や赤潮(→)の発生原因となる。産業排水についてはこれまでの規制、指導の結果、改善されつつあるが、生活排水については改善が進んでおらず、特に湖沼、湾など閉鎖性水域(→)の水質汚濁が著しいため、下水道の整備や、し尿と台所等の生活雑排水を一緒に処理する合併処理浄化槽(→)の設置促進などの対策が進められている。→下水処理、公害、水質汚濁
	政府開発援助(ODA)	開発途上国への公的資金のうち、経済協力開発機構(OECD)の開発援助委員会の定めた要件を満たすもの。その条件は、政府ないし政府の実施機関によって供与されるもの、開発途上国の経済発展や福祉の向上に寄与することを主な目的とするもの、資金協力の供与条件が開発途上国にとって重い負担とならぬよう無償部分が一定割合以上のものである。ODAは贈与・無償資金協力、技術援助、国連諸機関・国際金融機関などへの出資・拠出及び政府借款で構成されている。→国際環境協力
	生物化学的酸素要求量(BOD)	水中の有機物を微生物が分解した際に消費される酸素の量で、河川の有機汚濁を測る指標。有機汚濁物質が多くなると高い数値を示す。→化学的酸素要求量(COD)、水質汚濁、富栄養化

せ～	生物多様性	地球上の生物の多様さとその生息環境の多様さをいう。生態系は多様な生物が生息するほど健全であり、安定しているといえる。地球上の生物種、生態系及び遺伝子の多様性を保護するため、「生物の多様性に関する条約」が採択され、我が国は1993年5月に批准している。
	ゼロ・エミッション	製品の製造過程で発生する廃棄物等をリサイクル(→)したり、他の産業の原料として活用することにより、最終的に廃棄物をゼロにすること。循環型社会(→)における産業活動のモデルとして取組が広がりつつある。
そ～	騒音	睡眠を妨げたり会話を妨害するなど、生活環境を損なう「好ましくない音」「ないほうがよい音」のこと。騒音は、航空機騒音などの特別な場合を除いて伝わる距離は小さく、音源から数100mを超えることはまれである。騒音の発生源は多種多様であり、工場及び事業場、建設作業、各種交通機関等からの騒音のほか、飲食店等の深夜営業に伴う騒音、拡声器による騒音、クーラーなどによる生活騒音等、様々な騒音が発生している。騒音による公害を防止するため騒音規制法等に基づいて対策が進められている。→近隣騒音、公害
た～	ダイオキシン類	ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナー PCB)をまとめてダイオキシン類と呼ぶ。ダイオキシン類は物を燃焼する過程などで副成物として発生する。毒性については、人に対する発がん性があるとされているが、現在の日本の通常的环境汚染レベルでは、問題となるレベルではないと考えられている。平成12年1月15日から施行されたダイオキシン類対策特別措置法においては、環境基準、ダイオキシン類の排出規制、環境調査の実施等が定められている。
	大気汚染	代表的な汚染物質としては、硫黄酸化物(→)、窒素酸化物(→)、一酸化炭素(→)、浮遊粒子状物質(→)、光化学オキシダント(→)などがあげられる。我が国では、1960年ごろから三重県四日市や倉敷市水島でコンビナートからの硫黄酸化物による大気汚染が問題となった。このため、大気汚染防止法による排出規制と、公害健康被害の補償等に関する法律による被害者の救済がなされている。近年は、有害大気汚染物質(→)の排出抑制対策も推進されている。→公害
	代替フロン	オゾン層(→)を破壊する特定フロン(→)の代替品のこと。第4回モントリオール議定書(→)締約国会議で、先進国では1995年末までに特定フロンを全廃することが決まり、フロンガスの代替品とフロンガスの分解技術に関する研究が進められている。特定フロンの代替品としてはハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボンなどがあるが、これらの物質については温室効果ガス(→)のひとつであり、地球温暖化(→)防止の観点から排出削減の対象となっている。
	太陽電池	シリコン半導体などを利用して太陽光から電気エネルギーを得る装置のこと。発電過程で公害を発生させることがなく、無尽蔵な発電方法として注目を浴びている。石油ショック以降急速に技術開発が進み、現在では腕時計や電卓などのほか道路標識や街路灯などの電源にも使われている。しかし、大規模な発電を行うには、さらに高効率、低価格化の必要がある。→新エネルギー
	炭素税	地球温暖化(→)防止のため、温室効果ガス(→)のひとつである二酸化炭素の排出に対し税金又は課徴金を課し、その財源は環境保護や新エネルギー(→)開発等に活用するというもの。経済的手段により二酸化炭素排出量の削減を図るもので、オランダやスウェーデンでは既に施行されている。
ち～	チーム・マイナス6%	京都議定書による我が国の温室効果ガス6%削減約束に向けて、国民一人ひとりがチームのように一丸となって地球温暖化防止に立ち向かうことをコンセプトに、平成17年4月から政府が推進している国民運動。→チャレンジ25キャンペーン
	地球温暖化	二酸化炭素(→)、メタン、一酸化二窒素、フロン類などの温室効果ガス(→)の排出量増加により、地球全体の平均気温が上昇すること。気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第4次評価報告書では、21世紀末(2090年から2099年)の平均気温上昇は、化石エネルギー源を重視しつつ高い経済成長を実現する社会では約4.0℃(2.4℃～6.4℃)と予測している。→地球環境問題

ち～	地球温暖化対策の推進に関する法律	地球温暖化対策の推進を図ることを目的とした法律で、平成10年10月に制定された。温室効果ガス(→)排出抑制などに関する国、地方公共団体、事業者、国民の責務と取組などを示している。→地球温暖化、地球環境問題
	地球環境問題	影響・被害が国境を越え、ひいては地球規模に至る環境問題、又はその解決のために国際的な取組が必要とされる環境問題のこと。通常地球環境問題としては、地球温暖化(→)、オゾン層(→)の破壊、酸性雨(→)、熱帯林の減少(→)、砂漠化(→)、野生生物の種の減少(→)、海洋汚染、有害廃棄物の越境移動、開発途上国の公害問題の9つの事象が挙げられる。→国際環境協力
	地球サミット(環境と開発に関する国連会議、UNCED)	1992年6月ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された国際会議で、国連環境開発会議とも称する。この会議には約180か国が参加し、100か国以上の元首、首脳が自ら出席するなど、史上かつてない大規模な会議となった。この会議では気候変動枠組条約(→)と生物多様性(→)条約の署名が開始されるとともに、環境と開発に関するリオ宣言、アジェンダ21及び森林原則声明などの重要な文書も合意された。
	窒素酸化物(NOx)	物が燃える際に、空気中の窒素や物の中に含まれる窒素分が酸素と結合して発生する物質。発電所や工場のボイラー、自動車エンジンなどで燃料が燃える際に一酸化窒素(NO)が発生し、これがさらに酸化されて二酸化窒素(NO ₂)となる。通常、一酸化窒素と二酸化窒素とを合わせて窒素酸化物(NOx)と呼ぶ。二酸化窒素は、人の健康に影響を与えるだけでなく、太陽光に含まれる紫外線により光化学反応を起こし、光化学オキシダント(→)を生成する。窒素酸化物による大気汚染を防止するため、大気汚染防止法等により対策が進められている。→硫黄酸化物、公害、大気汚染
	チャレンジ25キャンペーン	平成21年9月の国連気候変動サミットにおいて、我が国の温室効果ガスについて25%削減目標を表明したことを受けて、それまでの「チーム・マイナス6%」から、よりCO ₂ 削減に向けた運動として、平成22年1月から政府が新たに推進している温暖化防止国民運動。→チーム・マイナス6%
	中央環境審議会	環境基本法に基づいて設置された審議会。環境大臣が任命する学識経験者の委員30人以内で構成され、環境の保全に関する基本的事項、重要事項の調査審議等を行う。→岡山県環境審議会
て～	低公害車	従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、排出ガス中の汚染物質の量が大幅に少ない自動車のこと。電気自動車(→)、メタノール自動車(→)、天然ガス自動車(→)、ハイブリッド自動車(→)などをいう。地球温暖化(→)対策や大気汚染(→)対策の一つとして期待されている。なお、ガソリン自動車等の中で性能の優れた「低燃費かつ低排出ガス車」の認定制度が設けられ、自動車税のグリーン化が行われている。また、燃料電池(→)自動車についても一部市販が始まったところであるが、費用や技術面等多くの課題があり、事業化へ向けて更なる研究開発が進められている。岡山県では、公用車への低公害車導入など、普及に努めている。
	電気自動車(EV)	バッテリーに蓄えた電気でモーターを回転させて走る自動車のこと。排気ガスを出さず、騒音も少ないため、地球にやさしい自動車として自治体等で導入されているが、速度や走行距離などの性能面や価格面でまだ一般のガソリン車等に劣るため普及は進んでいない。→低公害車
	天然ガス自動車	圧縮した天然ガス(地下から産出するメタンを主成分とする可燃性ガス)を燃料とする自動車。ガソリン車のエンジンがほぼそのまま使え、走行性能はガソリン車並みで黒煙を全く出さず、窒素酸化物や二酸化炭素の排出量も今までの車より少ない低公害車(→)である。現在、イタリアやロシアなど天然ガスが多く産出される国々で多くの天然ガス自動車が使われている。日本でも、大都市部を中心に普及が進められている。→大気汚染
と～	特定フロン	モントリオール議定書(→)附属書Aのグループ1に属する5種類のCFC(→)のことである。先進国では、モントリオール議定書に基づき他のCFCなどととも1995年末までに新たな生産等を全廃している。→代替フロン

と～	特定粉じん	大気汚染防止法では、 アスベスト(石綿)(→) を「人の健康に係る被害を生じるおそれのあるもの」と規定し、アスベストを使用する一定規模以上の施設を「特定粉じん発生施設」と規定し、工場・事業場の敷地境界基準(10本/ℓ)を設け、規制している。また、吹付けアスベストやアスベスト含有断熱材・保温材等の解体、除去、囲い込み・封じ込めの作業について、「特定粉じん排出等作業」と規定し、工事の規模に関係なく事前届出、飛散防止措置等の基準が設定されている。
	土壌汚染	揮発性有機化合物(→) や重金属などにより、土壌や地下水が汚染されると、人間や動物の健康を害したり植物を枯らすなどの 公害(→) を引き起こすことになる。近年、工業技術の進歩により多様な化学物質が使用されるようになり、土壌汚染を含めて様々な環境汚染が新たな問題となってきたため、平成3年、土壌汚染に係る 環境基準(→) が設定され、現在、カドミウム等27項目について基準値が設定されている。また、平成14年4月に施行された「岡山県環境への負荷の低減に関する条例」や平成15年2月に施行された「土壌汚染対策法」により、人の健康の被害を防止するための措置等の対策が実施されている。
	トリクロロエチレン	有機塩素系の化学物質でトリクレンとも呼ばれる。常温では液体で、いろいろな有機物質を溶かす力が強いので、工場や事業所などで油分や繊維製品のよごれを落とす目的で使われている。しかし、トリクロロエチレンは肝臓や腎臓に障害を及ぼしたり発がん性があるため、大気汚染防止法や水質汚濁防止法に基づき規制が行われている。→ 水質汚濁、大気汚染
	特定外来生物	ブラックバスやカミツキガメなどの海外起源の外来生物であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定される。特定外来生物に指定されると、ペットも含めて飼育、栽培、保管又は運搬、譲渡、輸入、野外への放出などが禁止され、これに違反すると3年以下の懲役、または300万円以下の罰金(法人の場合には1億円以下の罰金)が課せられる。→ 外来生物法
に～	二酸化炭素(CO ₂)	炭素を含んだ物質が燃えることによって発生する気体。近年、石油、石炭などの化石燃料の消費が増加したことから、二酸化炭素発生も増加している。二酸化炭素は、 地球温暖化(→) の原因とされる 温室効果ガス(→) の主体であることから、各国が協調して排出の抑制に努めることが求められている。
ね～	熱帯林の減少	熱帯地域に分布する森林が、過度な焼畑耕作、燃料としての過剰採取、放牧地や農地への転用、不適切な商業伐採などにより減少している。熱帯多雨林域の高温多湿な気候は、地球上で最も種の多様性に富んだ生態系となっており、地球上の生物種の半数がそこに生息するといわれている。また、熱帯林は大気の浄化や 二酸化炭素(→) の吸収、酸素の供給などにも大きな役割を果たしており、熱帯林の保全に国際的な取組が必要となっている。→ 地球環境問題
	燃料電池	水素と酸素との化学反応により電気を発生させる装置で、理論的には排出ガスを出さず、発電効率も高く、発電の際発生する熱が暖房・給湯等に利用できるため、大気汚染防止や 地球温暖化(→) 防止対策のほか電源の分散化にも有効であり、次世代の有力な 新エネルギー(→) として期待されている。現在、家庭用燃料電池 コージェネレーション(→) システムが市場投入段階に入りつつある。
の～	農業汚染	農業は、農産物や樹木などに対して使用されるため、食品中に残留したり、肉類や乳製品に濃縮されたりすることによって、健康に影響を及ぼす可能性がある。このため我が国では農業取締法や食品衛生法により、製造・販売や使用を適正に行うよう規制している。本県では、水質保全の観点からゴルフ場農業の適切な使用等を図るため、その排水口や下流の公共用水域まで農業の調査を実施している。
は～	排煙脱硫装置、脱硝装置	石油、石炭などの化石燃料を燃焼すると、 硫黄酸化物(→) や 窒素酸化物(→) が発生する。これらは健康に被害をもたらすとともに、大気中で硫酸や硝酸に変化し 酸性雨(→) の原因となる。脱硫装置は、排ガス中の硫黄酸化物をアルカリ溶液等で吸収、除去する。脱硝装置は、アンモニア接触還元法や接触分解法により排ガスから窒素酸化物を除去する。→ 公害、大気汚染

は～	バイオテクノロジー	有用な生物を育種したり生体関連物質を利用したりする技術のこと。生命技術、生命工学ともいう。遺伝子を組み替えて生活に役立つ物質を造り出す技術や、異なる種類の細胞を融合させて新たな生物を造り出す技術などのほか、ポプラなどの樹木を用いて大気汚染物質を浄化したり、環境の汚染状況などを測るために生物をセンサーとして利用する技術なども、バイオテクノロジーの一種である。
	バイオマス	エネルギー資源として利用できる生物体のこと。利用方法としては、燃焼して発電を行うほか、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化や、ユーカリなどの炭化水素を含む植物から石油成分を抽出する方法などがある。ゴミや下水汚泥などの廃棄物に含まれている有機分の利用も研究されており、廃棄物処理と石油代替エネルギーの両方に役立つ。
	ばいじん	燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するススその他の物質のことで、大気汚染防止法に基づいて排出基準が定められている。なお、物の破砕などに伴って発生したり飛散したりするものは粉じんという。→ 大気汚染
	ハイブリッド自動車	エンジンと電気モーターの2つの動力源を備えたハイブリッド(複合)システムにより、高効率で走行することができる自動車のこと。走行状況に応じて、エンジンの駆動力とエンジンで発電したバッテリーからの電力を使ったモーター駆動力を適切に組み合わせて制御するため、燃費が大幅に向上するほか、 窒素酸化物(→) や黒煙などの大気汚染物質の排出も低減される。現在、乗用車が市販されるなど、その普及が図られている。→ 低公害車
ひ～	PRTR(ピールティール)	環境汚染物質排出移動登録(Pollutant Release and Transfer Register)の略であり、環境汚染のおそれのある化学物質の排出量や廃棄物としての移動量を事業者届け出させ、行政機関がこれらのデータを公表することにより、事業者による有害化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境影響を防止していく手法。わが国では、平成11年にPRTR法(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律)が制定され、平成14年4月1日から本格施行された。
	PCB(ピーシービー)	ポリ塩化ビフェニル(Poly Chlorinated Biphenyl)の略称。熱分解しにくい、電気絶縁性が高いなどの性質から電気機器の絶縁油などに使用されていたが、生物の体内に蓄積されて有害な作用を引き起こすことが判明し、1974(昭和49)年には製造・輸入が禁止された。無害化処理施設の設置が困難であったことから、PCBを含む廃棄物は、各事業者によって保管されていたが、2001(平成13)年に施行されたPCB特措法に基づき、国主導で設置された全国5カ所の処理施設で、無害化処理が進められている。ただし、製造・輸入が禁止された後に製造された電気機器の絶縁油中にも非意図的にPCBが混入している場合があり(微量PCB汚染廃電気機器)、このものについては環境大臣の無害化処理認定施設か都道府県知事の許可施設で処分することとなっている。
	ppm(ピーピーエム)	微量物質の濃度を表示する単位。100万分の1が1ppmとなる。水1ℓ中に1mgの物質が溶けている濃度が1ppmである。大気汚染の場合は、1m ³ の大気中に1cm ³ の汚染物質が存在する場合の濃度を1ppmという。
	ビオトープ	野生生物が安定的に生息できる空間のこと。近年では、河川、道路、緑地、公園などの整備に際しても、ビオトープの維持や再生、創出に配慮した取組がなされるようになっていく。
	非政府組織(NGO)	政府や行政から独立して公共のための活動を行う非営利の民間団体のこと。中でも、自然保護やリサイクル活動などの環境保全活動に取り組んでいる団体を環境NGOと呼び、全国に約4,500団体が活動している。
ふ～	風力発電	風の力で風車を回して発電する方法。風力エネルギーは無尽蔵で無公害だが、気象による発電量の変化が大きい。→ 新エネルギー

ふ～	富栄養化	湖沼などの閉鎖性水域(→)で、プランクトンの増殖や水生植物の生育に必要な栄養塩類(窒素やりんなどを含む化合物)の濃度が必要以上に増加する現象をいう。生活排水(→)や肥料などが流れ込み、富栄養化が進むと、プランクトンが異常増殖し、赤潮(→)、青潮(→)、アオコ(→)の発生する原因となる。児島湖や瀬戸内海の富栄養化状態の改善のため、広域的な取組がなされている。→公害、水質汚濁
	浮遊粒子状物質(SPM)	ばいじん(→)、粉じんなどの大気中の粒子状物質のうち、粒径10マイクロメートル以下のものをいう。人の呼吸器に沈着し、健康を害するおそれがあるため、環境基準(→)が設定されている。工場等の事業活動や自動車の走行に伴い発生するほか、黄砂や風による巻き上げ等の自然現象によるものもある。→大気汚染
	フロン類	平成13年6月に制定された特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収破壊法)の対象となるCFC(→)、HCFC(→)及びHFC(→)を一括して指す用語。フロン回収破壊法では、オゾン層(→)の保護と地球温暖化(→)の防止のため、業務用の冷凍空調機器を廃棄する際にこれらの機器に充填されているフロン類の回収、破壊等が義務付けられた。→特定フロン、代替フロン、温室効果ガス
へ～	閉鎖性水域	外部との水の交換が少ない湖沼、内湾、内海などの水域をいう。児島湖や瀬戸内海は閉鎖性水域に当たる。流入してくる汚濁物質が外部へ流出しにくいいため、大都市や工業地帯に面している閉鎖性水域では、水質汚濁(→)や富栄養化(→)が進行しやすい。
ほ～	放射性廃棄物	原子力発電所や原子力燃料の精製、再処理工場からは、放射能を帯びた廃棄物が発生する。鏡野町にある日本原子力研究開発機構(日本原子力機構)人形峠環境技術センターでは、ウランの転換、濃縮等の試験から解体技術の研究開発に移行しており、これらの過程で発生した低レベル放射性廃棄物はドラム缶などに封入され、施設内で保管管理されている。県では、日本原子力機構に対し放射性物質等の厳重な管理を求めるとともに、人形峠環境技術センター周辺の環境放射線等の監視測定を行っている。
ま～	マニフェスト(産業廃棄物管理票)	産業廃棄物(→)の不法投棄を防止し、適正処理を徹底するため、事業者が排出するそれぞれの産業廃棄物に付ける管理伝票のこと。廃棄物の受け渡しや処理の流れを明らかにすることにより、排出事業者が廃棄物の処理状況を自ら把握することができる。1998年(平成10年)度から、電子マニフェストを利用することも可能となっている。→最終処分場
め～	メタノール自動車	石油代替エネルギーのひとつであるメタノールを燃料とする自動車のこと。二酸化炭素(→)や窒素酸化物(→)の排出量が少なく、黒煙もほとんど出ない低公害車(→)である。また、燃料のメタノールはさまざまな原料から製造できるのも利点となっている。→大気汚染
も～	モントリオール議定書	ウィーン条約(→)に基づき、オゾン層(→)の変化による悪影響から人の健康及び環境を保護するため、オゾン層を破壊する物質の生産量及び消費量の規制措置等を定めたもの。1987年に採択され、その後1992年の改正では、CFC(→)等の新たな生産等を1995年末までに全廃することなどが定められた。→特定フロン
や～	野生生物種の減少	地球上には多様な野生生物の種が生息、生育しているが、国際自然保護連合によれば5000種以上の動物が絶滅の危機にさらされている。野生生物種の減少の主な原因は、人類の活動である。いったん絶滅した種を、再び蘇らせることができない以上、野生生物の種の減少を防止することは、将来の地球、人類自身のためにも極めて重要なこととなっている。→地球環境問題、ラムサール条約、ワシントン条約、種の保存法
ゆ～	有害化学物質	人の健康又は生活環境への被害や生態系への支障を生ずるおそれのある物質。(大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律などで指定され、取扱いを規制された化学物質など。)→公害

ゆ～	有害大気汚染物質	継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となるもの。平成8年の大気汚染防止法改正で追加された。大気汚染による人の健康被害が生ずるおそれがある程度高いと考えられる有害大気汚染物質として、ベンゼン、トリクロロエチレン等22物質が指定されている。
	有機水銀	メチル基、エチル基などのアルキル基やフェニル基などと水銀とが結合している化合物のこと。かつては農薬などに使用されていたが、無機水銀に比べて毒性が強いので現在は禁止されている。熊本県水俣で発生した水俣病は、工場から排出されたメチル水銀が魚介類に蓄積され、これを住民が摂取したことが原因である。有機水銀は、水質汚濁(→)に係る環境基準(→)が設定され、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で厳しく規制されている。→公害
よ～	容器包装リサイクル法	正式名称は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」といい、一般廃棄物(→)の半分を占める容器包装ごみの減量化を図り、リサイクル(→)を積極的に進めるため、平成7年6月に制定され、平成9年4月から施行された。消費者が分別排出し、市町村が分別収集し、事業者がリサイクルをするというそれぞれの役割分担などを示している。
	要請限度	騒音規制法及び振動規制法に基づき定められた、自動車交通に係る騒音・振動の基準のこと。自動車騒音・道路交通振動が、この基準を超えた場合、市町村長は都道府県公安委員会等に対して対策の要請等を行うことができる。→環境基準、振動、騒音
ら～	ライフ・サイクル・アセスメント(LCA)	製品の生産から消費、廃棄に至るすべての段階において、その製品が環境へ与える負荷を総合的に評価する手法のこと。これまでは、製品の使用や廃棄に伴う有害物質の排出の有無、処理やリサイクルの容易性など、特定のプロセスだけを評価範囲としたものが多い。このため使用、廃棄の段階での環境への負荷が少なくても、原料採取、製造、流通などの段階での環境への負荷が大きく、全体としては環境への負荷の低減には寄与しない製品が生産されてしまう可能性がある。そこで、経済社会活動そのものを環境への負荷の少ないものに変革するために、世界的にLCAの重要性が認識され、研究が進められている。また、国際標準化機構(ISO)においても国際標準化の作業が進められている。→ISO14000シリーズ
	ラムサール条約	正式名称は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といい、湿地及び湿地特有の動植物の保全を図るため1971年2月に締結された。各国が適当な湿地の指定と登録を行い、登録湿地の保全、人為的干渉による変化等の情報の通報、湿地への自然保護区の設定と水鳥の保全などについて協力することを定めている。我が国では釧路湿原、クッチャロ湖、琵琶湖など33か所(平成19年3月現在)を重要湿地として登録している。→野生生物種の減少
り～	リサイクル	不用となったものをそのまま、又は加工するなど必要な手を加えて再度活用すること。ごみの減量化を図り、環境にやさしい循環型社会(→)を構築するためには、使い捨てになれた私たちの意識の変革と、効率的なリサイクルシステムをつくりあげることが必要である。
	リスク・アセスメント	ある地域に住む人びとが、その地域で環境中に放出されるさまざまな化学物質にさらされることによって、起こるかもしれない健康影響の種類とその可能性を数量的に予測すること。複数の化学物質による汚染が、人の健康に与える危険性を客観的な数値として算定できるという点で優れたものであるが、正確な予測を行うためには多数の化学物質すべてについて、毒性、環境への放出量、環境中での移動、人への摂取経路がわかっていなければならない。→リスク・マネジメント
	リスク・マネジメント	リスク・アセスメント(→)によって予測される健康被害を防止するため、いくつかの代替案の比較を通して最も適切な対策を選択していくための手法である。この中では、環境への放出を削減する方法や削減可能な量あるいは危険性の減少効果などを評価するとともに、対策を進める際の社会的、経済的な影響についても検討が行われる。

れ～	レッド・データ・ブック	絶滅のおそれのある野生動植物種に関するデータ集。1966年に国際自然保護連合が世界的な規模で絶滅のおそれのある野生動物をリストアップしたのが最初である。日本では、平成元(1989)年に環境庁が日本版レッド・データ・ブックを発表している。本県では県内の野生生物の現状について、平成10年度から14年度までの5か年計画で、調査検討し平成14年度末に岡山県版のレッド・データ・ブックを発刊、平成21年に改訂版を発刊した。→ 野生生物種の減少
わ～	ワシントン条約	正式名称は「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」といい、国際取引の規制により希少な野生生物の保護を目指すもので、1973年にワシントンの会議で採択された。対象は生物だけでなく、はく製、毛皮、きばなども含まれる。この条約を受け、日本国内では「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(種の保存法)により希少野生動植物種の譲渡等が規制されている。→ 野生生物種の減少

数字

3 R…………… 20,32,80

アルファベット

BOD(生物化学的酸素要求量) ……46
 COD(化学的酸素要求量) …… 46, 47,48,49,51,53
 CSR(企業の社会的責任) ……88
 ISO14001 …… 5,88
 LRT……………17
 NOx(窒素酸化物) …… 41,43
 NPO …… 3,78,80,81,82
 PCB(ポリ塩化ビフェニル)…………… 13,33
 PRTR ……61
 SOx(硫黄酸化物)……………43

あ

アースキーパーメンバースhip制度……………16
 愛鳥週間……………76
 アイドリング・ストップ……………39
 アオコ……………47
 赤潮……………52
 悪臭…………… 55,56,57
 アスベスト…………… 44,45

い

硫黄酸化物……………19,39,40,43
 一酸化炭素…………… 34,35
 一般廃棄物…………… 23,24,26

う

ウォームビズ……………16

え

エコアクション21……………88
 エコツアー……………83

エコパートナーシップおかやま……………15
 エコビジョン2010・2020 …… 2
 エコライフ…………… 3,15,16
 エネルギー起源二酸化炭素…………… 14, 15

お

岡山エコタウン……………22
 岡山県エコ製品…………… 20,89
 岡山県快適な環境の確保に関する条例……………87
 岡山県環境影響評価等に関する条例…………… 17,93
 岡山県環境基本計画…………… 2
 岡山県環境基本条例…………… 1
 岡山県環境審議会……………11
 岡山県環境への負荷の低減に関する条例… 6,40,
 41,42,43,44,49,58,61
 岡山県環境保全基金……………13
 岡山県再生品の使用促進に関する指針……………20
 岡山県産業廃棄物処理税……………88
 岡山県循環型社会形成推進条例…………… 20,22,89
 岡山県省エネルギービジョン…………… 3,15
 岡山県地球温暖化防止行動計画…………… 15,80
 岡山県版レッドデータブック2009……………68
 おかやま森づくり県民税…………… 78,89
 オキシダント情報・注意報……………39
 オゾン層……………18
 温室効果ガス…………… 4,14,15,16,17
 温泉…………… 12,70,75

か

外来生物法……………69
 化学的酸素要求量……………46
 合併処理浄化槽…………… 25,51,53
 環境影響評価…………… 17,93,94
 環境学習…………… 69,81,82,83,84
 環境基準…………… 34,35,36,37,38,39,40,41,46,47,
 50,51,53,55,56,58,59,60,61

環境基本法…………… 1,11,58,60,83
環境月間…………… 81,83
環境税……………88
環境負荷…………… 5,16,17,49,50,88
環境マネジメントシステム…………… 3,5,88
環境緑地保護地域……………67

き

京都議定書……………15
郷土記念物……………67
郷土自然保護地域……………67

く

クールビズ……………16
グリーンオフィス推進プログラム…………… 3,4
グリーン購入…………… 4,89,90
グリーン電力証書……………17

け

景観行政団体……………87
県立自然公園…………… 69,70,73

こ

光害……………87
公害…………… 6,7,8,9,19,40,42,43,44,49,55,56,88
公害防止管理者…………… 9
公害防止計画…………… 6,7
光化学オキシダント…………… 6,34,35,38,39
公共用水域……………46,48,49,63
国際環境協力……………19
国定公園…………… 69,70,73
国立公園…………… 69,70,73
国連人間環境会議……………83
児島湖流域水質保全基金(児島湖クリーン基金)54
湖沼水質保全計画…………… 47,53
こどもエコクラブ……………82

さ

最終処分場…………… 20,21,23,28,32,33
里地……………79

里山…………… 3,68,78,80
産業クラスター…………… 31,91
産業廃棄物…………… 28,29,30,31,32,44,88,89,91
酸性雨……………19

し

指針値…………… 34,37,46,50,56,60
自然海浜保全地区条例……………52
自然環境保全地域……………67
自然公園……………67,69,70,71,73,74,75
自然保護推進員…………… 68,73
自然保護センター…………… 68,71,82,83,84
臭気指数……………57
狩猟…………… 76,77
循環型社会…………… 3,20,22,27,32,83,84,88,89,91
循環資源総合情報支援センター…………… 20,31
振動…………… 9,55,56

す

水質汚濁…………… 6,32,46,48,49,50,51,53,54,58
スーパーエンバイロメントハイスクール……………84

せ

生活排水…………… 6,25,27,51,53,58
生態系…………… 14,51,61,67,69
生物化学的酸素要求量……………46
生物多様性…………… 67,76
ゼロエミッション…………… 20,89,90

そ

騒音…………… 9,55,56,80
ソーシャルビジネス……………80

た

ダイオキシン類……………26,33,59,60
大気汚染 6,17,32,34,35,38,39,40,41,42,43,44,60,61
太陽光発電…………… 3,13,17
代替フロン…………… 15,18

ち

地域グリーンニューディール基金……………13
地球温暖化……………3,4,5,13,14,15,16,18,78,80,81,83
地球環境問題……………17,82
地産地消……………17
窒素酸化物……………19,39,40,41,42,43
中央環境審議会……………11
中国自然歩道……………74
鳥獣保護区……………76,77
鳥獣保護センター……………76

て

低公害車……………44,89
電気自動車……………16,44,89
天然ガス自動車……………44,89

と

統一省エネラベル……………89,90
特定悪臭物質……………57
特定外来生物……………69
特定フロン……………18
特定粉じん……………40,41,42
トリクロロエチレン……………60,61

な

内分泌かく乱化学物質……………63

に

二酸化炭素……………14,15,16,17,19
人形峠環境技術センター……………64,66

ね

燃料電池……………44

の

農業生産工程管理(GAP)手法……………90

は

ばい煙発生施設……………9,39,40,41,42,43

バイオマス……………17,91,92
ばいじん……………39,40,41,43,91
ハイブリッド自動車……………44,89

ひ

ヒートアイランド……………16
干潟……………51,52,54,84

ふ

フードマイレージ……………17
富栄養化……………47,50,52
浮遊粒子状物質……………6,34,35,41
フロン類……………18

へ

閉鎖性水域……………47
壁面緑化……………16
ベンゼン……………6,40,42,60,61

ま

マニフェスト……………31

み

みどりの月間……………78
みどりの少年隊……………78

め

メタノール自動車……………44,89

も

もったいない……………3,20
藻場……………54
モントリオール議定書……………18

ゆ

有害大気汚染物質……………40,60
有機無農薬農産物……………90
ユニバーサルデザイン……………17,84

よ

要監視項目	46,50,58
要請限度	55

り

リサイクル	18,20,21,22,23,24,28,84,89,91
緑化	16,17,67,78